

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
327	令和2年12月18日	令和3年1月27日	財務省への紙資料の提出廃止	システムを使って送信したデータ(概算要求書など)や、財務省が各省からヒアリングする際の資料を、財務省は紙で印刷して持ち込むよう各省に指示する。また、例えば概算要求書であれば、持ち込みについても、担当者が事務的に渡すのではなく、管理職から担当主計官等に渡すことを求められる。ほんの数分のために往復10分以上かけて財務省を訪問しなければならないことも多々ある。	印刷費用、パイプ式ファイルやインデックスラベル、仕切り紙等の消耗品に関する費用。資料の準備や持込に要する管理職・職員の業務時間等が無駄であり、余計な超過勤務の原因にもなっているため。	個人	財務省	概算要求書については、財政法第46条の3において電磁的方法による提出も可能となっています。	財政法	現行制度下で対応可能	予算編成過程で使用される資料については、個々の状況に応じて紙又は電子媒体により対応頂いているところですが、今後も、両省間でよく相談しながら、事務負担に配慮した効率的な予算編成となるよう不断の見直しに努めてまいります。		
328	令和2年12月18日	令和3年1月27日	セキュリティ・IT人材の確保について	「政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針」にのっとり、IT人材の育成を進めていることだが、法務省においては、橋渡し人材等の選定にあたり東京で行われる研修を必須にしており居住地により参加機会が制限されること、平成13年度以前のIT関係の国家資格については選考の対象外とすることが決められている。本当にIT人材を育成する気があるならば、最低でも居住地による機会不均等を是正するべきではないか。	「政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針」が制定された当時は本省勤務の職員を対象に各省で運用等が定められた関係か、総務省の統一研修「情報システム新任者」の受講が必須となっており、地方勤務の者にとっては2泊3日の出張が必要となり、機会が均等ではない。eラーニングで全ての項目を受講し終えてもこの受講が必須となっているためIT人材として認められていないのが現状である。 また補佐官等の人材育成についても平成13年度以降の資格を選考対象としていることから、当時新採用の者でも40代半ばの年齢となり、求める人材の年齢層と資格の設定がアンバランスとなっている。平成13年以前の情報処理関係の資格を有している職員を選考外とする基準が不明である。 本気でIT人材を確保するのであれば、機会は均等に与えるべきであるし、希望する者については資格や実績を勘案し情報関係の職員として登用を進めていくべきである。 IT橋渡し人材等の概念が出来る前から、情報機器の管理等を本来業務の他に任されている職員がいるが、上層部がITはわからないから、と放置され続けているのが現状であり、現在のIT橋渡し人材の運用ではIT関係の人材は確保できないと思われる。 また転動を避けるためや、本来業務の他にIT管理を割り振られるために申し出をしない職員もいるので、テレワークを利用したり、専門業務とすると人材確保につながると考えられる。 なおスキル認定等の要件は法務省の要件で述べているのでは、他省庁では違うかもしれないが、各省のセキュリティインシデントの状況を聞いていけると同様の状況と思ひ提案した。	個人	法務省 総務省	橋渡し人材のスキル認定については、「橋渡し人材のスキル認定の基本的な考え方」(平成29年9月5日各府省庁副CISO・副CIO合同会議決定)及び「橋渡し人材のスキル認定の基準」(平成30年1月31日各府省庁副CISO・副CIO合同会議決定)において、「情報システム企画等業務又は情報システムに係る運用等業務の経験」及び「研修の修了又は各種資格等の保有」を要件としています。 このうち、「研修の修了又は各種資格等の保有」については、総務省行政管理局が実施する情報システム統一研修の修了が基本とされており、地方支分部局勤務の職員にも、同様に修了を求めています。 このほか、各府省庁が独自に実施する研修のうち、情報システム統一研修と同等以上の内容を有すると認められるものについては、情報システム統一研修の修了に代えることができ、法務省では2つの研修が認められています。また、独立行政法人情報処理推進機構が行う「情報処理技術者試験」等の各種資格等のうち、情報システム統一研修と同等以上の内容を有すると認められるものについては、情報システム統一研修の修了に代えることができます。	なし	現行制度下で対応可能	情報システム統一研修のうち、中央合同庁舎第2号館で実施されていた集合研修については、令和2年度第2四半期より順次、講師の準備等が整わないものを除き、WEB会議サービス(Webex)によるWeb受講を可能としました。 また、各種資格等の保有による情報システム統一研修の代替措置については、橋渡し人材が、技術の進展等に対応した的確な素養を有する必要があることから、現行の枠組みとなった平成13年以降の試験に限っています。 政府全体の方針を踏まえて、引き続き、スキル認定の運用改善に努め、関係府省庁と協力し、法務省におけるセキュリティ・IT人材の育成に向けた取組を進めてまいります。		
329	令和2年12月18日	令和3年2月18日	中曽根元総理合同葬について	コロナ対策予備費を使わず出来ないんですか？ 必要であれば、国葬の必要性と、必要経費の内訳を国民に提示しなければ、税金を使う事への納得は得られないです。	コロナで亡くなった訳でもないのに、コロナ対策予備費を使うのは間違っています。 使うのであれば、コロナで亡くなり、顔を見る事もなく火葬されてしまったご遺族にお見舞い金を出されてはどうでしょう。 そもそも、なぜ国葬が必要なのでしょう？ クラウドファンディングが必要と思う方から集めれば、と言う意見もあるようです。 せめて、国会を開いて、全議員で議論するべき案件だと思います。	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。					
330	令和2年12月18日	令和3年1月27日	自衛隊の行政文書のデジタル化について	行政文書の受付の際、デジタル化されているものを一度紙に刷り、受付印を押してから再度スキャナーでPDFにしてデジタル登録するという無駄をやめる。	現在、陸上自衛隊では総務省の文書システムを利用し行政文書を受付しているが自衛隊の文書管理規則で取得した文書には受付印を押す管理しなければならないとされており、せっかくデジタル化されているのに一度紙に刷り、受付印を押す、再度スキャナーでPDFにして再登録するという無駄な作業をしている。 スキャナーでPDF化した後の紙文書はその後シュレッダーで破棄されるが紙の無駄遣いである。 陸幕の関係者は規則改正する予定だと言ってから2年くらい経ち、その間の紙の消費量は莫大である。 速やかに規則改正をすれば大幅なコストの削減になります。 よろしく願います。	個人	防衛省	防衛省行政文書管理細則において、当該業務を担当する課等において接受し、文書管理システムを用いて受付番号を付与し、及び受付印を押す(電磁的記録は、当該記録を出力したものに押印し、又は受付の記録を入力する)ものとされていました。これに伴い、電磁的記録の場合は、当該記録を出力したものに受付印を押印し、再度スキャナ等により取り込んだものを一元的な文書管理システムに登録していました。	防衛省行政文書管理細則(官文第4026号、23. 4. 1)第4第1項	対応	令和2年12月18日付で防衛省行政文書管理細則の一部改正を行い、当該業務を担当する課等において受付文書に受付印を押すものとしていたところ、原則として一元的な文書管理システムを用いて受付番号を付与し、受付の記録を入力し及び保存するものとする規定を整備しました。		
331	令和2年12月18日	令和3年1月27日	国税調査	国税調査を廃止・簡素化しては	この度国勢調査で感じたことは、内容は、ほとんどのことが、どこかの省庁?市町村等に届けているのかなと思います。 あえて、調査員等の費用をかけて、する必要が、あるのかなと感じました。 マイナンバー等で、管理していけば、いいのかなと思います。 また、マイナポイント等(毎年ならいざしらず1回だけで)マイナンバーカードの普及は、しないと思います。 国民全員配布が、いいと思います。 当方は、住民基本台帳カードから、所持しており確定申告(電子申告)に利用しています。 しかし、それだけでは、他人にマイナンバーカードは、おすすめてできるものではない、ありません。 政府が、本当に普及望んでいるなら、全員配布を検討した方が、いいと思います。 また、現時点では、何とかデジタル化についていけますが、今後、デジタル難民になる可能性もあります。 そのフォロー大事だと思います。 確定申告(電子申告)・当別定額給付金すべて、パソコンでしましたが、電話アドバイスなければ、手間取っていました。パソコンサイトのよくある質問等だけでは、自分で行うのは、常に難しいと思います。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。					

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
332	令和2年12月18日	令和3年1月27日	NHK受信料の見直し	現在、NHK受信料は支払い義務とされているが、未払いの人も多く存在しており、不公平な徴収制度となっている。公共サービスの一つとして捉えているのであれば、消費税などからNHKの経営もすべきではと思う。	上述の通り、現運用は不公平さが否めない。もし皆がきちんと支払うことができれば、一人当たりの負担額が減るのでは。	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。	放送法第64条第1項	その他	NHKの受信料制度については、国民・視聴者が納得のいく、公平なものであることが極めて重要であり、不断に検討を行うことが必要であると考えます。	
333	令和2年12月18日	令和3年1月27日	国際結婚	国際結婚をするに当たり婚姻要件具備証明書を申請する時に戸籍謄本は区役所に行き婚姻要件具備証明書は、法務局へ行かなくてはなりませんその後外務省での認証印が必要で、3か所の部署に行くのに数日掛かり勤め人は、かなり大変です。	区役所・法務局・外務省と三場所を申請に当たり一箇所に出来れば、時間的余裕もできます。	個人	法務省 外務省	戸籍謄抄本等の交付請求は、本籍地の市区町村の窓口において行うほか、郵送による請求も可能です。また、戸籍謄抄本等の請求は、コンビニ等で専用端末から請求する方法も認められています。なお、コンビニ等での請求を可能とするシステムの導入は、戸籍事務を管掌する市区町村の判断によることとされており、令和2年12月現在643の市区町村で導入されております。婚姻要件具備証明書は、本籍地市区町村又は法務局(地方法務局、支局を含む)において発行が可能です。外務省の認証については、婚姻要件具備証明書の使用先となる相手国政府機関が求める場合のみ必要とされるものと承知しており、また、同申請・交付に当たっては郵便でのやりとりを可能としています。	戸籍法第10条 戸籍法施行規則第79条の2	対応不可	制度の現状に記載のとおりであり、証明書の発行の可否はそれぞれの機関で判断されることから、御意見には応じかねます。	
334	令和2年12月18日	令和3年1月27日	法務局の登記相談の改善	1. 登記相談時の登記法に関する記載事項の相談については、添付書類に関するものでも相談に応じて頂きたい。 2. 法人の代表者でなければ相談すらできないとする表記は、過去の内閣府に対する回答と相違するので、従業員であっても相談できることを案内文に明記して頂きたい。 3. 税務署であれば、当たり前だが、法務省は出来ない。通達をすべて開示し、相談するには親切に対応をしていただきたい。「分からなければ税理士に相談しろ。受益者負担だ。」などという税務署は全国どこを探しても存在しないが、法務省は全国的に司法書士に誘導をして、本人申請の相談に誠実に応じようとしておらず、極めて不親切である。	平成31年4月より、法務局の登記相談が非常に不親切になっている。たとえば、大阪法務局においては、会社法人登記の相談をしようとしても、「登記の申請人は、土地・建物の名義人や会社・法人の代表者です。それ以外の方については、相談をお断りする場合があります。」との案内が配布されており、従業員や担当役員の相談を拒絶している。大阪法務局 登記相談予約(PDF) http://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/300129toukisoudanshougyouhoujin.pdf しかも、登記に添付する議事録や証明書については、会社法上では必要とされない書類であっても、登記において必要とされる記載事項などが多々存在する。たとえば、代表印か個人の実印か、それとも認印で良いのかといったことは、多くが法務省による通達で定められ、相談をしなければ分からないことが相当に多い。しかも、添付書類の相談は受け付けないの一点張り、「添付書類は申請してから判断する」といった対応マニュアルが作られたとのことである。法務省には、登記に関する通達をすべて開示するように求めたが、これすら拒絶している。さらに、内閣府には従業員による登記の代理・代行は認められると回答をしながらも、実際には上記の案内をして、代表者以外の相談を排除する方法により、司法書士への誘導をしているのが実態である。もちろん、これは行政手続法に違反することではあるが、行政手続法が制定されてから平成31年3月までは、このような不便な取り扱いはされていなかった。法務省としては、法律の遵守をして頂きたい。	個人	法務省	法務局・地方法務局では、登記手続の案内窓口を設けており、多くの方をお待たせすることなく利用していただくために、一定時間に限定した事前予約制を導入しています。なお、これらの手続案内については、登記すべき事項に係る事実が有効に発生していることを前提に登記申請手続を説明するものであることから、申請書や添付書類の内容自体の適否までの確認は原則行っておりません。おつて、これらの手続案内を利用することができる方は、登記申請適格者(登記申請適格者が来庁することができないことにつきやむを得ない事由がある場合には、その親族又は代理人を含む。)を対象として行っており、これら以外の者に対する手続案内は行っておりません。	なし	その他	法務局・地方法務局における手続案内については、より質の高い行政サービスを提供することができるよう、今後も法務局ホームページに掲載している申請書のひな形や添付書類の記載例等の充実を図ってまいります。また、手続案内の利用者については、登記申請適格者(登記申請適格者が来庁することができないことにつきやむを得ない事由がある場合には、その親族又は代理人を含む。)を対象として行っており、申請人が会社・法人の場合に、当該会社等の従業員であることが確認できれば、手続案内を利用していただくことが可能となっております。	
335	令和2年12月18日	令和3年4月16日	マイナンバー利便性向上兼義務化案	現マイナンバー制度では、身分証明書程度の役割ぐらしかなく利便性も低い行政・民間サービス関わらず使用できるようにしてほしいです。	住所や国籍、本籍などの個人を示す行政サービスは個々での申請が必要のために利便性を欠いている。特に住民基本台帳の申請や本籍移動などかなり面倒です。住民基本台帳を破壊し、個人を示す情報をマイナンバーに集約したうえで民間等の利用を拡充してほしいです。強いて案するならば各運転免許証・民間の資格や納税システムもマイナンバーに統合し、発行を義務化してほしいです。無論、与野党問わず国民に番号を振ることに反対する勢力や情報管理の甘さを指摘する勢力もいるでしょうが「買収できる民間企業」に情報管理を任せるほうが危険な発想であり、100%安全セキュリティなんて存在しないことを予め説明する義務・トラブルが発生したときの対処する法律なども制度して整える必要性もあります。	個人	内閣官房 総務省 法務省	マイナンバー制度においては、個人情報保有する機関がそれぞれにマイナンバーを含む個人情報保有し、必要に応じて情報提供ネットワークシステムを使用して情報の照会・提供を行う、分散管理の方法を執ることにしています。また、マイナンバーの利用については、社会保障、税、災害対策の3分野を対象とし、マイナンバーを利用できる場合をマイナンバー法で定め、その範囲内においてのみ、マイナンバーの利用を可能としています。	社会保障・税番号 大綱(2011年6月30日決定) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第3条第2項、第9条	対応不可	貴重なご意見ありがとうございます。マイナンバー制度においては、マイナンバーをキーとして、特定の機関に個人情報を集約して単一のデータベースを構築する方法はとらないこととされています。これは、万が一そのデータベースから情報漏洩等が生じた場合の影響が甚大なものとなる危険があることから、各機関がそれぞれ個人情報を保有し、必要に応じて情報提供ネットワークシステムを使用して情報の照会・提供を行う、分散管理の方法を執ることとしているものです。また、マイナンバーが広範に利用されれば、マイナンバーと紐づいた個人情報が漏えいしたり、不正使用されたりしたときのプライバシー侵害は深刻となります。そこで、マイナンバー制度においては、マイナンバーの利用を社会保障、税、災害対策の3分野を対象とし、マイナンバーを利用できる場合をマイナンバー法で定め、その範囲内においてのみ、マイナンバーの利用を可能としています。何とぞご理解いただけると幸いです。	
336	令和2年12月18日	令和3年1月27日	耐震対策緊急促進事業の委譲事務について	(1)都道府県から国交相への進達の押印廃止。同時に書類の提出を電子メール化(現在郵送が原則) (2)都道府県である来年実施している「交付決定状況について」の調査廃止(もともと国交相側へ提出済みのデータを集計するだけのものであり、国交相側で作成可能なものがわざわざ都道府県へ調査依頼するのは無駄) (3)提出必須様式の精査、一部廃止(同内容の記載を要するものが多量)	都道府県職員で、標記事務を担当しています。国から委譲されている事務でありながら、国交相への進達後、交付決定がおりるのに1~2ヶ月の決裁時間を要しており、申請した事業者、市町村担当者とともに日々頭を悩ませています。せめて、同自治体での押印及び郵送にかかる数日だけでも短縮したいと考え提案します。また、郵送から電子メールでのエクセルデータのやりとりへ切り替えることで、来年実施している(2)に記載の調査についても、わざわざ都道府県に照会することなく国交相で持っている情報のみで、簡便に間違いなくデータ化することが可能です。そのためには様式変更が必要になってくると考えますが、もともと類似様式が多く「なぜここまで細分化する必要があるのか」理解できない状態であるので、精査廃止を実施するよい機会になると考えます。様式が減れば、国交相も都道府県も市町村も、審査にかかる時間が減ります。おそらく、電子メールを用い、エクセルデータをやりとりすることで「国交相側でデータ改竄をしていない」という根拠が薄れる」といった反対意見があるので、と思いますが、真摯に審査事務に取り組めば全く問題ない話であり、効率化できる膨大な手間、無駄な時間を見越すと手は無いと思います。	個人	国土交通省	耐震対策緊急促進事業は耐震診断義務付け対象の民間建築物の耐震化に係る防災・安全交付金等の支援に上乗せし重点的に支援する補助事業です。当該補助事業における交付申請書の受理や、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等の事務の一部を都道府県が行うこととしております。	なし	検討を予定	(1)について 令和2年8月26日付け事務連絡「補助金に係る事務手続の公印省略等について(周知)」において、地方公共団体等から提出される交付申請書等については公印が省略されたものであっても差し支えないものとし、申請等に当たっては、各地方公共団体の規程等によることとされたい、とされたところであり、この取扱いは令和2年9月1日以降に発出する文書から適用されたところとす。 また、令和2年12月15日付け事務連絡「補助金にかかる事務手続の公印省略等について(追加周知)」において、地方公共団体等以外の手続等についてはオンライン化を図る観点から、原則メールを利用することとし、当該文書の真正性を担保するため、 ①. 民間事業者等の担当者を複数名含めた送受信とすること ②. メール件名または文中に、正式な申請・決定等であることを記載すること ③. ①、②の要件を満たすメールを送受信者双方で保存すること を満たすこととしており、この取扱いは令和3年1月4日から適用されたところとす。 (2)(3)について 「交付決定調査」については、「予算執行等に係る情報の公表等に関する指針」において、事業名、補助金等交付先名等の補助金等に関する事項の公表を行うこととされています。当該調査については、公表に必要ではない内容も含まれていることから、その他の提出様式の内容も含め業務の効率化が進むよう見直しを行ってまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
337	令和2年12月18日	令和3年2月18日	葬儀費用	税金での葬儀のとりやめ。費用は私費とし、香典で補填(もちろん政党交付金や調査費などは使用不可)。	税金での葬儀のとりやめ。費用は私費とし、香典で補填(もちろん政党交付金や調査費などは使用不可)。	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。					
338	令和2年12月18日	令和3年2月18日	災害や大火など有事発生時の自衛隊・海上保安庁・警察・消防の統合運用	近年大災害が日本においても頻繁に起こっています。災害対応に当たる各官の役割は決まっていると思いますが、省庁横断的に協力連携を行える部分を更に詳しく探し、それを基礎として統合有事対応部を司令塔として作り、自衛隊・海上保安庁・警察・消防を運用すれば、有事の即応能力が恒久的に高まると考え提案しました。	自衛隊・海上保安庁・警察・消防が有事に現在よりスムーズに統合運用できれば、陸・海・空における災害被害など、迅速に対応できます。それは災害時の部隊移動時、交通網が遮断されている時、顕著なメリットがあります。統合有事対応部が司令を出すことにより、一元的に迷いなどの所属部隊がどのように動けば、一番効果的に交通網が復旧できるかが、ほぼ反射的に現場部隊まで伝わるからです。大火・行方不明者捜索・テロ対応(予防も含む)また国防分野においても同様なメリットがあるでしょう。現在進めているデジタル化のシステムを、丁寧に上述の運用に合わせて作り、司令塔となる統合有事対応部の人材として、分析能力に長けた方々を選べば、効果はさらに高まります。日本社会における国民からの信頼と安心感が得られ、運用によっては、国際社会からも強い関心と信用が得られると考えます。	個人	内閣府 防衛省 国土交通省 警察庁 総務省	災害発生時には、実働部隊の運用含め、内閣総理大臣の指揮の下に内閣官房や内閣府が中心となって省庁横断的な取組を行い、各省庁と自治体の適切な役割分担のもと、迅速かつ的確な応急対策と被災地の早期の復旧・復興に取り組んできたところとです。 各省庁省庁間で災害種別ごとの防災訓練を定期的実施するとともに、令和2年4月、内閣危機管理監の下関係省庁局長級が集まり定期的に災害対応について議論を行う「自然災害即応・連携チーム」を新たに設置し、平時から顔の見える関係を作ること、実働部隊を含めた各省庁の連携を一層強化しています。 災害対応のデジタル化についても、各省庁の適切な役割分担の下、関係府省庁間で密に連携しながらその取組を推進しているところです。		現行制度下で対応可能	防災体制の充実強化は重要な課題であり、特に、一刻を争う応急対策の局面において重要な役割を果たす実働部隊については、適切な役割分担のもとで円滑に連携を行うことができるよう、そのあり方について不断の見直しを進め、万全の防災体制の確保に努めてまいります。		
339	令和2年12月18日	令和3年2月18日	電子申告について	e-taxとel-taxを1本化してほしい。あるいは法人番号やマイナンバーなどのシステムを合同で運用出来るようにしてほしい。	会計事務所に勤める者です。先日、電子申告を行ったところ、県の役所から「(株)や(有)ではシステム上違う会社として認識してしまうので、株式会社や有限会社のように正式な名称で申告してほしい。」とのお願いがありました。同じように申告している税務署からそのような話は聞いたことがありません。おそらく国税用の整理番号や法人番号で管理しているためだと思われる。こちらの登録の問題でもありますが、法人番号や個人番号ができた時代にまだ名称で管理するというのは非効率でし、番号の意味がありません。法人や個人の管理方法が1本化できれば、申請者も役所も手間が省けるのではないのでしょうか。	個人	総務省 財務省	法人住民税及び法人事業税等の申告書への法人番号、法人名及び所在地などの記載につきましては、地方税法施行規則において申告書への記載事項として定められています。また、eLTAXで電子申告を行う場合、法人番号を入力することで、申告書の所定の箇所に法人名及び所在地の自動転記が可能となるため、その場合、法人名の直接入力には不要となっています。	地方税法施行規則第3条、第5条、第10条の2等	対応	ワンスオンリー原則に基づき、eLTAX又はe-Taxのどちらかに情報を提出すれば、同様の情報のもう一方への提出を不要とする取組が重要と考えており、国税・地方税を通じた納税者の利便性向上に、積極的に取り組んでまいります。		
340	令和2年12月18日	令和3年2月18日	中曽根元総理の合同祭	税金でやるのはやめて下さい。	コスト削減。税金でする意味がわからない	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。					
341	令和2年12月18日	令和3年1月27日	省庁の任期付職員採用時提出書類の簡素化	省庁の任期付職員採用時提出書類について、転職回数が多い人ほど在籍証明書を取り直す手間がかかる。これを簡素化していただきたい。	5年前に内閣府の任期付き職員として採用されました。また、現在は地方国立大学の特任教員としております。それぞれの採用手続きの際に、過去に在籍していた各社の在籍証明を提出する必要がありました。私は転職回数も多く、今は合併等で別会社となり在籍が確認できないからと拒否されたり、倒産などで現状存在していない会社もあつたり、また、賃金未払いがあり訴訟で争ったことがある会社だと、最初から在籍証明の発行に協力いただけません。また、自営業の時もありましたので、在籍証明を自身で発行することができません。そこで、在籍証明に代えて、年金支払記録で確認できるようにしていただきたいと思っています。それであれば在籍証明がすぐに取りれます。	個人	人事院	各省庁における職員採用時の給与決定においては、採用前の経歴として、在職していた民間企業等の雇用形態や従事していた職務の内容を確認し、職員の給与に適切に反映する必要があります。そのため、各省庁において在籍証明書等を求めている場合があると承知しています。ただし、厚生年金の納入記録や給与明細(通帳の振り込み記録等)、源泉徴収票等を用いても、各省庁において上記の確認を適切に行うことが可能と判断するのであれば、差し支えないと考えております。	人事院規則9—8(初任給、昇格、昇給等の基準)別表第4 経歴年数換算表	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
342	令和2年12月18日	令和3年1月27日	消費税法インボイス制度に伴う財務処理のデジタル化	2023年10月1日より導入される消費税法インボイス制度について、インボイスのデジタル化を国にお願いしたい。日本全国のインボイスの量は、経済取引量の総数に相当する数となりますが、インボイスを法人番号、事業者番号ごとに国が管理するサーバーに保存していただくことは可能でしょうか。保存形式は、お任せいたしますが、e-TAXでの決算書形式XBRLの形式が良いと思います。その保存したビックデータを法人番号事業者番号ごとにダウンロードができ、財務の仕訳情報として自動入力ができるようにしていただきたい。	1. 消費税インボイスの入力や保存の軽減 取引の都度、紙でインボイス作成及び保存は、中小企業にとって実務的に不可能である。自社アプリケーションでのインボイス作成保存が自動化されれば可能と思いますが、中小企業にとっては、コスト的及び時間的に耐えられる状況ではありません。たとえばレジと国のサーバーが繋がっていて、顧客の番号がわかれば自動的に会計が終わり、入力しやすいフォーマットを作っていたらいいと思います。 2. 中小企業の財務処理の軽減 現在中小企業の財務処理は、ほとんど税理士に委託し記帳業務として報酬を払っています。インボイスが集約されている国のサーバーから自社の法人番号を入力すれば、指定期間のインボイス(仕訳データ)がすべてダウンロードできます。そのデータを利用し自社財務ソフトへコンパートができれば、売上情報経費情報も自動入力となりますのでほとんどの仕訳が入力済みとなります。インボイスがない取引は自社入力となりますが数は少ないでしょう。 財務処理の軽減が可能となり、財務にかかるコストが軽減されます。 3. セキュリティーについて 国のサーバーへのアクセス制限ですが、自社の法人番号のみの検索しかできなく、他人のデータを見られなくする。 国税庁のアクセスについては、国にお任せいたします。ただ全部国税当局に見られている状況は、国民が納得するかどうか疑問です。最後にインボイス制度のサーバー化は経済産業省国税は財務省にまたがっていますよりよい方法でお願いいたします。	個人	財務省	令和5年10月以降、消費税の仕入税額控除の要件として、原則、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書の保存が必要になります。適格請求書とは、発行者の登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類です。適格請求書の交付に代えて、電磁的記録(適格請求書の記載事項を記録した電子データ)を提供することも可能です。また、電磁的記録の提供を受けた事業者は、一定の要件の下、その記録を保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。	消費税法第30条、第57条の2、第57条の4	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおり、適格請求書の交付及び保存は電磁的記録により行うこともできます。紙によるか電磁的記録によるかは事業者の任意です。なお、提案理由欄に「取引の都度、紙でインボイス作成及び保存は、中小企業にとって実務的に不可能」と記載されていますが、適格請求書は、日ごろの取引で授受されている請求書や納品書に一定の事項を追記するものである旨申し添えます。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
343	令和2年12月18日	令和3年1月27日	経費精算の領収書現物(紙)取得、保管	<p>交通費、送料、飲食代等、少額経費について、領収書現物を受領し、金額にかかわらず領収書現物を糊付けし経費申請・精算しています。仕組み上、社内チェック(上司確認)が為されており、領収書画像データ(写真)で金額内容が確認できれば、現物領収書の添付が無しで経費精算できても良いと思います。税務署への事前申請・承認があれば領収書電子化導入可能と聞きますが、タイムスタンプの条件など、中小企業レベルでは実質的に対応できません。一般的に流通している経理ソフトの機能で、容易に導入できる位に制度・仕組みに変えていただきたい。</p>	<p>在宅勤務対応可能 領収書現物保管不要(倉庫費用削減) 現物送料削減 紙の削減 領収書紛失による経費受領不能回避</p>	個人	財務省	<p>国税関係書類のうち、決算関係書類以外の書類については、税務署長の承認を受けたときは、紙とスキャナ画像の同一性の確認やタイムスタンプの付与等の所定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存(以下「スキャナ保存制度」といいます。)</p>	<p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律等</p>	<p>対応</p>	<p>スキャナ保存制度については、令和2年12月21日に閣議決定された「令和3年度税制改正の大綱」において、紙とスキャナ画像の同一性確認の不要化や一定の場合にタイムスタンプ付与を不要化する等の抜本的な見直しを行うこととしております。上記の見直しを含んだ令和3年度税制改正法案を令和3年通常国会に提出する予定です。</p>	
344	令和2年12月18日	令和3年2月18日	中曽根康弘氏のための「内閣・自由民主党合同葬」について	<p>長きにわたり総理としてこの国のために尽力された中曽根康弘氏のために「内閣・自由民主党合同葬」を実施されることをとめるつもりはないが、1円たりとも税金を使うことはやめていただきたい。税金は、先の見えないコロナとの戦いに、混乱の中で生きていくことも難しくなっている人のために使っていただきたい。</p>	<p>新しい首相のもと、この国があるべき方向に進み始めるものと期待していた。9600万をかける「内閣・自由民主党合同葬儀」を、「内閣」にも、「自由民主党」にも止める方がおられなかったことに落胆している。9600万という葬儀費用は、庶民感覚の理解を超えるものである。「元総理」と「一介の庶民」に違いがあつて当然ということなのかもしれないが、このようなずれてしまった感性で、この国があるべき方向に導いていけるのだろうか不安になる。1806日という長期にわたってこの国のために尽力された中曽根氏のために「内閣・自由民主党合同葬儀」を実施されることを止めるつもりはないが、税金を使うことはやめていただきたい。国民が、コロナとの厳しい戦いの中で苦しんでいるこの時期に、国民を失望させるような税金の使い方をしないでいただきたい。</p>	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。				
345	令和2年12月18日	令和3年1月27日	2対1ルールへの導入制度化を求めます。	<p>米国に倣い 日本での2対1ルールを導入し規制削減の制度化をするものです。</p>	<p>アメリカではトランプ大統領就任とともに大統領令によって2017年1月に所謂2対1ルールを発令しました。これは新しい規制を1つ作る際には少なくとも2つ以上の規制を廃止しなければならぬというルールです。規制によって民間企業の損失コストが発生し、そのコストを加算された製品・商品等が市場の収縮を誘発させておりその損失を軽減し民間に戻そうと言う事です。これによって1つの規制に付き22個の規制が廃止・停止等になったという事です。このルールの利点は新たな規制を作る側に要らない規制を選ばせる事が出来る事です。日本では1990年代から規制の数が一気に増加し立法爆発の状態であると言われてます。OECDの中で技術力や競争力は上位なのに、経済成長率がほぼ最下位なのは立法爆発の要因も大きいのではないのでしょうか。アメリカはコロナ禍の前迄はトランプ大統領の2対1ルールを含めた経済政策によって好景気と低い失業率を記録していました。安全保障の規制はしっかりとしなければならぬのとは質を違えて、産業経済の面では日本もアメリカの良い所は見取うべきだと思うものです。</p>	個人	内閣府 総務省	番号139の回答を参照してください。				
346	令和2年12月18日	令和3年1月27日	国勢調査と住民基本台帳との連携について	<p>総務省が行う国勢調査は、国が選挙区割りや地方交付税の根拠値とするために実施されるものですが、調査には巨額のコストがかかっているものと思われまます。本来であれば、地方自治体が管理している住民基本台帳(住基)の人口総数により国調人口が算定されるべきと思いますが、それを改めて国がコストをかけて調査する必要性はあるのでしょうか。国の事務と地方自治体の事務という縦割りの構造が、無駄な業務とコストを生じさせてはいないのでしょうか。国のすう勢を図るものは、国、地方の枠にとらわれず、住基人口に基づくものとの方向で一本化した方が、スマートで効率的と考えます。</p>	<p>国勢調査に要するコストは、令和2年度の総務省統計予算の伸びで見ると600億円以上と推察していますが、調査の目的は、選挙区の区割りや地方交付税の算定根拠となるデータを得るためとされています。地方自治体が管理する住民基本台帳(住基)には、学生や施設入所などの異動は必ずしも反映しておらず、実態との多少のずれはあります。しかしながら、それはコストに見合うものなのでしょうか。選挙権や様々な住民サービスも、住基に基づき生じるものなのですが・・・また、世帯の捉え方が、国勢調査では外形的に同一家屋に居住する単位で捉え、住基では同一生計で捉える場合もあるなどの違いがありますが、住基に外形と生計の双方の世帯管理を行える記載項目の追加を行えば、自治体の課税部門の管理にも役立つと思います。就労状況も、住基に任意の記載項目として加えれば同様かと思えます。国調は国の事務であり、住基は自治事務なのですが、住基ネットにより住基の情報が国の事務の効率化に活用されたように、国勢調査に巨額のコストをかけるのであれば、その結果を住基の精度向上に反映するなどの有効活用を考えるとはいかがなのでしょうか。課税の分野では、既に国税と地方税での所得情報の連携が図られていますよ。</p>	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
347	令和2年12月18日	令和3年4月16日	道路行政における各省庁の縦割りの改善	(1)交通円滑化に寄与する、国交省と警察のより緊密な連携 (2)道路上の違法行為に対する警察の取り締まり範囲の拡大(国交省管轄、行政管轄とされている部分)	(1)当方北海道在住ですが、国道における交通円滑化に対する取り組みが欠如していると感じます。特に、幹線道路などにおける、横断者も通行者もないにも関わらず反応する反応式信号や、道路交通法の考え方と反する道路構造(例:片側二車線から片側一車線に移行する際には走行車線側が消える。これだと、追い越し車線に速度帯の低い車両が多数存在し、円滑な交通が妨げられている)です。国交省、警察の縦割り行政の改善により、こういった状況を改善頂きたい。 →導入に係るコストは道路新設に比べ圧倒的に軽減できると考えられますし、費用対効果としては非常に良いと考えられます。また、交通円滑化に伴い交通事故に減少や物流コストの削減にも寄与すると考えられます。 (2)違法改造ナンバー車や改造マフラー車両の検挙は、国交省の管轄としているため、警察車両が取り締まることはほぼありません。しかしながら、縦割り行政のために違法改造車両を一番目にしているのは警察が、違法状態を見て見ぬふりをしているのは明らかにおかしいですし、違法改造車両の所有者も検挙されないのを良いことにやりたい放題の状況です。 また、車内から投げ捨てられるゴミも近年非常に多いですが、通報先が行政の廃棄物担当なのか、警察なのか、国交省なのか分かりません。そして取り締まる箇所も不明です。(各箇所共に連絡してくださいとしています) 窓口一本化するとともに徹底した取り締まりをお願いしたいです。 →縦割り化を改善し、違法改造車両を減少させることによる道路周辺環境の改善、また不法投棄廃棄物対策については、道路環境の改善と、美化に要するコストの削減が見込まれます。	個人	警察庁 国土交通省 環境省	(1) 信号機については、道路交通法第4条第1項に基づき、都道府県公安委員会が設置、管理しており、交通環境に応じた信号制御の見直し等の対応を行っています。 他方、道路については、道路法95条の2第1項に基づき、道路管理者が道路への区画線の設置、道路の通行の禁止又は制限、道路の交差部分及びその付近の道路の部分における改築等を行う場合、当該地域を管轄する都道府県公安委員会に意見を聴くこととなっております。 なお、御指摘いただいた道路構造につきましては、車道の幅員が減少する際、沿道利用が多い地域において左側車線を緩速車用として利用する場合、左側の車線を減少させていますが、沿道利用が少ない地域において左側車線を連続した走行車線として確保する場合は、キープレフト通行原則を構造的に担保するために、左側車線を連続した走行車線として確保することが望ましいとされています。 (2)前段 警察では、騒音に係る整備不良車両運転、消音器不備、番号標表示義務違反等、車両の不正改造等に対する取締りのほか、不正改造業者に対する取締りを推進しています。また、道路運送車両法を所管する国土交通省と連携し、不正改造に関する情報共有を図り、合同による取締りなどを実施しているところです。 (2)後段 道路上を走行中の車内からごみを投棄した場合、道路交通法第76条第4項第4号及び5号に抵触するおそれがあります。警察では、これら違反行為を認めた場合は、指導警告や検挙措置を行っているところです。 また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条では、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないこととしており、本規定に抵触するおそれがあります。各地方公共団体において、警察等と連携しながら不法投棄の未然防止や早期発見に努めているところです。	(1) 道路交通法第4条第1項 道路法95条の2第1項 (2)前段 道路交通法第62条、道路交通法第71条の2、道路運送車両法第19条ほか (2)後段 道路交通法第76条第4項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条	(1) 信号機について、警察庁では、交通の安全と円滑を図るため、個別の交通実態等を踏まえ、適切に信号制御の見直し等を行うよう、今後も引き続き都道府県警察を指導してまいります。 また、都道府県警察及び道路管理者においては、渋滞対策や交通事故防止の観点から、協議を行い緊密に連携して対策を講じているところであり、引き続きこうした取組を進めてまいります。 (2)前段 警察においては、制度の現状のとおり不正改造車両に対する取締りを行っているところであり、引き続き、国土交通省と連携を図るなど、これら取組を推進してまいります。 (2)後段 警察においては、地域の実態や住民の意見・要望等を踏まえた活動を行っているところ、パトカー等による警ら活動や通報等により違反行為を認めた場合は、行為の態様等に応じた適切な対応を行っています。なお、車内からごみを投げ捨てる交通違反行為や不法投棄事案を認めた場合は、最寄りの警察等に通報をお願いします。 なお、道路への不法投棄については、生活環境の保全のため、各地方公共団体においても、廃棄物の不適正処理の防止の観点から警察等との連携強化を図る等、地域の実態に応じたスムーズな連絡体制の構築に努めており、これらの取組を引き続き推進してまいります。		
348	令和2年12月18日	令和3年1月27日	2対1ルール	一つの規制を作る場合2つの不要な規制を廃止する	わが国は立法爆発の時代を経て、規制でがんじがらめであります。既にアベノミクスの結果が示しているように、すべての矢は同時に放たなければ意味がありません。民間の活力を最大限に生かすためには規制撤廃は不可欠です。すでに米国が成功例を実現しております。1つの規制を作る場合は不要な規制を2つ廃止。規制提案者には少なくとも2つ提出頂くようルールとし設定することが望ましいと考えます。	個人	内閣府 総務省	番号139の回答を参照してください。				
349	令和2年12月18日	令和3年1月27日	自動車輸送統計調査について	毎月、国土交通省より自動車輸送統計調査が送付されてきますが、電子報告で済ませず、紙ベースで送付する郵便代、印刷代を削減できると思われます。電子報告を推進する中で非常に無駄なことだと思います。	自動車輸送統計調査表については1社に対して営業所が複数あれば、複数送られてきます。まとめて送られて来るのであれば判なのですが、同じ住所に複数の営業所分送られてきます。郵便代についても馬鹿にならないと思います。印刷も毎回同じ書き方の指導も封入されており、非常に無駄だと思います。(会社の担当が変われば申し送り済む話ですので必要ありません。) 紙ベースでそちらに送付する際に会社の代表者印が必要でないで電子報告で十分だと考えます。 運輸局からは連絡用のメールアドレスの登録も義務とされていますので、そちらに一斉メールで「〇月分の輸送統計調査票の提出をしてください」と頂ければかなりの外注費等の費用の削減が出来ると思います。ご検討のほど宜しくお願い致します。	個人	国土交通省	自動車輸送統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査(基幹統計である自動車輸送統計を作成するための調査)として、国内で輸送活動を行う自動車を対象に、その輸送量・走行量等を把握することにより、自動車輸送の実態を明らかにし、我が国の経済政策及び交通政策等を策定するための基礎資料を作成することを目的としています。 自動車輸送統計調査の対象については、普通自動車、小型自動車及び軽自動車(道路運送車両法第3条)のうち、国土交通大臣が選定する自動車について調査を実施しており、毎月(貨物営業用は年4回)、層化無作為抽出により調査対象を選定しています。 調査対象の選定にあたっては、自動車登録ファイル(車検データ)等を母集団名簿として利用しています。	自動車輸送統計調査規則(昭和35年運輸省令第15号)第4条	検討を予定	本統計調査は、車両単位に調査を実施するため、自動車登録ファイル(車検データ)等を用いて、車両のナンバープレート単位で調査対象を選定しているところです。 ご指摘の件につきましては、車両は異なりますが、事業者名称、住所等について、同一事業者、同一住所であるものが確認できることから、同一事業者、同一住所になるものをまとめて発送できるよう、調査対象選定システムの改善、調査票発送時の封入に係る対応について、令和3年度内に予算要求等を含め検討することとします。 また、毎月調査をお願いしている調査対象事業者につきましては、記入要領等を年初1回のみ送付するなどを実施していくことにより、印刷・発送経費の削減をあわせて検討していきます。 なお、ご提案のあった電子報告につきましては、本統計調査では、従前よりパソコンからのオンライン調査に加え、令和2年4月調査分よりスマートフォンから回答ができる仕組みを整備し運用しており、調査票に同封しているオンライン調査のリーフレットにおいても操作手順等をご案内しているところですが、電子報告を推進するため、調査対象者への周知徹底を図ることを検討していきます。	
350	令和2年12月18日	令和3年1月27日	政府からの調査依頼の集約化	いろいろな省庁から会社宛てに調査依頼がきます。出さないと督促が毎日のように電話がかかってくる。各調査、同じようなことを聞かれていて非常に煩雑です。	たとえば高齢者・障がい者に関する報告は機構にも出さずし、ハローワークにも出します。同じような内容です。そして、数字が違つと「XIXに提出の数字と違う」と言われます。わかっているならまとめてほしいです。 企業の工数も関係役所が作成するぶあつい書き方マニュアルも郵送料も督促料も減らせます。 ほんとに迷惑です。デジタル庁でまとめてやって(WEB回答)、データベース化してほしいです。	個人	総務省 厚生労働省	国の行政機関が行う統計調査の範囲で申し上げれば、調査実施前に、統計法に基づき総務大臣の承認を得る必要がありますが、統計調査の承認審査の過程において、報告者の負担軽減等に留意して対応しております。 統計調査ごとに実施時期、調査対象、調査事項の定義等が異なりますので、類似の調査事項を調査している統計調査を完全に排除することは困難ですが、統計法の規定に基づき、他の統計調査との重複が合理的と認められる範囲を超えていないか、といった観点から審査を行っています。 また、令和2年6月に閣議決定した「公的統計基本計画」においては、統計調査の企画に当たり、他の行政記録情報の活用可能性を事前に精査・検討し、調査事項の縮減や代替を図ることとされており、これも観点として審査を行っています。	統計法	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載した報告者の皆様の負担軽減に資する取組について、引き続き、対応してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
351	令和2年12月18日	令和3年1月27日	農林水産省競馬事業の二重構造と二重免許認可制度の解消と一元化	農林水産省の競馬課がJRAと地方競馬それぞれで行っている競馬事業の一元化を提案します。 競馬の組織自体をJリーグのようなピラミッド組織へ調教師騎手及び馬も強いも上がっていく切確琢磨する組織への変換。 JRAとNARがそれぞれで行う人材育成組織(競馬学校)の統一調教師・騎手の免許制度認可の二重構造の一元化	同じ競馬を運営するのに農林水産省の競馬課はJRAと地方競馬の二重組織で運営されて役人の人件費等無駄が多いのではないかと一元化を提案。 競馬の魅力を上げるために組織自体統合一元化した後Jリーグのようなピラミッド組織にして地域性を出し地元から出た馬や騎手をファンが応援し感情移入できるようにする。 調教師騎手及び馬も強いも上がったり下がったりする切確琢磨できる組織への変換が必要である。 カジノ事業などとの一線を固りバランスをとる。 同じ競馬でもJRAと地方競馬の職業格差は甚大で地方競馬で勤務する人達の生活は致命的です。地方競馬の売り上げが堅調な今変革のタイミングです。 JRAとNARがそれぞれで行う人材育成組織(競馬学校)をもち敷地や教育環境等すべてが無駄な二重構造。なのに入学者は年にJRAが5~8名地方競馬は10~20名と間口も狭い その他に調教師・騎手の免許制度認可の二重構造はいかがなものか。日本国内でそれぞれ違う免許が存在するものは調教師と騎手ぐらい。自動車運転免許証は国内に2種類ありますか？分けるなら経験や勝ち数でレベル分けがいい。 早急な一元化をし地方競馬で従事している方への職業差別も無くす必要がある。	個人	農林水産省	①中央競馬と地方競馬 競馬は、競馬法に基づき実施されており、中央競馬は、畜産振興及び国家財政への寄与を目的として日本中央競馬会(JRA)(特殊法人)が実施しています。一方、地方競馬は畜産振興及び地方財政の改善を目的として、各都道府県等の地方自治体主催者となり自ら実施しており、現在、14の都道府県等が実施しています。 なお、中央・地方競馬(又は地方競馬間)の交流競走が実施されており、中央競馬と地方競馬の各競馬場等の所属馬、調教師、騎手が交流する場が設けられています。 ②調教師・騎手の免許制度 調教師・騎手の免許は、公正確保の一つの手段として不適格者を排除するためのものであり、競馬の施行と密接な関係があることから、免許業務は主催者等が実施することとされています。このため、中央競馬については主催者たるJRAが免許業務を実施しており、また、地方競馬については、地方競馬主催者の意思と責任で運営される地方競馬全国協会(地方共同法人)が一元的に実施しています。	競馬法第1条の2、第16条及び第22条	対応不可	① 制度の現状に記載のとおり、中央競馬と地方競馬では、競馬開催の目的が異なり、また、地方競馬は、都道府県等が自ら主催者となっていることから、中央競馬と地方競馬の競馬事業を一元化することは困難です。 ② 免許業務を行う者は、制度の現状に記載のとおり、公正確保の観点から主催者等が行うべきものですが、①のとおり主催者を一元化することは困難なので、免許制度を一元化することは困難です。	
353	令和2年12月18日	令和3年2月18日	公文書管理(情報公開制度)について	情報公開制度に基づく文書管理が煩雑すぎる。 保管文書の大分類・中分類等は各省庁共通でも少し簡略化し、文言による表記ではなくDXを多用した(例えるならQRコード等を利用)文書管理システムにするべき。	森友学園問題を機に政府による公文書管理の(政治的施策のためか)不手際を現場の公務員に「こうやって情報公開制度に基づき管理しろよ」と言わんばかりに押し付けられたせいで、現場では就業時間中における文書管理が占める割合は少ないとは決して言えない。公務員としての職務を行うためにも、情報公開制度に伴う文書保存・背景紙表記などを現場職員の見解をもっと聞き入れてDX技術を活用し、現場職員・情報公開請求者双方がWinWinになれる情報公開制度に伴う文書管理を見直して頂きたい。 現場で行っている文書管理業務は、時代に逆行したアナログ業務になっている。	個人	内閣府総務省	公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年12月22日政令第250号)第8条では、行政文書及び行政文書ファイルについて、当該行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的に分類し、分かりやすい名称を付さなければならないとされています。 「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成30年7月20日 行政文書の管理の在り方等に関する関係会議決定)では、取組の柱の一つとして、電子管理の推進による体系的・効率的管理の実現を目指すこととしており、それを受けて、翌年3月に「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(平成31年3月25日内閣総理大臣決定)を定め、関係会議決定で打ち出された電子的文書管理の方向性を示しています。	公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年12月22日政令第250号)第8条第1項 行政文書の電子的管理についての基本的な方針(平成31年3月25日内閣総理大臣決定) 共有フォルダにおける行政文書の電子的管理に関するマニュアル(2019年2月1日策定 2019年8月30日改訂)	現行制度下で対応可能	行政文書の電子的管理についての基本的な方針(平成31年3月25日内閣総理大臣決定)では、電子媒体を正本・原本として体系的に管理することを基本に、「当面の措置」として共有フォルダを対象に現行技術で対応可能な範囲で電子的管理を行うこととし、将来的にこれを自動化・システム化することを掲げています。 「共有フォルダにおける行政文書の電子的管理に関するマニュアル」(2019年2月1日内閣府大臣官房公文書管理課(2019年8月30日改訂))では、共有フォルダの体系的管理を目的に、①行政文書を保存するフォルダの構造や名称を行政文書ファイル管理簿と一致させる、②ファイルの名称もルールを定め標準化するという具体策を提示し、各行政機関で取り組んでいくこととしています。これにより、①分類の設定が容易になるとともに、②行政文書の所在把握や探索が容易となることにより、情報公開請求の対象文書の探索・特定、行政文書該当性の判断を効率的に行うことが可能となると考えられます。また、今後の本格的な電子的管理によるメタデータの付与により、検索性や文書管理の効率をさらに高められるものと考えています。	
354	令和2年12月18日	令和3年1月27日	労働力調査の件	令和2年9月総務省統計局実施の国勢調査とほぼ同時期に、当世帯に同局より労働力調査の依頼がありました。設問が国勢調査とほぼ重複しているため、国勢調査が実施される年に従来の労働力調査は不要と考えます。	全国民が対象である国勢調査が行われる年に、わずか4万世帯程度とばかりにサンプル数が少ない(=精度が低い)労働力調査を行うことは、明らかな無駄であります。調査員への報酬、データ処理にかかるコストのみでなく、回答者にも無駄な労力を強いるものです。 なお、わたし個人の価値観では、国民生活の改善につながるのであれば、データを提供すること自体を億劫に感じingことはありません。しかしながら、ほんの1週間前に回答したのとほぼ同じ設問に回答する徒労感には拭えません。 また、論点は少しずつありますが、酷似した調査を短期間に2度実施するなどという拙い行いを国がするはずが無いと信じる気持ちから、国勢調査に便乗した詐欺ではないかと疑ってしまった面もあります。 以上より、5の倍数年の労働力調査は廃止、もしくは国勢調査の設問との重複を避けることを提案致します。	個人	総務省	労働力調査は、統計法に基づく基幹統計『労働力統計』を作成するための統計調査であり、我が国における毎月の最新の就業・不就業の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的に、毎月、都道府県を通じて調査を実施しています。 完全失業率など、現下の雇用情勢を迅速に把握し、提供が必要があることから、無作為に抽出された約4万世帯を対象に、限られた回収期間で調査を実施することで、調査月の翌月末には調査結果を公表しています。	統計法 統計法施行令 労働力調査規則	対応不可	労働力調査は、我が国における毎月の最新の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的とした統計調査であり、この調査から明らかになる完全失業率等は、景気判断や雇用対策等の基礎資料として利用されています。 現下の雇用情勢を迅速に把握し、提供が必要があることから、無作為に抽出された約4万世帯を対象に、限られた回収期間で調査を実施することで、調査月の翌月末には調査結果を公表しています。 一方、国勢調査は、5年に1度、すべての世帯を対象に、国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的に実施する統計調査であり、調査対象数が多いことから調査の実施、結果の公表には時間がかかります。 それぞれ目的や公表までの期間が異なる統計調査であることから、国勢調査の実施年においても、労働力調査を実施する必要があります。	
355	令和2年12月18日	令和3年1月27日	財務省の分割	財務省から国税庁を切り離すべきです。	まず先進国では普通のことです財務省の力が強すぎます。極端な話、財務省に不利な法案を出す議員等がいれば国税庁動かして徹底的に調べて逆らえないようにすることも可能です。	個人	財務省	番号93の回答を参照してください。				
356	令和2年12月18日	令和3年1月27日	在外公館(大使館等)の邦人関連業務改革、とりえず在外選挙人証発行の件	在外選挙人証の発行を迅速かつ簡便にすべきです。 現在の制度では、申請者が在外公館の窓口で申請し、選挙人証が発効されるまで2か月ぐらいかかります。 在外公館と各選挙管理委員会がネットワークで繋がっていれば、あっという間に解決すると思います。 あるいは、在留届も在外選挙人登録も全部、個人がスマホアプリでバッチャとやれるように出来ませんか？大使館などに向かず。また、紙の選挙人証自体も疑問です。オンラインで登録されているのであれば、パスポートで本人確認ができるはずですので。	タイ国在住ですが、友人たち(日本人)のうち在外選挙人登録をしているのはごく僅かです。もっと簡便な登録法があればいいのにいつも思っています。国政選挙への参加は国民の大切な権利ですので、在外邦人へのご配慮もよろしくお願ひ申し上げます。	個人	総務省 外務省	在外選挙人名簿への登録の申請の方法は、在外公館等に申請する場合(在外公館申請)と、出国時に市町村窓口で申請する場合(出国時申請)の二つの方法があります。在外選挙人名簿の登録(又は登録の移転)が行われると、申請者の住所を管轄する領事官を経由して、在外選挙人証が交付されます。	公職選挙法第30条の5及び第30条の6	検討を予定	登録申請手続の利便性の向上については、平成30年6月から、従来の在外公館申請に加え、国内で出国時に申請できることとしており、これにより選挙人は在外公館に向くことなく登録が可能となったところです。 なお、在外選挙人証のオンライン申請の導入及び在外選挙人証の電子化については、マイナンバーカードによる厳格な本人確認などを留邦人の本人確認、住所確認を適切に行う手法の検討が不可欠であり、今後のマイナンバーカードの海外利用の状況などを見極めながら、検討していく課題であると考えています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
357	令和2年12月18日	令和3年1月27日	ハローワークの管轄について	現在、市区町村ごとに管轄のハローワークが定められているが、利用者が通いやすいハローワークで手続きができるよう、変更する。	自身の居住する市にはハローワークは無く、隣のA市にあるハローワークが管轄となっている。公共交通機関で通う場合、往復で1300円かかり、失業手当受給中は毎月通う必要があり、無収入での出費が負担であった。反対隣のB市のハローワークが数分のところにあるため、そちらでの手続きにしてみたいかと相談したが、市町村ごとで管轄が決まっているため不可能であるとの返答であった。現在、自身は教育訓練給付金を受け、看護学校に通っているが、2ヶ月に1度通所する必要がある。学校の目の前にB市のハローワークがあるが、居住住所管轄のハローワークまでいく必要があり、開庁時間は学校のある時間と重複しているため、空きコマとお昼休憩の時間を合わせて、なんとか通所している状況である。人によっては、県をまたいで手続きに行き、また授業に戻ってくる、という状況の人もある。時間や交通費を無駄にしないためにも、利用者が通所しやすいハローワークで手続きができるようにしてほしい。	個人	厚生労働省	ハローワークでは、管轄のハローワーク以外での受給手続きを希望する申出があった場合、その必要があると認めるときに限り、他のハローワークでの手続きが可能としております。	雇用保険法 施行規則第54条	現行制度 下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
358	令和2年12月18日	令和3年7月7日	都道府県の見直し	最終的な理想は、道州制を導入し、市町村ごとに異なる行政サービスの統一化、州(エリア)への移管です。ただし、早急な移行は反発が予想されるため、まずは、陸運局(新車登録)、保育園・子ども園・学童の認可、小児医療費無償化は、管轄範囲を広域化し、現状の県をまたぐ転居時の登録やり直しの無駄をなくして欲しいです。広域化後のエリア分けは当面は、GoToトラベルの地域共通クーポンの「地方別」の分け方で問題ないと考えます。 【見直し案の詳細】 https://note.com/sfmi/n/ne981b737c5b7	陸運局(新車登録)…転居時に登録手続きに本人または委託を受けた業者が向く必要がなくなり、手数料負担、窓口の負担がなくなる。ナンバーは初回登録時のままずっと継続するため、緊急自体宣言化で起きた「他県ナンバー車に対する排斥」が発生しにくくなる。また、ご当地ナンバー+希望番号の上乗せ料金を現状より値上げし、その地方の財源とする。継続車検、自賠責保険、車庫証明はマイナンバーに紐付け、マイナンバー連携によって継続車検のユーザー車検が増える可能性がある。保育園・子ども園・学童……同じ管轄エリア内なら、市外への転居でも転居届の提出だけで済み、手続きが簡素化される。選考基準が州ごととなり、隣接自治体の園への入園希望者で待機児童数が減る可能性がある。自治体ごとに基準が異なり、実態が不明だった待機児童数の正確な把握も可能になる。小児医療費無償化……自治体間格差を是正できる。同じ管轄エリア内なら、転居時に手続き+再交付が必要になる。多すぎる小児科クリニックの統合を促す効果も考えられる。同様に保健所、国民健康保険(全年齢)、後期高齢者の国民健康保険、介護保険なども広域化し、同じ管轄エリア内なら保険料負担を同額とする。	個人	国土交通省 内閣府 厚生労働省	【国土交通省】 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)により、自動車(軽自動車等を除く。)は、所有権の公証及び使用実態等の把握のため、「登録」を受けなければ、運行してはならないこととされております。 その上で、登録された事項の正確性を保持するため、転居等により、既に登録されている自動車に係る所有者の住所や使用の本拠の位置等に変更があったときには、その転居等が都道府県を跨ぐか、同じ都道府県内であるかを問わず、「変更登録」を行うことが定められております。 変更登録を含む自動車の登録は、同法に基づき、国土交通大臣が、全国統一的な取扱いによって行うものであって、各都道府県知事が、それぞれ異なる取扱いによって行うものではないため、道州制導入のように都道府県の廃置分合を行ったとしても、その手続きに変更はありません。 また、ナンバープレートの交付手数料は、地方版図柄入りのものや希望番号のものも含めて、交付に要する製造原価等の実費に応じて算出した額を収受することとしております。 なお、自動車を保有するためには、各種手続(検査登録、保管場所証明)と税・手数料の納付が必要ですが、「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、これらをオンラインで一括して行うことが可能となっております。また、OSSにおいては、マイナンバーカード等の電子証明機能を活用し、本人確認を行っているところであります。 【内閣府】 子ども・子育て支援新制度内の保育園等を利用する場合においては、居住する市町村に対し、教育・保育給付認定を申請し、その認定を受けることとされています(子ども・子育て支援法第20条第1項)。 なお、市町村間において、マイナンバーによる情報連携で、認定を行った際に通知する利用者負担額の算定のための必要な税情報取得は可能です。 【厚生労働省】 子どもの医療費については、国として、医療保険制度において、未就学児の医療費の自己負担を3割から2割に軽減しています。これに加えて、自己負担の更なる軽減を図るために自治体独自の助成制度が行われています。 このような助成制度を、全て国の制度として創設することは、厳しい財政状況等を勘案すると、現時点では課題が多いと考え、慎重な検討が必要です。 隣接自治体の園への入園については、利用者が居住する市区町村と施設・事業が所在する市区町村間で調整のうえ、保育所の広域利用が可能です。 放課後児童クラブは、市町村を実施主体とし、市町村が定める地域子ども・子育て支援事業計画に基づき、事業を実施しております。 介護保険では、住民に最も身近な基礎自治体である市町村を保険者とし、各市町村における被保険者の所得状況やサービス見込量等に基づき、保険料を設定しています。なお、財政安定化や事務効率化を図るため、複数の保険者にて広域連合や一部事務組合を組織し、保険事業を運営することも可能となっております。 保健所が地域保健対策における中核としての機能を果たし、地域の特性を踏まえつつ住民のニーズに的確に対応することを確保する観点から、ご提案の広域化について対応することは困難です。 (保健所については、地域保健法において、保健所の設置及び運営を円滑に遂行できる人口規模を備えた自治体が保健サービスを一体的に実施できるよう、都道府県のほか、政令指定都市や中核市、特別区等において設置することを定めるとともに、都道府県が設置する保健所の所管区域については、医療・介護・福祉等の関連施策と連携を図るため、医療計画や介護保険事業支援計画の区域を参照して設定しなければならないこととしています。) 後期高齢者医療制度においては、運営主体は、都道府県の区域ごとに設置されている、当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合であるため、既に広域化されております。また、広域連合内を構成している各市町村の後期高齢者医療保険料は基本的に同額となっております。 国民健康保険制度においては、都道府県が財政運営の主体として中心的役割を担い、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を担うこととされています。なお、財政安定化や事務効率化を図るため、複数の保険者にて広域連合や一部事務組合を組織し、保健事業を運営することも可能となっております。 保険料率については、都道府県内で統一することも可能としていますが、市町村ごとの医療費水準や医療提供体制に差があることに留意する観点から、ご提案の広域化について対応することは困難です。	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条、第12条、第27条第1項及び第2項 子ども・子育て支援法第20条第1項 地方自治法第284条	【国土交通省】 対応不可 【内閣府】 検討を予定 【厚生労働省】 対応不可	【国土交通省】 「変更登録」は、住所等の自動車登録ファイルに記録されている事項の正確性を保持するための手続きであり、例えば、自動車のリコールに伴う修理案内の送付、発見された盗難自動車の返却、自動車税の納税通知書の送付といった手続きを確実・円滑に行うことができるようになることから、所有者の住所を正確に把握しておくことが必要であると考えております。 また、ナンバープレートの交付手数料は、交付に要する実費に応じた額を自動車ユーザー等から収受するものであるところ、この目的を外れて、地方自治体の財源とすることは困難と考えられます。 以上のとおり、自動車登録に際しては、道路運送車両法の規定により、所定の手続きや手数料が必要となりますが、ご理解いただけますようお願いいたします。 OSSについては、これまで対象手続・地域の拡大、利便性向上等を進めてきたところですが、引き続き、関係省庁等と連携し、これらの取組を進めて参ります。 【内閣府】 転出入の際の手続き等に関し、マイナンバーによる情報連携に必要な税情報取得は可能である旨、引き続き市町村に対して周知するなど、手続きの簡素化を進めてまいります。 【厚生労働省】 利用者が、居住地以外の保育所の利用を希望する場合を含め、地域の実情に応じた適切な利用調整が行われるよう、引き続き周知してまいります。 放課後児童クラブについて、地域での多種多様な取組から広がったという背景もあることから、市町村において地域の実情に応じた事業を行うことが重要であると考えております。 社会保険である介護保険制度においては、市町村を保険者とし、当該市町村における状況をきめ細かく反映して保険料を設定することが重要であると考えております。なお、広域連合を構成している各市町村の介護保険料は基本的に同額となっております。 国民健康保険制度においては、市町村ごとの医療費水準や医療提供体制に差があることに留意し、保険料を設定することが重要であると考えております。なお、都道府県内の統一に向けた議論を深めることが重要としています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
359	令和2年12月18日	令和3年1月27日	全国学力・学習状況調査を抽出調査に	全国学力・学習状況調査を抽出調査に変更し、行政調査としての役割(教育政策に生かすために)に絞る。そのことによって、調査に係る費用の削減と教員の負担軽減を図る。	全国学力・学習状況調査は「指導」と「政策」という両立が難しい目的を掲げており、結果として、いずれの目的も果たせていない。「指導」のためテストを使うならスピードが重要であり、結果を即座に一人一人の指導に反映すべく、現在のように数カ月もかかっては役に立たない。(自治体・学校の判断で自己採点を行なっているが、それが教員の時間外勤務増加の一因になっている) 「政策」のためなら質が重要で、学力との関連が指摘される子どもの生活環境を調べることも必要になる。しかし、生活環境もほとんど調べられていない。何より問題なのは、テストでどのような学力を測るかという肝心な点がしめされていないことである。 これらのことから、費用に対しての効果が不明確であるうえ、教育現場に過度な負担を強いる調査方法を取り止め、政策に必要なデータを収集することに徹することが必要なのではないか。	個人	文部科学省	全国学力・学習状況調査は、 ・全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することによって、国や全ての教育委員会における教育施策の成果と課題を分析し、その改善を図る ・学校における個々の児童生徒への教育指導や学習状況の改善・充実等に役立てる ・そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的として、小学6年生と中学3年生の全児童生徒を対象に、教科に関する調査と生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査を毎年実施しています。		対応不可	全国学力・学習状況調査の制度の現状欄に記載の目的を確実に果たすためには、調査を通じて、全ての市町村教育委員会において自らの教育施策の成果と課題を分析し、改善を図ることができるようにすること、全ての学校において個々の児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てられることが必要であり、引き続き、同調査を悉皆、かつ、毎年度実施することが重要です。なお、教科調査においては、学習指導要領の示す理念や内容等に基づき出題するとともに、記述式も取り入れ、より丁寧な児童生徒の学力を的確に把握できるように努めています。そのため、採点に一定期間を要するものの、より速やかに学校現場において調査結果を活用いただけるようその期間の短縮に努めてきているところです。また、現在、学校現場への負担をできる限り軽減する観点から、学校質問紙調査のWeb回答方式への切り替えや児童生徒質問紙調査におけるWeb回答方式の導入の検証などを進めているところです。さらに、調査のCBT化(コンピュータ使用型調査)に向けた検討も進めており、これにより調査用紙の取り扱いの負担軽減や結果提供の迅速化が見込まれるところです。 なお、学校及び児童生徒質問紙調査では、学習環境や生活習慣等に関する項目を設け、学力との関連について把握・分析するとともに、より幅広く学力の状況を把握し、その経年変化や経済的な面も含めた家庭の状況と学力等の状況を把握・分析するため、3年に一度程度、「経年変化分析調査」や「保護者に対する調査」を実施し、これらを国の教育施策や教育指導の改善充実に向け活用しているところです。今後とも同調査の適切な実施と負担の軽減等に向けた不断の見直しに努めてまいります。	
360	令和2年12月18日	令和3年1月27日	独立行政法人、日本学生支援機構の手続きに関して。	本年度から開始された、独立行政法人、日本学生支援機構の給付型支援金などの手続きが、余りにも煩雑すぎます。 また、問い合わせに関しても、明確に説明できない問題に対しては、独立行政法人、日本学生支援機構と大学が、責任所在の押し付け合いの為、迅速に手続きが出来ない状態です。	独立行政法人、日本学生支援機構の対応は、親権者ではなく、成人大学生は、本人のみの対応以外は、一切受け付けない現状ですが、成人大学生であっても、学費の支払いを実行しているのは、親権者であります。 また、親権者世帯主の個人情報を提供する為、親権者手続きも了承すべき案件です。 また、書類上の手続き、及び、インターネット手続きの両方が必要の為、大変に複雑であり、無駄な時間を必要とします。 また、非課税世帯の家庭においては、スマートフォンやパソコンを所持出来ない家庭がある事を伝えても、独立行政法人、日本学生支援機構は、一切了承しない事態であります。 通学している大学において、書類を親権者に対して配布し、親権者確認のもと、親権者の個人情報を提供して、親権者が手続きをするべきだと思います。 また、オンライン環境が無い家庭においては、書類申請のみで、受け付け対応をするべきです。 さらに、独立行政法人、日本学生支援機構の電話対応窓口は、大変、不適切な言動が多い為、経費の無駄遣いと、確信しております。	個人	文部科学省	給付型奨学金の申請手続きに係る一般的な問い合わせについては、学生本人でなくとも可能です。申請は、原則として支援対象となる学生本人が実施することとなりますが、本人が申請できない特別な事情がある場合は、委任状等を本人が提出することにより、親による代理申請が可能です。 手続きの迅速化・簡素化、早期の支給開始のため、奨学金の申請は、原則としてインターネットによるものとしています。しかし、家庭にインターネット環境が整備されておらず、学内設備等も利用できない状況にある等の場合は、個別に相談いただければ書類での申請を認めています。	独立行政法人日本学生支援機構「業務方法書」第30条の8第2項	現行制度下で対応可能	引き続き申請者への負担が軽減されるように努めてまいります。また、受電対応の改善、質の向上にも努めてまいります。	
361	令和2年12月18日	令和3年1月27日	国勢調査の職業欄について	国勢調査の職業欄に、会社名、職業の内容をなぜ手書きで記入しなければならないのか?1会社名を記入して、追跡調査(統計調査員が会社に行って、この人いますかと訊くのか。)もしない。産業分類のコードや法人番号を記入するなど、何も検討されていない。2職業の内容を詳細に書かせるのか?書いた内容を統計局で入力し、分類するのか。労力の無駄である。本人に産業分類コードを記入させてればよい。内容を見て統計局で分類するとしても間違いはあるはず。	個人情報保護法ができて、国勢調査は何も改正していない。職業内容を詳細に書けというが、風俗業(ソープなど)などどう書くのか、調査される国民の立場に立った調査方法を何も考えていない。 調査用紙へのペンの記入やネットからの入力でも同じだが、それを統計局で入力したり、精査することの労力にかかる費用も相当なものと思える。職業内容を統計局が精査するのは、産業分類コードにして申告された調査内容を信用すべき。日本人は教育レベルが高い。ネットのQ&Aを充実すれば、文字入力をせず、コード入力にできるはず。どうしてもできない人は電話対応など考えればよい。 とにかく、個人情報の保護、センシティブ情報の保護など、何も考えてこなかった統計局の怠慢である。	個人	総務省	国勢調査の調査事項については、統計法に基づく統計委員会への諮問審議を経て、総務大臣からの承認を受け定められております。 調査事項のうち「勤め先・業主などの名称及び事業の内容」及び「本人の仕事の内容」は、産業や職業の分類を正確に行うために把握しているものです。 国勢調査では、日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づき、約250種類の産業、約230種類の職業に分類して集計しております。	統計法	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、国勢調査では、日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づき、約250種類の産業、約230種類の職業に分類して集計しており、この中から該当する分類を御自身で調べて回答する方法は、回答者の負担が非常に大きくなることから困難です。	
362	令和2年12月18日	令和3年3月9日	厚生労働省発表新型コロナウイルス感染症状況の電子データ公開	厚生労働省が、以下のサイトにて毎日提供している新型コロナウイルスに係る種々の情報を電子情報としても提供します。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00086.html https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00086.html このサイトでの情報、例えば【PCR検査に関する参考資料】 ○国内における都道府県別のPCR検査陽性者数 ○国内における新型コロナウイルスに係るPCR検査の実施状況 ○新型コロナウイルスのPCR検査総実施件数(都道府県別 ※地方衛生研究所・保健所からの回答を集計)	厚生労働省は毎日、以下のサイトに新型コロナウイルスに係る種々の情報を提供しています。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00086.html 例えば、 【PCR検査に関する参考資料】 ○国内における都道府県別のPCR検査陽性者数 ○国内における新型コロナウイルスに係るPCR検査の実施状況 ○新型コロナウイルスのPCR検査総実施件数(都道府県別 ※地方衛生研究所・保健所からの回答を集計)	個人	厚生労働省	厚生労働省では、PCR検査実施人数やPCR検査の実施状況などについて、オープンデータとして以下のURLにて公開しております。 https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/open-data.html	なし	対応	新型コロナウイルスに関する情報について、PDF等の加工不能媒体のみではなく、CSV形式でも公開しておりますが、今後も加工可能な形式で公開するデータを充実していきたいと考えています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
363	令和2年12月18日	令和3年2月18日	分散している図書館機能を取りまとめ、日本に科学技術情報のハブを設置しましょう。	日本の大学や公的研究機関などに分散している科学技術情報源(図書館機能)をとりまとめ、日本にイギリスのマンチェスターセンターのような電子化された学術情報源のハブを作りましょう。科学技術情報源の整備による「科学技術振興」と「金銭的節約」についての提案です。電子ジャーナルや学術データベースの英国型運用により、日本の稼働研究者数を質的数増し、優れた成果を増やすことが可能です。	歴代ノーベル賞の獲得数世界第2位のイギリスは研究者の数的に日本よりも小さな規模です。しかし、本質的な研究を数多く行なっています。この違いは研究情報源の整備の差と存じます。イギリスやカナダでは、大英博物館→大英図書館→マンチェスターセンターの流れを汲む公的な科学技術に関する研究情報源をもっています。公開されている科学技術情報のインテリジェンスは重要です。イギリスではどの大学の教員でも十分な電子ジャーナルやデータベースなどの研究情報に接せられます。それにより短期間でアイデアを研究に結びつけられます。一方、日本ではその情報源の使用料金を各大学にまかせているため、全体でお金と時間の無駄が生じています。若い人材を活かせません。アイデアを研究とするために必要な情報収集に多大な時間がかかります。これは「大学や組織間の競争」として行なわれています。本来競争させるべきは「研究内容」であり大学や研究者ではありません。底辺大学まで含めて、すべての大学教員、研究者が、等しく最上のデータベースや電子ジャーナルを使えば、科学技術の基礎研究力の底上げにつながります。量的な増大は質的な向上につながります。さらに、情報やその管理を集約することで、設備を節約し、管理のための人件費を減らせます。現在、各大学がそれぞれ支払っている費用を電子ジャーナル発行元にまとめて払うことにより、値引きも可能になります。最近、大学でコンソシアムを作って、マスマリットを引き出しておりますが、これを国主導で行なえば、さらに大きな効果を期待できます。書籍から電子デジタル情報化された学術情報の新しい入れ物が必要です。	個人	文部科学省	我が国では、電子ジャーナル、データベース、電子書籍について、大学図書館コンソーシアム連合(JUSTICE)が出版社等と交渉を行い、合意した契約モデルをコンソーシアムの各会員館へ提示していますが、契約主体は各大学であり、JUSTICE提案の契約モデルを選択するかどうかも含めて、各大学で判断しています。そのため、契約内容、契約価格等も大学毎に異なっています。※大学図書館コンソーシアム連合：平成23年4月に発足。国公立大学の図書館が会員館として登録。(1月12日現在の会員館：549館) 英国では、電子ジャーナル、データベース、電子書籍について、Jisc Collectionsというコンソーシアムが出版社等と交渉し(Jisc Collectionsの交渉対象はこのほか多岐にわたります。)、合意した標準的な契約モデルをコンソーシアムの各会員館へ提示しますが、我が国と同様に、原則、契約の主体は各大学と承知しています。	なし	その他	特に、電子ジャーナルにおいては、世界的に継続的な価格上昇等が問題となっており、論文等の学術情報へのアクセス確保の在り方について、各国ともに議論・検討されている状況です。なお、国が主導して出版社と契約し、国全体を包括するような一括契約を結ぶことは、必ずしも価格上昇の抑制につながるものではありません。(「大学等におけるジャーナル環境の整備と我が国のジャーナルの発信力強化の在り方について」平成26年8月ジャーナル問題に関する検討会) 文部科学省においては、令和元年6月14日に科学技術・学術審議会の下にジャーナル問題検討部会を設置し、令和3年2月12日に審議まとめを取りまとめたところです。本審議まとめを踏まえ、引き続き学術情報基盤の整備に取り組んでまいります。	
364	令和2年12月18日	令和3年1月27日	ETCシステムの有効活用について	現在のETCシステムは有料道路以外で使用できませんが、利用者番号サービスといわれる、あらかじめ登録したETC車載器の番号を基に生成された利用者番号とサービス利用時に生成された利用者番号を照合することで入退管理サービス・決済サービス・顧客管理サービスがあります。このサービスを活用するには一般財団法人ITSサービス高度化機構側のデータベースを基に変化された利用者番号との照合が必要になりますが、ITS側で行う利用者番号の照会や提供等も民間で行うようにできないものでしょうか。	ITS側で行うことを民間で行うことで、民間サービスの拡大に繋がると思っています。また、有料道路以外でも有料道路のようにETCカードによる決済が可能になれば、コインパーキング等の活用に繋がると、設備投資の促進に繋がると考えられます。	個人	国土交通省	「利用者番号サービス」については、民間からの要望を受け、既存のETCシステムを直接用いることなく、ETC車載器の機能の一部を料金決済に活用するサービスとして検討され、平成18年より利用を開始したものです。 その後、国土交通省では、民間事業者によるETCシステムを用いた決済サービスを可能とするため、令和元年11月11日に「ETC多目的利用システムの利用に関する要綱」を定めています。 本要綱に基づき、駐車場やドライブスルー等、高速道路以外の施設におけるETCでの決済が可能となり、現状では、民間事業者によるサービスの拡大が推進されています。	有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令	その他	「制度の現状」欄に記載のとおりです。	
365	令和2年12月18日	令和3年1月27日	地図混乱地域における地図訂正の簡素・迅速化	国民の財産でもある土地について、地籍調査及び登記所備付地図整備が遅々として進んでいない地域においては、精度の落ちる公図を地図の代用としているため土地売買や地域の開発に支障をきたす原因ともなっています。公図の土地配置誤りや地番間違いなど単純な地図の訂正は、住民等からの申し出があれば、市町村と共同して調査、登記官の職権による地図訂正を義務化し、固定資産税の適正課税と地図混乱地域の早期解消を切望します。本来、国の事業として地図整備を行うところ、整備遅れから境界争いなどの問題が発生しても国民の問題として国も地方も当事者意識に欠けた対応となっている考えます。管内閣の実行力を頼りに本提案を致します。	近畿地方を中心に地籍調査及び登記所備付地図整備が遅々として進んでおらず、明治期に作成された精度の低い公図を、地図に準ずる図面として使用していることから、地図と現況の異なる地図混乱地域が存在している。この中には、公図自体が土地の位置を誤っているものや地番を誤ったものなどもあり、権利関係が明確でないことから土地の売買が出来ない、地域の開発が滞るなど、社会問題化・経済活動障害などが発生している。国土交通省による地籍調査や法務局による登記所備付地図整備は、半世紀経っても重要な地域では進捗の度合いが著しく低く、前述のように国民の財産権に大きく影響を与えている。元々、地租徴収を目的に市町村役人が指揮して作成したとされる公図は、所謂縄伸びなど正確さに欠け、配置も絵図を元にしていることを考えると、都市部の未調査地域の地図整備には困難さが伺えるが、できることから早急に対応する必要があると考えます。主務官庁の法務局、固定資産税徴収官庁の市町村は、当事者として地図混乱の解消に手をこまねくことなく体制を整え、国民からの地図訂正申し出には国の費用と責任において調査されるよう要望します。提案者も公図の配置間違いにより財産権を侵害されている一人です。	個人	法務省	不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第16条第1項は、不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の地図に表示された土地の区画又は地番に誤りがあるとき及び同法第14条第4項の地図に準ずる図面に表示された土地の位置、形状又は地番に誤りがあるときには、当該土地の表題部所有者又は登記名義人等から、その訂正の申出をすることができる旨を、同条第12項は、登記官は、申出に係る事項を調査した結果、地図又は地図に準ずる図面を訂正する必要があると認めるときは、地図又は地図に準ずる図面を訂正しなければならない旨を、それぞれ規定しています。	不動産登記法第14条第1項 不動産登記規則第16条第1項及び第12項	現行制度下で対応可能	「制度の現状」欄に記載したとおり、御提案にあるような義務については、既に不動産登記規則に定められています。	
366	令和2年12月18日	令和5年5月17日	マイナンバーカードの仕様変更	マイナンバーカードの普及促進及びデジタル化に向けて、早期にマイナンバーカードの仕様を変更すべきである。問題点はキーとなるマイナンバーの全ての桁と住所が印字されていること。ICチップ化されていることから、マイナンバーの全ての桁や住所はカードへ印字する必要はなく、ICチップからの読み取りで十分である。	カードで目視できるのは氏名と顔写真でよく、それ以外の情報はICチップからしか参照できないことで機密性が保たれ、国民の不安を低減できる。かかるコストとしては、これまで発行したカードの再発行コスト。カードの印字仕様の変更コスト。偽造カード判別方法の普及と偽造防止仕様の徹底。効果は、カード普及率の向上。カード義務化への促進。	個人	デジタル庁 総務省	マイナンバーカードの券面に記載する記載については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第2条7項において、「氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項」とされています。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条7項	検討を予定	マイナンバーカードの券面に記載する事項や、ICチップに記録する情報につきましては、様々なご意見があることを承知しております。今後、次世代のカードを設計するに当たっては、様々な関係者のご意見も丁寧に伺いつつ、しっかり検討を進めてまいりたいと考えております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
367	令和2年12月18日	令和3年2月18日	e-Tax	関東信越国税局から石油ガス税の申告をe-Taxでという案内をもらってe-Taxへの移行を検討してみました。石油ガス税の申告は、付表を作成し、そこから申告書に税額が転記して作成しますが、e-Taxソフトで試して作成してみたところ、付表からの転記が自動ではなかった。どうして？という感じ。ミス減らすためにもシステムでできる作業は、自動化する仕様でなくてどうなのか？	形だけ電子申告にしたという感じで、システム化のメリットというものがない。納付もダイレクト納付にすれば便利だと思って、検討したわけだが、どうせ源泉所得税、総務省管轄の住民税特別徴収の納税もあるんで、石油ガス税だけ電子化しても意味がないか？と思ったりする。住民税の特別徴収は、これまで1人分ずつ入力するか、csvファイルを作成するというシステムの素養がないとできないようになっていて(前月分を繰り越せばいいのに)、出来が悪い。縦割りなので、違ったユーザーインターフェースを乗り越えて、一括でできるようにするのが、この投稿の趣旨だとは思いますが、それ以前に1つ1つのユーザーインターフェースが悪すぎる。	個人	財務省 総務省	【財務省】 e-Taxソフトにおいては、基本的には、異なる帳票間で税額を自動転記するといった機能等は実装されていません。 【総務省】 個人住民税の特別徴収については、令和元年10月から地方税共通納税システムが稼働しており、すべての地方団体に電子納税が可能となっています。その際は、過去に行った納付情報の内容を複写し、納付を行うことが可能です。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条	【財務省】 検討を予定 【財務省】 e-Taxソフトの利便性向上に向け、利用者のニーズのほか費用対効果も踏まえ、検討していきます。 【総務省】 検討を予定 【総務省】 制度の現状に記載のとおりです。		
368	令和2年12月18日	令和3年2月18日	元首相の合同葬について	元首相等の葬儀費用を閣議決定のみで、税金から支出しないでください。前例踏襲というのであれば、この点を改革していただきたいと存じます。現職を除き、必要ないと考えます。国が葬儀を行う明確な根拠があるのでしょうか。どうしても税金を使用して葬儀を行いたいのであれば、対象者、支出の範囲等、国会で議論して、ルール化した後にしてください。その場合も恣意的な運用を防止してください。	1. 今年度についての効果 ・本年度の財政支出見直し効果 今年度予備費9643万円の削減。 削減分を本年度コロナ対策費に回すことで、一部対象者だけでなく、広く一般が受益者となる可能性がある。 2. 将来的な効果 ・将来的な財政支出削減効果 先例と同程度程度の葬儀コストが減ると同時に、突発的な支出がなくなる。 ・どうしても葬儀を行う場合、新ルールに基づき、国会等への報告を経て、支出を透明化し、支出額を抑える、または、一定額内に収めることができる。	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。				
369	令和2年12月18日	令和3年1月27日	国税庁(e-tax)のブラウザ対応について	国税庁のe-taxのブラウザ対応が、原則Internet explorerのみというのは不便利です。他のブラウザ対応を早急にしていただきたい。40代以下で、Internet explorerを使っている人を見たことがありません。	デジタル化をすすめるためには、必要不可欠ではないでしょうか。	個人	財務省	番号206の回答を参照してください。				
370	令和2年12月18日	令和3年1月27日	国勢調査について	国勢調査実施時の紙面配布廃止及び市町村との連携。そもそも国民の個人情報は市町村に全てあると言っても過言では無い。わざわざ用紙を配布するのではなく、統計法を改正し国民の同意が得られれば国勢調査の為に個人情報を利用出来る様にすれば良い。	国勢調査実施時に人の手で用紙を配り返信するか、ウェブで回答するようになっていると思います。そもそも人の手で配る為には費用がかかる。また、用紙もカラー等あり割高となる。無駄に費用をかけているだけの様に思ふ。紙が減れば環境にも良くコストも下げられる。個人情報の使用承諾のみ得れば正しい情報が素早く入手でき政策に早く反映させる事が出来る。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。				
371	令和2年12月18日	令和3年2月18日	世界水準から大きく遅れをとっている業務統計のジェンダー統計を強力に促進してください	各府省の業務統計における男女別把握・集計・公表を強力に促していただきたく、お願いいたします。	女性活躍は社会にとって重要な課題です。性差別を可視化し、解決のための取り組みを点検・評価するためには、性別情報を把握し、男女比較がしやすい形で集計し、公表すること(ジェンダー統計化)が欠かせません。特に、各府省は多くの業務統計を作成していることから、これら業務統計のジェンダー化が進めば、社会全体で女性活躍を進めるための強力なインフラとして業務統計を活用することができます。 しかし、日本の業務統計は、ジェンダー統計という面では、先進国の中で非常にお粗末な水準にあります。白書やプレスリリースなどにおいて男女別集計が行われていなかったり、全体計と「うち女性数」の掲出のみで男女比較が非常にしづらかったりします。 業務統計のジェンダー統計化については、第四次男女共同参画基本計画の推進体制の具体的な取り組みに明記されましたが、具体的な成果に乏しいものでした。第五次男女共同参画基本計画の素案においても、推進体制の基本的な考え方にジェンダー統計の重要性は書きこまれたものの、具体的な取り組みは四次計画と全く同じで、縦割り行政の弊害により、このままではまた成果は上がらないだろうと思われまます。 業務統計のジェンダー統計化により、よりエビデンスに基づく政策形成・実行が可能になり、経済・社会のあらゆる面で、政策の効果が高まることが期待されます。	個人	内閣府	令和2年12月25日に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画には、ジェンダー統計の充実に関して寄せられたご意見を踏まえ、新たに「男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)の充実の観点から、各種統計の整備状況を調査し、公表する。」との文言が盛り込まれたところです。	第5次男女共同参画基本計画	現行制度下で対応可能	今後、同計画に基づきまずは各種統計の現状を把握した上で、更なる充実に向けた取り組みを進めていくこととしています。	
372	令和2年12月18日	令和3年1月27日	住居表示変更情報の共有	登記等に記載されている住所が住居表示変更によって変わった場合、登記等と実際の住所が異なることになるが、新旧対照表を参照するなどして、新住所での申請を受け付けて欲しい。	住居を取り壊したので建物滅失登記を申請したが、申請者の住所が登記されているものと異なるため受理されなかった。住居表示変更に伴うものであり、実質同じ住所であると説明したが、市役所に行き、その旨の証明書を取得し提出する必要があるとのこと、証明書取得の手間と交通費を要した。	個人	法務省	不動産登記法(平成16年法律第123号)第57条は、建物が滅失したときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その滅失の日から一月以内に、当該建物の滅失の登記を申請しなければならない旨を、不動産登記令第3条第1号は、登記の申請に際し、申請情報として申請者の氏名又は名称及び住所を登記所に提供すべき旨を、それぞれ規定しています。 また、同申請に際し、登記記録上の表題部所有者又は所有権登記名義人の住所が、現在の住所と一致していない場合は、住所の変更を証する書面の添付を要します。	不動産登記法第57条 不動産登記令第3条第1号	対応不可	住居表示は市町村において実施されるものであり、住居表示の実施に係る「新旧対照表」に類するものは登記所において管理されるものではなく、したがって、登記所において、申請人の住居表示前後の住所を確認することはできません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
373	令和2年12月18日	令和3年2月18日	特定非営利活動促進法の改正	都道府県と法務局の二重行政を回避するため、法務局に登録するのではなく、都道府県に登録することのみをもって可とする。 または、最低限の登記で済むように法律上の理事の任期を廃止する。	都道府県に役員名簿を提出するのは別に、役員の任期が来たら法務局へ登記をし直すのが面倒であるし、役所の二重行政である。 また、法律上の理事の任期が2年より伸びるケースが限定されているため、ほぼ確定任期の2年で運用をせざるを得ない。そうすると任期が〇月〇日から〇月〇日までの2年と決まってしまう、総会などの運営上支障が生じる。 更に任期が切れた場合、前任者の権利義務を承継する規定が法律にないため、仮理事を選任しなければならないなど不都合がある。 そこで、(1)役員の任期を法律から廃止して登記する頻度を減らす、(2)役員に任期が切れたあとの権利義務承継を認める改正をして仮理事の選任をなくし、総会運営をしやすくする、(3)そもそも登記ではなく都道府県への登録のみにする、などといった方法で手間を削減していただきたい。	個人	内閣府 法務省	特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)は、組合等登記令で定めるところにより、登記しなければなりません。また、登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができません。 こうした登記制度は、登記記録に登録された内容を公示することにより、国民の権利の保全や商号、会社等に係る信用の維持を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的としたものです。 NPO法人の役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とされています。ただし、再任は妨げられません。 また、役員の任期に関わらず、定款で役員を社員総会で選任することとしているNPO法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、定款で定められた任期の末日最後初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができます。 役員に任期を定めておかないと、NPO法人の役員が公正に選任される機会を奪うこととなります。そこで、役員が民主的に選任されるよう、その選任の公正さを確保するために、役員の任期を2年以内の期間を定めて、定款に記載することを求めています。	特定非営利活動促進法第7条、第24条	対応不可	(法務局に登録するのではなく、都道府県に登録することのみをもって可とする提案への回答) 登記に関しては、登記制度の趣旨に鑑みると、NPO法人の活動対象となる相手方保護のため、NPO法人の存在、組織、財産状態等を公示する必要性から法務局への登記は必要と考えられます。 (理事の任期を廃止するという提案への回答) 役員の任期を法律で定めるのは、先の趣旨の通り、役員が民主的に選任されるよう、その選任の公正さを確保する観点から、必要なものであります。	
374	令和2年12月18日	令和3年2月18日	中曽根元総理の告別式について	慣例だと思えます。河野行革大臣にはこの時世、この税金の使い方についても是非斬り込んで欲しいと、国民として思っています。河野太郎行革担当大臣、私は昔から応援しておりますし大好きです。是非国民の声として届いて欲しいと願います。	コロナ禍で海外の来賓を呼ばずにかける税金では無いと感じました。 国内の様々な業種、形態が支援を欲している中、ここにお金をかけるべきでは無いと思いつつ、中曽根元総理の功績は凄腕物だという事も感じ、盛大に御見送りたい気持ちもありながら、河野太郎行革担当大臣の率直なお考えも知りたいと思いメールさせていただきました。	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。				
375	令和2年12月18日	令和3年1月27日	学校の教員の研修や調査資料作成が過大で学校運営に支障	現況：公立の小中学校などで、文部科学省からの指示で教員が研修のために出張する機会が多く、他の教員を手配することが困難な場合があります。文部科学省からの指示で教員が調査資料作成を行う機会が多く、生徒との時間が十分に確保できない場合もあります。 提案：上記のような状況を改善するため、研修や調査資料作成については量を抑え、本当に必要なものを精査して質を向上させる施策が必要です。調査資料作成は事務員の増員などで対応可能なものは教員がやらなくても良いようにする配慮が必要です。	(1) 教員のワークライフバランスを改善することで、教育の質を向上させる効果が期待できるため。 (2) 研修や調査資料作成を何のために行うのか、見つめ直すことで、教育行政全般の改善につながることを期待できるため。	個人	文部科学省	学校に対する調査は、文部科学省から依頼するもののほかに、都道府県や市町村が独自に依頼するものも多数あり、文部科学省から依頼するものはそのごく一部です。文部科学省においては、学校の負担軽減の観点から、学校に対する調査等について見直しや削減を継続的に実施しています。	なし	対応	文部科学省において、これまで調査の廃止や抽出調査への移行・頻度・時期・項目等の見直しを行ってきており、平成19年度以降、 ・定期的な調査については、34件から25件に、 ・このうち、毎年実施する悉皆調査は23件から11件に、削減してきているところです。 また、教育委員会に対しても、学校向けの調査を削減するよう促しているところです。	
376	令和2年12月18日	令和3年1月27日	2対1ルール	法律規制を一つ作るなら、役人にいらぬ二つの法律規制を持って来てもらう。	トランプ大統領が2対1ルールで規制緩和をした事によって、民間企業に活力が戻っています。 日本も真似して、民間企業の自由な経済活動を推進すれば、就職率が上がり、新商品が開発されて日本企業が再び世界で活躍できるようになります。	個人	内閣府 総務省	番号139の回答を参照してください。				
377	令和2年12月18日	令和3年1月27日	国家公務員における出退勤管理の自動化	PCのログイン履歴等を用いた自動化された出退勤管理を行う。	現在、職員の出勤については職員本人による出勤簿への押印により、又、残業時間についてはエクセル等を用いた自己申告等により管理しているが、テレワーク推進の昨今、完全に時代遅れである。 また、出勤簿の管理及び残業時間に対する手当算定に、各省庁の庶務担当・会計担当による膨大な作業量が発生している。当該業務の自動化により、効率的な行政運営が見込まれる。	個人	人事院 内閣官房	職員は定時までに出勤したことを証明するため、出勤簿へ必要な記録を自ら行うことになっており、出勤簿に押印することは必須とはしていません。 また、超過勤務時間の確認は、客観的な記録を基礎として在庁の状況を把握している場合は、これを参照することができることにしています。 その上で、出退勤管理の具体的な方法について、各府省において適切に判断し、運用することとされています。	給実甲第576号第2第2項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
378	令和2年12月18日	令和5年7月12日	マイナンバーカードを身分証明書として確立して欲しい	公共機関に出向き本人確認の証明書等の提出を求められたので、ちょうど作ったばかりのマイナンバーカードを提出したところ、それを見た係りの人から「確認書類の中には、免許証、保険証等と記載されており、マイナンバーカードは記載されていないので本人確認書類としては認められない」と受取られなかった。 マイナンバーカードは顔写真も載っており保険証よりも確実に本人確認ができると思うが各省庁にマイナンバーカードを理解していないところがあるのではないのでしょうか。 折角マイナンバーカードを作ったのに全く意味がないのでは。	将来マイナンバーカードに免許証としても使用出来るよう計画されていると聞いているが、それが出来るまで各省庁とも免許証同様に本人確認の書類(マイナンバーカード)として早急に徹底していただけたらと思います。 現在、特に高齢者が免許証の返納を考えたとき本人であると証明するためマイナンバーカードがあれば本人であると自信を持って証明行為ができ運転免許証の返納に思いきれトータル的に経費削減になるのでは。	個人	デジタル庁 総務省	内閣官房番号制度推進室と総務省が共同で通知を出しております。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
379	令和2年12月18日	令和3年1月27日	福祉施設に関するアンケート	厚生労働省の「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」(9月30日現在の状況)や大阪府社会福祉協議会(介護サービス情報公開センター)の調査(8月現在)、経済産業省の「エネルギー消費統計調査」、厚生労働省による「新型コロナウイルスによる経営への影響に関する実態把握のためのアンケート」等、様々なアンケート調査が、毎年のように送られてきます。また、似たような内容のものもありますが、調査月が違うので、一々、集計し直しております。	福祉現場は、人手不足に加え、ペーパーレス化も進んでおらず、経営者や管理職は、残業せざるを得ない状況になっているのは、知って頂いていると思います。厚生労働省関連のアンケート調査だけでも多く、他の省庁からもあるので、出来れば、一本化していただき、重複する内容をなくして頂きたいです。それにより、少しも負担軽減に繋がりがり、より多くの時間をご利用者様に向けられると考えております。また、同じような内容の調査ならば、もっと内容を濃くすることで、より効果的な調査になると考えます。	つつみの里ケア株式会社	総務省 厚生労働省 経済産業省	統計法	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載した報告者の皆様の負担軽減に資する取組について、引き続き、対応してまいります。		
380	令和2年12月18日	令和3年1月27日	企画などの統一化について	仕様書や示方書、マニュアル類の統一化	私は橋梁を専門とする土木技術者です。表記の通り、鉄道会社や高速道路会社各社、国土交通省直轄工事等ではそれぞれ設計基準やそれを記した仕様書や示方書が別々に存在し、時には内容がJIS等と乖離している場合も存在します。このような状況は技術者の労働時間削減の妨げになり、生産性向上の観点からも非効率的です。規格類の統一が困難なのは理解できますが、規格を決めている当事者たちが忌憚なく議論し、仕様書や示方書、マニュアル類を可能な限り減らし、デジタル化してくればそれだけでも仕様書や示方書、マニュアル類の消費が喚起され、投資を呼び込みますし、様々な面でコストの削減につながります。以上、御検討賜れますと幸いです。	個人	国土交通省	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。		
381	令和2年12月21日	令和3年4月16日	公文書の管理方法について	行政文書についてすべてをデジタル化することを義務付け、改ざん防止を徹底すると共に公文書管理の独立機関を作る。	公文書管理の専門機関は、米国などの他の民主主義国家にも設置されていることもあり、日本の公文書の公正な管理という意味で遅れていると考えます。その上でデジタル化を進めることで改ざんを防ぎ、情報公開を徹底し民主主義国家としての、基礎を固めるために必要な事だと考えます。	個人	内閣府 総務省	「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(平成31年3月25日内閣総理大臣決定)においては、今後作成する行政文書は、紙媒体ではなく、電子媒体を正本・原本とすることを原則とし、将来的には、行政文書の作成から移管・廃棄までを一貫してシステム上で処理することを可能とする「本格的な電子的管理」の実現を目指すこととしています。 行政文書の管理については、各行政機関において、行政文書管理規則を制定して行うという仕組みになっています。 また、「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する関係会議)に基づき、各府省に公文書監査室を設置し、公文書管理法第9条第3項・第4項による行政機関に対する報告・資料の徴収、実地調査に関する事務、及びこれらの措置の結果に基づいて行う同法第31条による報告に関する事務を担わせています。	「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(平成31年3月25日内閣総理大臣決定) 「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)第10条 「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する関係会議)	(電子的管理について)現行制度下で対応可能 (独立機関について)その他	文書管理をデジタル化し、「紙」から「電子」へと転換することは、文書管理を確実かつ効率的に行う上で、大きな意義があると考えています。このため、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(平成31年3月25日内閣総理大臣決定)などに基づき、今後作成する行政文書は、紙媒体ではなく、電子媒体を正本・原本とすることを原則とし、将来的には、行政文書の作成から移管・廃棄までを一貫してシステム上で処理することを可能とする「本格的な電子的管理」の実現を目指すこととしており、取組を進めています。なお、決裁文書の改ざん防止については、決裁文書の事後修正は認めないルールについて、各府省の文書取扱規則等の改正及び電子決裁システムの改修で対応しています。 また、行政文書の管理は、所管業務に知見を有し、その扱いについて責任のある個々の行政機関が行うこととしております。その上で、「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する関係会議)に基づき、各府省における行政文書の管理の実質責任者である公文書監理官を置くとともに、内閣府に公文書監査室を設置し、各府省に対して、実態把握調査、定期監査、指導・助言等を通して第三者的な立場からのチェックを行わせるという体制整備を行ったところであり、引き続き、適正な公文書管理の徹底を行ってまいりたいと考えています。	
382	令和2年12月23日	令和3年1月27日	地方公共団体の行政改革をお願いします。	・たらい回しをなくす。 ・仕事のできない職員の解雇。 ・無駄な人事異動の廃止。 ・時代遅れな職員の対応を改めさせる。 ・わかりやすいシステムでのデジタル化。 ・面倒な手続きを極力廃止。	仕事柄市役所や県庁に出向く事があるのですが、度重なる人事異動で仕事の分からない者ばかりの部署ができてたり、所謂民間とかけ離れたお役所仕事のせいで、たらい回しされ民間の仕事が滞る場合があります。職員としては慣例に沿った仕事をしているだけなんでしょうが全てが時代遅れ過ぎます。前例から議員へ相談し働きかけようやく職員が動くというお粗末な物が多々見受けられます。そしてまず相談に行くとならぬ回しされるのが慣例です、対応も民間では考えられないくらい酷い、前例をあげてもまずできずに対応される。役所に行くといく中で憤慨することが多いです、もっと国民に寄り添った新時代の地方自治体になるよう期待します。	個人	総務省	各地方公共団体においては、行政の合理化、効率化を図るとともに、職員の能力・実績に基づく人事管理の徹底と人事評価の結果に応じた措置を講じなければなりません。 職員の任用と業務の管理については、各地方公共団体が任命権者という地位で責任を負うべきものとされていますので、質の高い公共サービスを提供できるよう取り組んでいただくことが重要です。 また、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」において、地方公共団体は、情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならないとされています。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
383	令和2年12月23日	令和3年1月27日	死亡届出	死亡届出を提出の各種書類、年金、健康保険、等1日掛かり大変です。	マイナンバーカード利用して1回で済むようにしてほしい。	個人	内閣官房	「デジタル・ガバメント実行計画」(2019年12月20日閣議決定)において、内閣官房は、関係府省とともに、「死亡・相続ワンストップサービス」の推進に向けて、①死亡・相続に関する行政手続を見直し、遺族が行う手続を削減し、②故人の生前情報をデジタル化し、死後、信頼できる第三者により相続人であることをオンラインで認証された遺族が、当該情報を死亡・相続の手続に活用できるようにすることで、遺族の負担を軽減するとともに、③死亡・相続に関する手続の総合窓口について、地方公共団体が精神的・経済的に支えを失った遺族に必要な支援を行うことができるように、地方公共団体に対し円滑な設置・運営のための支援を行うこととしています。	該当なし	対応	地方公共団体が、遺族に必要な手続を一元的に案内し、申請書の作成補助などをを行いながら手続の負担を軽減する、「おくやみコーナー」(死亡に関する総合窓口)を設置することを支援するためのツール(おくやみコーナー設置自治体支援ナビ等)を整備し、2020年(令和2年)5月にその活用方法を盛り込んだガイドラインを策定し、提供を開始いたしました。 引き続き、利用上の課題をヒアリングし、順次改善を行うことで地方公共団体における「おくやみコーナー」設置を推進するとともに、将来的にマイナンバー等を活用し、マイナンバーカードを用いてオンラインで死亡に関する手続きが完結する仕組みの構築に向けた検討も行き、遺族の負担軽減に向けた取組を行ってまいります。 この度頂戴したご意見につきましては今後の施策推進に向けて参考とさせていただきます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
384	令和2年12月23日	令和3年4月16日	子どもたちを性犯罪や虐待から守るシステム・機関づくりをお願いします。	子どもを持つ働く母親です。厚生労働省、文部科学省、自治体と警察庁が連携して、性犯罪者が、教師や保育士、ベビーシッターなどの職に就かないように情報共有もしくは監視をして欲しい。また虐待に関しても、転入転出を機に自治体の連携が取れず、うやむやになり、犠牲となったお子さんがいるので、それが無くなるように強化して欲しい。システムや統括する機関などを設定していただくことはできないのでしょうか？人員の関係であれば、警察OBや教育者OBなどに経験を生かしていただき、協力をお願いできないのでしょうか？	近年、ニュースで、シッターや保育士、教育者の性犯罪の報道が目につきます。シッターや保育士は、採用の際に、犯罪の有無をチェックする機能することができず、教師の場合、懲戒免職になっても、時間が経てば免許を再取得できるとも聞きました。また、性犯罪で免職後、他都道府県で教師を続け、再犯を繰り返したという教師もいます。教員委員会間で失効情報を共有できるよう、文部科学省が「教員免許管理システム」の改修を検討したこともあったが、予算不足で断念したという話ですが、このようなシステムを作っていたら、統括する部署を作っていたら、傷つく子どもたちがひとりでも減るように、そしていなくなるように、親が安心して子どもたちを預けられるように、ぜひ省庁、自治体を統括している国で動いていただきたいです。	個人	文部科学省 厚生労働省 法務省 警察庁 総務省	○性犯罪者の教師等への就職に係る関係機関の連携について 【文部科学省】 官報に公告された教員免許状の失効情報を、教員採用権者が簡便に確認できるようにした「官報情報検索ツール」を提供する等の取組を実施しているところです。 【厚生労働省】 (ベビーシッター) 認可外の居宅訪問型保育事業(いわゆるベビーシッター)については、認可外保育施設として届出が義務付けられており、都道府県等によって認可外保育施設指導監督基準に基づく指導監督が行われています。 (保育士) 保育士登録を行う都道府県が、欠格事由に該当するおそれがある事実を把握した場合は、本籍地の市町村に対し、当該保育士の犯罪の経歴に関する情報の照会を行うことを可能としています。照会の結果、当該保育士が欠格事由に該当することを確認できた場合には、速やかに、保育士登録の取消しを行い、保育士証を返還させています。 【法務省】 検察庁では、市区町村が行う身分証明事務等に資するため、罰金以上の刑の有罪の確定裁判があったときは、その裁判結果を既決犯罪通知書によって、当該有罪の確定裁判の言渡しを受けた者の本籍地である市区町村長に通知しているところです。 ○虐待に関する自治体間の情報連携について 転居した際に自治体間で的確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村において夜間・休日を含め日常的に迅速な情報共有を行うことができるよう「要保護児童等に関する情報共有システム」の構築を進めています。		検討を予定	○性犯罪者の教師等への就職に係る関係機関の連携について 「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、「教育・保育施設等や子供が活動する場(放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ等)」において、子供に対するわいせつ行為が行われないよう、法令等に基づく現行の枠組との関係を整理し、海外の法的枠組も参考にしつつ、そこで働く際に性犯罪歴がないことの証明書を求めることを検討するなど、防止のために必要な環境整備を図る。」とされたことを踏まえ、必要な対応を行ってまいります。 ○虐待に関する自治体間の情報連携について 令和3年度より、全国統一の情報共有システムの運用を開始するとともに、当該システムの利用が進むよう自治体への支援を行ってまいります。	
385	令和2年12月23日	令和5年7月12日	マイナンバー制度の物理的なカード廃止について	物理的なカードには、カード紛失の不安があり、口座番号の紐づけには、不正出金の不安がある。これらの不安を解消せずに、普及するとは考えにくい。 紛失の不安をなくす為に物理的なカードは廃止し、スマホ専用アプリに「利用者証明用電子証明書」を同梱するなどを考える。 不正出金の不安を無くす為には、なりすました生体情報の登録を防ぐ事で、安心感を与える事ができる。 なりすまし等のセキュリティ対策は、最近のクレジットカードのネット決済に於いて、不正利用が根絶に近い状態に着目して同様の策を講じれば良いと考える。 クレジットカード取引と銀行口座取引をセキュリティ観点比較すると、クレジットカード取引には、カード発行側と利用側の両仕様を策定する組織があり、銀行口座取引には、金融機関と利用者側を横断して仕様を策定する組織がない。 クレジットカード仕様を策定する組織とは、銀行系クレジット会社が発足させた日本クレジットカード協会である。同協会は、改正割賦販売法に基づいて利用側も含めたセキュリティ仕様を策定し、この仕様は、世界基準(PCI)よりも厳格な仕様となっている。 銀行口座取引においても同様に組織を発足してセキュリティ仕様策定を行い、さらに、生体認証で不正出金の不安は解消されると考える。		個人	デジタル庁 金融庁 総務省	(スマホ用電子証明書搭載サービスについて) 2023年5月11日よりスマホ用電子証明書搭載サービスが開始しています。 (金融機関のセキュリティ対策) 金融機関のセキュリティ対策に関しては、銀行を含む預金取扱金融機関等が参加する金融情報システムセンター(以下、FISC)があります。そのFISCにおいては、金融情報システムに関連する諸問題(技術、利活用、管理態勢、脅威と防衛策等)の国内外における現状、課題、将来への発展性とそのための方策等についての調査研究の活動を金融機関やメーカー、専門家等が行い、そうした活動で得られた知見を、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」を始めとする各種ガイドラインとして、会員金融機関等に還元を行っています。各金融機関においては、前述の安全対策基準・解説書が情報システムを構築する際の自主基準として広く活用されています。	なし	(スマホ用電子証明書搭載サービスについて) お持ちのマイナンバーカードの本人確認機能を用いて、スマートフォンに電子証明書を搭載するスマホ用電子証明書搭載サービスが、2023年5月11日より開始しています。スマホ用電子証明書搭載サービスをご利用いただくことで、利用者証明用電子証明書のパスワード入力を生体認証に代えることが出来、また、カードを持ち歩くことなくオンライン手続きを利用出来るようになるなど、国民の利便性が向上すると考えています。 (金融機関のセキュリティ仕様策定に係る組織の発足) 制度の現状欄に記載の通り、金融情報システムセンター(以下、FISC)において、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」を始めとする各種ガイドラインを提供しています。こうした取組み等を通じ、セキュリティ対策については引き続きFISCを中心に取り組んでいくものと考えており、金融機関のセキュリティ仕様策定に係る組織の発足は必要ではないと考えています。		
386	令和2年12月23日	令和3年1月27日	ダム事前放流方式の補助金適正化法について	事前放流方式は菅首相が官房長官時代の功績として、自負しておられます。水道は厚生労働省、灌漑用水は農林省の補助事業で確保した貯水容量を治水容量として利用することは、目的外利用として補助金適正化法に触れるのではないかと考えます。今回これが可能となったのは、縦割り行政の改革とは思いますが、適正化法の解釈をご教示いただければ幸いです。これが合法となれば、更なる行革案のご提案が可能となるかもしれません。どうぞ宜しくお願いします。	かって、国から指導されていた目的外使用の一例と判断されるため。	個人	厚生労働省 農林水産省 国土交通省 財務省 経済産業省	ダム設置者のように、公共用物たる河川を大規模に利用する権利を有する者が当該河川の惹起する災害の防除に積極的に協力することは当然の社会的責務であると同時に、当該権利がその責務を果たす上で一時的な制限を蒙ることは、その権利に内在する社会的制約の範囲内であると考えられます。従って、各種補助事業で確保した利水容量を一時的に洪水調節に利用したとしても、補助金適正化法に抵触するものではありません。	補助金適正化法	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載の通りです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
387	令和2年12月23日	令和3年1月27日	災害復旧事業における契約書の一部廃止	<p>国の指定を受けた災害において、公共施設の災害復旧事業に国の補助金が交付されるケースがあります。被災地の業務を圧迫しないように一定額以下のもは契約書を不要にしてください。</p> <p>また、国へ提出する被災箇所写真の撮影をする際にスケール等を添えることを任意にしてください。</p>	<p>国の指定を受けた災害において、公共施設の災害復旧事業に国の補助金が交付されるケースがあります。この場合、たとえ1万円の修繕であっても契約書の締結を求められます。国民の税金でするので使途について説明責任があるとは思いますが、被災地の業務を圧迫しないように一定額以下のものは契約書を不要にしてください。</p> <p>また、国へ提出する被災箇所の写真には大きさが分かるようにスケール等を添えて撮影するように指示されます。スケール等を添える必要があるのでしようか？被災箇所は1カ所だけでなく無数に発生します。極力作業を省力化できるようにご配慮をいただきたい。</p>	個人	財務省 国土交通省 農林水産省 厚生労働省 文部科学省 環境省	<p>国の補助金等の交付申請や決定等に関する基本的事項については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」において規定しておりますが、提案内容にある「契約書締結」に関する規定は設けておりません。</p> <p>なし</p> <p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱 公営住宅法 公営住宅整備事業等補助要綱 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則 農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(告示) 農地農業用施設災害復旧事業査定要領 林業用施設林道に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める件(告示) 林道災害復旧事業費及び林道災害関連事業費査定要領 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画概要書等の様式を定める件(告示) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受ける林地荒廃防止施設災害復旧事業査定要領 漁業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める件(告示) 漁業用施設災害復旧事業査定要領</p>	<p>現行制度下で対応可能</p> <p>事実誤認</p>	<p>国の補助金等の交付申請や決定等に関する基本的事項については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」において規定しておりますが、提案内容にある「契約書締結」に関する規定は設けておりません。なお、多くの公共施設の災害復旧事業については、地方公共団体が主体となって実施しているものです。</p> <p>ご提案の内容からは対象とされている施設が特定できませんでしたが、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園、公営住宅の公共土木施設等にかかる災害復旧事業であれば、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則第5条第2項において「その他の必要な書類の添付」を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第18において「被害の状況を知ることのできる写真」を、また公営住宅整備事業等補助要領別表第1において「住宅罹災写真」を、それぞれ必要となる書類として求めています。また、農地・農業用施設、林道、漁業用施設等の農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に係る災害復旧事業についても同様に、スケールを添えて撮影する必要はありません。</p>		
388	令和2年12月24日	令和3年1月27日	印鑑と稟議システム廃止により、説明責任と決定権の一致させ、責任を持てる体制の確立と行政の効率化	<p>現在、印鑑廃止が話題ですが、印鑑廃止と共に、現在の稟議・承認システム(誰が説明責任と権限を持っているかが不明)を廃止する必要があります。これは今後の電子化承認システムにおいて必須です。</p> <p>少なくとも、承認手順では、発案者と承認者、必要に応じて決済者の3名程度に留める手順とすることで、承認者が権限と説明責任を有していることが明確となり、現在の「責任を取る」体制から「責任を持つ」体制とすることで、すべての行政業務の責任の明確化と無駄な手順と役割の排除が可能となる。結果として、電子化促進、決済の迅速化、責任の明確化等が可能となり、国民の税金利用の投資効果が向上します。</p>	<p>提案理由を以下の列挙します。</p> <p>印鑑と稟議システム廃止により、説明責任と決定権の一致させ、責任を持てる体制の確立と行政の効率化により、以下が実現可能です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 行政業務の徹底した電子化(現在のままの体制と手順の電子化は不可能、又は煩雑化を招く) 2. 国民への行政サービスの迅速化 3. 国民の行政手続きの簡略化(無駄の排除が可能、無駄との指摘に必要なとの反論が必ず発生しますが、無駄は必要の中に存在します) 4. 行政サービスへの税金の利用の投資効果の最大化 5. 行政側の説明責任者と承認者の明確化(現行のままでは、誰が責任と権限を持っているかが特定不可能、現行の「責任を取る」体制から「責任を持つ」体制に変革することが必要) 	個人	総務省	<p>政府においては、「電子決裁推進のためのアクションプラン」(2014年(平成26年)4月25日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)等に基づき、これまでも電子決裁の推進・迅速化のために、決裁者を必要最低限の者に限定すること等に取り組んできたところです。</p> <p>現在、政府においては、「電子決裁移行加速化方針」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)を策定して、電子決裁が行われていないものについては何らかの業務上の困難があることから、業務プロセス全体の見直しを行う中で電子決裁への移行に取り組んでいるところであり、引き続き業務の効率化・迅速化等に努めてまいります。</p> <p>なし</p>	<p>現行制度下で対応可能</p>	<p>制度の現状欄に記載のとおりです。</p>		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
389	令和2年12月24日	令和5年7月12日	行政機関への問い合わせ・質問	会社謄本、住民票、不動産登記を紐付けし、法務局、国税庁、市役所などで共有することについて。 先日、法務局北区支所で会社謄本の申請をした際、検索が出来なかったため職員の方から国税庁なら分かるかもしれないので、問い合わせたところ、国税庁へその旨を伝えると、答えられないとのこと。ヒントやアドバイスをできないか促すも出来ない。最終的に言われたのが、国税庁には、外部からの問い合わせに答える部署がないので答えられないと。どうにもならないので、電話切り自力で調べたら登記されて無いペーパーカンパニーらしいことが判明。 また、現実に存在する部屋に会社登記がされているのに、法務局で不動産登記を取ったら、部屋がないとの回答。詳しく調べてもらうと、部屋が不動産登記がされていないとのこと。現在、この会社は登記の上では、解散になっては居るが脱税の疑いが。	個人	総務省 法務省 デジタル庁	【①会社謄本、住民票、不動産登記を紐付けし、法務局、国税庁、市役所などで共有することについて】 ある会社の登記情報及びその会社が所在する建物の登記情報を確認するためには、法務局に、当該会社及び当該建物の登記事項証明書をそれぞれ請求する必要があります。また、法務局以外の行政機関で、登記情報を確認することはできません。 住民票については、個人情報保護等の観点から、法令等で閲覧・写しの請求をできる場合を限定しております。 【②マイナンバーカードの提示で、情報開示を出来るようにすることについて】 会社・法人又は不動産に係る登記事項証明書を登記所の窓口で請求する場合には、申請書に必要な事項を記載し、所定の手数料額に相当する収入印紙を貼付して、登記所の窓口へ提出する必要があります。 住民票については、個人情報保護等の観点から、法令等で閲覧・写しの請求をできる場合を限定しているところです。なお、本人の住民票の写しの交付については、1,165団体においてマイナンバーカードを利用したコンビニ交付が可能となっています（令和5年5月15日時点）。	不動産登記法第119条 不動産登記規則第193条、第194条 商業登記法第10条、第13条 商業登記規則第18条、第19条、第28条 登記手数料令第2条、第3条	対応不可	【①について】 制度の現状欄に記載したとおり、登記記録に記載された情報は登記事項証明書を取得する方法により確認することが可能であり、また、令和2年10月から、国の行政機関に対して、登記情報をオンラインで提供することを可能とし、登記事項証明書の添付を求めている行政手続について、当該情報の提供を受けるための環境が整った場合は、添付を省略することができるようになっているところですが、もともと、登記情報を取得した国の行政機関においては、その目的の範囲内において利用することができるものであり、受益者負担の原則や個人情報保護の観点から、法務局以外の行政機関において、登記情報を無償で一般の方に公開することは困難です。 住民票についても、制度の現状欄に記載したとおり、個人情報保護等の観点から、無制限に共有を行うことは困難です。 【②について】 登記事項証明書を請求する場合には、請求対象となる会社・法人又は不動産を特定する必要があることから、個人を特定するマイナンバーカードの提示のみで登記事項証明書の交付請求を可能とすることは困難です。 住民票については、制度の現状欄に記載のとおりです。		
390	令和2年12月24日	令和3年1月27日	就労支援について	就労支援関連の一本化を担当課毎ではなく、一つの担当課にまとめ、そこから枝分かれさせてほしい。 またハローワーク職員は国家公務員、市での就労関係は地方公務員との区分けと聞いている。これにより、連携を図るのが難しく、氷河期、コロナ離職、困難者、生活保護などに分岐させる必要性を感じない。またハローワークでの紹介状はハローワークでのみ出力可能であるが、各市の出先機関でも出力可能にしてほしい。	兵庫県内の自治体ですが、就労支援が労政課、厚生課と分かれて、就労プログラムを推進しているが、担当課を一本化することで、コンベヤや委託費など億単位で節約ができると思われる。また相談者を右に左に案内し混乱させることもなくなると思われる。また就労に向けてのスピード化が図れる。	個人	厚生労働省	地方自治体とハローワークの連携につきましては、希望する自治体において、自治体が行う各種支援と国が行う無料職業紹介を一体的に実施する「一体的実施施設」を設置しております。 ハローワークで受理した求人及び求職の申込みについてはハローワークが職業紹介を行うものですので、地方自治体が自らハローワークの紹介状を交付することはできません。なお、上記の「一体的実施施設」では、ハローワークの紹介状を交付していません。	職業安定法第4条第1項・第5条第3項 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第31条	対応（一部対応不可）	引き続き、各地方自治体の希望を踏まえつつ、一体的実施施設の設定・運営など、就労支援における地方自治体と国との連携を推進していきます。	
392	令和2年12月25日	令和3年2月18日	国土交通省所管の事業と農林水産省所管の事業の一体化について	国・県・市町村等において、国土交通省所管の工事と農水省所管の工事が区別され、それぞれ発注方法・規制内容・積算方法等に違いが見られる。この区別をなくし一体化させ、発注者ならびに受注者の混乱を減らしてほしい。	国土交通省と農水省のルールが違うため、現場で混乱が起きています。事業目的の違いがあるためある程度の違いは理解できますが、例えば提出書類について所管の違う職員から全く違うことを言われたり、積算方法が違うために予定価格の算出を誤り入札に不調が出たりというケースが後を絶ちません。両省のスタンスをより一体化させることで、事業を円滑に進める・部署間の不公平を是正する・行政における労務コストを減らす・現場での混乱を避ける等の効果があるのではないかと考えられます。	個人	農林水産省 国土交通省	【農林水産省】 ①発注方式（総合評価落札方式）： 発注方式については、公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議でとりまとめた「発注関係事務の運用に関する指針」に基づき、各発注機関において工事及び業務の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択して適用しています。 具体的には、農林水産省の通知に基づき適切な入札契約方式を選択し、契約手続を執行しています。 また、農林水産省の通知は、都道府県・市町村に参考送付しています。 ②規制内容： ご提案にある「規制内容」が何を指しているのか不明です。 ③積算方式： 各事業の特性に応じて農林水産省の各局庁が定めている「土地改良工事積算基準」、「森林整備保全事業設計積算要領」、「漁港漁場関係工事積算基準」に基づき対応しています。 また、当該基準は、県・市町村等に参考送付しています。 【国土交通省】 以下のように、国土交通省では、農林水産省を含む関係省庁や他発注機関と、連絡調整及び情報交換等に取り組んでいます。 発注方法については、関係省庁連絡会議により策定した、全ての公共発注者の指針である「発注関係事務の運用に関する指針」に記載の通り、工事の性格や地域の実情等に応じ、価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等の適切な入札契約方式を選択するよう努めております。 また、国土交通省所管の直轄土木工事の工事書類におきましては、標準様式を定め、HPにて公表しています。なお、各自治体等の工事において標準様式を使用するかは、各自治体の判断に依っています。 積算基準の考え方については、これまで公共土木工事の発注機関からなる調整会議を設け、積算基準における間接費の項目や内容の統一などに取り組んでいます。	【農林水産省】 発注方式等については、事業の性格や地域の実情等に応じて多様な入札方式から最適な方式を選択しています。本提案の検討にあたり、支障が生じている具体的な事項とその詳細な情報の提供をお願いします。 【国土交通省】 引き続き、国土交通省では、農林水産省を含む関係省庁や他発注機関と、連絡調整及び情報交換等を行ってまいります。 発注方式においては、引き続き、関係省庁連絡会議により策定した「運用指針」に基づき、工事の性格等に応じた入札契約方式を適切に選択してまいります。また、地方公共団体に対しても、運用指針の理念が浸透するよう働きかけてまいります。 国直轄事業の工事書類については、標準様式等の公表を続ける等、引き続き、各自治体と工事書類の標準化を進めてまいります。また、省庁間については、工事書類の様式について連絡調整を開始します。 積算基準についても、引き続き、公共土木工事の発注機関からなる調整会議において、他発注機関と情報交換を行うとともに、国直轄の考え方について地方公共団体へも周知してまいります。			

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
393	令和3年1月27日	令和3年3月9日	危機管理担当省の設置検討	災害時・事件・事故・火災・急病・海難事件事故など通報を、電話番号110番、119番、118番、に分けて通報が必要です。米国では911番へ通報するだけで通信指令担当者が担当組織・部隊又は民間救急車へ手配してくれます。日本もワンナンバーへ通報を統一したらどうか。また、それに伴い組織体系も見直したらよいのではないか。救急車の利用方法見直し。	省庁縦割りで、国家公安委員会下に警察庁更に下警視庁都道府県警察&公安調査庁。総務省下総務省消防庁更に下市町村行政区単位消防局。国土交通省海上保安庁。この様に縦割りになっていて、通報先が異なり通報する人の個別判断に委ねられていて、判断を誤れば通報受電から初動にタイムラグが生じます。緊急事態担当若しくは危機管理担当(省)下へ国家公安委員会以下、そして総務省消防庁と海上保安庁を集約して縦横に更なる連携ができる整理をするのは一考と思います。通報する者は、緊急事態担当若しくは危機管理担当(省)管轄下のコールセンター(都道府県単位)へ通報するだけで必要な担当行政サービスを受けられる体制へ変革したらどうかと思う。政府や都道府県も災害時・事件・事故・火災・急病・海難事件事故など通報が集約されることで情報錯綜そうが抑えられ状況把握がし易くならなかつと思う。民間救急運営会社もこのコールセンター下へ連携させて、公的救急車のトリアージに基づく出動を行う。公的救急車は諸外国と同じく少しの利用料を利用者負担を徴収する。細分化しているコールセンターを集約する事で設備や人件費人員を減らせないでしょうか。	個人	警察庁 総務省 国土交通省	【警察庁】 各都道府県警察においては、110番通報に迅速かつ確に対応するため、通信指令室が設けられており、直ちに通報内容を警察署等に伝え、地域警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備の発令等を行う体制を構築しています。 【総務省(消防庁)】 消防においては、119番通報に迅速かつ確に対応するため、それぞれを管轄する市町村消防本部に通信指令室が設けられており、直ちに通報内容を消防署等に伝え、消防車、救急車等を現場に急行させる体制を構築しています。 また、通報内容によっては、直ちに警察等の各関係機関に転送できる体制も構築しています。 【国土交通省(海上保安庁)】 海上保安庁においては、118番通報に迅速かつ確に対応するため、管区海上保安本部に運用司令センターが設けられており、直ちに通報内容を海上保安部等に伝え、巡視船艇、航空機等を現場に急行させる体制を構築しています。 また、通報内容によっては、直ちに警察等の各関係機関に転送できる体制も構築しています。	【警察庁】 警察通信指令に関する規則(平成21年国家公安委員会規則第9号)第3条 【総務省(消防庁)】 消防力の整備指針(平成十二年消防庁告示十三) 【国土交通省(海上保安庁)】 海上保安庁法(昭和23年法律第28号)第2条第1項	【警察庁】 その他 【総務省(消防庁)】 その他 【国土交通省(海上保安庁)】 その他	【警察庁】 警察では、今後も、警察官が迅速に現場に駆けつけられるよう、110番通報の受理や警察署等への指令を行うシステムを整備するとともに、消防機関等との適切な連携を図りながら、様々な警察事象に即応する活動を行ってまいります。 【総務省(消防庁)】 消防においては、今後も、消防隊、救急隊等が災害現場に迅速に駆けつけられるよう、119番通報の受信や消防署等への出動指令を行うシステムを整備するとともに、警察機関等との相互連絡を緊密に図ってまいります。 【国土交通省(海上保安庁)】 海上保安庁では、今後も、巡視船艇、航空機等が現場に迅速に駆けつけられるよう、118番通報の受信や海上保安部等への出動指示を行うシステムを整備するとともに、警察機関等との相互連絡を緊密に図ってまいります。		
394	令和3年1月27日	令和3年3月9日	国営・公営宿泊施設(自然の家)の予約オンライン化・キャッシュレス化	国営や公営の施設の予約のオンライン化やキャッシュレス化の推進する。	未就学児のこどもを持つ父親です。頻繁に自然の家を利用しますが、予約のオンライン化・施設のキャッシュレス化がまったく進んでいません。例えば、国立曽爾高原少年自然の家の場合、予約はHPからできますが、予約可否は翌日以降メールで回答あり、その後予約に関する書類(利用の手引きや計画書、食事の注文書など)が郵便で届き、計画書・注文書をFAXで返信します。自宅にFAXないため、返信に苦労しました(web FAXを利用)。ほかの施設も電話やFAXが多く、オンライン化はされているのは国民休暇村くらいです。予約をオンライン化することで、利用者・施設ともに予約作業の簡便化・迅速化することができ、施設での入カコストや郵便コストを削減できます。また施設ではほぼキャッシュレス不可で現金を持っていく必要があります。しかし、施設自体のセキュリティが甘い(部屋の鍵がない)場合が多く、不便かつ不安です。キャッシュレスすれば施設側も硬貨・紙幣の紛失を防ぐことができます。国全体でキャッシュレス化を進めるのであれば、まず国営施設から導入をお願い致します。国営施設のキャッシュレス化であれば、徴税よりも規模小さく導入コストは低はず、まず試験的に導入してはいかでしょうか？	個人	文部科学省	国立曽爾青年自然の家をはじめ、国立青少年教育施設では、予約に関する書類のメール受付を行っています。また、支払いに関してコンビニ払いや銀行振込が可能となっております。	なし	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。		
395	令和3年1月27日	令和3年2月18日	国家公務員の勤怠管理と「働き方の見える化」も電子化で	国家公務員の勤怠管理、及び、河野国務大臣が近々要請するとされる「働き方の見える化」から「判子の廃止」を行い、代わりにデジタルより行う。具体的には、各関係行政機関の入り口に設置されている、入退場ゲートのログにより行う。	1.報道によれば、河野国務大臣は霞が関の「働き方改革」を進めるため、国会の答弁作成のための深夜勤務などの実態調査を進める考えを示し、全府省庁に10、11月の職員の勤務状況を調べるよう要請としている。 2.実際、関係行政機関の勤怠は「判子」でなされており、時間は記載しない。勤務時間や在庁時間の報告はいくらでも誤魔化せる。大臣の意向に反し、実態が解明されないどころか、ミスリードの取りまとめがなされる恐れがある。 3.各省庁の入退場ゲートのログを使うことにより、数ヶ月と言わず、河野国務大臣のイニシアティブは、恒久的な継続的取組になる。一方で、ログ取りを辞めた途端、その意思決定者は働き方改革に後ろ向きと糾弾されよう。	個人	人事院 内閣官房	職員が定時までに出勤した場合は、これを証明するため、出勤簿に必要な記録を自ら行うこととなり、出勤簿に押印することを必須とはしていません。超過勤務時間の確認は、客観的な記録を基礎として在庁の状況を把握している場合は、これを参照することができます。その上で、出退勤管理の具体的な方法について、各府省において適切に判断し、運用することとされております。なお、国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和3年1月29日一部改正)において、各府省等は、勤務時間管理をシステム化し、職員の勤務時間の「見える化」に取り組むこととなっております。	給実甲第576号(給与簿等の取扱について(通知))第2第2項	現行制度 下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
396	令和3年1月27日	令和3年7月20日	独立行政法人も改革対象にして下さい	独立行政法人も改革の対象にして下さい 国立病院機構 書類だらけ、印鑑だらけ、様々な改革は掛け声だけで進んでいません 現場の意見は何も届きません 医師や薬剤師、事務など、職種問わず、当直という名で通常勤務させる実態も変わりません 退職者も多くみんな疲れ切っていますが、増員は認められません 現場第一ではなく、本部役員第一で振り回されています 現場第一ではなく、本部役員第一で振り回されています ぜひ独立行政法人も改革対象にしてください	独立行政法人も改革の対象にして下さい 国立病院機構 書類だらけ、印鑑だらけ、様々な改革は掛け声だけで進んでいません 現場の意見は何も届きません 医師や薬剤師、事務など、職種問わず、当直という名で通常勤務させる実態も変わりません 退職者も多くみんな疲れ切っていますが、増員は認められません 現場第一ではなく、本部役員第一で振り回されています 現場第一ではなく、本部役員第一で振り回されています ぜひ独立行政法人も改革対象にしてください	個人	厚生労働省	押印の廃止等につきましては、国の方針に基づき、国立病院機構において、検討を進めていると承知しております。 また、宿直勤務中は通常勤務に従事させておらず、やむを得ない事情により通常業務に従事させた場合には、当該時間を時間外労働として扱い、割増賃金の支払いや振替休日等の措置をとり、職員の負担にならないよう国立病院機構において努めていると承知しております。 職員の増員や人員配置については、病院毎の患者の状況や経営状況、業務量の変動等を総合的に勘案し、必要な職員を配置できるよう国立病院機構において努めていると承知しております。	なし	現行制度 下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
397	令和3年1月27日	令和3年2月18日	国職員出張用サービスについて	国家公務員のお仕事について、サービス(出張旅費を計算するとともに、出張同や旅費請求の仕組み)入力負担が大きいので、組織ごとに専門員を配置することや、旅行者に委託すること、また、行き先ごとに旅費の定額支給化することで、業務負担を軽減してほしいです。	国家公務員のお仕事について、サービス(出張旅費を計算するとともに、出張同や旅費請求の仕組み)入力負担が大きい。また、出張関係業務の大半を占め、残業の要因にもなっています。	個人	内閣官房 財務省 経済産業省	【内閣官房】 旅費業務の見直しについては、平成27年から28年にかけて、実際に事務処理に長期間を要した事例を取り上げ、関係者に対し、旅費の各項目の精算手続について実際に時間を要した要因に踏み込んだヒアリングを行い、分析した結果に基づき、旅費・会計等業務効率化推進会議において、「旅費業務の効率化に向けた改善計画」(平成28年7月)が決定されました。当該計画に沿って、実務の合理化・標準化及びそれを支援するSEABIS改修等を行ってきたところです。 また、各府省の取組の統一性の確保等のために必要な連絡調整を行うため、旅費・会計等業務効率化推進会議の下に、構成府省の実務者クラスからなる「旅費業務効率化推進タスクフォース」が置かれています。 【財務省】 出張旅費を含む国家公務員の旅費については、「国家公務員等の旅費に関する法律」が規定しています。旅費の支給については、実費支給と定額支給があり、旅費の種類ごとに、そのいずれかを規定しており、出張における公共交通機関の利用に伴う旅費(鉄道賃、航空賃等)については、実費支給を採用しています。	【内閣官房】 -	【内閣官房】 現行制度 下で対応可能	【内閣官房】 今後、関係者間で連携し、旅費業務効率化推進タスクフォース等において、各府省の実務担当者も意見も踏まえつつ、旅費業務の負担軽減に向け、検討を行ってまいります。	【財務省】 行き先が同一であっても、出張等の態様(行程や利用する交通手段など)によって発生する旅費の種類は様々であり、公務上必要な旅費を適正に支出する観点から、一律に定額支給化することは適切ではありません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
398	令和3年1月27日	令和3年4月16日	役所間文書などの公印省略	役所間などの文書のやりとりで公印は省略していただきたい。	国の機関同士の文書は公印が省略されるケースがほとんどだと思いますが、国と地方、国と法人の間は頑なに公印が必要とする役所が存在します。	個人	内閣官房 内閣府	【内閣官房】 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、各府省等は、会計手続、人事手続等の内部手続について、書面・押印・対面の見直しを行うこととされています。 【内閣府】 「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)において、「書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結するよう見直す」とされており、各府省において取り組んでいるところです。	【内閣官房】 - 【内閣府】 ※手続による	【内閣官房】 対応 【内閣府】 対応	【内閣官房】 行政改革推進本部事務局では、各府省等における、会計手続、人事手続等の内部手続について書面・押印(公印も含む)・対面の見直しを推進しております。 【内閣府】 国・地方間における行政手続の見直しについては、令和2年12月18日に閣議決定した「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」において改めて記載しており、公印の押印を不要とすることも含め、引き続き各府省において見直しを進めてまいります。	
399	令和3年1月27日	令和5年7月12日	マイナンバーカードの更新について	子供のマイナンバーカードの更新をしたら、暗証番号が必要だと言われた。送られた書面には何も書かれておらず、役場の人に言ったら、役場からもお願いしているが聞き入れてもらえないとのことでした。こういうことは、それぞれの管轄に任せたらより良いサービスが提供できると思います。	上記参照	個人	総務省	マイナンバーカードの交付時にマイナンバーカードを本人確認書類として使用する場合は、暗証番号の入力を求めることとしておりますが、こうした方法のほか、マイナンバーカードに加えて免許証などの別の本人確認書類を提示いただき、双方の券面の情報を確認することで本人確認を行う方法もあり、そうした方法により本人確認を実施している自治体もあると承知しております。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
400	令和3年1月27日	令和3年2月18日	法律用語(外来用語の積極的な取り入れ)	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(通称:デジタル手続法)について、情報処理システム・ネットワークなどに関する日本語訳による用語が非常にわかりにくい。今後、デジタル化を進めるにあたって、可能な限り、社会通念上確立された外来用語については、積極的に法律の条項でも使用し、時代に合わせた条項へと見直ししてほしい。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(抜粋) 例) 電子情報処理組織 主務省令で定める電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)) その他、電子計算器、電気通信回線、電子情報処理組織など 各法令についても同じです。 ※法律名もシンプルに「デジタル手続法」とした方が、浸透するのではないか。 的外れな提案であれば、非公表扱いをお願いします。	個人	内閣法制局 内閣官房	いわゆるカタカナ語について、内閣提出の法律案や政令においては、例えば、エネルギー、インターネットなど、我が国の社会に浸透し、対応する適切で平易な日本語がないようなものについて用いられているところです。	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
401	令和3年1月27日	令和3年2月18日	既得権益(悪しき前例)の見直し	国民のために働く政府、国家公務員の給与の見直し	これについては官主導ではなく民主導で行うべきではないでしょうか。例えば、今年がよい例で、国民の収入が減っても政府や公務員の収入は減りません。官の給与の源である税収が少なくても普通に給与を貰っているのは、政策に使えるお金が少なくなります。国民目線から言えば、本当にそんなに給与が必要ですか？	個人	人事院 内閣官房	国家公務員には、憲法で保障された労働基本権が制約されていることから、その代償措置として、国家公務員法は、国家公務員の給与について、国会により社会一般の情勢に適應するように随時変更することができるとしており、人事院には、その変更に関して勧告する責務を課しています。 この勧告では、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること(民間準拠)を基本としていますが、これは、国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、公務においては、民間企業と異なり、市場の抑制力という給与決定上の制約がないこと等から、その給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによるものです。	国家公務員法 第28条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
402	令和3年1月27日	令和3年2月18日	本籍を廃止するとともに戸籍謄本とか抄本も廃止	本籍を廃止するとともに戸籍謄本とか抄本も廃止	マイナンバーができたことで不要と思います。特に本籍は、居住していない場所とか地名変更になった場所もあり、不要と考えます。離婚する時は本籍地近傍に近親者がいない場合、わざわざ取りに行く必要があります。取り扱う地方自治体の手間も省けるはずですよ。	個人	法務省	戸籍は、日本国民の親族的身分関係を登録・公証する唯一の帳簿であり、本籍は戸籍の編製単位としての機能を有するものです。 また戸籍謄本や戸籍抄本は、日本国民の親族的身分関係を公証する唯一の証明書です。 戸籍謄抄本等の交付請求については、コンビニ等で専用端末から請求する方法も認められております。 なお、コンビニ等での請求を可能とするシステムの導入は、戸籍事務を掌管する各市区町村長の判断によることとされており、令和3年2月現在650の市区町村で導入されています。	戸籍法第6条 戸籍法第10条等	対応不可	制度の現状に記載のとおり、本籍は戸籍を特定するために必要な、重要な編製単位です。 また、戸籍制度は日本国民の親族的身分関係を公証する唯一の制度であり、代替手段もないことから、廃止することは相当ではありません。 なお、コンビニ等での請求のほか、令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍の証明書を取得することができるようになります。	
403	令和3年1月27日	令和5年7月12日	マイナンバーの利用者クライアントソフトのサポートブラウザについて	表題の件で、サポートブラウザがIE11のみとなっていますが、マイクロソフト自体がIEの使用を推奨していませんのでChromeやEdge、Firefox等へ対応を切り替えていただきたいと思います。	IE11自体がマイクロソフト固有のアプリでWindowsOSに固定されます。当然マッキントッシュやLinuxユーザーに関しては対応できないということになるかと思えます。 今後デジタル化を推進するにあたり、マイクロソフト一辺倒になってしまうのは問題になるかと考えられるかと思えます。またそれ以前に現在のブラウザのシェア上Chromeがトップでもありますのでそれらには優先的に対応を進めていただくことでマイナンバーカードの利便性が上がり国民の利用も進みやすくなるかと思えます。 実際私自身が昔LinuxをメインPCとしていたことと、NFC非対応のスマホを利用していることもあり使いづらいなと思った次第であります。	個人	総務省	利用者クライアントソフトの対応状況に係る最新情報はこちらをご参照ください。(以下地方公共団体情報システム機構(J-LIS)のDHP) https://www.jpki.go.jp/download/index.html	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
404	令和3年1月27日	令和3年2月18日	通知等の識別符号の合理化	厚生労働省の通知の名称が「医薬審第1439号」とか「薬発第154号」などとなっているが、検索性が低い。発行した通知は、データベースやGoogle等でひとつに特定できるような識別子をつけて欲しい。	・官公庁が発行した通知等が、検索しても見つかりにくい状況自体が異常であって、分かりやすい識別子をつけることに何の不都合も無いはず。 ・外国語に翻訳し難く、不要な社会的負担が発生している。	個人	厚生労働省	厚生労働省では「厚生労働省法令データベースサービス」において所管する法令・通知・公示情報を広く国民へ情報提供しており、検索機能を設けて検索ができるようにしております。	なし	検討を予定	「厚生労働省法令データベースサービス」において検索機能を設けてはありますが、ご提案の方法を含め、通知等の検索性の向上について検討を行ってまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
405	令和3年1月27日	令和3年4月16日	元総理の葬儀費用に税金使用の廃止	元総理の葬儀費用に税金が使用されることが恒例となっておりますが、これを廃止すべき。	今般、中曾根元総理の葬儀費用1億9千万円のうち9千6百万円が税金から支払われるということです。元総理の葬儀費用に税金が使用されることが恒例となっているからだと思います。しかし、元総理は私人です。葬儀費用は自民党が全額負担してください。自民党は、河井夫妻に1億5千万円贈与しました。ですから自民党には、こういうお金があるわけですから、自民党は、元総理の葬儀費用の方に自民党のお金をあてるのが当然で、国から支出することはありません。政府は、自民党に政党交付金として税金から本年度は172億6千万円ものお金を支払っています。これまでの恒例であっても理屈に合わない、あるいは税金をコロナ対策のようにより必須なところで使用してください。こういうことが改革できて初めて河野大臣は、「改革大臣」の名に値します。	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。				
406	令和3年1月27日	令和3年4月16日	道州制の推進	省庁間の縦割りを打破するためには、国と自治体との役割の見直し、重複業務の整理などもあわせて考えるべき。それに当たっては、現在議論が停滞しないしは頓挫している道州制の議論を活性化すべき。各省庁は以前のような「木で鼻をくくる」ような回答(対応策の策定)ではなく、真摯かつ丁寧な回答を求める。	より効率的な行政運営を行うことで固定費を中心とした費用の削減だけでなく、各自治体がより自由で柔軟な発想で施策に取り組むことが出来ることにより、雇用の創出や経済発展に繋がることが期待される。	個人	内閣官房	道州制に関する制度はありません。	なし	検討を予定	道州制は、国家の統治機能を集約、強化するとともに、住民に身近な行政はできる限り地方が担うことにより、地域経済の活性化や行政の効率化を実現するための手段の一つであり、国と地方の在り方を根底から見直す大きな改革です。このような大きな改革であることから、その検討に当たっては、地方の声を十分にお聴きしつつ、国民的な議論を行いながら、丁寧に進めていくことが重要です。国会における議論も踏まえつつ対応してまいります。	
407	令和3年1月27日	令和3年3月9日	公務員の募集について	公務員の募集については新卒採用を止めるべきだと思います。民間企業や自営業などで一定期間(例えば3～5年)の経験を条件に中途採用するやり方を提案します。	世の中のことを知らない新卒で公務員になったとしても、国民や市民の苦勞がわからず、いい仕事ができない。一定の経験を積ませた上で公務員になった方が、国民目線やスピードの大事さがわかり、遥かにいい仕事ができるはずである。	個人	人事院 内閣官房 総務省	【国家公務員】 国家公務員の採用の方法としては、新規卒者に限らず、一定の受験資格の下で採用した者を長期に部内で育成することを目的とした総合職試験、一般職試験等の採用試験のほか、民間企業での実務の経験等を有する者を係長以上の官職に採用することを目的とした経験者採用試験やその者が有する専門的な能力・経験を活かせる官職への選考採用などの中途採用もあります。国家公務員の官職は様々であるところ、個々の官職の職制上の段階や職務内容等に応じた方法で、任命権者が採用を行っております。 【地方公務員】 地方公務員の採用については、地方公務員としての標準職務能力及び適正を正確に判定することを目的として、職務に応じ各地方公共団体で定める一定の受験資格の下で採用試験が実施されています。 また、全体の奉仕者としての自覚や意欲並びに住民の視点を持ち、能力の高い職員を育成することは重要であることから、地方公共団体においては、人材育成基本方針を策定し、職務や研修等を通じて職員の育成・能力開発を推進しています。	【国家公務員】 国家公務員法第36条、第45条の2、第57条等 【地方公務員】 地方公務員法第19条	【国家公務員】 現行制度下で対応可能 【地方公務員】 現行制度下で対応可能	【国家公務員】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【地方公務員】 総務省としては、各地方公共団体に対して、多様な人材の確保を図るため中途採用の積極的な推進に取り組むよう助言しているところです。また、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を策定し、職員の能力開発を効果的に推進するよう助言しています。	
408	令和3年1月27日	令和3年4月16日	災害時の避難所における対応について	災害時の避難所となっている小・中学校等の、教職員と市町村職員の連携が取れるようにしてほしいと思います。所属する組織が異なるので、災害時に無用の混乱を避けるために、法令等で定めておく必要があると思います。	東日本大震災の際に、市町村職員として避難所で市民対応を行いました。学校側の協力が得られずに苦勞しました。特に、大規模断水にもかかわらず、学校の貯水タンクの水を使わせてもらえず、市民への供給は給水車を待つことになったことが、その最たるものです。教職員曰く、学校が再開したときに水が使えないと困るから、とのこと。その理屈や教頭としての立場も理解できますが、あの惨事の際にその判断にたどり着くことは問題があると感じました。どんな人でも、その立場において、目の前の災害に対して迷わず適切に対応できるよう、仕組みを作っておくべきだと思います。そうでないと、自分の担当だけを守るために、前述のような狭い視野での判断になりかねません。担当は文部科学省と国土交通省、どちらになるのか分かりません。よろしく願いいたします。	個人	内閣府 文部科学省	自治体の防災部局や教育委員会等は、市町村長の所轄の下、一体として行政機能を発揮するよう、相互の連絡・調整を図ることとされています。これを促進するため、内閣府において、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」において、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等関係者・団体と調整を図ることとされており、自治体において適切な対応がとられるよう促しているところです。文部科学省においても、「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について(通知)」(平成29年1月20日付け28文科初第1353号)において、学校が避難所となった場合に備え、防災担当部局等を中心とした体制の下、事前に連携・協力体制を構築するよう各都道府県教育委員会等へ示し、取組を促しているところです。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載の内容につきまして、引き続き周知に努めてまいります。	
409	令和3年1月27日	令和3年2月18日	航空機製造に係る認定事業の一元化	航空機製造(部品製造を含む)事業を行う場合、国土交通省航空局の事業場認定及び、経済産業省の製造事業場認定が必要になる。事業場認定を航空局事業場認定に一本化してはどうか?(経済産業省の役人は航空局に移動)	航空機製造工場は、国際規格ISO9100シリーズ他、特殊工程の国際規格、航空局の事業場認定等 認定取得のため多くの対応を要求されている。それに加えて経済産業省の認定対応が必要となれば、さらに多くの人員と組織が必要となる。同じような対応が、省庁間で別々に対応するのはムダであり事業者の負担が多くなる。事業場認定を一本化して、航空局の事業場認定だけにしてはどうでしょうか?	個人	経済産業省 国土交通省	航空機製造事業法では生産技術の向上等を目的として、高い技術を必要とする航空機等の製造や修理事業について、法第2条の2に基づき経済産業大臣の許可を必要としています。また、航空法では国際民間航空条約の規定等に基づき航空機の航行の安全等を目的として、事業者等を規制しています。	航空機製造事業法第2条の2	その他	航空機製造事業法は、民間航空機や戦闘機等の製造や修理事業の許可等を通じ、生産技術の向上を図ることなどにより、産業全体の健全な発展に資することを目的としており、こうした航空法とは異なる目的に則って、必要な規制を行っています。これまでも事業者の管理コスト削減の観点から、許可要件の特定設備の種類を減らすなど、必要に応じて規制の見直しを進めてきているところです。現時点において、航空法と一本化する予定は無いものの、引き続き、航空機製造事業法の適切な規制の在り方を検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
410	令和3年1月27日	令和3年3月9日	自治体消防制度の改革	<p>現行の自治体消防制度は昭和23年3月7日に消防組織法が施行され確立されている。それ以降70年余の歴史を歩んできています。現役の消防職員として感じるのは、現制度では自治体間の格差により、地域間における消防サービスの差が顕著となってきています。また、近年の災害の広域化、大規模化を目的とする、小規模な消防体制での対応は困難を極めているのが現状だと思います。そこで、この自治体消防の単位を県単位の組織に改変する事を提案します。</p>	<p>総務省では消防広域化を推進していますが、未だに十分な広域化が進んでいないのが現状ではないでしょうか。消防も警察と同様に県単位の組織とすることにより、広域的な視点での特殊消防車等の効率的な配備と、119番通報を受信し指令を行う消防指令センターの集約など、重複する施設整備費の縮減を図り、大規模な災害や事故への即応体制の確立や地域間の格差の解消も図られるのではないかと思います。財政的に余裕がある自治体の住民と、財政状況が脆弱な自治体の住民では、受ける消防サービスには大きな差があります。職員も同じことが言えます。命を守るための政策として消防の格差について国主導で検討して頂ければ幸いです。私は、1人でも多くの命を救うために、これからも日々努めてまいります。皆様におかれましては、ぜひ、国の安心安全を第一に頑張ってください。また、河野大臣には本当に期待しております。頑張ってください。</p>	個人	総務省	<p>日本の消防制度においては、市町村が当該市町村の区域内の消防を十分に果たすべき責任を有するとされています(消防組織法第6条)。</p> <p>消防に関する責任を果たす方法については、一部事務組合、広域連合、事務委託等の広域的処理方式や相互応援によることも差し支えないとされており、市町村の広域化は、消防体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならないとされています(消防組織法第31条)。</p>	消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)	現行制度下で対応可能	<p>消防は、住民の日常生活に関係の深い基本的な行政事務として、住民に最も身近な市町村の責任において処理することが適当であると考えられています。</p> <p>一方で、小規模な消防本部では、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があるため、消防庁では、広域化に関する基本指針を定め、広域化を推進しております。これまで2期10年以上にわたる取組みの結果、54地域において広域化が実現しています。</p> <p>制度上、都道府県内の全市町村が合意できるのであれば、都道府県全体で1つの消防本部とすることも可能です。</p> <p>消防庁においては、広域化に係る経費の特別交付税措置や、指令センター整備への緊急防災・減災事業債の充当、広域化アドバイザーの派遣等の支援を行っており、引き続き消防の広域化の実現に向けて取組を推進してまいります。</p>	
411	令和3年1月27日	令和3年3月9日	国勢調査「回答がお済みの世帯にも、、、」のチラシ	<p>総務省統計局から行われる国勢調査について、インターネットで回答した人にも、「回答がお済みの世帯にもお配りしています。」とわざわざ記載してフォローのチラシを配るのは国費の無駄だと思う。何のために、インターネットで受け付けてシステム対応しているのかわからん。</p>	<p>インターネットなど電子情報で受け付けるのは、その後のデータ活用に資するから本来のほうです。単純に今の時代に合わせてシステム窓口をつくっただけでは付加価値がなく、システム作った意味がないです。国勢調査で世帯に資料送っているのですから、送る相手は住民台帳などで決めているはず。インターネットから回答したのであれば、誰が回答したかはデータベースで参照できるはずであり、データベースがあるならシステム的に突き合わせることができるはず。送った世帯総数は知りませんが、チラシ1枚3円として、送る世帯数1億だとすると、3億円+α(配送費)ですよ。国費から見れば微々たるお金かもしれないですが、国費は国民の税金から賄われているので、1円たりとも無駄にしてほしくないですね。統計分析するための基本データになる重要な調査であると思うので、その後のデータ利活をスムーズに進めるためにもシステム的な連携の課題は早く解消することが必要だと思います。</p>	個人	総務省	<p>国勢調査は、5年に1度、我が国に住む全ての世帯を対象に実施する統計調査であり、10月1日を調査日としています。令和2年の調査は、9月14日から調査員が調査書類を配布し、10月7日までに御回答いただくよう、世帯の皆様方をお願いしています。10月7日までに回答の確認ができなかった世帯については、調査員が再度訪問し、回答のお願いに伺うこととしています。このため、10月7日までの回答をお願いするとともに、10月1日より前に回答した方に対し、回答内容に変更があれば修正いただくよう呼び掛けるため、10月1日以降、青色のリーフレットを配布しました。</p>		その他	<p>今回の実施状況を検証し、次回以降の調査に結び付けてまいりたいと考えています。</p>	
412	令和3年1月27日	令和3年2月18日	道路管理者について	<p>国土交通省、都道府県、各市町村、それぞれ道路管理者を配置し道路維持や建設工事を実施しているが、管理を一元化し効率的な運用の検討。</p>	<p>国道、県道、市町村道と所管が違っても国民が使用する上で道路に変わりはないと思います。行政側としては、予算や管理上の弊害があるのかもしれませんが、地域全体をマクロな視点で考察し必要な場所に予算を投入する、必要のない公共事業は廃止する。老朽化してきたインフラ設備の維持やメンテにシフトし、災害に強い社会基盤を構築することにより日本の技術を世界に発信するチャンスだと考えます。また、道路占用申請等の書類の削減やペーパーレス化(オンライン)を図り、占用物件管理の効率化によるコスト削減や期間短縮を期待します。最後に北海道と沖縄に至っては開発局という名称であるが現代において「開発」といった時代ではないのではないと感じています。</p>	個人	国土交通省	<p>道路の持つ機能によって一般国道、都道府県道、市町村道の種類に分類されています。また、道路法第13条、第15条、第16条にて国道の管理については国土交通大臣又は都道府県、都道府県道についてはその路線の都道府県、市町村道についてはその路線の市町村がそれぞれ管理することとしております。</p>	道路法第13条、第15条、第16条	対応不可	<p>道路の持つ機能により国、都道府県、市町村の各道路管理者が行うことで、例えば国において全国を俯瞰した広域的な視点による幹線道路の管理、市町村において地域に密着した視点による生活道路の管理など適切な対応が可能となると考えられます。引き続き、各道路管理者において適切な管理を行うとともに、複数の道路管理者が関係する場合においては連携し効率的な管理を行ってまいります。</p>	
413	令和3年1月27日	令和3年4月16日	日本学術会議の廃止	<p>この会議が政府の意志決定に役立つのか疑問に思います。国民のほとんどは知らず、民間では非常識な210名で会議にならないですね。税金の無駄遣いです。</p>	<p>内閣府の政策決定のアドバイスになるものが、混乱を招くものになっています。他の所轄の会議も見直しされてはどうでしょうか。前例主義の打破をお願いします。</p>	個人	内閣府	<p>日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とし、内閣総理大臣の所轄とされています。独立して次の職務を行っており、日本学術会議に関する経費は国庫が負担することとされています。</p> <p>①科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。 ②科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。</p>	日本学術会議法	検討に着手	<p>令和2年12月16日に中間報告を公表し、日本学術会議のより良い役割発揮に向けて、日本学術会議において検討を始めています。</p> <p>日本学術会議のより良い役割発揮に向けて(中間報告) http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kanji/pdf25/siryos305-tyukanhoukoku.pdf</p>	
416	令和3年1月27日	令和3年2月18日	ハンコ廃止について	<p>ハンコ廃止について、難しい事を色々やろうと考えているようですが簡単な事から確実にやってはどうですか？例えば、公務員の出勤について未だに出勤したら出勤簿にハンコを押印して管理しているのを知っていますか。これなんかパソコンで管理したら、残業時間の管理とかも行え、関係の総務の人員等も減らせますし、残業時間の管理にも使えますよ。</p>	<p>ニュースなどでハンコ廃止、IT化など言っていますが具体的な形が見えてこない。このままでは過去に「IT立国日本」の政策を掲げ様々(自分のいた省庁ではほとんど)の申請等をホームページ上からオンラインで出来るようにしたが、結局使い勝手が悪く利用されず(何百万円かけて作ったのに年間の利用者が10件とか)ほとんどが使い物にならなかったのを知っている。国民の税金で行うことなので無駄にならないように。ちなみに電子決済ですが政府機関には「共通ポータルサイト」と言うもので既にありますよ、使っているかどうかはありますが。</p>	個人	人事院 内閣官房	<p>番号377の回答を参照してください。</p>				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
417	令和3年1月27日	令和3年3月9日	公務員の出退勤管理の電子化	公務員の出退勤管理は、ハンコ押印によっており、かつ電子化されていないため非効率となっており、無駄な業務を行っているという意味で税金の無駄遣いをしている。電子化の具体策としては、パソコン上で職員は出勤報告と退勤報告及び休暇申請をできるようにして、管理者はそれをデータ管理できるようにする。	現状は、1:職員は出勤する都度、出勤簿に押印し、管理者がそれを見視することで出勤の事実を確認している。2:休暇申請もハンコ押印により上司に申請し、管理者はその申請をもとに出勤簿に休暇等の表示をスタンプしている。3:超過勤務についても、申請者は申請書類にハンコ押印し、管理者もそれに押印をしている。管理者はその申請書類の数字を手集計し、担当部署に連絡している。以上のことから、公務員は出退勤管理において非効率な作業を強いられている。国家公務員と地方公務員すべてについて出退勤管理の電子化が実現すれば、出退勤管理に関して大幅な業務削減の効果が期待できる。	個人	人事院 内閣官房 総務省	【国家公務員】 出勤管理に関して、規定上は、職員は定時までに出勤したことを証明するため、出勤簿へ必要な記録を自ら行うこととなっており、出勤簿に押印することを必須とはしていません。 超過勤務時間の確認は、客観的な記録を基礎として在庁の状況を把握している場合は、これを参照することができることとしています。また、超過勤務等命令簿に押印することを必須とはしておらず、手続を電子化することは可能です。 休暇の請求等の手続は、原則として休暇簿により行うこととされていますが、休暇簿の「本人の確認」欄に押印することは必須とはしておらず、手続を電子化することは可能です。 その上で、出退勤管理及び休暇の請求手続の具体的な方法については、各府省において適切に判断し、運用することとされています。 【地方公務員】 地方公務員の勤務時間や休暇に関する制度は、原則として適用される労働基準法や労働安全衛生法を最低基準としつつ、さらに国家公務員制度との権衡を踏まえ、条例や規則等により定めることとされています。 また、地方公務員の勤務時間管理については、労働基準法等に基づく「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」により、職員の勤務時間を、タイムカードやPC等の電子計算機の使用時間の記録による客観的な方法により把握することが求められています。 出退勤管理及び休暇の請求手続の具体的な方法については、各団体の判断に基づいて、運用されています。	【国家公務員】 人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇) 第27条第1項、第2項(、第3項)、第28条第1項 給実甲第65号(人事院規則9-7(俸給等の支給)の運用について) 第13条関係 給実甲第576号(給与簿等の取扱いについて(通知)) 第2第2項 【地方公務員】 地方公務員法第24条、 労働基準法第109条、労働安全衛生法第66条の8の3等	【国家公務員】 現行制度下で対応可能 【地方公務員】 現行制度下で対応可能	【国家公務員】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【地方公務員】 総務省としては、職員の勤務時間管理についてガイドラインに則り適切に対応するよう、各地方公共団体に助言するとともに、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しに積極的に取り組むよう要請しています。	
419	令和3年1月27日	令和3年2月18日	合同庁舎の費用分担制度撤廃	合同庁舎にかかる経費(清掃費や光熱費、修繕費等)は、入居官庁でわざわざ金額を分担して負担している。管理官庁で一括して負担することで、公務員の事務の大幅な削減、民間企業への負担軽減が期待できる。	同じ税金から、支払うにもかかわらず分担の手間をかけること自体が無駄である。現状、全く生産性の無い作業に多くの公務員の人的費が当てられている。 複雑な契約になれば、金額の分担にも手間がかかり、予算要求や緊急性のある修繕であってもわざわざ各官庁の足並みを揃える必要がある。庁舎によっては、分担のためだけにメーター等を設置しており、費用としても無駄である。 また、民間企業の経理事務にも不要な負担を押し付けている。	個人	財務省	合同庁舎のように二以上の各省各庁の長が共同して使用するため、統一的に管理する必要がある行政財産については、統一的管理財産の管理者として指定された官署が、管理経費の予算要求、使用する他の省庁との間で共同使用にあたって必要な調整等を行うこととされています。 合同庁舎の維持管理に必要な経費(ガス、水道、電気、その他高熱水量、各所修繕費、工事費等)については、各入居官署がそれぞれ独立した部屋を持ち各官署の事務を遂行することにより発生するものであり、原則、各官署が公平に負担していただくことが適当と考えているものです。 このような考えのもと、合同庁舎の維持管理に必要な経費については、特別に予算措置をしてある場合又は特別の事情ある場合を除き、使用官署に公平に分担することとしています。	国有財産法第五条の二	現行制度下で対応可能	左記のとおり、合同庁舎の維持管理に必要な経費については、当該使用官署の事務・事業の遂行により発生したものであることから、合同庁舎に入居している使用官署が使用面積や人員、一般会計・特別会計の別に応じて、原則、使用官署において公平に負担していただくことが適当と考えます。 ただし、一つの官署に他の官署の会計事務を委任し、合同庁舎の実情に応じて、経費の支払方法について、使用官署間で協議していただき、負担を調整することは現行制度下においても可能と考えます。	
420	令和3年1月27日	令和3年3月9日	和暦を最小限に、西暦をデフォルトに	大学内の文書および文部科学省に提出する文書に用いる年号は原則として西暦にしてください。和暦は最小限にとどめていただきたいです。	国立大学事務自体もそうですが、教職課程認定など、文部科学省に提出する書類において、「すべて」和暦で記載することが求められます。当然論文や書籍の刊行年も含まれます。書類を書く側にとっても、読む側にとっても昭和、平成、令和が混在することによって非常に煩雑な手続きと認知処理が求められることとなります。外国籍で日本滞在歴の浅い教員など、わけがわからないでしょう。 「教育のグローバル化」をうたうのであれば、論文刊行年を和暦にいちいち換算する手間を研究者に求めるべきではないと思います。和暦は書類の表紙に記載するごく一部にとどめていただき、その他は西暦を原則にしてほしいです。	個人	文部科学省	公的機関の事務については、原則として元号(和暦)を使用するものと考えておりますが、公的機関の窓口業務における国民の元号使用はあくまで協力要請であり、基本的には西暦で記入したのも受け付けられると認識しております。(平成31年4月3日官房長官会見においてもこの旨説明がなされていると承知しております。) 御指摘の教職課程認定に係る書類については、記載例の中で元号(和暦)を使用しておりますが、西暦を使用して提出いただくことも可能です。	なし	現行制度下で対応可能	公的機関の事務については、原則として元号(和暦)を使用するものと考えておりますが、公的機関の窓口業務における国民の元号使用はあくまで協力要請であり、基本的には西暦で記入したのも受け付けられると認識しております。 いずれにしても、文部科学省へ提出する書類について、提出者の負担軽減に資するよう随時改善に努めてまいります。	
421	令和3年1月27日	令和3年2月18日	合同庁舎での各入居官庁の経費分担(合庁分担)の撤廃	合同庁舎の光熱費や建物の修繕などの共用経費は管理担当官庁が入居官庁の占有面積や人数に応じた負担割合を定め、各入居官庁がその割合に応じた金額を分担(割り勘)で払っているが、これを撤廃し管理担当官庁が一括で予算要求して、管理官庁が予算要求、契約、支払の全ての会計手続きを行うこと。	管理官庁が不要となる主な作業は以下の通り ・分担率を定める作業 ・入居官庁に分担額等を通知する作業 ・入居官庁に予算要求を依頼する作業 など また、例えば一つの入居官庁に必要な予算がなかった場合、契約自体ができず都合がでる。 契約相手先も入金バラバラでなく一括で支払われるためわかりやすい。 とにかく入居官庁が多ければ多いほど分担作業に手間がかかる現状であり、どの官庁が払おうが結局は国の予算から支払われるものでありこの「合同分担」という方式は非常に無駄である。	個人	財務省	番号419の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
422	令和3年1月27日	令和3年2月18日	国家公務員の旅費(日当・定額宿泊料)について	公用車を利用して昼をまたぐ出張を行なった場合に、昼食代相当として日当が支給されるが、これを廃止してほしい。また、宿泊料もバックを使用しない場合は地域により定額支給となっているが、これを実費支給にしてほしい。	昼食代が払われる理由がわからない。事務室で勤務しても、外で勤務しても、昼ごはんを食べることに変わりはなく、出張扱いとなるだけで昼ごはん代の支給があることに不公平感を感じる。また、日当のみ支給の制度がなくなれば事務量が格段に減る。宿泊料については、(コロナ前は)外国人観光客の増加により、出張先目的地の近くのホテルを選ぶと、定額宿泊料を超過することもあるが、超過分の旅費支払いには財務省？などの承認が必要となりハードルが高くなるため出張者の持ち出しとなっている(宿泊料定額の半額程度のホテルもあり、宿泊料の半額程度が宿泊料として利用されず宿泊者の懐に入ることになる場合もある)。ホテル利用の証拠書類として、宿泊証明書又は領収書を職場に提出しているため、これを領収書のみとし、利用料を確認して実費払いとしてほしい。	個人	財務省 内閣官房	【日当について】 「国家公務員等の旅費に関する法律」(以下、「旅費法」という。)上、日当は、旅行中の昼食代を含む諸雑費及び目的地である地域内を巡回する場合の交通費を賄うための旅費であり、旅行の日数に応じ、一日当たりの定額により支給しています。日当の支給に関する標準的な取扱いについては、「旅費業務に関する標準マニュアル」において示されています。 【宿泊料について】 旅費法上、宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、一夜当たりの定額により支給しています。 【旅費の減額・増額調整について】 旅費の減額・増額調整については、旅費法上、以下のとおり規定しています。 ○国家公務員等の旅費に関する法律 第46条 各庁の長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情に因り又は当該旅行の性質上この法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。 2 各庁の長は、旅行者がこの法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、財務大臣に協議して定める旅費を支給することができる。	国家公務員等の旅費に関する法律等	その他	【日当について】 「制度の現状」に記載のとおり、日当は昼食代に特定して支出する旅費ではありません。また、支給については、定額支給であるため複雑な算定等は発生せず、各府省等において、「旅費業務に関する標準マニュアル」に沿って運用されているものと承知しています。 【宿泊料について】 宿泊料については、冗費の節約及び行政事務の簡素化の観点から、標準的な実費額を基礎として計算された定額支給を採用しています。その上で、宿泊料の実費に対して定額支給額に過不足が生じた場合には、旅費法第46条によって減額・増額の調整を行うことが可能であり、各庁の長が適切に対応しているものと承知しています。	
423	令和3年1月27日	令和3年7月20日	「家庭保安局」の設置について	1. 厚生労働省が制度を所管する児童相談所と、内閣府が制度を所管する配偶者暴力相談支援センターを統合し、「家庭保安局」(仮称)を設置すること。 2. 家庭保安局職員(家庭保安官)に特別司法警察職員としての権限を持たせること。	日々職務に励まれている職員の皆様に感謝申し上げます。私は現在、法学部で勉強をしています。その中で、DV問題に尽力されている弁護士のお話を聞く機会がありました。DV被害者の対応機関は、被害者が大人であれば配偶者暴力相談支援センター、被害者が子どもであれば児童相談所となります。家庭内で、大人だけが子どもだけがDV被害に遭うということはほぼありません。配偶者に暴力を振るう加害者は、子どもにも同じように暴力を振るいます。逆も同様です。そうであるにも関わらず、DV被害者の対応機関を年齢で区分するのは不合理ではないでしょうか。大人・子どもの両方がDV被害者だった場合、児童相談所は対応できません。どうしても見相に対応を求める場合は、親と子は強制的に分断されます。そこで、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターを統合した「家庭保安局」(仮称)の設置をお願い致します。配暴センターと児童相談所それぞれが持つ一時保護施設を有効活用できます。当然、DV被害者が男性か、女性か、子どもか、家族か等によって別個の施設を用意する必要はありますが、分散されていた施設・職員を統合することで各機関が有するノウハウを一元化することができます。さらに、家庭保安局職員(家庭保安官)は特別司法警察職員とすることで、警察を介入することなく加害者を逮捕することができます。従来は「被害者が逃げる」というスタンスでしたが、家庭保安局の設置によって「加害者を排除する」ことも同時に行うことができます。家庭保安局の設置によって被害者のケアと防護、ならびに加害者の排除を実現するため、ぜひご検討ください。よろしくお願い致します。	個人	厚生労働省 内閣官房	【内閣府】 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)は、令和元年6月に児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童福祉法等一部改正法との一括法として児童虐待と密接な関連があるとされる配偶者からの暴力の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力するよう努めるべき機関として児童相談所を法文上明確化するとともに、その保護の対象である被害者にその同伴する家族も含めることとする法改正が行われました。 また、令和2年12月25日に策定された第5次男女共同参画基本計画においても、「配偶者暴力防止法の改正等を踏まえ、配偶者からの暴力と密接に関連して発生する児童虐待対応との実質的な連携協力を強化するため、情報共有の在り方の検討を含め、関係機関間の具体的な取組を促進する。」こととされています。今後とも、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の連携・協力を努めてまいります。 【厚生労働省】 令和元年に、児童虐待の防止等に関する法律の改正を行い、児童虐待の早期発見に努めるべき機関として配偶者暴力相談支援センターを法文上明記したほか、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの機関連携のためのアセスメントツール・ガイドラインを作成し、現場でのモデル実施を踏まえて修正・更新を行うなど、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携・協力の体制を深めているところです。今後とも、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携・協力を努めてまいります。	【内閣府】 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 【厚生労働省】 児童虐待の防止等に関する法律	【内閣府】 対応不可 【厚生労働省】 対応不可	【内閣府】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【厚生労働省】 制度の現状欄に記載のとおりです。	
424	令和3年1月27日	令和3年2月18日	印鑑省略の件について	自衛隊の補給整備規則では、整備や補給業務をする際に、様々なところで確認印や決済印が必要な状態です。補給システムで基本ペーパーレスにできるにも関わらず、プリントアウトして紙の大量使用が行われているのが現状です。規則上ハンコをもらうことが残っているためです。業務の簡素化、迅速化、効率化に寄与するためにも、ハンコレスにしたいです。	1 紙、インクの大量使用による税金使用のコストを削減できる 2 補給システムによるデータ一括管理により、文書保管のスペースの削減、デジタル化ができる 3 ハンコレスによる業務の簡素化、迅速化ができる。	個人	防衛省	関係規則に基づき、補給管理システムを使用した業務手続きを実施していますが、現行規則では、押印等が必要となっています。	陸上自衛隊 整備規則 (陸自達71-4号) 陸上自衛隊 補給管理規則 (陸自達71-5号)	対応	現在、内閣府が推進する「押印・書面提出等の制度・慣行の見直し」に基づき、陸上自衛隊補給管理規則、陸上自衛隊整備規則の押印省略に係る改正作業を実施中です。令和3年4月以降、同規則に規定する書類は、押印省略されることから、印刷物の軽減(ペーパーレス)が図られます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
425	令和3年1月27日	令和3年3月9日	私立大学の運営、事務改革	私立大学向けの各種調査等の意義の説明、明文化とその期待効果の説明、測定	私立大学が日本の最高学府としての役割を正確、誠実に果たすため、国立大学だけではなく私立大学でも事務の改革(効率化や省力化)が必要です。特に教学部門の事務は激務化する傾向が強く、その一因となっているのは文科省からの“なぜその方法、様式で、その内容を回答しなければいけないのか”という調査にあると感じています。やるからには、意味のある調査回答、意義のある資料作成を実施し、国内外における競争力や社会人基礎力とつづいて言われていたものの向上に寄与できるような大学運営部がされるべきと感じており、かつそういった大学運営に携わることのできる事務職員の養成が必要です。また、文科省から補助金を取得している大学がどれほど日本の教育、国際競争力に貢献しているのか、その効果は測定されているとは思えず、やりっぱなし政策、バラマキつばなしの無駄な補助金交付が散見されるように思います。意味のある政策、補助と、その効果をしっかりと測っていく実践性のある教育への支援を行うため、これからの高等教育の発展を担う若い世代の大学事務職員を中心に、官僚各位と意見交換を行い今後の大学運営補助の一助となる会の設置を提案します。	個人	文部科学省	文科省が行う各種調査については、実施にあたり、調査対象、実施時期などを精選して、ご協力をお願いしているところです。	〇 設置計画履行状況調査 ①「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成18年3月31日 文部科学省令第12号)」第14条 ②「大学設置基準第60条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は業等を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件(平成15年3月31日 文部科学省告示第44号)」第3 ③「大学院設置基準第38条の規定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件(平成15年3月31日 文部科学省告示第50号)」第3 ④「短期大学設置基準第45条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件(平成15年3月31日 文部科学省告示第52号)」第3 〇 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準 第6の3 〇 私立学校振興助成法 (私立大学及び私立高等専門学校)の経常的経費についての補助 第四条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲、算定方法その他必要な事項は、政令で定める。	対応	いただいた御指摘を踏まえ、改めて調査自体の精選・検討に努めてまいります。また、政策や補助金の効果については、引き続き学校法人の職員の皆様の御意見を伺いながら、検討してまいります。	
426	令和3年1月27日	令和3年3月26日	省庁の使用ソフトについて	書類作成ソフトは、ほとんどがMicrosoftのoffice、PDFなら Acrobatです。省庁も一般的なソフトを使ってください。	amed、文科省にワード、エクセルのファイルをメールで送ると、文字化けされると言われる。ワード、エクセルをPDFにして送れと言うので、PDFにして送ると、こちらは、ジャストシステムPDFで、アクロバットPDFは使えない。ジャストシステムPDFで編集出来るようにしろ、と言われます。ジャストシステムを使えと言っているのでしょうか？ 互換性のないソフトを使用するのは効率的ではありません。一般的なソフトを使用してください。よろしくお願いします。	個人	文部科学省	文部科学省においては、書類作成ソフトはMicrosoft office、PDFの編集はJustPDFを使用しております。いずれのアプリも官公庁に限らず、様々な研究機関、企業等で利用されており、幅広いPDFのバージョンに対応するアプリになります。 また、AMEDにおいては、職員が利用する端末に、Acrobat Reader DCとJUST PDFを導入し、PDFファイルの機能を利用しています。いずれのアプリも官公庁に限らず、様々な研究機関、企業等で利用されており、幅広いPDFのバージョンに対応するアプリになります。	なし	現行制度下で対応可能	文字化けの問題は、受信側の端末環境(OSやPDFアプリ、端末の設定等)に限らず、その他端末環境も当該事象の要因となり得るため、一概にアプリの互換性による問題と断定できません。文字化けやPDFに係るトラブル等を担当者にご相談いただいた際に適切な対応が提案できるよう、書類作成ソフトウェアにおける問題発生時に参照できるFAQを充実させるなど、職員のスキル向上を図ってまいります。	
427	令和3年1月27日	令和3年4月16日	日本学術会議の廃止	日本学術会議を廃止する。	日本学術会議の使命は科学に関する重要事項を審議して、その実現を図ること。科学に関する研究の連絡を図り、その効率化を実現すること。とあるがいずれも他の機関でやれそうであるから。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。				
428	令和3年1月27日	令和3年3月9日	文科省事前相談	学部、大学院の改組等の場合に、文科省担当者に事前相談を行います。コロナ以前は、地方の大学は東京まで7~8人で旅費を使って上京し、1時間程度の相談を数回繰り返すというのが慣習でした。今は、コロナのためオンライン相談です。	コロナが収束しても、可能な限りオンライン相談を継続して頂きたいのです。いつも思っていました。旅費が勿体ない。7~8人で東京を往復すると、かなりの税金のムダ使いです。沖縄や北海道は大変です。1時間の相談のために宿泊が伴います。全国の大学について、このままオンライン相談としては如何でしょうか？ 全大学の事前相談にかかる旅費は、相当な金額と思われます。	個人	文部科学省	文部科学省では、大学等の設置認可申請及び寄附行為変更認可申請手続等に係る問合せについて、電子メール、電話及び事務相談の実施により対応しています。また、事務相談については、従来、対面のみにより実施していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和2年中よりオンラインによる相談を試行しているところです。	なし	対応	本年より、今後の大学等の設置認可申請及び寄附行為認可申請手続等に係る事務相談については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のほか、大学等の移動に伴う時間的負担等を考慮し、オンラインによる相談を原則とします(相談者の希望で選択)。なお、事務相談の実施に当たっては、相談内容等に応じて関係部署も同席するなど連携して対応していますが、引き続き、申請者の利便性の向上に資するよう、関係部署と連携し、適切かつ柔軟な対応に努めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
429	令和3年1月27日	令和3年3月9日	国立大学における無駄なITリソースの購入に対する提案	国がクラウド・バイ・デフォルト原則をとっているが国立大学はいまだにオンプレミスで無駄なITリソースの購入に縛られている。国立大学版クラウドバイデフォルト原則の発行や予算費目上の制約をなくすこと、また事務部門のクラウド調達に関する啓発などを行うて欲しい。	研究室での計算リソース購入や事務システムのインフラ等をオンプレミスで学内に置き続けることで無駄なコストが発生している。 ・電気代、空調代、物理的な固定資産管理の手間 ・限られた計算リソースにより研究のスピードがはやくできない 国立大学に対してもITインフラにクラウドを活用することを第一候補として検討するクラウド・バイ・デフォルト原則を示し、職員の無駄な運用負荷軽減や、コスト削減を促進して欲しい。 また、予算費目で固定資産を買うことが指定されており、物理的なハードウェアを買わないといけないという会計上の制約も取り払い、ITリソースについては資産でもサービスでも活用できるようにして頂きたい。 経理や用度等の部署に対してもクラウドの買い方について啓発の機会を設定し、スムーズな調達手続きを行えるように取り計らって頂きたい。	個人	文部科学省	国立大学法人運営費交付金等において、クラウドの導入に係る制約は設けておらず、現行制度下においても、各法人の判断に基づき、事務システム等にクラウドを導入することが可能です。	なし	現行制度下で対応可能	文部科学省においては平成27年1月に各国立大学法人に対し、事務連絡を発出し、クラウドを導入していない法人に対し、クラウドの早期導入を要請するとともに、文部科学省所管の国立情報学研究所において「大学・研究機関のためのクラウドスタートアップガイド」を公開するなど、国立大学法人におけるクラウド導入を推進しているところ。	
430	令和3年1月27日	令和3年3月9日	高等教育修学支援新制度の抜本的見直し	給付奨学金と授業料減免の一体支援であるため、JASSOへの申込のみで完結するようすべき。大学の機関要件制度、学力基準、自宅外証明としてのアパート契約書の提出などは、廃止もしくは緩和すべき。十分な調整のないまま施行されており、抜本的な制度見直しが必要。	1. 給付奨学金はJASSOへ、授業料減免は各大学への申請となり、採用結果もJASSO理事長名での通知と、その通知とほぼ同じ内容の学長名での減免結果通知を学生に配付しなければならないなど、JASSOと文科省(大学)へ二重に申し込むこととなり、学生・保護者が制度を理解できず、また担当する大学職員も煩雑な処理を強いられている。 2. 経営に問題のある大学の排除はすべきであるが、学校教育法に基づき設置・認可されている各大学について、更なる機関要件を課すことは不当である。 3. 学力基準については、学修計画書の提出や出席率の確認など大学における実情と異なる机上の空論となっている。 4. 給付額の上乗せをするための自宅外証明として、アパート契約書のコピーの提出が求められているが、その確認をする大学職員、またその審査をするJASSO(実際は委託業者)の業務負担は膨大であり、実家を離れている事実のみで良いと思われる。 その他、3浪した入学生は申込対象外である。給付採用者は従前の貸与奨学金が減額される。など学生・保護者にとって不利となる取扱いが多く、そもそも制度設計において、内閣府と文科省、文科省内での学生留学生課と国立大学法人支援課、各大学との調整が不十分なまま施行されたためと思われる。 “経営に問題のない大学に在籍する非課税世帯学生を、マイナンバー提出のみの申請で、一律に授業料無償とする”など、学生・保護者および担当職員が理解しやすく、負担とならないという視点での抜本的な制度見直しをすべきと考えます。	個人	文部科学省	1.高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金の実施主体は独立行政法人日本学生支援機構(以下、機構)であり、授業料等減免の実施主体は大学等となっておりますので、双方の支援を受けるためには、別々で申し込んでいただくこととなります。ただ、支援対象の要件は同一のため、授業料減免の事務においては、機構で判定した支援区分の情報を活用できるようにし、大学における事務負担の軽減にも配慮しております。 2. 支援を受けた学生の勉学が職業と結びつき、社会で活躍できるよう、学問追究と実践教育のバランスが取れた教育を実施する大学等を対象機関とするため、一定の要件を設けています。また、大半の大学等が確認を受けており、既存の取組を充実させることで満たせる要件となっております。 3.学力基準については、大学関係者のご意見を十分踏まえた上で、策定しております。 4.高等教育の修学支援新制度については、自宅生に比べ自宅外生の方が支給額が多くなっているため、自宅外通学であることの妥当性を求めています。 5.検討の過程においては、大学や専門学校関係者にも周知を図り、その趣旨を説明しつつ、ご意見も賜り、また、文部科学省において高等教育関係者の参画する専門家会議を設け、その結果を踏まえて、制度設計をしました。	大学等における修学の支援に関する法律	検討を予定	大学等における修学の支援に関する法律附則第3条において、法律の施行後4年を経過した場合において、施行の状況を勘案し、規定について検討を加え、必要があると認めるときはその結果に応じて、所要の見直しを行うものとされていることを踏まえ、引き続き制度の改善に努めていきます。	
431	令和3年1月27日	令和3年2月18日	国家公務員共済組合の手続きについて	長期組合員資格取得届がいまだに手書き(エクセルファイルに入力しても印刷必要)であり、ムダと思う。一方で、政府共通オンラインシステムというのがあるようで、そこでは事務担当者が組合員の住所やこれまでの標準報酬額などを確認できるそう。なぜ組合員が登録できるポータルサイトがないのか。あれば住所変更や氏名変更などリアルタイムで行えるのではないかと。	国家公務員共済組合連合会の手続きもそうだが、共済組合全般の手続きがいまだに「自署+押印」が必須とされ、種々の書類を取り揃えて提出する手間がかかる。保険証もすぐに発行できないようだし、ムダが多いと思う。旧態然とした法律(国家公務員共済組合法など)が紙ベースの手続きを想定しているためと思われる。オンラインに移行すれば、相当スリム化され、国家公務員共済組合連合会の業務も減ると思います。	個人	財務省	国家公務員共済組合法には、電子情報処理組織(電子メール、ポータルサイト)での申請を認める規定が設けられています。(法律の規定はオンライン化の妨げになっていません。)	国家公務員共済組合法施行規則第87条の2第9項、第132条	検討を予定	国家公務員共済組合法には電子情報処理組織(電子メール、ポータルサイト等)での申請が認められているため、現在、国家公務員共済組合連合会において手続きのオンライン化の検討を進めているところです。 なお、連合会に提出する様式の中で、従来、押印を求めていたものについては、既に押印を求めない様式への見直しを行いました。	
432	令和3年1月27日	令和3年2月18日	国家公務員共済組合が利用する標準共済システムについて	国家公務員共済組合各都府県で利用している「標準共済システム」だが、相当な予算、事務人員を割いているにも関わらず、国家公務員共済組合法等の縛り?のため紙ベースの手続きを脱することができない。ネットワークへのアクセスも外部からできないため、テレワークが全くできない。	国家公務員共済組合では「標準共済システム」を利用して事務をしているが、レスポンスも悪く非常に使いにくい。紙ベースが基本のため、伝票作成などの「紙製造機」となっている。押印も当然必須とされ、非効率なことこの上ない。テレワークもいまだにできない。 また、マイナンバーを誤登録すると「情報漏洩」とみなされるらしく、修正するためには「システムから該当者の登録内容を全て削除して再び登録し直す」鬼仕様とのこと。 こんなことではマイナンバーカードの保険証利用もスムーズに進められるのか、オンライン資格確認時に発生するエラーなどのトラブルが全国で頻発することが今から想像できます。 マイナンバーを特定個人情報に指定していることからくる不都合だと思いますが、セキュリティを高めれば当然その運用は不便で使いにくいものになります。落とし所が難しいところですが、現状では不便で使いにくいということは理解してほしいと思います。	個人	財務省	各府省庁等の国家公務員共済組合(以下「共済組合」という。)が利用している標準共済システムは、共済業務に係る事務処理を一体的に処理する標準的なシステムとして共済組合において共同開発され、導入が図られました。 国家公務員共済組合法等の規定では、手続きを紙ベースに限定しておらず、電子情報処理組織(電子メール、ポータルサイト等)での申請等が認められています。 一方、標準共済システムは、紙出力+押印を前提とした仕様となっており、また、セキュリティ上、外部端末からのアクセスも認められていないことから、テレワークへの対応ができていない状況です。 なお、マイナンバーを利用した情報連携については、他の行政機関からの情報照会に対する情報提供のため、標準共済システムに登録されている組合員等の給付情報等、共済組合本部において中間サーバにアップロードすることで対応しておりますが、マイナンバーを誤登録すると「情報漏洩」とみなされるのは標準共済システムではなく、医療保険者等向け中間サーバの仕様かと思われます。また、標準共済システムには個人番号の変更機能があるため、修正のために「システムから該当者の登録内容を全て削除して再び登録し直す」といった仕様にはなっていません。	国家公務員共済組合法施行規則第132条	検討を予定	令和2年10月に、共済組合に対し当面の対応として、令和2年中に、組合員等からの申請等についてID、パスワードで職員個人の認証が可能なメール(職場のメール)での送受信により、電子媒体の申請書等の受け付け等ができる体制を整えるよう依頼したところ。 一方、電子媒体の申請書等を受け付けた共済組合において、審査・決裁等の内部手続きを完全オンライン化することは現行の標準共済システムでは不可能であることから、システム改修または新たなシステムの構築が必要となり、実現するためには予算措置が必要となることも留意する必要があります。 今後、共済組合及び組合員等の双方の利便性を向上させるための対応の検討を進めてまいります。	
433	令和3年1月27日	令和3年2月18日	学校教員の出勤簿	出勤簿への押印を未だに毎日行っている。	すでに勤怠管理はデジタル化し、分単位で勤務時間が管理されているにもかかわらず、出勤簿が廃止されないまま残っています。県教委による監査対象にもなり、押印の義務化が続いています。出張や年休も帳簿があるのに出勤簿にも記載しなければならず、事務職員による突合作業を生んでいます。	個人	文部科学省	番号27の回答を参照してください。				
434	令和3年1月27日	令和3年2月18日	出勤簿について	出勤簿の代わりとして指紋認証可能なタブレット等を使用することはできないか。	矯正施設では出勤時に出勤簿に押印しなければならないが、紙媒体であるため保管及び使用の際に場所を取ってしまうため、自然環境保全や押印(ハンコ文化)の必要性といったものと考え、指紋認証機能の着いた端末機器に切り替えることで、印鑑や朱肉を用意して自分の押印箇所を探す手間や出勤簿に使用する紙のコストも無くすることが出来るのではないか。	個人	法務省	職員は定時までに出勤したことを証明するため、出勤簿へ必要な記録を行うこととなり、定時までに出勤したことを証明する具体的な方法については、各府省において適切に判断し、運用することとされています。 矯正施設では、書面に押印等する方式で出勤状況や休暇取得状況の記録を行っているところ。	給実甲第576号第2第2項	検討を予定	出勤簿を含めた職員の勤務時間管理については、現在、オンライン化や客観的な方法による勤務時間の把握等の機能を備えた勤務時間管理のシステム化の実現が求められているところ、御提案のあった方策を含め、どのような方策が矯正施設に適しているのか鋭意検討を進めていきます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
435	令和3年1月27日	令和3年2月18日	教員の勤務体制について	部活等で時間外労働が多い教職員に対して、部活などに対し外部からのパート職員もしくは再雇用者を雇う提案をしたいと思います。	時間外労働の削減 就職先を探している人 双方に利点があると思います。 また、部活でも経験者を雇える 質の良い指導が行える 学生にとっても利点だと思います。	個人	文部科学省	番号114の回答を参照してください。				
436	令和3年1月27日	令和3年2月18日	在日外国公館関連書類のデジタル化	他国に比べても日本の在日外国公館宛の書類はかなりアナログです。 外交団リストは毎年、本として配布されますがデジタルでもいいのでは。またこの本の校正も手書きで書き込み出版社に郵送が求められています	出版費用の節約、コスト削減 リストがログイン式のイントラで公開されれば、随時新しい情報に更新可能	個人	外務省	外交団リストの作成については、昨年版の情報を当省委託業者を通じて各在本邦外交団に紙媒体で送付し、外交団がこれを赤字で修正の上、郵送にて業者に返送し、業者にて修正作業を行っております。 業者の修正後、外務省において修正内容を確認した上で、冊子として発行し、外交団及び政府関係者に配布しております。		検討を予定	御指摘を受け、今後の作成に当たっては校正作業を何らかの形でデジタル化できないか検討いたします。 また、併せて御指摘いただいた外交団リスト自体のデジタル化については、個人情報保護の観点や技術面などを踏まえて可能かどうかにつき検討いたします。	
437	令和3年1月27日	令和3年3月9日	救急車利用を自己負担	看護師です。高齢者の救急車を有料化(一回二万円程度)にすることや高齢者の延命治療(80才以上の胃ろうや人工呼吸器は保険外)の自己負担増額を希望します。	高齢者の緊急時医療の費用の変更によって期待されるのは、高齢者の健康増進の高まり、日々の健康管理の体制づくり、在宅医療のサポート増加、医療費の健全化、また他の業種による生活サポートビジネスの参入などの経済効果などが期待されると思います。 また、テレビで心肺蘇生の練習、誤嚥したときの対応方法などの医療教育も同時にしてください。 誤嚥や転倒などの救急車コールが多いようです。翌日の受診で構わないケースも多々あります。 もちろんお金のある高齢者は、どんどん救急車に乗って高度医療を受ける自由はあります。大きな問題はおきないと思います。 社会に認知されていけば、いずれは、救急車一回5万円から8万円にアップすると思います。 すでに人工呼吸器や胃ろうなどの延命治療をされているかたにつきましては、医師の診断書で、2年間の免除にするとか、救済策を同時に提示すると思います。	個人	総務省 厚生労働省	【厚生労働省】 我が国は国民皆保険の下、安全性・有効性が確認された必要な医療は保険診療でみることとしています。 その上で、後期高齢者(原則75歳以上)の自己負担額については、負担能力に応じて1割又は3割負担としています。 【総務省】 救急業務によって搬送された傷病者に対しては、当該傷病者の年齢にかかわらず、費用の負担を求めています。	【厚生労働省】 高齢者の医療の確保に関する法律 第67条第1項	【厚生労働省】 その他	【厚生労働省】 我が国は国民皆保険の下、安全性・有効性が確認された必要な医療は保険診療でみることとしています。延命治療を含む終末期医療のあり方に関しては、生命観・倫理観に関連する問題であり、その自己負担の在り方については慎重な検討が必要です。 【総務省】 ご提案があった高齢者の救急車利用の有料化については、有識者等からなる検討会において「生活困窮者等が、緊急性の高い救急を躊躇し結果的に重症化するリスクがあるのではないか」「お金を払えば、希望する病院に搬送してくれると思われ、傷病者と救急隊との間のトラブルが増えるのではないか」といった指摘があるなど、導入には多くの課題があることから、現時点では、高齢者の救急車利用の有料化は適当でないと考えます。	
438	令和3年1月27日	令和3年4月16日	日本学術会議の解体	標題の通り。今の日本に意味をなさない団体を養う力はないため、即時解体を求めます。	活動内容が不透明で推薦されるメンバーの選考基準も不透明。まさに権威主義の象徴。独立して活動したいのであれば学者たちが独自に予算を作るべき。税金で賄う意味が全くない。毎年10億円も使われていたことに驚いた。無駄。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。				
439	令和3年1月27日	令和3年4月16日	日本学術会議は民間に移譲すべきでは	今般、菅総理が任命拒否したことにより、日本学術会議なるものが公的機関として存在することを知り、今朝の報道番組でも取り上げられていて、Web上でも様々な方が解説してくれています。それらを見ると、学術会議は本来の設立の趣旨から逸脱した提言などを行って来た事を知りました。今回拒否されたメンバーも学者ではあるが科学者でなく、任命拒否は妥当なご判断だと感じています。そこで、提案ですが、学術会議は民間に移譲し、その予算をより有効活用されるは如何でしょうか。ご検討願います。	上記にあるように、学術会議は本来の目的から逸脱した提言を行っており、軍事関連研究の禁止に関する提言などは、学問の自由、研究に自由を制限するもので、不適切だと考えます。今回拒否されたメンバーの様に、科学者では無い学者も多く、政府を批判するための活動機関になっているようです。そのような活動に税金を投入するのは不適切であり、政府から離れ、それこそ自由に活動して頂いた方が良いのではないのでしょうか。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
440	令和3年1月27日	令和3年2月18日	防衛省航空自衛隊における早期退職募集制度の適正な運用について	防衛省航空自衛隊において早期退職募集制度の目的等を周知徹底するとともに、一部の階級及び年齢のみに偏った現状の募集をやめ、航空自衛隊の更なる発展のため、全有資格者に対し公平適切に募集を実施し、本制度の適切な運用を求めるもの。	現在、防衛相航空自衛隊においても早期退職募集制度は運用されているものの、現状は募集対象者はそのほとんどが定年間際のVIP(空将、将補、1佐)のみであり、以前の勲奨退職制度(例えば航空幕僚長が交代し、総隊司令官より防大期別が後輩期になると、総隊司令官は退職するといいうわゆる肩たたき)とほぼ同様であり、一部の高級階級だけが有効に活用しており、また、一部他の階級層での募集状況についても定年直前の者を対象にしたものしかなく、本制度の目的である「職員の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ること」には程遠い状況です。 また、航空自衛隊においては本制度の運用による有能な人材流出を懸念する観点からあえて本制度を末端の現場部隊までほとんど普及していないのが状況です。 定年間際に人に対して本制度を運用しても目的に対して大きな効果はないものと考えます。「勤続20年以上、定年まで15年を減じた年齢以上の者」の条件に合致した比較的定年までの年数が長く残っている人に本制度を適用することで初めて目的は達成されると考えます。 これはまさに見えない規制であり、世間の批判を受けても仕方のない状況ではないでしょうか？本制度を一般社会及び他省庁と同様に適切に運用することで初めて開かれた自衛隊として国民の皆さんの理解を得られるものと思います。 従って、まずは本制度を末端の部隊まで広く周知するとともに、一部階級層及び年齢層のみならず、条件に合致した幅広い階級及び年齢層に対し募集をすることで本制度を適切に運用していただきたいとの理由から提案させていただきます。	個人	防衛省	早期退職募集制度は、各省各庁の長等が、次に掲げる事項のため、定年前に退職する意思を有する職員に対して行う募集となります。 ① 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年前15年の年齢(退職時において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢)以上の年齢である職員を対象として行う募集 ② 組織の改廃又は官署若しくは事務所の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は官署若しくは事務所に属する職員を対象として行う募集	国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号) 早期退職募集の実施に関する訓令(平成25年防衛省訓令第40号)	その他	防衛省においては、国家公務員退職手当法の規定を実施するため、「早期退職募集の実施に関する訓令」を定めており、防衛省ホームページにも掲載して広く周知しています。 この中で、防衛大臣の委任を受けた早期退職募集実施権者(航空自衛官については航空幕僚長)は、職員の年齢別構成の適正化を図る等の観点から、早期退職募集を適正に実施するものとし、早期退職募集を実施するにあたっては、募集実施要項その他当該募集実施要項に関する事項を募集の対象となるべき職員に周知しています。 ご提案である「本制度を末端の部隊まで広く周知するとともに、一部階級層及び年齢層のみならず、条件に合致した幅広い階級及び年齢層に対し募集をすることで本制度を適切に運用していただきたい」について、前述のとおり引き続き「募集の対象となるべき職員への周知」を行い、「職員の年齢別構成の適正化を図る等の観点から、早期退職募集を適正に実施」してまいります。	
441	令和3年1月27日	令和3年3月9日	大学生の授業料免除・入学金免除制度における日本人と留学生の予算二本化	国立大学の授業料免除・入学金免除は、日本人、留学生を問わず、税金を原資とする授業料免除予算によって執行されます。この予算を二本化し、日本人と留学生で分けることを提案します。	日本人については確定申告、源泉徴収票、所得証明書等を駆使して詳細な家計が把握できる。 一方、留学生については、母国から書類を取り寄せようにも限界があり、ほぼ自己申告に基づく通報等の写しを根拠とする他ない。このため、海外の富豪の子弟が数多く授業料免除等を受けている現状がある。 しかし、予算が一本立てになっている以上、各大学の建前として、国籍を問わず平等な基準で審査せざるを得ない。 このため、結果的に、膨大な予算が海外の富豪の学業支援のために用いられることとなる。 なお、国立大学の留学生は8割方が中国系であり、以前閲覧した中国の新聞記事には、日本の大学院では経済的に困窮しておらずとも容易に授業料免除が受けられるため、ねらい目等のことが書かれていた。	個人	文部科学省	文部科学省では、高等教育の修学支援新制度による支援に加え、国立大学の教育研究の基盤を支える渡し切りの国立大学法人運営費交付金により、各大学が独自に実施する授業料等免除の一部について支援を行っているところです。 各国立大学が独自に実施する授業料等免除の制度(対象者や基準等)については、各大学が自大学の状況を踏まえ、自らの判断により設計し、国立大学法人運営費交付金以外の様々な財源も活用しながら運用しています。 したがって、御提案の「予算を二本化」すること、各大学の独自の授業料等免除制度の在り方は、制度上、関連を有するものではありません。	なし	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。	
442	令和3年1月27日	令和3年4月16日	日本学術会議について	前例主義・権威主義の塊だと感じています。学術会議が推薦した学者を学術会議の会員すること自体がブラックボックス化していると感じています。戦後すぐの出来た法律で運営している機関を見直すべき時期に来ているのでは？	前述しましたが、学術会議の推進で会員が決まること自体、プロセスが不透明でありブラックボックス化しています。 また、コロナ禍の中学術会議はどのような提言を行い、どう活動して成果を出したのか判りません。 また、大学や研究機関に対して圧力団となっていると一般国民であるこちら側にも漏れ聞こえてきます。 この学術会議を廃止することで年間10億円近くの国費が削減できます。 諸外国のように政府に頼らずに、学者自らが手弁当で活動を行うべきだと考えます。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。				
443	令和3年1月27日	令和3年4月16日	縦割りによる知的財産保護への弊害	著作権法・不正競争防止法等、日本の知的財産(特に輸出益が莫大なアニメ・ゲーム関連)の保護が省庁間の連携が取れず10年前から状況が変わらないか法改正が遅れ(足並みが揃わない)省庁間で意見がずれ必要な法改正が妨害される)国内のコンテンツを保有する権利者及び関連企業の知的財産の侵害が放置される傾向がある。	2年前の漫画村騒動における問題で浮かび上がったIT企業が間接的にコンテンツ産業に巨額の損失を与える害悪な行為をほぼ黙認している事に本来それらを管轄すべき経済産業省・総務省がほぼ無力であった事、漫画村(いわゆるリーチサイト)の根本的対処を盛り込んだ法改正を文化庁が管轄する文化審議会で何度も提案されていたにもかかわらず今まで法改正にすら着手していなかった。 IT企業が間接的にコンテンツ産業に巨額の損失を与える害悪な行為の例としてはドメイン売買とCDN(コンテンツデリバリーネットワーク)の不正利用が挙げられる。 今現在も日本国の知的財産を海外から侵害している例として海外(米国のカリフォルニア州やアリゾナ州)拠点のサーバーに日本の知財であるゲーム・アニメ・漫画の違法コピーデータを保管し、著作権侵害サイトはおろか児童ポルノ売買サイトにすらドメインを貸与するカナダ企業と漫画村で悪用されたCDNの「CloudFlare」を利用して日本向けに違法ダウンロードや違法コピーコンテンツの公開を行い続けている。 これ等の対処には著作権法・不正競争防止法の抜本改正が必要であり、経産省と総務省、著作権法を管轄する文化庁が連携してIT企業の規制・違法行為摘発をすることがあると思われれます。	個人	内閣府 文部科学省 経済産業省 総務省	令和元年10月に、海賊版対策に関わる関係省庁の連名で「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表について」をとりまとめ、公表しました。当該対策メニューは、著作権教育・意識啓発、国際連携、国際執行の強化、海賊版サイトへの広告出稿抑制等、関係府省庁や関係者が幅広く連携しながら、段階的・総合的に対策を実施していくことを内容としたものです。当該対策メニューに基づき、第201回通常国会において、これらの規制を含む「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第四十八号)」が可決・成立しました。「リーチサイト対策」については、令和3年1月1日から施行されています。		対応	今後も「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表について」に基づき、必要な取組を進めるとともに、それらの取組の進捗や効果等を検証しつつ、当該対策メニューを更新し、着実に対策を進めていきます。	
444	令和3年1月27日	令和3年3月9日	公立小学校の都度現金徴収の廃止	公立小学校での都度現金徴収をやめ電子マネーを導入する。少額決済のため手数料が割高になるので、競争入札による業者選定やプリペイド方式などの工夫が必要。	公立小学校では1〜2カ月の頻度で教材費を現金でお釣がないように袋に入れて持たせることが必要になります。また、その金額が984円だとか、1,989円だとか手持ち金にない金額のことが多くそのたびに、わざわざ買い物に行き、普段使わない現金で買い物をして小銭を手に入れなければならないなりません。また、集めた現金の過不足チェックなど学校側も膨大な工数がかかっています。	個人	文部科学省	各学校で管理されている徴収金については、それぞれの学校で管理方法を決められているものと承知しています。	なし	現行制度下で対応可能	徴収金の管理については、各学校で定められているものであり、運用の仕方によって改善が図れるものと考えます。また、文部科学省としては、様々な機会に業務の効率化や事務負担の軽減に関しての取組を促しています。	
445	令和3年1月27日	令和3年2月18日	公務員の児童手当支給について	公務員以外の児童手当は市役所から支給されています。公務員は勤務先から支給されています。このため、各省庁の共済及び給与事務担当者は毎年6月に児童手当の事務処理に時間をとられます。市役所一括に支給した方が合理的だと思います。公務員の児童手当も市役所から支給に変更してほしいです。	私が過去に官庁で給与事務を担当しておりました。毎年6月は賞与の事務もあり、繁忙であるところに児童手当の事務が重なりました。市役所側から官庁勤務の既婚の女性職員について勤務先で児童手当を支給しているかどうか問い合わせもありました。市役所側も公務員だけ外すという作業が毎年あると思います。なぜ公務員だけが勤務先で支給なのでしょう？児童手当についてはすべて市役所からの支給に変更してほしいです。	個人	内閣府	番号202の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
446	令和3年1月27日	令和3年2月18日	出勤簿の廃止について	官公庁における出勤簿の廃止	民間では、ITで勤務時間を管理している所もあります。官公庁だけまだに毎日出勤簿に押印する必要があるのでしょうか？出勤簿の押印確認のために庶務担当者が毎日時間をとられています。出勤簿をIT化すると、庶務担当者の減員が可能となり、その人材を専門部署に配属することも可能になると思います。	個人	人事院 内閣官房	番号304の回答を参照してください。				
447	令和3年1月27日	令和3年3月9日	学部生の研究室事務作業規制の撤廃	学部生が研究室の事務作業において雇用することに対して、前例が存在しないことを理由とした、規制の撤廃による学生の雇用機会創出と大学教員の時間あたりの研究効率の改善。また、事務作業規制の撤廃による大学予算当たりの研究時間を向上させることで研究の質を高める。	これまで、国立大学において、学部生は経験や前例が存在しないという法的根拠が存在しない理由で、研究室の事務作業雇用を事務室が拒否してきた。この問題は単に前例が存在しないというのみで、拒否されてきており、これが実現された場合においては、学生の収入源確保と教授・准教授の研究時間の確保、学部生の研究に対する多面的理解の促進に繋がると確信している。今日において、学部生のアルバイト機会減少に伴う収入減少は深刻なものになっている一方で、大学教員の研究事務作業は裁量労働制や入退室記入、体調管理などによって忙殺されており、その負担を分散させることにつながる。また、これは結果として、学部生に事務作業を委託させることで費用当たりの研究時間効率を高めることにつながるため、同額の予算で効率性を高めることにつながると言える。	個人	文部科学省	学部生を研究室で雇用することを禁止する等の法令は存在せず、各大学において、各大学及び学生等の実情に応じて、学内でアルバイトを提供しています。	なし	現行制度 下で対応可能	学部生を研究室での事務に従事させるため雇用することについて法令による規制は存在しないところであり、各大学の判断により、学生の学修等に配慮しつつ、ご指摘の取組を実施いただくことが可能です。 また、文部科学省としては、新型コロナウイルス感染症の影響で、アルバイト収入が減少した学生に対して、TAや新入生ピアサポーター等、学内において提供できる働き口がある場合は、積極的に案内していただくよう、令和3年1月29日付通知「大学等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取組の徹底について」により、各大学へ要請しているところです。	
448	令和3年1月27日	令和3年3月9日	国費留学生の国ごとのキャップ制について	全ての国費留学生に対し、一つの国・地域(地域とは台湾・パレスチナ)の学生が占める事ができる割合を最大5~10%に制限し、国費留学生の国籍とバックグラウンドの多様性を図るべきである。	特に大学院博士課程における国費留学生についてだが、日本人留学生に対する国費留学生の優遇ぶり(渡航費・学費・生活費の支援)は明らかに不均衡である。国費留学生の出身国が一定国、とくに日本に対し明らかに敵意を持つ国に偏っている。いざや、敵対国に対し支援金を送って、さらにスパイ活動をさせているようなものである。 また、大学の研究室によっては過半数の博士課程生が外国人である箇所も散見される。例えば大阪大学は大学としてベトナム等海外の国に学生の勧誘に積極的にかけている。日本の若手育成の視点から見ると、あるべき姿と全く違うことを行っており、日本国籍を有する若手研究者が育ちにくい状況になっている。国費留学生の存在は、このような歪みの一員となっている。 日本国に対し理解があり、好意的にとらえている元学生が世界の多くの国にいるのは日本の国益ではあるため、国費留学生制度を廃止すべきとまで強弁するつもりはないが、せめて全ての国費留学生に対し、一つの国・地域(地域とは台湾・パレスチナ)の学生が占める割合を最大5~10%に制限し、国費留学生の国籍とバックグラウンドの多様性を図るべきである。	個人	文部科学省	国費外国人留学生の受け入れについては、我が国の在外公館からの大使館推薦では、外交的な観点を踏まえ、外務省と協議した上で、特定の国に偏らないよう国・地域を考慮した受入を行っています。 また、大学推薦においても留学生受入の重点地域を設定しており、重点地域以外の国からの推薦者数を推薦者全体の25%以下とすることにより、留学生が特定の国に偏ることがないように取り組んでいるところです。	なし	現行制度 下で対応可能	引き続き国費留学生が特定の国に偏ることがないように国・地域を考慮した受入を行っていく予定です。	
449	令和3年1月27日	令和3年3月9日	国勢調査の実施方法	国勢調査は自治体を介し、地域の方を調査員として実施されているが、昨今のプライバシー意識から訪問も拒否されるような状況である。特に都市部ではその傾向が強い。郵便局やヤマト運輸などのほうが、普段から各戸の状況を把握しており、見ず知らずの調査員が訪問するより、抵抗感がない。そこで、郵便局やヤマト運輸に委託して各戸の状況を把握するとともに、調査票の投函をしてもらえばよいのではないかと。	より正確な調査ができることにより統計の精度が高まる。	個人	総務省	国勢調査の調査員は、町内会や自治会の推薦、一般からの公募など地域の実情に応じた方法により、市町村において募集活動を行っています。 調査を円滑に行うため、共同住宅、社会福祉施設等における調査員事務について、管理・運営団体に委託することを可能としています。	国勢調査令	その他	今回の実施状況を検証し、次回以降の調査に結び付けてまいりたいと考えています。	
450	令和3年1月27日	令和3年3月9日	交番での遺失物届における写真の共有に関して	交番で遺失物届を出すと、文書は共有されるが、犬猫が行方不明で、遺失物届を出す場合、犬猫の写真はその管轄の警察署でしか共有されない。他の管轄の警察署まで写真が共有されないのは何故か。共有する際に、写真やそのデータを読取や転送ができるシステムがあれば、管轄が違っても行って、別の交番や警察署に行かなくても済むのではないかと。	猫が行方不明になったので、近くの交番に行ったが、警察官が不在だった。そこにある電話で話をしたら、「人のいる〇〇交番へ行ってくれ」とのこと。 しかし、歩いていける距離ではなく、電車を使うほどの距離。 そこで、別の交番に行ったら、「遺失物届は受理されるし、他の警察署にも文書で共有されるが、あなたの家の辺りの管轄じゃないから、猫の写真付きの遺失物届は、あなたの家の管轄である警察署で出さない」と言われた。 管轄が違くと、写真の共有もできないほど、アナログなシステムなのか。 家が色んな警察署の管轄の境目で、猫の行動範囲には、他の警察署の管轄もあるので、また別の警察署にも行かなくてはならない。 遺失物届の文書だけでなく、写真やデータもその場で読取り、転送をして、共有できないのかと思ったから。 利便性の向上をお願いします。	個人	警察庁	警察署長は、遺失者から物を遺失した旨の届出(遺失届)を受けたときは、遺失届出書により受理し、直ちに受理番号を付すとともに、物件の種類及び特徴、遺失の日時及び場所その他必要な事項を書面に記載し、又は電磁的に記録します。 また、当該遺失物とその種類、特徴その他の事項からみて同一のものと認められる拾得物件の有無を確認します。 遺失物の情報は、それを受理した都道府県警察の管轄区域内において共有されるとともに、遺失場所が他の都道府県警察の管轄区域に及ぶ場合には、当該都道府県警察とも共有しております。 システムは都道府県警察単位で整備されており、一部の都道府県警察では、遺失物の情報として写真(画像)情報を登録できるシステムが整備されています。	遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号)第5条、第7条及び第8条	対応	現在、都道府県警察ごとに整備されている遺失物や拾得物件を管理するシステムを統合する予定であるところ、本システムでは、写真(画像)情報の登録を可能とし、他の都道府県警察でも情報共有できる仕組みとする予定です。 なお、本システムは、令和4年度中に一部都道府県警察において運用を開始し、令和8年度末までに順次全国に拡大していく予定です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
451	令和3年1月27日	令和3年4月16日	「日本学術会議」の改革	各層の研究者の提言を政府が政治上参考にする事は大切なことです。▼しかし、全て国費が費やされては対等な立場での提言は出来ず、任命されないと「学問の自由」が侵害されたと、云われなき誹りを発する騒ぎを起こす非常識さ▼G20各国の内だけの国の学術会議が国庫補助金等公金90パーセント以上で運営されているか再確認すべきです。甘えの構造がここにあります。▼そこには既に利権が生まれ、政府お墨付き学者の権益を守ろうとしている。学問は自由にすれば良い。しかし、国益に反する事は国を亡ぼす学問になります。▼年金も発生しているとしたら国民は絶対許さないと。▼	「日本学術会議」運営は、基本的に会議会員相互の会費制にし独立運営する。会員相互の選任投票で会長・理事・委員行えば、国に対する「提言」も独立した付度の無い意義あるものとなるでしょう。▼研究費については、研究内容・研究者の来歴を政府が吟味して、技術立国の先進技術等が安全保障上守られる事を立法化して補助すべきで、間違っても中国の「百人計画」の一員に染まらない様にすべき、頭脳流失を政府が保護・コントロールできるようにすべきです。▼若い学者の存在が阻害される組織は、学問優先の学術会議としては適当ではなく、一定のレポート結果を見て能力・安全性が確認されるべきです。企業の研究者も尊重されるべきです。▼学術会議員が他の研究所・機関・研究員を排除・排斥（いじめ防止）を防ぐべきです。▼「学問の自由」を守る事は当然とし、国益の為「法の支配」と「自由で開かれたインド太平洋」の推進、「クアッド・プラス」による開かれたアジア地域を作るため、反する勢力下に従属・研究しているかを、現法律下において視察・取り締まり司法部署（経済産業省）を育てる。▼東大生500万円その他の公立大学100万円等、大学の「学生対象補助金」を学問への貢献度による公平配分と大学の研究室「研究費」の補助金の使途管理。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。				
452	令和3年1月27日	令和3年3月9日	教職員採用時の犯罪履歴の照会	教職員による、わいせつ等など犯罪歴の有無に対して、採用時に調査できる様にしたい	教員によるわいせつ等の犯罪から子供達を守る為	個人	文部科学省	教育職員免許法の規定により、禁錮以上の刑に処されたり、懲戒免職処分を受けたりした場合等に教員免許状は失効し、当該失効情報は官報に公告されることになっており、さらに、こうした教員免許状の失効情報を、教員採用権者が簡便に確認できるようにした「官報情報検索ツール」を提供する等の取組を実施しているところです。	なし	その他	教員採用権者においてより適切な採用選考に資するよう、今後、省令（教育職員免許法施行規則）を改正し、懲戒免職の事由が児童生徒等に対するわいせつ行為であることが判別できるようにする予定です。	
453	令和3年1月27日	令和3年2月18日	国家公務員の給与支給体系を年俸制にする	国家公務員の給与を年俸制として、期末勤労手当を廃止する。	国家公務員にボーナスを支給するのはおかしいという世論があるが、そもそも期末勤労手当はボーナスではなく、民間の高慣習に合わせてこのような支給体系をとっているだけである。国民の誤解の根源を断ち、国家公務員が無用な批判にさらされることのないよう、国家公務員の給与は年俸制にして、期末勤労手当の支給を廃止すべきである。これにより、期末勤労手当に係る年二回の支給コスト及び人事院勧告に係る事務等が削減できる。	個人	人事院内閣官房	国家公務員には、憲法で保障された労働基本権が制約されていることから、その代償措置として、国家公務員法は、国家公務員の給与について、国会により社会一般の情勢に適應するように随時変更することができるとしており、人事院には、その変更に関して勧告する責務を課しています。この勧告では、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としていますが、これは、国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、公務においては、民間企業と異なり、市場の抑制力という給与決定上の制約がないこと等から、その給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによるものです。このため、ボーナスについても、民間の年間支給割合に国家公務員の期末・勤労手当の年間支給月数を合わせることを基本としています。	国家公務員法第28条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
454	令和3年1月27日	令和5年4月14日	行政改革での成果を地方自治体へ	国での行政改革でうまくいったものや地方自治体にもあてはまるものについては、地方自治体にも取り入れるよう国から地方自治体に指導もしくは要請する。	現在、国において、ハンコの廃止を行っているが、これは地方自治体にも必要性が当てはまるものである。地方自治体の場合は、行政の内部処理だけでなく、対市民のものも多く、ハンコの持参を忘れることにより、せっかく役所に向いたものにも関わらず、手続きができないといったことがある。よって、こうしたハンコによる市民への不便さへの解消のため、地方自治体のハンコの廃止を求めたい。本来は、地方自治体が法令に基づくものでない限りは、自分たちで解決すべきものであるが、自律的に行う意欲が薄かったり、自分たち発信だと内部の反発も受けやすい。よって、国からの要請という形をとれば、地方自治体も取り組みやすいし、地方自治体における行政改革の機運も高まる。よって、是非国で行政改革にとりくんでいて、地方自治体でも当てはまるものは、国から地方自治体に取り組みよう要請をお願いしたい。なお、手続きのハンコについては、あくまでも一例であり、そもそも来所が必要な手続きが多く、デジタル化が進めばこうした問題は発生しないため、DXの推進をお願いしたい。	個人	内閣府総務省	地方公共団体において押印を求めている手続には、国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続及び地方公共団体が独自に実施する手続があります。また、地方公共団体におけるDXの推進については、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）に掲げられた各施策のうち、地方公共団体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策等を取りまとめた「自治体DX推進計画」（令和2年12月25日総務省策定）により、国の取組と歩調を合わせた地方公共団体におけるデジタル化の取組を推進しています。	なし	現行制度下で対応可能	「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和2年7月17日付け総務省自治行政局長通知）を发出し、各地方公共団体に対して押印規制の見直しに積極的に取り組んでいただくよう願っています。また、地方公共団体が押印見直しを実施する際の参考となるよう、国の取組について解説するとともに、地方公共団体において国の取組の考え方や基準に沿って押印の見直しに取り組む際の推進体制、作業手順、判断基準等を示した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を令和2年12月18日に公表しました。さらに、「自治体DX推進計画」において（は、重点取組事項として、「自治体の行政手続のオンライン化」を掲げており、令和4年度末を目指して、原則、全ての地方公共団体で、特に国民の利便性向上に資する行政手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にするよう取組を行っています。	
455	令和3年1月27日	令和3年4月16日	日本学術会議の廃止の提案	日本学術会議は、1949年に発会された組織です。現在は、内閣府の特別の機関ですが、70年以上過ぎた現在は既にその使命を終えていると思います。今回、学術会議の会員から推薦された新会員が、内閣総理大臣に6人が任命されなかった、と大騒ぎになっています。学者の独立した機関と主張するのなら、日本学術会議は解散して、新たに自分達で基金を募って設立すべきです。政府は、その時々により、学者の独立機関の意見を参考にしたり、必要があれば、専門分野ごとに諮問委員会を立ち上げれば、済むことだと思います。	日本学術会議は、1949年に発会された組織です。当時は、日本が太平洋戦争に突入したことを反省して発会されたと認識しています。70年近く過ぎた現在、当時の国際情勢と現在の国際情勢は、大きく変化しています。米ソ冷戦の終結、強大化した中国の軍事力を背景に南シナ海に軍事拠点を造り、東シナ海尖閣諸島の領海侵入を繰り返し、北朝鮮は核兵器や弾道弾ミサイルで挑発を繰り返す時代です。こうした時代に、旧態依然とした組織が変わらず残っている方が、時代に合っていない。また学術会議の会員は、現会員から推薦され、任命者の総理大臣が形式的なものとは、全く納得出来ません。学者は、全国に78万人いると言われているのに、なぜ、現会員だけが推薦出来て、各大学から推薦を受けないのか、その推薦理由も国民には、公表されていません。ましてや、年間10億以上の税金が投入されているにもかかわらず、学者の独立した機関と主張するのなら、自分達で基金を募って設立すべきです。大変無駄な税金の使い道だと思います。即刻、日本学術会議を解散して頂きたい。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
456	令和3年1月27日	令和5年5月17日	地方行政の効率化に関する提案	1. 法人税の確定申告において紙申告を廃止し、原則、電子申告のみに統一する。また、電子申告においてもデータは電子にもかかわらず、それを紙ベースで印刷して内部事務を行っているため、事務量が増加し行政組織の肥大化が生じている。 2. 法人税関連の届出書は国、県、市それぞれについて提出しなければならない。3つの組織が同じような事務作業を行っているのは非効率的であり、統一したシステム(プラットフォーム)によりワンストップで届出が完結するように	1. 紙申告を廃止することにより紙資源の節約につながる。また電子申告と紙申告の内部事務を統一することにより事務業務の期間短縮をはかることが可能となり、ひいては行政の効率化につながる。 2. 人員を減らすことが可能となり、行政のスリム化につながる。また減らした人員を他の重点分野に回すことが可能となり、行政サービスの向上につながる。	個人	財務省 総務省 内閣官房 デジタル庁	1 平成30年度税制改正において、大法人の電子申告義務化(令和2年4月以後開始事業年度から適用)が実施されていますが、中小法人については、紙申告についても提出が可能となっております。 2 法人関係の届出書については、国税当局と地方税当局それぞれに提出する必要があります。	法人税法第75条の3(改正後:同75条の4) 地方税法第53条46項、47項(改正後:同53条65項、66項) 法人税法148条等 各地方団体の条例	対応	「法人税等の申告については、添付書類を含め全て電子申告ができる環境を整えております。 なお、現在電子申告義務化となっていない中小法人については将来的に電子申告義務化が実現されることを前提として電子申告利用率100%を目標としており、既に実施済みの利便性向上施策の周知を含め、税理士や未利用者への個別勧奨や関係団体等を通じた利用勧奨、リーフレット等による周知、広報を行っているところです。 また、地方税における内部事務に関するご意見ですが、税務事務の効率化の観点から、eL-TAXにより電子申告されたデータを、紙出力することなく、地方団体の税務システムへ取り込むことについて、積極的に取り組んでいただくよう地方団体に申し周知しています。 2 国税当局と地方税当局それぞれに提出している各種届出等について、e-Taxソフト(WEB版)を利用することにより、2020年3月からデータの一括作成及び電子的提出の一元化が可能となっております。 なお、設立登記後の手続については、2020年1月から、「法人設立ワンストップサービス」により、各行政機関に個別に提出していた各種届出等をオンライン・ワンストップで行うことが可能となっており、2021年2月からは、定款認証と設立登記申請を含めた法人設立に係る行政機関への全手続をオンライン・ワンストップで行うことが可能となっております。	
457	令和3年1月27日	令和3年2月18日	基幹統計(国勢調査等)の調査方法刷新	調査員の訪問、調査票配布・回収の原則廃止。	定額給付金の給付と同様、住民基本台帳登録者への書類郵送による調査票返信またはネット回答への依頼、周知により8割〜9割は回答への協力が見込めるのに、前世紀の遺物ともいえるマンパワー頼みに固執し、人カネ時間を多大に浪費している。 回答拒否または未提出者のみ、国が一般競争入札で委託する業者が対象世帯またはマンション管理組合等を訪ねる。 調査員の募集〜報酬支払、振込までの一連の業務が廃止されることで、これまで地方自治体の本来の仕事が阻害してきたものが減る。	個人	総務省	番号76の回答を参照してください。				
459	令和3年1月27日	令和3年4月16日	日本学術会議は民間団体にしたらいかがでしょう。	日本学術会議の会員の問題は一般国民とはかけ離れたところでわいわいやっている感じ。一部マスコミも「学問に自由」を振りかざして政府批判をしているが、いったい「学問の自由」とは何か、いろんな政治的立場で異なってくる。国の安全保障についての学術会議の立場は現実とそぐわない。税金の補助を受けながら、国防面での産学協同に反対する団体。むしろ民間団体化して、思うようにやればいい。これまで聖域化し、何をやっているのか、報酬に見合う国への貢献をしているのか。成果を公表、一般国民の評価を求めべき。規制改革、行政改革の求められる団体では。	民間団体になれば、税金の無駄と、成果主義が求められ、より日本のサイエンス分野の進歩に役立つのでは。 まず、学者の閉鎖社会の典型では。国民の批判にこたえられる団体になることを願う。国に金はもらうが口を出すという知的エリートのおこれる「学問の自由論」に多くの国民は疑問を感じているのでは	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。				
460	令和3年1月27日	令和3年2月18日	特許出願文書中における1文200字超の長文の使用禁止	特許庁は、特許出願文書中では1文を200字以下とすることを審査基準として新設していただきたい。このことにより、一般公開された特許出願文書の意味内容を、より多くの技術者が明確に理解できるようになる。	特許出願文書では1文200字以上の長文がしばしば使用されている。1文1000字超のものもある。しかし、特許庁が当該文書を一般公開した段階で、当該分野の通常の技術者であっても、普通程度の日本語読解力しか持たない者では、このような長文の意味内容を理解することはできない。 理解できないと、先行特許への抵触を恐れて新たに発明する意欲が減退することになる。また、先行特許権者の許諾を受けようとする場合であっても、権利の内容や範囲を明確に理解できないで躊躇することになる。また、先行特許の発明者自身も、その長文を含む文書が発明を正確に記述できているかどうか確認できない。また、特許庁審査官並びに特許関連訴訟に携わる裁判官及び弁護士にも長文読解の多大な労力負担が加わり、費用が増すことになる。その結果、特許制度の利活用が停滞することになる。 長文を使用しなくとも、代わりに複数の200字以下の文及び箇条書きを使用することにより、意味内容を平易に伝えることが可能である。しかし、弁理士の世界では長文を長年にわたり使い続けてきた歴史があるらしく、長文使用を止めることに消極的である。長文使用を新規参入障壁として利用したいと考えているのかもしれない。それゆえ、政府が先頭に立って旧弊を打破し、特許制度の健全化を図ってほしい。	個人	経済産業省	特許関係法令及び特許・実用新案審査基準において、特許出願書類における一文の最大文字数に関する規定はありません。 他方、特許出願書類に含まれる明細書や、特許請求の範囲の記載は明確である必要がある。記載が不明確で、当該技術分野における通常の知識を有する者が理解できないものである場合、その出願は、特許法第36条第4項第1号や、同条第6項第2号の要件に反するものとして拒絶されることとなります(特許法第49条第4号)。	特許法第36条、特許法第49条、特許・実用新案審査基準	対応不可	御指摘のように、特許出願書類が理解しやすく明確に書かれていることは重要です。一方、特許の出願書類は、通常の技術者に対して、権利の内容を正確に伝えることを目的としたものです。また、審査官は通常の技術者の目線で、実際に権利化した場合に権利範囲が正確に伝わるかを審査しています。特許発明の権利範囲を正確に確定する観点から、どのような発明を実施すると権利侵害となるかという構成要件をしっかりと記載する必要があり、一律に文字数制限を設けることは困難と考えます。 なお、主要国において出願書類の文字数制限を設けている例はなく、日本国特許庁に対する出願に文字数制限を設けると、他国知財庁に対する出願と権利範囲が相違し、出願人の不利益となるおそれもあります。	
461	令和3年1月27日	令和3年2月18日	財政法第28条等による〇年度予算参考書類の作成について	財政法第28条等による〇年度予算参考書類の作成に際して、政府出資主要法人は、その原稿入力のために、財務省主計の入力室に向かい入力する必要がある。全国津々浦々存在する同法人はそのために、霞が関まで出張し、修正が生じた場合にはそのために再度出張することになる。原稿を入力するシステムが財務省側で作れば、各法人にこのような無意味な時間、予算を使わずにすむはずである。	この時代に入力作業のために、出張させるのは、デジタル庁を設置し、ハンコ、FAXを廃止しようとする現在内閣の方針に反するものである。 平均して10万円(修正時も含んで2名、2回)の出張費が各法人にかかるとして、80法人あるので、800万円が年間この作業のために投じられており、今後もそれが10年間続くとしても8000万円である。それ以上続かないことを祈るばかりである。 それだけではなく、職員の貴重な時間も入力室に向かうために使うことになり、平均して50時間かかるとして、それが80法人で4000時間の無駄が生じている。	個人	財務省	財政法第28条等による予算参考書類の政府出資主要法人の資産、負債、損益その他に関する調査の作成にあたっては、各省庁や各法人のご担当者が財務省の入力室において原稿のデータ入力を行なっているところです。	財政法第28条	現行制度下で対応可能	ご提案のあった、財政法第28条等による予算参考書類の作成に際しての原稿を入力する環境の整備については、予算書作成時期(12月〜1月)のみという限られた期間での利用であること等の理由から、各法人にシステムの導入を行うことは経済的ではないと考えます。 なお、遠方に所在する法人等においては、現在も所管省庁と所要のデータの共有を行っただけで、省庁担当者が入力作業を実施している場合もあると伺っております。まずは、ご担当の省庁にご相談いただければと思います。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
462	令和3年1月27日	令和3年3月9日	国勢調査のネット利用について	国勢調査のネット回答のIDについて、紙での配布のみではなくマイナポータルで確認できるようにしてほしい。	ネットを先行で回答できるようにした上で、当該世帯には紙を配布しないことにより、配達員及び印刷物のコストを削減できる。デジタル化を目指すならネットのみで完結できるようにするべき。	個人	総務省内閣府	平成27年国勢調査においては、インターネット回答に必要なIDを先に配布し、インターネット回答がなかった報告者へのみ紙の調査票を後日配布する方法により実施しました。しかしながら、誤配布等が発生し、回答があった世帯を特定するのに多くの時間を要したほか、インターネット回答がなかった世帯に対する再訪問・再配布のコストが大きいことから、令和2年国勢調査は、IDと紙の調査票を同時配布する方法に変更しました。	-	その他	今回の実施状況を検証し、次回以降の調査に結び付けてまいりたいと考えています。		
463	令和3年1月27日	令和3年4月16日	日本学術会議の事業内容について	年間予算10億とのこと、常設の必要性がないように思います。専門家の見地での意見が必要であれば、必要に応じて、都度その事業毎に求めることとしては如何ですか？	現状の日本学術会議は思想的にも偏りがあるのではないのでしょうか？そもそも、どういった思想、考え方の人がどういった功績・理由で選ばれているのか、明らかにしてほしいです。政府の政策に、肯定的・否定的、どちらの立場に偏りなく、選ばれているのでしょうか？少なくとも、国民は、学術会議から推薦された方々の詳細について、知る権利があります。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。					
464	令和3年1月27日	令和3年2月18日	学生納付特例制度の毎年の申請について	国立大学の生徒のリストと国民年金のリストを直結させ、毎年全学生が学生納付特例制度の申請書を送る手間を省いていただきたい。	国立大学に属し現在大学院で学んでいる学生ですが、毎年の学生納付特例制度関連の申請が負担です。私立の学生は難しいとしても、国立の学生に関しては、国と大学とがちゃんと連携をとればこの手間は省けるはずですが、国立の学生が、国にたいして自分が学生で学生納付特例制度を使うという意思を毎年手書きとさまざまな身分証の写しを添付して送付する作業は無駄が多すぎます。連携は難しくとも、せめてデジタル化していただければ、双方が楽になると思います。特に無駄なのは、申請が遅れたときにかかってくる電話です。大学制の若い世代は知らない電話番号からの電話よりメールの方がありがたいし、何より人件費の無駄だと感じます。制度の側から変えていただくだけで、全学生の負担が減ります。	個人	厚生労働省	国民年金については、20歳以上の方は、原則として毎月、国民年金保険料を納めることが義務となっています。一方で、国民年金保険料の学生納付特例制度は、所得が基準以下の学生の方が、国民年金保険料の納付を猶予できる制度であり、その適用については本人の申請によることとされています。そこで、在学期間中の学生納付特例申請手続きを簡素化するため、ターンアラウンド方式の勧奨を実施しています。具体的には、初めて学生納付特例の申請手続きをする際に翌年度以降も引き続き在学予定である旨を記入されていた方には、当該翌年度から在学終了予定年度までの間は、申請年度、基礎年金番号等をあらかじめ印字したはがき形式の学生納付特例の申請書を日本年金機構からお送りし、必要最小限の事項を記入いただければ、証明書類等の添付書類を不要として、そのはがき形式の申請書を返送するだけの申請を可能としています。また、学生納付特例申請手続きが遅れますと、突然、障害を負った場合の障害年金等を受給できなくなってしまうことから、保険料の納付の確認や学生納付特例等の手続きについて、日本年金機構等からご連絡をさせていただく場合があります。	【国年法】第90条の3(学生納付特例) 【国年令】第6条の6、第6条の9、第6条の10、第6条の12(学生納付特例等の基準) 【国年則】第77条の4(学生納付特例の申請方法)	検討に着手	国民年金保険料の学生納付特例の申請手続きについては、制度の現状欄に記載の通りですが、国民年金保険料の免除・納付猶予をはじめとする国民年金第1号被保険者に係る申請等のオンライン化については、今後、関係機関と連携して検討を進めることとしております。		
465	令和3年1月27日	令和3年6月16日	県と市町村の保健活動について	支援を必要としている地域住民については公務員の保健師が訪問指導などを行なっている。従来は県の保健所の保健師が主体となっていたが、事業のほとんどは市町村の保健センターの保健師に移っている。しかし、一般の保健指導は市町村、高度な指導が必要なものは県の保健所と言う曖昧なすみ分けで、両方の機関で同じことを行なっている。保健所は新型コロナ対策を始めとして沢山の業務を抱えている一方で人員が不足しているという恒常的な課題が継続している。住民の保健指導業務は市町村の保健センターに一本化してほしい。これにより、住民にとっても窓口がわかりやすくなるとともに、保健所の人員削減も期待	縦割り行政の解消 二重行政の解消 人員削減 住民にとって窓口の一本化	個人	厚生労働省	健康増進法において、市町村は住民の健康増進を図るため、住民からの生活習慣改善に関する相談を受け、必要な保健指導を行うこととされています。他方、都道府県等(保健所)は、保健指導の中でも特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこととされています。また、地域保健法や同法に基づく基本指針において、住民に身近で利用頻度の高い保健、福祉サービスは市町村が一体的に実施することとされ、保健所は地域保健に関する広域的、専門的かつ技術的拠点として位置づけられています。保健所では、精神保健や難病医療など専門的な対応が求められる保健サービスを、専門性の高い医療を提供する医療機関等と連携して提供しています。	健康増進法 地域保健法	対応不可	地域保健法上、保健所は、地域保健に関する広域的、専門的かつ技術的拠点として、地域の医療機関との協力体制の整備や地域保健に関する情報収集・分析等を行うとともに、当該協力体制や知見も必要に応じ活用しつつ専門的・技術的な事項に関する保健指導を行っています。また、市町村保健センターは、住民に身近で利用頻度の高い保健・福祉サービスを一体的に実施しています。このように、市町村保健センターと保健所は、地域保健対策においてそれぞれ異なる役割を担っており、このため、ご提案のような保健所が行っている保健指導業務の市町村への移管は困難です。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が見られる地域等においては、自治体間が連携し、市町村保健センターの保健師等が近隣の保健所を応援するといった対応を取っているところもあると承知しています。		
466	令和3年1月27日	令和3年3月9日	児童わいせつ事件を起こした教師を教職に再雇用させない	教員にマイナンバーのような全国統一の社会番号のようなものを教員免許に紐づけて発行し過去教員へのわいせつ事件を起こした者を他の自治体で再雇用するときに雇用側が参照できるようにする	猥褻事件を起こした教師が逮捕されたり、その後起訴されなかった場合や自主退職であれば氏名も公表されず他の自治体でまた教師に応募してきて把握できず再雇用され再び犯罪行為に手を染める人間が跡を絶たないと新聞の記事になっていた	個人	文部科学省	番号452の回答を参照してください。					
467	令和3年1月27日	令和3年7月7日	こども園運営における幼稚園、保育園縦割りの弊害	こども園における1号幼稚園と2号保育園、すべての統合がなされたい。同じ園にもかかわらず、入園手続きから違うのは、利用者により、園の運用面でも、長期休園のある幼稚園と保育園が同じレベルの教育の質を提供するのは難しい。また、文科省と厚労相双方の通知を理解するのは、現場に大きな負担である。	幼稚園の仕組みをすべて、保育園に組み込み、入園申し込み続きから退園手続きまで、保育園の運用に一本化させる。就労時間等保育の必要性によって入園調整をしているが、幼稚園の園児も同様の考えに組み込む。そうすることで、利用者の入園手続きの利便性は向上するし、限りある施設定員の中、ゆとりのある幼稚園の人より、本当に保育を必要とする人を優先して入れることができる。幼稚園特有の一律の長期休園もなく、あくまで、保育園同様、就労状況を基礎に園に預け入れることができたら、夏季休業中でも仕事もしやすくなる。現在、幼稚園は一時あづかりの料金を払って仕事をせざるを得ないのが現状。いずれにせよ、幼児保育現場は、夫婦共働きで幼稚園が大幅に減少し、保育園のニーズが高まっているのが実情。幼稚園を廃止し、幼児教育も保育部門で保育の一員としてやっていくことが現場も分かりやすく効率的になると考える	個人	内閣府 文部科学省 厚生労働省	認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、小学校就学前の子どもに対し、教育・保育を一体的に提供することを目的とする施設です。利用定員については、子ども・子育て支援法第19条第1項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとに定めることになっていますが、認定こども園の設置者が確認時に地域の実態を踏まえた利用定員を設定して申請することが可能であり、確認申請を受けた市町村は当該市町村におけるニーズ等も考慮した利用定員を定めることとなります。例えば、保育ニーズの高い市町村であれば、認可定員の範囲内で、2号認定子どもの利用定員を1号認定子どもの利用定員より多く設定することが可能です。また、市町村には保育の必要性のある子どもに対して保育を提供する義務があるため、保育を必要とする子どもの利用については、認定こども園を利用する場合においても市町村による利用調整を経ることとしています。一方、保育の必要性のない子どもの利用については、市町村に保育の提供の義務はないことや保護者の教育に対するニーズを尊重する観点等から、市町村による利用調整を経ず、原則として直接希望の施設に利用申請をすることとしています。なお、子ども・子育て支援新制度については、関係する内閣府・文部科学省・厚生労働省の3府省で緊密に連携し対応を行っているところです。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 子ども・子育て支援法 学校教育法 児童福祉法	現行制度下で対応可能	保育の必要性のある子どもに、必要な教育・保育を提供できるよう、各市町村において利用ニーズを把握しその確保方策を定めることとしています。また、認定こども園においては、その特性から、保護者の就労状況が変化し、教育・保育給付認定区分が変更となった場合の一時的な利用定員の弾力的な運用を認めることとしており、利用者の利便性の向上にも努めております。また、関係する通知については、引き続き関係府省で連携して分かりやすい周知等に努めてまいります。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
468	令和3年1月27日	令和3年3月9日	公募の掲載について	大学の公募がJRecinに掲載されているがすでに内々定者が多い。しっかりと審査すべき	公募応募者は多大な苦勞をして書類を揃えるのに実際は内部で人事が決まっていることがある。これは大学の信用力低下につながるし若手の登用に寄与しない。内々定がある場合は公募しないようにするべきであるとおもわれる。	個人	文部科学省	各大学における教員の採用の具体的なプロセスについては、各大学の責任において適正に行うこととされています。	なし	対応	大学の教育研究の中心を担う教員に優れた人材を確保し、これらの者がそれぞれの役割に応じて能力を最大限に発揮できるよう、教員等の人事の在り方について不断の検証等を行うことが求められることから、教員等の求人公募手続きの不断の検証を求める事務連絡を改めて発出・周知を行い積極的な検討・見直しを促しています。	
469	令和3年1月27日	令和3年2月18日	防衛医大における印鑑の廃止	書類へのサインは全て、ボールペンによる記名にする	書類の手続きのために、防衛医大生は入校する際、印鑑を2つ買わされます。いつ、どんな書類へのサインが必要になるかわからないため、常に印鑑を持ち歩かなければなりません。自宅に忘れてきてしまうと押せないため、大変不便です。ボールペンで名字を記入するだけで良いはずなのに、わざわざ印鑑を持ち歩き、書類に押さなくてはなりません。現在防衛医大で学んでいる私は、友人とも、印鑑が廃止されれば良いのにとよく話しています。 本当に、印鑑は必要なのでしょうか？ボールペンによる記名で十分代用可能だと思います。 どうか、防衛医大における印鑑によるサインを廃止して下さい。	個人	防衛省	現在、防衛医科大学校では、学生生活の喫事項等に関する規定(表簿の取扱い等)について(通達)等)があり、講義を欠席する場合の「欠課届」など、各種手続きに押印を必要としていたため、学生本人へ押印を求めています。	表簿の取扱い等について(通達)など	対応	今後、各種手続きに必要としていた押印については、令和2年度末までに自筆による記名または、電磁的記録での作成及び提出で処理できるよう規則改正を行い、押印を廃止いたしますので、常に印鑑を持ち歩く必要はありません。	
470	令和3年1月27日	令和3年2月18日	持続化給付金の添付資料について	もう2度と必要が無いことを望みますが持続化給付金の添付資料で確定申告書のコピーに電子申告した人が税務署の受付印がないと受付拒否されたそうです。国税局は電子申請を推奨しています。そこに受付印がないのは当然です。わざわざ税務署に出掛けて取らなければならない他の証明をなぜ求めるのですか、少なくとも納税の領収書、還付金の通帳のコピーで間に合うと考えます。	只でさえ生活に困っている人に余分な手間を掛ける。国税庁の方針に協力した人が馬鹿を見る。	個人	経済産業省 財務省	持続化給付金を一刻も早く多くの事業者の皆様にお届けする観点から、電子申請をお願いしますが、審査に当たり給付要件を満たしているかを確認するため、確定申告書類等の添付をお願いしています。 電子申請により確定申告を行っている個人事業者の場合、申告等のデータが税務署に到達したものであることを確認するため、 ①上部に「電子申請の日時」及び「受付番号」の記載がある確定申告書の添付をお願いしています。 ①がない場合には、 ②受信通知(メール詳細)と確定申告書(上部に「電子申請の日時」及び「受付番号」の記載がないもの)、 ③納税証明書(その2所得金額用)(事業所得金額の記載のあるもの)と確定申告書(上部に「電子申請の日時」及び「受付番号」の記載がないもの)、 のいずれかの添付をお願いしています。 一方、確定申告を電子申請されていない方には、税務署の収受印が押印された書類の添付をお願いしています。	なし	現行制度 下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、電子申請により確定申告をされている場合は同欄に挙げた①～③のいずれかの書類を添付いただければ、税務署の収受印が押印された書類であればお詫び申し上げます。御不明な点がございましたら、持続化給付金事務局(0120-279-292)にお問い合わせ下さい。	
471	令和3年1月27日	令和3年3月9日	大学の対面授業再開、キャンパス再開について	早稲田大学生の親です。現も首都圏の大学ではほぼオンライン授業のみで、キャンパス閉鎖という大学もあります。オンライン授業は大学に選択権がある訳ではないはず。私達はキャンパスで対面授業を受けることを前提として、高額な学費を払いました。前期は緊急事態でやむを得ず、というは理解します。後期もさらに来年度もオンライン主体というのは納得できません。文科省や教生田文科大臣からも対面授業をするべきとの周知があるはずで、大学側はこれを無視しています。僅かな対面授業はありますが、息子は後期も全てオンライン。対面は全体の1割もないはず。大学の対面授業再開とキャンパス再開を1日も早く大学の対面授業再開を	大学のオンラインで費用がかかるのは理解できるが、だからといって後期までオンラインというのは、対面授業、キャンパス利用を前提として、高額な学費を払ったのに詐欺同然ではないのだろうか。前期はやむを得ないかもしれないが、世間はGOTOトラベル、GOTOイート、で会社も高校も普通営業。なぜ大学だけキャンパス閉鎖やオンライン授業が許されているのか。大学生たちは精神的に追い詰められ、退学や休学、鬱になっている人もいる。そもそも大学は授業だけでなく、キャンパスでの活動や、教授、友人、先輩後輩、など人間関係を育んだり、図書館や学食、施設を使う、人を育てる教育機関のはず。施設も使用できず、学費満額にも憤りを感じる。社会的にGOTOキャンペーンをやるのなら、まず教育を受ける権利を、きちんと大学生に戻してほしい。今この若い将来ある大学生たちに一方的に負担させるなんて、冷酷すぎる。各大学に生徒や親が抗議しても、全く聴く耳を持たない。文科省の周知や文科大臣の要請さえ無視している。こんな大学に補助する必要があるのか、何かベネフィットはないのか。 1日部屋で1人でパソコンを見て課題をするだけの孤独な大学生を想像してもらいたい。前期だけ後期になったら大学に行ける、と我慢していたのに限界が近づいている。 自ら命を絶ってしまわないように、大学生の立場に立って、誠実に大学としてできる努力をしてほしい。 行革大臣及び文科大臣、文科省、大学には1日でも早い全面対面授業とキャンパス再開を求めたい。	個人	文部科学省	大学等におけるオンライン授業等の遠隔授業については、大学設置基準等により教育課程の編成等について基準を示しています。例えば、大学の学部段階では、遠隔授業で修得可能な単位数は、卒業要件124単位のうち、上限60単位までとなっています。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応として、面接授業の全部又は一部の実施が困難である場合には、遠隔授業等を面接授業の代替として実施することができ、その場合は、修得単位数について上限への算入は不要とする特例措置を講ずることを各大学に周知しているところであり、大学における授業の実施については、各大学に対し、感染防止するための対策を十分講じた上で、可能なものについては、対面による授業の実施を積極的に検討いただくよう、繰り返し発信しています。 また例年と異なる授業形態を採用したり、施設の利用に制限を設けたりする場合は、その必要性や合理性について、学生や保護者の皆さんに丁寧に説明し理解を得るなど、当事者が納得して学生生活を送ることができるような環境を整えていただくよう、求めているところです。 様々な創意工夫を講じて、学生たちの学修機会をきちんと確保している優れた取組を行っている大学の好事例を全国に水平展開しながら、各大学の工夫を求めています。	〇 大学設置基準第二十五条第二項(授業の方法) 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。 第三十二条第五項(卒業要件) 5 前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。	対応	制度の現状欄に記載のとおりですが、引き続き、感染の状況等を注視しながら、学生の皆様が納得して学生生活を送ることができるような環境を整えていただくよう、各大学における丁寧な取組を促してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
472	令和3年1月27日	令和3年3月9日	公務員の副業認可	現在公務員の副業が禁じられているが、一般行政公務員の副業が解禁されれば人材不足が解消される。	社会の人材不足が深刻化される昨今、解禁により経済的にも活性化され外国人にたよらない日本社会の構築が可能となる。	個人	内閣官房人事院 総務省	一般職の国家公務員は、「国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」(国家公務員法第96条第1項)とされており、一般職の国家公務員として守るべき服務規律の一つとして、職員の兼業を制限しております(国家公務員法第103条及び104条)。国家公務員法第104条では、同法第103条の対象となるものを除いて、報酬を得て行う他の事業等との兼業を制限しておりますが、 ①職務専念義務の確保 ②職務の公正な執行の確保 ③公務の信用の確保 に支障がないと認められた場合に、所轄庁の長等の許可を得て、兼業を行うことができることとされております。 また、同法第103条では、自営兼業を制限しておりますが、同様に上記①～③に支障がないものとして認められる場合に、所轄庁の長等の承認を得て、兼業を行うことができることとされております。 一般職の地方公務員の兼業については、基本的に国の兼業の取扱いと同様ですが、御提案の内容については、各任命権者が、職員の公務について、 ・与えられた職責を果たすことができるかどうか ・職責遂行のために勤務時間や注意力を用いることとされる義務(職務専念義務)を履行できるかどうか ・職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないかどうか といった観点から、公務と兼業業務との割り振りの妥当性を慎重に判断しなければならない事案であると考えます。	国家公務員法第103条及び104条 地方公務員法第38条	現行制度 下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。 ※なお、地方公務員における「任命権者の許可」の運用については、地域社会のコーディネーター等として本来の公務以外でも活躍することが期待されていることも踏まえ、総務省としても実態を調査し、好事例の周知や許可基準の運用・公表等に関する助言を行っているところです。	
473	令和3年1月27日	令和3年3月9日	コロナ禍における国立大学の授業形態について	国立大学における授業形態を出来るだけ、元の対面式に戻して頂きたい。そのために要請よりも強い形での指示を出して頂きたい。	今、多くの人がこのコロナ禍において我慢を強いられている。国立大学に通う大学生もそのうちの一人である。確かに現状として、実験の多い学部やゼミに通う生徒から次第に組織が動いている。一方で講義の授業が多い学部、低学年の人々の多くは未だにオンラインによる授業参加である。これには様々な原因が考えられるが、要因の一つとして大学側の懸念が挙げられる。集団感染を起こした京都産業大や天理大が各方面からの批判的になってしまった話は記憶に新しいからである。その一方でGo Toキャンペーンが行われるなど、娯楽における移動への理解が進む中で、学びのための大学は機能していないという不健全とも言っている状態が続いている。いくつかの報告で学生は精神的に疲弊していることが報告されており、経済的な理由においても退学を考えるものも多いという。精神疾患はコロナが治ればなくなるものではないし、学歴社会と言わざるを得ない日本での大学中退は手痛いものである。これは将来の日本社会の人材という財産を失うには十分な出来事となり得ると考える。 先ほども述べた通り、どの大学においても非常に保守的な形式での授業が行われている。先ずは国との関わりが強く影響力のある国立大学からでも良いので、感染対策をした上での通常の対面授業を促進してはもらえないだろうか？そうすれば周りの大学も方針を変えて行きやすい。 この願い出をどこに叫べば良いかわからず、このシステムをお貸し頂きました。乱文失礼致しました。ご精読ありがとうございます。	個人	文部科学省	文部科学省では、新型コロナウイルス感染症が拡大する中においても学生の学修機会の確保を図ることが重要と考えており、例えば、12月23日に発出した「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について」(高等教育局長通知)では、「感染対策を十分に講じた上での面接授業の実施が適切と判断されるものについては、面接授業の実施を検討するなど、学生の理解や納得を得た形での学修機会の確保に努めること」について周知を図っています。	大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第25条第2項、第32条第5項	対応	引き続き、学修機会の確保等について大学が学生の理解や納得を得た形を取り組むよう促していきます。	
474	令和3年1月27日	令和3年3月9日	大学における各種申請書類の電子化	大学において学生が提出・申請する書類、たとえば学費免除申請や休学届、あるいは在学証明書の発行など、すべて紙で行われており、いちいち大学事務まで赴かねばなりません。とくに現在はコロナの影響で大学事務が短縮開室となっており、予定を合わせるのも大変です。皆その日に来るのでかえって密になっています。メールでPDFをやりとりするか、学生ポータルサイトから申請できるようにすれば済む話です。わたしはフランスの大学に留学していたことがありますが、そのとき書類はすべてPDFであり、紙でやりとりしたことなどありません。印鑑のせいもあるのでしょうか。	大学において学生が提出・申請する書類、たとえば学費免除申請や休学届、あるいは在学証明書の発行など、すべて紙で行われており、いちいち大学事務まで赴かねばなりません。とくに現在はコロナの影響で大学事務が短縮開室となっており、予定を合わせるのも大変です。皆その日に来るのでかえって密になっています。メールでPDFをやりとりするか、学生ポータルサイトから申請できるようにすれば済む話です。わたしはフランスの大学に留学していたことがありますが、そのとき書類はすべてPDFであり、紙でやりとりしたことなどありません。印鑑のせいもあるのでしょうか。	個人	文部科学省	御指摘の学生が提出申請する書類については、法令等において書面とすることを規定しておらず各大学ごとに内部規定や運用により提出書類やその方法を定めているところです。	なし	現行制度 下で対応可能	大学・学生間における連絡や事務手続きのデジタル化を進めることは、迅速な情報共有を実現するとともに、大学・学生双方の負担軽減にも大きく寄与するものであることから、各大学が学生による手続き等について内部規則等で定めている場合には、各大学の実情を踏まえつつ、必要に応じて見直しを進めていただくよう、文部科学省より、令和2年10月21日付事務連絡「大学等が学生に求める押印の見直し及び大学等・学生間における連絡手段のデジタル化の推進について」において、各大学へ依頼をしているところです。	
475	令和3年1月27日	令和3年2月18日	国勢調査について	同一住所に二世帯5人家族で生活をしています。紙の国勢調査票には4人までしか記入欄がなく、ネットには世帯主を2人入力するとエラーになります。コールセンターの回答では役所に行って事情を説明しログインIDやパスワードを取得するようにとのことでした。選挙では同一住所でも世帯分だけ郵便が届くのにも、なぜ国勢調査では違うのですか？横の情報の共有化をお願いします。	国勢調査の件で、ウチは二回問い合わせをしています。これから役所に行くので合計三回になります。同じような全国の二世帯以上家族分の問い合わせ対応人数と時間が削減されます。 回答しようという意欲がなくなるのでデメリットです。 今回、同一住所複数世帯については選挙管理委員会との情報共有化によって解決できる事案だと思います。 セキュリティ面でのハードルは高いと思いますが期待しています。	個人	総務省	国勢調査の世帯の定義に係る回答については、番号107の回答を参照してください。行政記録を活用した書類の送付に係る回答については、番号76の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
476	令和3年1月27日	令和3年2月18日	教育公務員の出勤簿について	教育公務員の出勤簿を廃止すべき。	現在教育公務員の殆どは出勤簿に押印する形で勤怠管理されています。毎朝出勤するたびに押印をする単純な仕組みなのですが、その実態はかなりお粗末なものです。月末にまとめて30回押印する者、月曜の朝に1週間分先に押してしまう者、思い出したときにまとめて押す者等、勤怠管理としての機能を全く果たしていません。そこで、この無意味な出勤簿制度の廃止をいくつかの段階に分けた提案します。 (1)既にタイムカードを導入している自治体の出勤簿の即時廃止 せっかくタイムカードが導入されても、上から「これからも出勤簿に押印はするように」と指示されてしまっており、これではただ作業と管理コストが増えただけです。 (2)タイムカードを全自治体への導入を加速し、出勤簿の撤廃をする。 これを行うことのメリット ・職員勤務時間についての意識がシビアなものになり、漫然と残業を行う者が少なくなる。 ・出勤簿の管理をする管理職の業務量軽減になる ・勤怠の捏造が行われにくくなる。 緊急度は高くない気もしますが、強く無駄を感じている部分の一つです。	個人	文部科学省	番号27の回答を参照してください。				
477	令和3年1月27日	令和3年3月9日	国立高等専門学校機構の出勤簿の廃止について	出張申請等がオンライン化されているのに、未だにハンコを押す出勤簿が存在しています。事務方の「慣例」だけで残っている出勤簿の廃止を提案します。	監査の直前に人事から連絡があり、まとめてハンコを押す出勤簿なんて、不要だと思いませんか？ 出勤しているのが前提なわけで、休んだ日だけ記録する「欠勤簿」で十分ではありませんか？ 特に、教育職は出勤管理が行われず、無給の超過勤務が放題です。職場の敷地内に入ったかどうかを確認すれば良いので、スマホのGPSで自動記録するだけで足りませんか？	個人	文部科学省	国立高等専門学校機構の規則において定めはありませんが、多くの学校においては出勤事実の確認のためのルールとして、出勤簿への押印を行っています。	なし	検討に着手	国立高等専門学校機構本部より各学校へ、形式的な書面主義・押印原則・対面主義の見直しを進めるよう、令和3年1月20日に通知しました。 なお、国立高等専門学校機構の規則等に定められた諸手続きに係る押印手続き等は、順次見直しを行っています。	
478	令和3年1月27日	令和3年3月9日	科学研究費の一元化と大学附置研の活性化	旧文部省のJSPSと旧科技厅のJSTを一元化し、無駄な重複をなくしてほしい。教育と研究に線を引き、旧科技厅には大学附置研を含め研究全体を管理してほしい。	ボトムアップの科研費のはずが実際大型予算を含みJSTの予算と重複している。そもそも様々な言い訳をつけてはいるが、研究費の管理が実質別の機関でされている必要がない。旧文部省と旧科技厅の融合が大幅に遅れていることも問題だが、分かれていたのであれば旧文部省がJSPSを惜しくても手放すべきである。JSPSとJSTは統一の科研費とすれば、一研究者が過剰に取ることを防ぎ、またボトムアップとトップダウンを一緒にコントロールできる。 更に大学附置研をJSTが管理してほしい。将来、理研やWPIの原型になる可能性があるものには予算をつけてほしい。私が以前いたドイツと比べて研究力が低いのは、独立研究所の量と質の問題である。突然100個の理研を作るより、大学附置研を盛り上げていくほうが早い。旧文部省のように予算に応じて閉じようとするのではなく、旧科技厅が盛り上げてほしい。なんとか規制を外し、附置研を旧文部省から離すことを提案したい。	個人	文部科学省	各法人においては、それぞれの設置目的に応じて業務を行っております。 独立行政法人日本学術振興会法 (振興会の目的) 第三条 独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。 国立研究開発法人科学技術振興機構法 (機構の目的) 第四条 国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、新技術の創出に資することとなる科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中核的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。	独立行政法人日本学術振興会法、国立研究開発法人科学技術振興機構法	対応不可	両法人は、それぞれ異なる設置目的に応じて業務を行っており、具体的には、独立行政法人日本学術振興会(JSPS)は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図っています。一方、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)は、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発等を総合的に実施しています。各法人の所管する資金配分についてもその目的に沿って行うこととなります。 なお、一人の研究者に対する研究費の過度な重複を防ぐ観点からは、両機関において、審査の際に他の研究費等の受入れ状況を確認しているほか、JSPSが行う科学研究費助成事業(科研費)の審査において、JSTの戦略目標に照らし相応しい研究課題については科研費では採択しない旨を明確にし、JSPSとJSTそれぞれの役割を踏まえ審査・評価を行うとともに、科研費の成果を他事業に効果的に繋げるために情報を共有するなど、両機関間の連携を図っています。 また、政府全体として、競争的研究費の各種事務手続きに係るルールの一斉化、手続きの簡素化、デジタル化など研究者等の事務負担軽減にも努めています。今後も、基礎研究力の強化に向けて、引き続き研究現場の声を伺いながら、必要な改善を図ってまいります。 後者のご指摘については、現在、文部科学省研究振興局が、大学附置研、理研、WPI等をいずれも所管し、基礎研究力の強化に向けた取組を総合的に推進しているところです。また、科学技術イノベーションの観点から、大学の研究力を高めることは重要であり、例えば令和2年度第三次補正予算及び令和3年度財政融資計画(案)では、JSTに大学ファンドを創設し、その運用益を活用して世界トップレベルの研究大学を目指した研究基盤の強化を行う等の取組を新たに実施する予定としています。こうした取組を通じて、大学附置研を含めた大学の研究振興を図ってまいります。	
479	令和3年1月27日	令和3年3月9日	大学教員公募手続きのあり方	教員公募について、長い間感じている事務の問題です。どの大学でも共通して必要な書類(たとえば研究業績書など)に統一した書式がなく、応募の都度膨大な書類を書き直さなければならないことは、国内の若手・中堅研究者に過大な負担を強いるだけでなく、応募意欲を削いでいます。同時に、海外諸国の大学・研究機関ではメールに書類添付で応募が一般的な今の時代に、押印した紙文書の郵送を要求していることは、国内応募者にとってだけでなく、広く国際的に応募者を募る機会を阻んでいます。早急に改善すべき事柄と思います。	統一書式により、かつメールでの応募を一般的な応募方法とすることを徹底すれば、上記の通り、国内の応募者がより多くの応募機会を得ることができます。また、外国籍の優秀な研究者に門戸を開くだけでなく、海外に職を求めざるを得なかった在外の優秀な日本人研究者の帰国を促す一助ともなります。	個人	文部科学省	各大学における教員等の人事は、各大学がその責任において適正に行うことが基本ですが、文部科学省では、「研究力向上改革2019」において掲げた「求人公募における海外からの応募に係る負担の軽減」等を踏まえ、各大学等において、特に国外の研究者が応募・面接に当たり不利益の被ることのないよう、求人公募における応募・面接のオンライン化の推進に努めるよう好事例を示しながら依頼(令和元年5月事務連絡)したところです。	なし	対応	令和元年5月事務連絡で示した取組事例を更新するとともに、オンライン化を活用した公募申請手続きを取り入れるなど、教員等の求人公募手続きの不断の検証を求める事務連絡を改めて発出・周知を行ったところです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
480	令和3年1月27日	令和3年2月18日	財務省所管NACCSセンターが保有する現金預金等51億円の活用について	河野大臣が平成14年頃追及されていた財務省所管の輸出入・港湾関連情報処理センター(株)(NACCSセンター)は、税関手続及び関連民間業務を独占して手数料水準を10年以上高く維持している結果、現金預金31億円・投資有価証券20億円の合計51億円が国庫納付されることなく遊休資産となっている。この現金等は、国民が支払った手数料が原資であるから、高止まりする手数料の引下げ原資とするか、国庫納付してコロナ対策などに有効に使うべきではないか。	NACCSセンターは、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(NACCS法)10条等により、税関手続及び関連民間業務を独占的に実施すること引き換えに全国で公平かつ安定的に、なるべく安い料金で実施しなければならないと規定されている。ところが、10年間以上、料金を維持した結果、R2年度には利益剰余金14.9億円を計上し、平成20年度の独法から株式会社化した際に、システム開発費用に使用すると引き継いだ資産40億円以上(注)は、使われることなく増加し続けている。(注)平成20.4.8(衆)財政金融委員会、松野(頼)委員、遠藤副大臣の質疑を参照 これは、NACCSセンターの費用は、国が利用度合いと無関係に赤字にならないように大半を支弁していることや、配当原資として毎年1億円以上を措置していること、民間が利用度合いに応じて支払う手数料が10年間改定されることなく意図的に放置していることが要因と業界の間で有名な話である。 また、株式会社化された際に、配当金を支払う目的で法律に規定された財務省認可業務(貿易関連書類電子保管業務)が赤字を垂れ流しているため、その穴埋めに手数料が下げずにいるとも聞く。 結果として、令和2年度末の財務諸表によると、現金預金31億円・投資有価証券20億円の合計51億円が有効に使われることなく遊休資産となっている。 これらの資金は、利益剰余金も14.9億円と積み上がっていることを考えれば、NACCSの利用料を引き下げに使うか、法改正して国庫納付を実現しコロナで苦しむ国民のために利用すべきであると考える。	個人	財務省	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(以下「NACCSセンター」といいます。)は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和52年法律第54号)第10条により「常に経営が適正かつ効率的に行われるように配慮」しつつ「全国において、適切、公平かつ安定的に、かつ、なるべく安い料金で行われるように努めなければならない」とされています。	電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和52年法律第54号)第10条	その他	NACCSセンターの株主は、政府保有義務分を除き平成28年に株式売払いが行われており、現在、同社の株主は国(50.01%)だけではなく民間(49.99%)も含まれており、平成29年以降は毎年配当により国及び民間の株主へ株主還元を行っております。また、NACCSセンターの利益剰余金については、国及び民間の利用者からの利用料金によるものであり、これらはNACCSの運営などに活用することにより、利用者全体に還元していくことが適当であります。いずれにせよ、NACCSセンターの利益剰余金の処分については、株式会社として経営が適正かつ効率的に行われるための資産水準を確保しつつ利用者の利便性向上などの利用者還元の方策について、同社において検討されるべきものと考えられます。いただいたご提案についてはNACCSセンターにお伝えさせていただきます。 (参考)NACCSセンターの令和2年3月31日現在の貸借対照表によると、資産の部のうち現金及び預金は31.06億円、投資有価証券は20億円ですが、負債の部のうち流動負債は43.37億円となっております。		
481	令和3年1月27日	令和3年3月9日	国立大学における入札制度の見直しについて	国立大学において、事業者に対して〇〇〇万円以上の案件は入札とするという制度を撤廃していただきたい。入札ではなくコンペでもいけるようにしてほしい。	コロナ禍におけるオンライン化により、国立大学の学内合説オンライン化について、競争見積もりでの入札案件となっている大学が多数あります。その場合、キャリア支援に今まで関わりのなかったIT企業などが、オンラインイベントの運営ができるということだけで入札に参加できる状況です。オンラインサービスは業界問わず手が出しやすい領域です。大学としては、就職支援キャリア支援に精通している業者にお願いしたい思いがあると思いますが、いくら仕様書を作り込むとはいえず、就職支援についてよくわからないIT企業でもとにかく安く入札すれば落札できるような現状です。 業者側の立場からすると、ある一定以上の案件になると、なぜコンペではなく入札しなければならない制度になっているか理解できません。ある一定以上の金額が必要な大規模プロジェクトだからこそ、入札は避けた方が、組織や学生のためになるとしか思えません。ご検討のほどよろしく申し上げます。	個人	文部科学省	国立大学法人の調達については、法人化以降、国として統一的な基準は示しておらず、各法人の判断によって調達の方法等を定めております。については、現行制度下においても、各法人の規則等に基づき、コンプライアンスの遵守に十分留意した上で、一般競争入札ではなく企画競争によって契約を行うことが可能です。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
482	令和3年1月27日	令和3年3月9日	公募書類を郵送からメールへ	現在、日本国内の大学での教員公募はほぼすべてが紙に印刷したものを郵送という形式をとっている。これをPDFファイルをメール送信する形式へと転換してほしい。	現在、日本国内の大学での教員公募はほぼすべてが紙に印刷したものを郵送という形式をとっている。これは欧米などの海外で活躍している一線級の研究者が国内へかえってくることを阻害している事実上の鎖国政策である。日本へ優秀な科学者を招致するためにもメールによる公募形式にしていただきたい。	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。					
483	令和3年1月27日	令和3年2月18日	「one in two out制度」の創設	新たに1つの規制を導入する場合に、少なくとも2つの既存の規制等を廃止する「one in two out制度」の創設	政府は、「世界で一番企業が活動しやすい国」の実現を目指しており、成長戦略のKPIとして「2020年までに世界銀行事業環境ランキングにおいて、先進国(OECD)3位以内を目指す」としてきたが、現在、わが国のビジネス環境世界ランキングは、OECD35カ国の中で29位(世界銀行・ビジネス環境ランキング2020年)まで下降している。上記目標を達成するためには、規制緩和や行政手続コストの削減について抜本的に見直しを行うことが不可欠である。また、一旦緩和された規制や、削減された行政手続コストをこれ以上増やさないようにすることも重要である。諸外国では、行政手続コスト等を増やさせないために、以下(注)の制度を導入しており、これに倣ってわが国にも新たな制度を創設すべきである。例えば、新たに1つの規制を導入する場合に、2つ以上の既存の規制等を廃止する制度として「One-in/Two-out」を導入し、規制緩和を押し進めることが重要である。また、「One-in/One-out」をまず導入し、段階的に廃止する制度の数を引き上げる方法も考えられる。規制遵守費用を算出して数値目標を設定し、取り組みの見える化を行うことや、第三者委員会を設置し、その取り組みを評価・分析することも必要である。 (注) アメリカ One-in/Two-out(2017年～) ・3件の規制導入に対し、67件撤廃(81億ドル削減)(2017年度) ・14件の規制導入に対し、176件撤廃(230億ドル削減)(2018年度) イギリス One-in/Three-out(2015年～) One-in/One-out(2010年～) One-in/Two-out(2013年～) ・毎年約22億ポンド削減(5年間で100億ポンド超)(2015～2016年)	日本商工会議所	内閣府総務省	番号139の回答を参照してください。					

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
484	令和3年2月1日	令和5年6月15日	役所をオンライン化し、住民票などの書類取得や各種申請が24時間365日行えるようにしてください。	<p>住民票、印鑑証明を役所でとるのに30分も40分も待たなければならない。</p> <p>オンラインのPDFをダウンロードができるようになれば、役所に使う無駄な時間を削減できます。</p> <p>保育や納税関連の申込はペーパー記入が主体なのでPDFやフォームなどでできるようにすれば、役所に行く手間や郵送の手間を削減できます。簡単なものは、支払いなどもクレジットやペーパードレスに対応しオンラインで簡潔化)</p> <p>入札関連も、CDデータを役所に取りに来て確認印を押ししてくださいというメールを送ってくるという矛盾があります。メールで資料を配布し、オンラインで入札することで市民の時間を縛らずに済みます。</p>	<p>オンラインのやりとりで瞬時に済むものがたくさんあります。役所に行き、待ち時間を経ないといけないことを削減するべきです。</p> <p>今はマイナンバーがあればコンビニの一般的なレーザープリンターで住民票が取れるので、行政のページにログインして個人個人の住民票や印鑑証明などをPDFで取れるようにすることもできるはずですが。韓国では自宅プリンターで住民票が印刷できるようになっています。</p> <p>スマホで24時間365日、住民票などの書類が取れるようになれば、役所の混雑解消やスマート化にも必ず繋がります。印鑑もそうですが、役所はこれ以上、市民の大切な時間を奪わないでください。</p> <p>役所をオンライン化し、必要書類や申請が行えるようにしてください。今の時代に月～金の9:00～17:00までしか必要書類を取れないなんてナンセンスです。</p> <p>河野大臣頑張ってください。</p>	個人	総務省 財務省 こども家庭庁	<p>【住民票の写しや印鑑登録証明書の交付について】 住民票の写しや印鑑登録証明書の交付については、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスを利用できる自治体もあります。</p> <p>【保育関連の手続きについて】 保育の必要性認定や入所に関する手続き、現況届等、保育に関する手続きのオンライン申請は、「びったりサービス」において行うことが可能です。</p> <p>【地方税の手続きについて】 地方税の電子納付については、従来からeLTAXを通じた電子納付の対象税目を、順次、拡大してきました。特に、個人の納税者に納付機会が多い、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割については、令和5年度課税分から地方税統一QRコードを納付書に付すことで電子納付が可能となるように対応しており、当該4税目以外についても、地方団体が希望すれば当該QRコードを活用した電子納付が可能となるように併せて対応しています。</p> <p>さらに、令和4年度税制改正においては、納税者が、地方税共同機構が指定する者（機構指定納付受託者）に納付の委託を行うことができるように法改正を行っており、これにより、令和5年4月以降、eLTAXを通じた電子納付について、クレジットカードやスマートフォン決済アプリ等による納付が可能となります。</p> <p>【国税の手続きについて】 所得税、消費税をはじめ、国税に関する申告手続、申請・届出、納税手続など各種手続は、税務署に行かずに、自宅やオフィス等からe-Taxによりオンラインで利用が可能となっております。</p> <p>国税の納付についてはキャッシュレス納付を推進しており、ダイレクト納付やインターネットバンキングのほか、クレジットカード納付、振替納税といった納付手段を提供しています。</p> <p>なお、クレジットカード納付や令和4年12月より、新たに導入したPay払いを利用した決済手段であるスマホアプリ納付では、夜間休日を問わず、24時間いつでもご利用可能です。</p> <p>【入札関連の手続きについて】 地方公共団体における入札・契約に関する具体の事務の実施方法については、国の法令で定められているものではなく、各地方公共団体において当該地方公共団体の実情を踏まえ、当該地方公共団体の長が財務規則等で定めて運用しているものです。</p>	<p>【保育関連の手続きについて】 子ども・子育て支援法第20条第1項対応</p> <p>【地方税の手続きについて】 地方税法747条の5の2(改正後:同747条の6)改正後の地方税法747条の8</p> <p>【国税の手続きについて】 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条</p> <p>【入札関連の手続きについて】 地方公共団体の規則等</p>	<p>【住民票の写しや印鑑登録証明書の交付について】 ご提案の住民票の写し、印鑑登録証明書のオンライン交付は、改ざん防止の観点や情報漏洩の防止等の課題があると認識しており、引き続き検討してまいります。</p> <p>【保育関連の手続きについて】 オンライン申請のできる環境の整備を促すとともに、引き続き「びったりサービス」を活用したオンライン申請が可能であることの周知を行ってまいります。</p> <p>【地方税の手続きについて】 また、子どものための教育・保育給付認定を申請する保護者及び雇用主の利便性を向上させるため、雇用主が就労証明書を地方公共団体にオンラインで提出することも可能になるよう、令和6年度保育所入所申請に間に合うように体制を整えてまいります。</p> <p>【地方税の手続きについて】 地方税の納税関連については、制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>【国税の手続きについて】 国税の納税関連については、制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>【入札関連の手続きについて】 総務省においては、規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、令和4年6月に実施した「競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査」において、調達関連手続の電子化・オンライン化に係る地方公共団体の意見や実態を把握するとともに、令和4年11月からは、総務省において開催している「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」において、この調査の結果も踏まえながら、調達関連手続の標準化や電子化・オンライン化等について議論を行っているところです。引き続き、規制改革実施計画等に基づき必要な取組を行ってまいります。</p>		
485	令和3年2月15日	令和3年3月26日	不動産に関する役所の縦割りを解消して頂きたい。	<p>(1)不動産登記簿や公図に、不動産の利用に関する規制情報を集約し、不動産に関する情報の一元化をする。</p> <p>(2)「土地利用計画届」などの提出が求められるケースもあるが、窓口や申請書の様式がそれぞれ異なり、添付する図面の縮尺が異なることもあるため、窓口と申請書の様式、地図の縮尺や用紙サイズについても、統一化をする。</p> <p>(3)土地利用に関する申請書に添付する写しは、特にカラーや大判の図面などについては、原則としてPDFなどのデータとして提出すれば良いこととする。</p> <p>(4)著作権を理由として規制区域図の写しを交付しない役所もあるが、著作権料をその場やネット上で収めれば、複写が出来る取り扱いとする。</p>	<p>不動産登記簿を確認しても、土地の利用に関する規制区域(公有地の拡大の推進に関する法律、国土利用計画法、宅地造成等規制法、森林法、景観法、都市計画法、砂防法、農地法、土壌汚染対策法、水道水源保護条例などにより指定された区域)については、各法律を所管する官庁に出向き、閲覧により確認をしなければならない。</p> <p>しかも、同じ県が所管する場合でも、県土木事務所、県森林事務所、県都市計画課、県環境課などに分かれ、窓口が30キロ以上離れた場所にあるケースもあり、土地利用者は不便を強いられている。</p> <p>さらに、市販されている地図に、役所が指定区域を着色して記入している場合、指定区域の閲覧は認められるが、地図の著作権侵害を理由として、撮影や複写は拒絶されるケースもある。</p> <p>もちろん、担当窓口によっては、規制内容を役所のホームページに地図で示しているケースもあるが、所管する法律に関する規制しか記載されておらず、必ずしも便利とは言えない。</p> <p>また、古民家のリフォームなどによる活用が期待されている不動産特定共同事業にあっては、省令により申請書の正本1部に写し4部の添付が義務付けられており、レターパックに入らないボリュームとなっている。森林法などにおいても、同様に多くの部数の写しの提出が求められており、場合によってはA1サイズの図面などをカラーでコピーするため、コピー料金だけでも1万円を超えることもある。</p> <p>そこで、縦割り行政の弊害を解消して、不動産の利用を促進する目的で、次の4点を提案する。</p> <p>なお、国土利用の観点から、不動産登記などはすべて国土交通省を中心にして、制度設計からやり直すべきと考える。</p>	個人	法務省 農林水産省 国土交通省 環境省 総務省 内閣官房 文部科学省	<p>(1) 不動産の登記事項証明書等には、登記記録に登録された内容が記載されるところ、当該内容は、登記所にて収集・管理している情報に限られ、土地の利用に関する規制区域(公有地の拡大の推進に関する法律、国土利用計画法、宅地造成等規制法、森林法、景観法、都市計画法、砂防法、農地法、土壌汚染対策法、水道水源保護条例などにより指定された区域)に関する情報は記載されません。</p> <p>(2) 各法律の申請書や添付書類等につきましては、それぞれの立法目的や規制趣旨に照らして、必要最小限の情報をご提出いただくよう定められているものです。</p> <p>(3) 令和元年12月に施行された「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下、デジタル手続法という。)」第6条第1項により、添付書類も含めて、申請等のオンラインによる提出が制度的に可能とされているところです。</p> <p>(4) 「著作物」は、著作権法(以下「法」という。)第2条第1項第1号で「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」とされており、また、著作権法上、著作物の例示(法第10条第1項)があり、設計図のような「図面」、ソフトウェアやデータベースのような技術的・実用的要素の強いものとして「プログラム」も含まれるところ、「地図」も、「図面の著作物」の一種として同条同項第6号に例示されています。そして、著作物の複製その他の法定利用行為を行う場合、著作物の自由な利用を認める権利制限規定に該当する場合を除き、基本的には権利者の許諾を得ることが必要となります。(法第63条第1項)。</p>	<p>(1) 不動産登記法第119条及び第120条</p> <p>(2)(3)(4) 公有地の拡大の推進に関する法律 国土利用計画法 森林法 農地法 デジタル手続法 著作権法 等</p>	<p>(1) 対応不可</p> <p>(2)(3)(4) その他</p>	<p>(1) 不動産登記制度は、登記記録に登録された内容を公示することにより、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的としているところ、各府省等が保有する土地情報については、各府省等が個々の業務に応じて収集・管理・提供しており、個人情報の保護の観点等から、その利用目的以外の目的のために情報を利用又は提供してはならないこととされていることから、登記記録に各府省等が個々の業務に応じて収集・管理・提供している情報を記録することは困難です。</p> <p>なお、御指摘の各窓口への来庁することの御負担については、不動産登記制度においては登記事項証明書をオンラインで請求することが可能とされており、引き続き、オンライン化の推進に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>(2) ご提案の趣旨を踏まえ、申請時の負担軽減を図る観点から、公法及及び国土利用計画法の規定に基づく申請書及び添付書類について、デジタル手続法(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律。令和元年12月施行)に基づく電子的方法による申請を積極的に推進するよう、今年度中に事務を担っている地方公共団体に周知を図ってまいります。</p> <p>また、農林水産省では農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画(令和2年3月27日農林水産省行政情報化推進委員会決定)において、令和4年度中に全ての手続をオンラインで受け付けられるようにすることを目標としており、農地法・森林法における手続についてもオンライン化に向けて、システムを構築し対応していきたいと考えております。</p> <p>なお、制度の現状欄に記載のとおり、ご提案にある各法律の申請書等は、それぞれの立法目的や規制趣旨に照らして必要最小限の情報をご提出いただくよう定められているものであり、立法目的や規制趣旨が異なる申請書の様式等をすべて統一することは困難であると考えられるという点については、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>(3) 制度の現状欄に記載の通りです。</p> <p>(4) 著作物の複製の許諾や著作権料の納付方法は個々の著作権者の意思に委ねられるものであるところ、地図の著作物の著作権者の意思に基づいて利用することなどをご理解のほどよろしくお願いいたします。 https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/riyohoho.html</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
486	令和3年2月15日	令和3年3月9日	種苗法違反の捜査権限を林野庁に付与することについて	現在、種苗法違反事件は、都道府県警察があついている。しかし、種苗法違反事件は、一都道府県で発生、終了する事案はほとんどない。都道府県警察は、本来各都道府県の治安維持が目的であり組織が独立している連携に無駄が生ずる。その点、林野庁は林野庁長官を頂点とする国家公務員で国家組織である。職員の中には、刑事訴訟法上の司法警察員の捜査権限を付与されている。さらに農林水産省の外郭に種苗の専門研究機関も存在する。警察も種苗法違反事件の鑑定・保管等を依頼している。農林水産省に、種苗法違反事件の捜査権限を与えるべきである。麻取・国税取締官・海保官等があるように。	知的財産権を保護するという、国家目的に照らし、さらに捜査経済の節約・効率的捜査の観点から農林水産省の外局である林野庁に、種苗法違反事件の捜査権限を付与することにより、違反事件の摘発の増加が期待できる。現行法は、各都道府県警察が捜査権限を持っている、各都道府県警察しか捜査権限を持っていないのである。種苗法のような特別法の捜査は各都道府県の治安情勢に左右され、人員の確保が厳しい、さらに種苗法の知識がある捜査官がほとんどいない。専門分野官庁である農林水産省が、種苗法違反事件の捜査権限を付与すべきである。捜査経済の観点からも軽減になっても増加はない。	個人	農林水産省警察庁	種苗法に基づく育成者権の侵害事案については、刑事訴訟法に基づき、警察官又は検察官が捜査を行っております。また、刑事訴訟法では、警察官等は、公務所又は公私の団体に対し、捜査に必要な事項の報告を求めることができるとしており、育成者権侵害の捜査に当たって必要があるときは、農林水産省においても各都道府県警察と連携し、育成者権侵害事案の対応を行っているところです。	種苗法刑事訴訟法	対応不可	種苗法に基づく育成者権の侵害事案については現行各都道府県警察において取扱いをしていますが、制度の現状に記載のとおり、必要に応じて農林水産省においても警察等と連携を図っているところです。また、林野庁において森林管理局の一部職員に司法警察権が付与されているのは、森林管理局職員は日常の業務において国有林野に立ち入る機会が多く、このことが国有林野(特に市街地から離れた山間地等)における防犯及び犯罪の早期発見に重要な役割を有していること等の理由によるものと承知しています。以上のことから、御提案いただいた「農林水産省に、種苗法違反事件の捜査権限を与える」とは考えていません。	
487	令和3年2月15日	令和3年3月26日	行政文書の適正な管理を人事評価に反映することの横展開	国においては行政文書の適正な管理について人事評価に反映させることとなっているが、それを公文書管理法が適用される他の法人にも横展開する。	文書の適正な管理 国民への説明責任の全う	個人	内閣府内閣官房	公文書管理法第11条においては、独立行政法人等は行政文書の管理に準じて、法人文書を適正に管理しなければならない旨が規定されています。	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)	その他	公文書管理法第11条においては、独立行政法人等は行政文書の管理に準じて、法人文書を適正に管理しなければならない旨が規定されています。ご提案を踏まえ、独立行政法人等に対し、法人文書の適切な管理の参考となるよう、人事評価を含め、国の行政機関における公文書の適切な管理のための取組について、所管省庁を通じて情報提供をいたします。	
488	令和3年2月15日	令和3年3月26日	紙媒体ファイルの決裁保存廃止	WordやExcelといった電子媒体で作った文書を印刷し、押印による決裁を回したあと、ファイルに綴るといった作業があります。決裁は場合によっては1週間かからないと戻ってこないこともあります。これは業務速度を落とす要因であり、電子媒体で作ったものを紙媒体に落とすことは資源問題にもなります。	提案は、紙媒体による文書処理は廃止とし、電子媒体で作成したものを電子決裁により早急に決裁を終わらせることです。これにより遠隔(在宅)でも決裁することができ、決裁中に指摘のあった文書の修正も容易に行えます。また、決裁後の文書を電子的に保存することで、過去の文書から検索を行い、必要な情報を即座に得ることも容易になります。紙媒体をやめることで物理的なファイルを保存する場所(部屋)を確保する必要がなくなります。以上により、結果的に業務効率が上がり人件費の削減につながります。電子決裁についてはシステム構築の初期投資が必要になりますが、効率化効果の方が絶対的に大きいと感じます。	個人	総務省内閣府	政府においては、これまで「電子決裁推進のためのアクションプラン」(2014年(平成26年)4月25日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)等に基づき、電子決裁の推進に取り組んできたところであり、既にほとんどの決裁が電子で行われているものと考えています。電子決裁が行われていないものについては、何らかの業務上の困難が存在していることから、現在、「電子決裁移行加速化方針」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)に基づき、業務プロセス全体の見直しを行う中で電子決裁への移行に取り組んでいるところであり、引き続き業務の効率化等に努めてまいります。また、平成31年3月に策定した「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(内閣総理大臣決定)により、行政文書については、電子媒体を正本・原本として体系的に管理することを基本とすることとし、取組を進めています。	「電子決裁移行加速化方針」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定) 「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(平成31年3月25日内閣総理大臣決定)	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
489	令和3年2月15日	令和3年3月26日	クラウド上における電子署名とデジタルタイムスタンプによる文書管理	文書管理において重要なことは、承認と閲覧と改竄の阻止(または修正の履歴)とセキュリティだと思えます。承認の仕組みは電子署名で行い、改竄の阻止はデジタルタイムスタンプで可能です。その文書を政府が管理するクラウド上に保存し、誰でも閲覧、修正、承認できる仕組みをつくるとわざわざ事務所に行き印刷する必要もないし、上長、監督する省庁のハンコもいらなくなります。クラウドには管理元(フォルダ毎)別に段階的に強固になるようにセキュリティをかけて、簡単に文書が不正取得されないようにする必要もあると思えます。	この提案のポイントはデジタルタイムスタンプです。具体的には改竄がもたせても必ず履歴が残る点にメリットがあります。履歴を残さず改竄を、することは不可能です。よって文書の修正も誰がしたかわかるようになります。また閲覧履歴もタイムスタンプ管理し、誰が見たか履歴が必ず残る仕組みにすれば不正取得の履歴も追えます。文書が残ってないと国会の答弁でよく言われますが、消去した履歴も同様の仕組みで管理することができると思えます。マイナンバー制度があり、国民一人一人にナンバーがあるので、国民一人一人がタイムスタンプを持っていれば全てが管理できます。電子署名で承認をした時もタイムスタンプで管理することで誰がいつ承認したかわかります。問題点はデータの容量です。その為には全国にサーバを数カ所設置してどこか一か所が潰れても大丈夫なようにリスク管理しながら運営する必要があります。これはかなり予算がかかるので国を挙げてでないと行えない事業だと思います。誰でも、いつでも、どこでも、をテーマに以上の管理を行えば人件費の削減ができ他の事により予算を割くことができると思えます。また、人の労力を他の事に費やせると思えます。NTTデータなどが特に力を入れているので確認されると良いと思います。	個人	内閣府内閣官房	政府では、平成31年3月に策定した「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(内閣総理大臣決定)により、行政文書については、電子媒体を正本・原本として体系的に管理すること、利便性・効率性と機密保持・改ざん防止のバランス確保及びプロセス全体を電子化すること等の取組を進めています。	「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(平成31年3月25日内閣総理大臣決定)	現行制度下で対応可能	行政文書のデジタル化は、文書管理を確実かつ効率的に行う上でも、また、政府全体のデジタル化を進める上でも重要です。国の行政文書について、政府では、平成31年3月の「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(総理決定)などに基づき、取組や検討を進めています。具体的には、今後作成する行政文書は、紙媒体ではなく、電子媒体を正本・原本とすることを原則とし、将来的には、行政文書の作成から移管・廃棄までを一貫してシステム上で処理することを可能とする「本格的な電子的管理」の実現を目指すこととされています。今後、公文書管理のデジタル化を更に進めていきますが、その際には、ご提案いただいた内容も含め、関係府省庁において検討を行っていきたくと考えています。	
490	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国立大学の授業料免除制度について	国立大学での授業料免除制度及びそれに準ずる制度利用希望時の必要書類等提出物の削減	※国立大学に関することなので提案致しました。意見する場が違っていただけです。私は現在、ある国立大学に通っています。JASSOの給付型奨学金制度が始まるのをきっかけに授業料免除制度を利用しようとしたのですが、必要な提出書類が多くて苦労しました。必要な書類を収集するのに、また特に現在は書類を郵送するなどの手間もかかるため手続きするだけでもかなりの出費になります。この制度を利用する学生の多くは金銭的に苦しいため、書類等を削減し電子上でやり取りでどうにかできないかと思うのです。大学授業料という多量の額が免除されるため、厳しい(ややこしい)審査が必要なのはわかりませんが、マイナンバーを上手く活用するなど改善の余地はあるように考えます。	個人	文部科学省	高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金と授業料減免の支援対象者の要件は同一のため、大学における授業料減免の事務においては、日本学生支援機構でマイナンバーを活用し、判定した支援区分の情報を活用できるようにしております。そのため授業料等減免の支援を受けるために、大学等に提出する資料について、文部科学省が定めているのは、原則として授業料減免申請書のみとなります。また、大学によって異なりますが、文部科学省としては、減免申請書の提出について電子メール等での対応も認めております。	なし	現行制度下で対応可能	引き続き申請者の負担が軽減されるように努めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
491	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国の奨学金継続願の提出方法の改善	学びを継続するための奨学金の審査に合格し、授業料を免除していただくだけでなく、日本学生支援機構から奨学金を頂いています。その継続願を、大学の学務へ先日提出しなければならなかったのですが、署名のためにわざわざ用紙をダウンロードかつ印刷し、簡易書留で郵送しなければなりませんでした。コンビニや郵便局にわざわざ向かうのは大変手間がかかりました。	継続願の提出方法を電子化してほしいです。具体的には、署名がパソコン上でも出来るようになれば、用紙を郵送する必要はなくなると思います。これが成されることで、紙や郵送のコスト削減、学生の提出から学務に届くまでの時間短縮、電子媒体のデータの集約が可能になり業務効率が良くなる、などのメリットが挙げられます。ただでさえ、奨学金の手続きは複雑なものが多いので、簡素化されることにより、学生もより気軽に応募できるのではと考えます。	個人	文部科学省	日本学生支援機構の奨学金制度では、継続願の提出はスカラネットパーソナル(インターネット上で各個人が奨学金情報の確認や各種手続きを実施できるシステム)より行っていたようになっており、既に電子化しています。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
492	令和3年2月15日	令和3年3月9日	大学教員公募における書類提出および面接の電子化	大学教員公募に対して応募者が用意する書類の提出方法を、従来の郵送に限定したものから電子メールなどを用いた電子的な提出手法に統一する。また面接に関しても、従来の面接会場に直接赴く形式以外にも、オンライン形式による遠隔面接も選択肢に必ず加えるよう統一する。	重要書類のやり取りの電子化が進む昨今に至っても、日本国における大学教員・研究者の公募は、依然として応募書類が紙媒体であることを前提したものがほとんどである。応募者は自身が書き上げた書類を複数部印刷し、それを書留郵便と朱書きして郵便窓口へ赴き、送付する形式が書類提出方法の大多数を占めている。また面接に関しても、応募者が直接大学に赴く形式が殆どで、電子メールによる書類提出およびオンライン面接が中心となっている他国(特に欧米中の大学)と比較して非常に異質である。これは昨今の新型コロナウイルスの世界的流行によって確立しつつある、「3密」を極力避ける新しい生活指針とも矛盾し、また国外在住の研究者(日本人・外国人問わず)にとって応募時の大きな障壁となるため、国際化が進む世界の大学の主流とも逆行するものである。提案者自身も、新型コロナウイルスに感染防止のために外出の自粛が推奨されていた時期にも拘らず、大学からの「窓口に期日までに郵送すべし」という非合理的な指示により、泣く泣く感染リスクを負って書類を郵送した経験もある。また、この旧時代的な公募方法は、海外の優秀な研究者が、日本の大学をキャリア選択肢から外す理由になりうる。これを放置してしまうと、日本の研究業界に不利益を及ぼすことは間違いない。上記の理由から早急に提案内容をトップダウン形式で推進していただきたい。	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。					
493	令和3年2月15日	令和3年9月10日	謝金の書類	学生などにデータ整理の仕事を頼んだ時のアルバイト代(謝金)支払いに、銀行口座登録はともかく、毎月3種類の紙を出す必要がある。計画書、勤務実績、出勤簿。手書きで書かなければいけない書類、ハンコが必要。	当大学だけの問題かもしれないが、計画書は不要とし、実績も手書きである必要なしとし、最終的には毎月本人と管理者がチェックすれば良い話	個人	文部科学省	規制改革の番号518(文部科学省)の回答を参照してください。					
494	令和3年2月15日	令和3年3月9日	jspsのアカウント	科研費と国際交流関係の窓口、アカウントが異なる	JSPSが行う事業なのに別のアカウントが必要なのは非効率。idは一つになれば効率的になる	個人	文部科学省	独立行政法人日本学術振興会(JSPS)が実施する科学研究費助成事業や学術国際交流事業等の公募受付、審査、交付、報告書提出等の各種手続については、インターネットを利用した日本学術振興会(JSPS)電子申請システムにより運用しています。御指摘の点については、事業毎にシステムが構築されていることから、それぞれ異なるアカウント(ID及びパスワード)が設定されます。	なし	検討を予定	現在、政府全体として、競争的研究費の各種事務手続きに係るルールの一斉化、手続きの簡素化、デジタル化などの取組を推進しているところです。それらの方針も踏まえ、日本学術振興会(JSPS)電子申請システムのアカウントの統一に向けて検討を行ってまいります。		
495	令和3年2月15日	令和3年3月26日	気象庁の書類	インターネットでデータダウンロードする時代になって久しいが、気象庁は、データ利用許可にハンコが必要で、そのために数日待たされる	海外からの利用希望もあり、ハンコのための時間の無駄を無くせば、日本の優れたデータの利用者や信頼性が増す	個人	国土交通省	気象庁においては、研究機関等に気象庁のデータを提供する際には、提供を受けたいデータの種類や利用目的を記載した申請書の提出をお願いする場合がある旨を定めた内規があります。ただし、本申請書の様式では、押印は求めています。また、地上の気象観測データ等の一部のデータについては、気象庁ホームページを通じて、インターネットでダウンロードすることができ、利用にあたって申請は不要です。	なし	現行制度下で対応可能	「制度の現状」に記載したとおり、押印を求めています。念のため、押印を求めないことを徹底するよう、組織内に改めて周知しました。		
496	令和3年2月15日	令和3年3月9日	公立学校教職員の働き方改革	公立学校では、仕事ができると思われている教員に業務が集中し、定時を大幅に過ぎた20時や22時に帰る教員がいる。一方で、家庭のある教員や、仕事ができないと思われている教員は業務の負担が軽く、定時で帰ることが出来ている。業務内容、学校行事などを再考し、業務のスリム化を図り、教員の働き方改革を進めていって欲しい。また、時間外勤務をした教員にはみなし残業代ではなく、残業時間に応じた時間外勤務手当を出して欲しい。	コロナ禍で、今まで教員の業務を圧迫していた業務が大幅に削減され、教員の退勤時間が早まった学校もある。これを機に不必要な業務や外部委託できそうな業務(消毒作業や部活動、テストの丸つけなど)は積極的に外部委託し、業務をスリム化させることにより教員の働き方改革を推進して欲しい。また、部活動では教員が勤務時間外に生徒を指導し、それに伴い指導の責任が発生するにも関わらずそれに伴った賃金が発生しない現状がある。休日にも生徒を自家用車に乗せて送迎をするよう管理職に命じられる教員もいるが、それに対する賃金は発生しない。指導と責任への対価を払って欲しい。	個人	文部科学省	番号114の回答を参照してください。					

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
497	令和3年2月15日	令和5年7月12日	マイナンバーカードの普及	カードを申請して一ヶ月以上。なんの音沙汰も無し。政府からの普及促進を期待する旨の声は耳にするもの本気度は全く感じられない。無力な庶民は置き去りにされているのかな？	カード作成のメリットを丁寧に説明してください。なぜ申請から一月以上の期間が必要か。理由は？改善の工夫努力は？他諸々。口先以外の促進の意思が感じられない。様々のことを伝わるよう丁寧な説明を求めます。	個人	総務省	マイナンバーカードには、以下のメリットがあります。 1.本人確認書類になる 2.コンビニで各種証明書が取得できる 3.健康保険証としても使える 4.マイナポイントももらえる 5.新型コロナワクチン接種証明書の電子交付にも利用 6.オンラインで行政手続 7.「マイナポータル」で暮らしがもっと便利に 8.民間のサービスでも使える また、マイナンバーカードの発行については、申請をいただいてから、まずJ-LISにおいて、「顔写真の審査」「カードの作成」「電子証明書の発行」などを行い、市区町村に発送いたします。そして、市区町村において、最新の本人確認情報との照合などを行い、交付通知書を送付することとなります。 申請から交付を通知するまでの期間は、市区町村において交付準備を行う期間も合わせて、概ね1か月程度を要しておりますが、これまでに、製造工程の見直しや機器の増強により、カード作成期間の短縮を図ってまいりました。申請が集中するときなどは、通常より交付通知までの期間がかかる場合もありますが、迅速な交付に向けて努めてまいります。	なし	対応	メリットについては、制度の現状欄に記載のとおりです。 また、交付までの期間については、「制度の現状」に記載したとおり、製造工程の見直し等による発行の期間の短縮に取り組んできたところですが、さらに、新生児、紛失等による再交付、海外からの転入者など、特に速やかな交付が必要となる場合を対象に、申請からカードが届くまでの期間を1週間以内とする特急発行・交付の仕組みを創設することを検討しております。	
498	令和3年2月15日	令和3年3月26日	国土交通省航空局に関して	航空局、東京航空局、大阪航空局の試験官や審査官をエアラインでの運航経験を必須としていただきたいと思えます。 その際、審査官等はエアライン機長と同等の給与を支給することで、きちんとした生活補償と責任を付与して、海外に運れを取らない制度化が必要であると思えます。	従来、パイロットの審査、エアラインの監督等を審査官や試験官が行っています。しかしながら、大半の方がエアラインでの機長としての経験がない事で、エアラインのパイロットとして何が必要で、何が不要でないかがずれている場面が多々あると思えます。様々な海外の同様の制度を見ても、日本は様々な点で遅れており、エアラインでは、この程度の知識や技量が必要とされていても、非常にマニアックな質問をされたり、いらぬ学習をしなければならぬケースが多々あります。パイロットの養成でもかなり無駄が生じている事、エアラインを作る際でも、どこに問題があつてというのが、エアラインでの対応の経験があつて、管理監督や審査等が行えらると思えます。航空機の運航は安全を第一と考えますが、エアラインはその安全を踏まえた上でビジネスですので、安定と経済を両立しなければなりません。エアラインに関する様々な規制を含めて総合的に改革する事が必要であると思えます。ただ、私のようにあるエアラインの機長が提言した場合、現状の制度では、試験等で不合格にされるリスクを伴います。 もし現状の給与等が補償されるので有れば、私自身が審査官等を行なって改革を行いたいところではありますが、なかなか困難を伴うものではないかと考えます。	個人	国土交通省 人事院 内閣官房	運航審査官及び航空従事者試験官の採用にあたっては、『国家公務員法』及び『人事院規則』に基づき採用しています。 採用後、運航審査官への任用にあたっては、航空運送事業に係る専門的知識並びに機長及び査察操縦士に対する審査の知識を有するとともに、当該審査に必要な能力を有することを要件としております。また、上記要件と同等である航空運送事業における機長経験を要件として中途採用を行っておりますが、ほとんど採用には至っておりません。 一方、航空従事者試験官のエアライン機の試験を担当する者は、試験官任用後に小型機での試験経験を積んだ上で型式限定取得し、さらに定期運送用操縦士資格取得をエアラインのコース訓練に投入されて育成されます。したがって、中途採用者も含めて航空運送事業における機長経験を特段の要件とはしていません(運航審査官と同様、機長経験者の応募はほとんどありません。) また、運航審査官及び航空従事者試験官を含め、国家公務員については、採用時の給与決定において、前職の給与額を基礎として決定するものではありませんが、採用後の職務内容に応じ、運航審査官及び航空従事者試験官として採用される者の知識・経験、能力、採用前の経歴等も考慮して決定することが可能な仕組みとなっております。この他、一定の要件を充たす業務に従事した場合には、俸給の調整額や特殊勤務手当を支給することとなっております。	国家公務員法 一般職の職員の給与に関する法律	検討を予定	いただいたご意見を踏まえ、現行の航空運送事業者への安全規制に関する課題については航空運送事業者やエアラインに所属する操縦士からもヒアリングを実施し、実態把握と今後のあり方について検討していきます。 また、運航審査官及び航空従事者試験官(エアラインを担当する者)への任用にあつては、上述の実態把握を踏まえつつ、運航審査官及び航空従事者試験官(エアラインを担当する者)の任用研修及び各種訓練の内容について不断の見直しを図ることにより、より充実した審査及び試験が実施できるように努めてまいります。 運航審査官及び航空従事者試験官の給与については、関係法令に基づき、引き続き適切に運用してまいります。	
499	令和3年2月15日	令和3年3月9日	縦割り行政、特に自治体間の連携がないうえに無用な手書きの医療関係書類が増えている	全国の国家/地方行政機関に以下の号令をかけたいたでなければいけません。 1. 全ての役所宛提出書類の書式は、それを作成したWord形式などの元のファイルをホームページなどで公開すること。 2. 全ての役所宛提出書類の書式は、特別の事情がない限り「A4縦、横書き、片面印刷、白黒」に統一し、特別の事情がある場合はその事情を公開すること。 3. 全ての役所宛提出書式は、他自治体や関連省庁と協力し、全国統一書式として(再)作成すること。 4. 特別の事情により自治体の独自書式の役所宛提出書類を作成するときは、Word形式などの元のファイルとともに、その事情をわかりやすく説明した理由書も公開すること。	医療/福祉分野では無数の役所宛提出書類があり、その多くを医師が書きます。新しい制度ができる度に書類が増えますが、減ることはありません。増える一方の書類を書く際に助けになるのが電子カルテです。電子カルテで患者氏名、生年月日などは自動入力して誤記載を防ぎ、医師は意見書本文の記載に集中し書類業務の増加に対応しています。しかし、現在大半の書類は以下の2つの問題のため電子カルテで記載できません。 1. 同内容の書式が自治体ごとに異なります。福岡県では政令指定都市である福岡市、北九州市、そして残りの福岡県内の自治体で書式がばらばらで、近隣県からも患者が来ますから書式が何通りあるかも分かりません。患者は役所で書式の紙をもらい、病院に提出し、医師はその紙に手書きで記載し、後日患者がその書類を受け取り、役所に提出するという無駄が生じています。 2. 通常のプリンターから出せないようにしてある書類が多いです。A3用紙より大きな用紙の両面記載や(障害年金診断書)、色紙に印刷してある用紙(複数の自治体の身体障害者意見書)カーボン紙複写の書式(福岡市の新生児聴覚スクリーニングの補助事業)は、電子カルテを用いた記載は不可能です。 これらの問題は、行政担当者が、わが国の医療現場が既に電子カルテへの移行をほぼ完了しており、書類業務を電子カルテ上に移行した方が現場が助かるのだという事実を知らないだけなのだろうと推察します。A4用紙で印刷できるWord形式の書式が提供されれば、電子カルテに組み込むことは容易です。すなわち、トップダウンで上記号令をかけるだけで新規予算も新制度も不要で速やかな改善が期待できます。	個人	厚生労働省	【障害年金診断書について】 障害年金診断書は、障害年金の認定基準に該当しているかどうかを適正に判断できるよう、厚生労働省において全国一律の様式を定めています。 障害年金診断書は、日本年金機構ホームページにおいてエクセル形式及びPDF形式で掲載しており、ダウンロードしてパソコン等で入力することもできます。 実際には、医師が障害年金診断書を手書きで記載されるケースが多いこと、また、審査のために必要な情報を記載したくとも、医師の負担をなるべく減らす観点から、原則としてA3両面で印刷したものを提出いただくこととしていますが、印刷の都合等によりA4片面で作成された診断書の提出も可能としています。 【身体障害者意見書について】 身体障害者診断書・意見書については、身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて(平成21年12月24日障発1224第3号)様式1の通りで、色紙の指定等は記載していません。また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言(ガイドライン)として位置づけられているもので、本件の事務は自治事務であり、用紙の種類については自治体の裁量で決めているため、その担当の自治体にお問い合わせください。	-	【障害年金診断書について】 現行制度 下で対応可能 【身体障害者意見書について】 現行制度 下で対応可能	【障害年金診断書について】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【身体障害者意見書について】 制度の現状欄に記載のとおりです。	
500	令和3年2月15日	令和3年3月9日	商品代金請求は納品と同時に行い、支払いは翌月とする。	国立大学の事務員、教員が購入した物品代金は、その場で見積・納品・請求書を発行し、翌月支払いとする。	国立大学では、科研費、運営費交付金、寄付金など「大学が代金支払いに使う財布」が複数あるため、教員(または教員から依頼された事務員)が、教員一人ひとりに割り当てられた「各財布」の残金を確認して、支払い代金を振り分ける必要がある。 (どの財布から支払うかは、教員の指示がないと決められないルールになっているので、いちいち教員にお伺いを立てなければならぬ。教員は多忙を理由に支払いを後回しにする傾向がある) そのため納入業者と大学事務員にとって、納品からかなりの日数が経過してから支払い手続きとなるので、事務が煩雑である。 ひどい場合は、教員が「すでに支払ったはず」と勘違いして、年度をまたいで支払い手続きを怠る場合がある。 都度決済のみの大学と、年度末にまとめて決済可の大学が混在しているのは不合理。 都度決済に統一してほしい。 (さらに言うなら、予算が年度末までに使い切りのため、年度末に1円、2円の端数を合わせるためのクリップ1個、コピー用紙1枚などの購入があるのも事務を煩雑にする。ある一定金額以下なら、余っても良いようにはできないものか?)	個人	文部科学省	国立大学の物品代金の支払期限については、各法人の学内規則等に沿って、運用されていると認識しております。 また、遅延の要因としてあげられている、支出財源の決定については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」において、発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるように要請しております。 国においては、運営費交付金、寄附金の年度末までの使い切りは求めておりません。	なし	現行制度 下で対応可能	国立大学の物品代金にかかる支払期限については、各法人の学内規則等に沿って運用されていると認識しておりますが、学内規則に沿った支払いが行われるよう、各法人に対しあらためて周知を図るとともに、仮に学内規則等で定めのない法人があった場合は改善を促してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
501	令和3年2月15日	令和3年3月26日	大学公募内定受諾の期間延長	大学公募でオファーをもらってから受諾するか判断するまでの期間が短すぎる(即日あるいはお願しても3日程度)。最低でも1ヶ月は猶予を作ることが義務化してほしい。	複数のオファーが出る可能性があったときに一番良いものを選べない。	個人	文部科学省	各大学における教員の採用の具体的なプロセスについては、各大学の責任において適正に行うこととされています。	なし	対応	大学の教育研究の中心を担う教員に優れた人材を確保し、これらの者がそれぞれの役割に応じて能力を最大限に発揮できるよう、教員等の人事の在り方について不断の検証を図っていくことが求められることから、教員等の求人公募手続きの不断の検証を求める事務連絡を改めて発出・周知を行い積極的な検討・見直しを促しています。		
502	令和3年2月15日	令和3年3月9日	研究者公募書類の全面電子化	研究職(ポスドク、助教、講師、准教授、教授等)の公募における郵送による応募の原則廃止。およびその全面電子化。	多くの大学の研究職公募が、おそらく伝統的慣習だからという理由で、未だに「提出書類を厳封の上、「XX応募書類」と朱書きし、簡易書留でご送付ください。」と注意書きの上、郵送による応募のみを受け入れています。これは、若手研究者にとって「百書あって一利なし」の状態です。 郵送によるデメリット ・大学の国際化の障害、外人の応募や、外国からの日本人の応募を想定していない。現状では、国際郵便を用いて応募することになっているが、その郵送時間や、郵送コスト等から、応募する側が気軽に応募できないため、どうしても国内在住の研究者に有利なシステムになっている。個人的には、日本人研究者の国外への流出の要因の一つであると思っています。 ・資源の無駄。研究職の倍率は、時には100倍になります。面接に進める候補者は数人で、それ以外の応募者の郵送された書類はそのまま破棄されます。応募書類をPDFで閲覧する、ではどうしてダメなのでしょう？ 電子化によるメリット ・世界標準の研究機関と外国人研究者から認識されるようになると思います。外国人若手研究者が、日本で一旗揚げのために応募する、と言うことが増えてくると思います。 ・同様に、外国在住の日本人研究者が、日本に帰るケースが増えると思います。 東京大学・東京工業大学等はすでに全面電子化申請をしている(と聞いております)。 また参考までに、私の研究分野である、理論物理学の素粒子物理の分野では、2017年から今日まで、64件の助教以上の公募の中で(私も含む)、34件の公募で郵送による応募を要求していました。比較的国際化が進んでいるこの分野ですら、この値であります。	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。					
503	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国公立大学教員公募における書類郵送の廃止とフォーマットの統一	国公立大学の教員公募においてその多くは国籍を問わず募集を行っていますが、その多くが公募に必要な書類(履歴書、業績調書等)の郵送を義務付けており、海外からの応募の妨げとなっています。電子メール、あるいは電子フォームでの応募を推奨するよう制度変更を促して頂ければと思います。また、各大学独自に公募フォーマットを厳密に定義し、応募時にそのフォーマットを遵守することを強く求める大学が多数存在します。一般に教員ポストへの公募は何件も応募することが多く、毎回各大学独自のフォーマットに書類を修正するというのは、公募に応募する若手教員にとって大きな負担になっているため是正を求めて頂きたいと思っております。	上記の通り、公募において郵送が必要となるというのは海外からの応募時に多大なコストを必要とし、また国際郵便の郵便事情によっては公募期限より大幅に前に書類を準備して発送しなければならないなど、海外に滞在する研究者に不利益を生じさせています。これを電子化することで、海外からの応募をより公平に扱うことができ、政府が奨励する大学の国際化(海外留学中の日本人研究者の応募、外国人からの応募)にも大きく貢献できると考えます。また、書類の電子化を認めている大学もいくつか存在するものの、その多くは印刷した業績調書や論文別刷等の提出を求めています。上位大学の公募ともなれば業績調書は数十枚に及ぶことも多く、そのような数十枚の紙束が一公募につき何十通も郵送されてくるとするのは非常に無駄が大きいと思います。電子化を認めている大学にあってデータを入れたUSBやCD-R等を郵送で提出を求めることが多いですが、電子データになっている以上電子メール等インターネットを通じた通信手段を用いることが効果的です。また、教員公募は倍率の高さから考えて一人が数回、数十回応募を行うことは普通ですので、書類作成の手間も可能な限り減らすことを推奨する枠組みを作って頂きたいと思っております。上記については、実際に欧州留学中に国立大学教員公募への応募に際し電子申請を受け入れて頂けないか打診したところ、他の応募者への公平性の観点からこれを断られたことがあるということを申し添えます。	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。					
504	令和3年2月15日	令和3年6月16日	労災保険と雇用保険が部署が違う	労災保険と雇用保険が部署が違う、システムが違う(e-govと民間サービスで別々)、電子証明書をいちいち取りに行かないと駄目、エラーが出てもわからないととにかくとんでもなく、ミスしていて手続きが遅れてくると、分厚い資料が送られてきて、結局電話したり労働基準局に向く必要がある。双方において全くの無駄なので、早急にぶった切ってほしい。	職員自体をカットできるし、手続きもスピーディーになる。ワンストップ行政に戻す必要がある。 雇用保険の適用条件なども、アルゴリズムで自動判別させ、各クラウド人事給与システムに組み込ませ、そこから申請をさせるなどが必要。 管理はブロックチェーンを使うことで確実に管理できる。 国で巨大なシステムを作らず、民間のシステムと連携させ、国はDBとAPIだけ用意するようになれば、1年もあれば準備できるだろう。 人件費の抑制とIT投資の抑制、民間への事業描き位の創出と、手続きの迅速かと漏れがなくなるのと、エビデンスが適正になる。 ITが使えない事業者は今後潰れるということも前提とし、意味のない社労士なども統廃合され、社会がスリムになっていく。 無駄無理ムラを無くしましょう。	個人	厚生労働省	労災保険は、業務上の事由、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うものであるのに対し、雇用保険は労働者が失業した場合や、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合などに、生活及び雇用の安定と就職の促進のために必要な保険給付を行うものであり、制度の趣旨が異なります。	労働者災害補償保険法 雇用保険法	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、労災保険と雇用保険については制度の趣旨が異なり、各制度における手続やその給付に係る要件等についても違いがあるため、適切な部署において対応することとしております。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
505	令和3年2月15日	令和3年7月20日	行政手続き時の和暦・西暦の扱いについて	2020年(令和2年)現在、行政手続き等の書類を記入する際、日時の欄を西暦で書いても受け付けてもらえません。特に去年は西暦でいえば2019年としか言いようがありませんが、和暦となると“平成31年”と“令和元年”、この2通りの書き方が出来てしまいます。西暦1989年も同じ現象があったことと思います。 年号が変わるたび、法的根拠が無いにも関わらず上記の通りややこしい和暦のみに表記を絞るのは、理にかなっていないと考えるのが妥当でしょう。 以上を踏まえ日付を記す際は、和暦はもちろん西暦も併記すべきと考えます。和暦であれ西暦であれ、日付を特定することに関しては変わりないのではないのでしょうか。	2019年6月、社会保険から国民保険に切り替える手続きを市役所でいたしました。その際保険証の適用期間の説明を市役所職員の方からいただきました。しかし2019年は年号が変わる節目の年ということもあり、説明されていた職員の方、例外なく私個人も混乱する様子でありました。 もし和暦と西暦が併記されることとなったら、上記のような説明もスムーズにいただくことができたでしょう。それだけでなく、河野行政改革担当大臣が推し進める書類の電子化における効率化にもつながると考えます。	個人	厚生労働省	法令上、届出に関し、年月日の記載方法について規定をしておらず、各市町村の判断で、西暦と和暦の併用をいただくことも可能となっています。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
506	令和3年2月15日	令和3年3月9日	大学教員公募にかかる応募書類の適正化	大学教員を公募する際、応募書類に冗長・非生産的な部分が見られますので、改善を要望します。 1)紙媒体/郵送での応募の廃止(JREC等既存システムの義務化) 2)性別欄、写真欄の廃止(男女の雇用機会均等) 3)履歴書・業績書書式の統一	大学教員を公募する際、応募書類に冗長・非生産的な部分が見られますので、改善を要望します。 1)紙媒体/郵送での応募の廃止(JREC等既存システムの義務化) 2)性別欄、写真欄の廃止(男女の雇用機会均等) 3)履歴書・業績書書式の統一	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。				
507	令和3年2月15日	令和3年3月26日	公務員共済組合の年金記録の完全電子化	共済組合をまたぐ人事異動があった際の年金記録の移管を、紙媒体で行い手作業で打ち込むのではなく「A記録とB記録を結合」といった形で簡便に取り扱えるシステムにする。	公務員共済組合の個人記録は電子化されているデータのほか、「原票」と呼ばれる紙媒体との二重管理になっている。共済組合をまたぐ人事異動の際には、「原票」を異動先の共済組合へ送付し、異動先で記載のとおりに入力される。入力内容は在任期間のみならず、その間の全ての給料・賞与の記録である。特に、毎年4月の人事異動においては大量の「原票」の発送・受け取りがあり、とりわけ市町村職員共済組合(教育委員会管轄)と公立学校共済組合の間でやりとりされる件数が多い。市町村～と公立～間の人事異動は2～3年で繰り返されることが多く、その度に保管庫から対象者の「原票」を取り出し、データと「原票」の内容が一致しているか確認し、箱詰めして互いに発送する作業を反復している。(なお、この異動対象者の通知は、共済組合の「組合印が必須」の書類を郵送で行われている。) この作業が必要となる原因は、「年金記録が共済組合ごとに縦割りになっている」からである。 A共済組合からB共済組合のデータベースへアクセスすることはできず、かつ、データで抜き出し・取り込みを行うシステムが構築されていないため、一旦紙に落とし込んでから郵送するという手順を要している。 異動対象者の通知及び年金個人記録の移管をデータで行うことが実現すれば、生産性の向上(人件費削減、時短、郵送費や紙・印刷代のコストカット)に繋がることは明白である。また、ヒューマンエラーの発生(郵便事故含む)も抑えることができるため、年金記録管理について失われた信頼を取り戻す一助ともなるだろう。	個人	総務省	地共済各組合においては、地方公務員等共済組合法施行規程第90条に基づき、別紙様式第9号による組合員原票を備え、組合員が他の組合の組合員になったときは、その者に係る組合員原票を当該他の組合に送付し、その写しを保管しなければならないとされています。	地方公務員等共済組合法施行規程第90条	検討を予定	組合員原票のデータ化及び地共済組合間の異動に伴う組合員原票移管のデータ化について、地共済組合及び連合会など関係者も含めて、令和2年度中に検討に着手して参ります。	
508	令和3年2月15日	令和3年4月16日	形骸化した組織は民営化すべき	日本学術会議員の改任に伴う新任候補のうち、6名の任命拒否が、憲法23条違反だとニュースになっている。日本学術会議員に任命されると特別国家公務員の資格を得る。審査もなしに国家公務員になることはあり得ない。日本学術会議等の主張は、慣例から逸れたことに対する狼狽しかない。政府が決定したことは、特別国家公務員への任命拒否だけであり、その専門とする学問領域を何ら制限するものではない。日本学術会議の主張する憲法違反があるというのなら、政府には不存確認訴訟を提起する利益がある。人事に関し説明責任などあるはずがない。この機に形骸化した組織は民営化すべきだ。	小さな政府・国庫支出の削減・民業の活性化	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。				113

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
509	令和3年2月15日	令和3年4月16日	学術会議の見直し	今、話題になっている「学術会議人事、候補任命6名の任命拒否」により、学術会議の存在価値・血税である年間予算10億4800万円が必要・適切な金額なのか国民に知れることになった。任命拒否された学者達は「学問の自由への乱暴な介入と拒否理由を述べろ」と言っているが会員でなくても、子供でも自由に研究・学問できる。彼等は会員という「権威・名声」を得る既得権維持を望む個人欲でしかない。まず、彼等の成果と選出理由を国民に説明してから菅総理に拒否理由を要求するのが筋である。「学術会議存続可否と予算の見直し」を血税納税者として強く求める。	学術会議が廃止されれば年間予算10億4800万円が削減できる。この費用を国際競争力強化の量子技術・AI・ロボット・新材料・宇宙開発等やノーベル賞輩出することに投入すべきである。廃止しないのであれば予算消化の内容を検証し、不必要な費用を削減する。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。				
511	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国立大学における教員公募書類の紙媒体提出の廃止、並びに公募書類形式の統一化	国立大学における教員公募の紙媒体による提出を廃止し、web媒体での提出の義務化を希望する。加えて、CV、業績リスト等の公募書類形式の統一化を希望する。現在、紙媒体に限られた国立大学における教員公募が少なからず存在しており、これが優秀な海外の研究者獲得の障害となっている。また、各公募ごとの公募形式が異なることが、研究者の時間の浪費につながっている。web化並びに公募書類のAcademic Jobs online (https://academicjobsonline.org/ajo)での提出の義務化はこれらの問題を解決する上で非常に有用な手立てと言える。	研究者の国際化に伴い、海外で活躍する日本人研究者が増加するとともに、海外の優秀な研究者の日本での受け入れが求められている。現在、これを妨げる一つの要因に、教員公募が紙媒体であるという問題がある。例えば下記の公募においては、紙媒体を唯一の選択肢としており、webでの提出ができない状態になっている。 http://www.bs.s.u-tokyo.ac.jp/content/files/koubo/2020%E7%94%9F%E7%89%A9%E7%A7%91%E5%AD%A6%E5%B0%82%E6%94%BB%E6%95%99%E6%8E%88%E5%85%AC%E5%8B%9F.pdf 上記では一つの例を挙げたが、同様の例は多数散見される。このような紙媒体での提出は、特に海外在住の研究者にとっては、多大な時間並びに費用の負担を強いるものとなる。その結果、海外で活躍する日本人研究者が日本に戻らない、海外の優秀な研究者がそもそも日本に公募することを視野に入れないという状況が生み出されている。これは、研究者の国際化を掲げる政府の方針に相反するものである。一方で、海外の事例を見ると、Academic Jobs Onlineを通じた公募書類の提出が一般的に行われている。 https://academicjobsonline.org/ajo こちらはwebでの提出化による簡約化に加え、各公募ごとの公募形式が統一化されている。国内の国立大学も上記に従うことで、優秀な研究者の獲得、事務作業の簡約化による研究力の向上につながると考える。	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。				
512	令和3年2月15日	令和5年7月12日	ウェブサイトの集約について	省庁や機関ごとに公開しているウェブサイトを集約していただきたいです。(元々の用途は違うかもしれませんが、例えばe-gov.go.jpの配下に/soumu/や/nta/のように各省庁ごとのページやコンテンツを集約し、e-gov.go.jpのトップページから各省庁のコンテンツにアクセスできるイメージです。)	ウェブサイトのアドレスやレイアウトなどが統一されることで、利用者としても見やすさや情報の探しやすさが向上すると思います。(例えば、e-gov.go.jpのトップページの検索窓から単語を検索した際に、省庁を横断して関連する情報を検索出来るなど。) 現状、各ウェブサイトへ他省庁へのリンクが貼られている箇所もありますが、リンクが機能していない箇所も所々ありますので。 ウェブサイトの運用面では、アドレスやコンテンツが集約されることにより、アドレスやサーバ等の維持費が削減できることやコンテンツの作成や更新、確認作業が一回で済むことなどがメリットとして考えられます。	個人	デジタル庁 総務省	行政機関の横断検索については、既にe-Govにおいて実装済みです。運用面の課題については、現状において集約されていません。	なし	現行制度下で対応可能	検索については、既にe-Govにおいて実装済みです。アドレスやコンテンツを集約した場合には、逆に運用負荷が上昇する可能性があり、慎重な検討が必要であると思料されます。なお、e-Govにおいては、行政機関が発信する政策・施策に関する情報、行政サービス、各種オンラインサービスなどに関する情報を集約し、発信しております。	
513	令和3年2月15日	令和3年3月9日	輸出入・港湾関連情報処理センターの利益15億円の使い道について	財務省所管の輸出入・港湾関連情報処理センターについて、通関手続は同社が運営するシステムのNACCSを使わなければならないなかで、特殊法人かつ独占企業である同社は、利用料金を引き下げることなく毎年黒字を出している。そのうえ、本年5月はコロナ禍で業界が苦しむ中、本社を川崎市から東京都港区に移転したり、採算が取れるか怪しい事業を展開している。採算が取れるか怪しい新しい事業の展開や移転する余裕があれば利用料金の引き下げをすべきではないか。	NACCS法10条において、「なるべく安い料金で」となっているにも関わらず利用料金を引き下げないため、同社の貸借対照表を見ると、利益が積み上がり14.9億円もの剰余金となっている。同社は最近、貿易関連文書の保管事業を展開を始めたようだが、業界で利用している社はわずしか聞かない。最近は新たに信用保証事業を考えているようだが、業界としてニーズがあるとは考え難く、利用料金を引き下げず、そういった事業に利用料金による利益が使われているのではないか。税関もNACCSを利用しているのだからなるべく安い料金であるべきなのに、税金も無駄遣いしているのではないか。利用料金の引き下げ効果として、輸出入が促進され、業界の景気の回復にも繋がると考えられる。是非とも河野大臣に同社の事業をチェックしていただきたい。	個人	財務省	番号480の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
514	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国立大学の求人公募における書類提出の電子化	国立大学における求人公募への応募方法を、常勤・非常勤問わず紙ベースによる郵送から共通フォーマットを用いた電子メールやJREC-INのWeb公募を利用した電子化に変更する。	国立大学に問わず、アカデミアの求人公募はその多くが紙での郵送を応募方法としている。求人数はそれほど多くないものの、未だに紙ベースでの書類提出は応募者視点では書類作成や郵送にかかる手間からこの足を踏むことが多い。また大学独自のフォーマットがある場合はともかく、書式自由の場合は書式作成に更に多大な労力を要する。私自身、今年独立行政法人の研究所と某国立大学のポスドクの公募に応募したが、書式が定めてあった前者と比較し、国立大の公募は書式自由のため作成に倍以上の時間を要した。上記の理由によって有能な人材がより良いポストに就く機会を逃し、研究の道を閉ざす者が出るだけでなく、貴重な人材の海外流出も生じている。これは我が国の基礎研究力の低下に拍車をかけるだけでなく、有用な基礎技術の特許を他国に奪われることで国際競争力の低下も懸念される。公募様式の共通フォーマット化、及び電子化が進めば従来と比較して圧倒的に書類作成の時間短縮になるため、若手研究員の雇用流動性にもプラスに作用すると考えられる。	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。					
515	令和3年2月15日	令和3年3月9日	学校のプリント撤廃	学校からの連絡をプリントで行うのを撤廃し完全にネットで連絡できるようにする。そのためネット環境も準備する。	プリントで連絡することで子どもからきちんと保護者に連絡がいかなくなったり、外国人の場合は読めないことがある。また、質問がある場合なども連絡帳でやりとりになるため、タイムラグがある。さらに学校現場ではプリントの作成、配布に膨大な時間的・金銭的コストがかかっているため。	個人	文部科学省	学校と保護者間の連絡方法については、各学校で決められているものと承知しています。		対応	令和2年10月20日に「学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進について(通知)」を各都道府県教育委員会等へ発出しました。通知では、各学校や地域における実情を踏まえつつ、可能なところから、学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化に向けた取組を進めていただくようお願いしています。		
516	令和3年2月15日	令和3年3月9日	離職した公務員の再雇用の促進	国家公務員の離職率が増加していると聞きます。しかし離職後の事情変更などで出戻りたいというニーズはあると思います。ただ、公務員は終身雇用が前提とされる設計で、一度辞めると出戻りをするのは難しいと思います。せいぜい任期付職員が限度だと思えます。しかし、辞めた後に様々な事情で公務員に復職したい(任期付ではなく正規職員として)というニーズもあるはずで、民間でも出戻りの採用を活発に行っており、公務員も行うべきだと思います。また、給与や退職金の計算は、勤続年数ではなく、通算勤続年数で評価すべきだと思います。そうしないと、出戻りの公務員は退職金が不当に低くなってしまいます。	離職する公務員の穴埋め。民間を経験した公務員の増加による効率的な行政の実現。公務員から始める雇用の流動化。リボルビングドアの実現。	個人	内閣官房 人事院	【人事院】 新たに国家公務員に採用された者の給与決定は、採用後の職務内容に応じ、採用前の経歴も考慮し決定することとされており、提案いただいた国家公務員の給与決定においても、公務での勤続年数に加え、一度退職し公務外で勤務等していた期間の経歴も考慮し決定することが可能な仕組みとなっております。 【内閣官房】 (前段について) 一度離職した国家公務員が再度国家公務員として任用される方法としては、各府省により実施される選考採用による任用、人事院が実施する経験者採用試験による任用等があります。 (後段の退職金の計算に係る部分について) 国家公務員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続きした勤続期間による(国家公務員退職手当法第7条第1項)とされています。	【人事院】 人事院規則9—8(初任給、昇格、昇給等の基準) 【内閣官房】 (前段) 国家公務員法第36条後段、第45条の2第2項、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律等 (後段) 国家公務員退職手当法第7条第1項等	【人事院】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【内閣官房】 (前段について) 御提案理由にあります「民間を経験した公務員の増加による効率的な行政の実現」、「リボルビングドアの実現」などについては、官民互いの分野で培った経験を活かしていくことにより、官民双方にとってプラスになるものと考えております。このため、引き続き、各府省により実施される選考採用、人事院が実施する経験者採用試験による採用など、多様な採用方法を複合的に活用しつつ、出戻りも含めた中途採用の推進に積極的に取り組んでまいります。また、霞が関全体の公募の推進に向け、内閣人事局が提供する国家公務員の採用情報ホームページである「国家公務員 Career Guide」において、霞が関全体の公募情報のプラットフォームを、本年2月に新たに整備いたしました。このホームページには、霞が関全体の管理職及び非管理職のリアルタイムの公募状況や、民間人材の活用事例等を順次掲載し、公募情報を積極的に発信してまいります。こうした取組も、出戻りも含めた中途採用の推進に寄与するものと考えております。(後段の退職金の計算に係る部分について) 国家公務員の退職手当については、その基本的性格が長期勤続報償であることから、職員としての引き続きした勤続期間を算定の基礎とする現行の計算方式には合理性があるものと考えております。			
517	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国立大学の教員公募における電子化・待遇の提示	1.ほとんどの国立大学は、教員公募の書類を郵送で提出するように志望者に要求している。これは電子メールでの提出を基本とするように変更すべきである。 2.教員公募の際に、ほとんどの大学は待遇欄に「本学の規定による」などと書き、具体的な金額を示さない。待遇を具体的な金額で提示するように変更すべきである。	郵送での公募書類の提出は： (1)海外の優秀な研究者を国内の大学で雇いたい場合、障害となる。国際郵便は手間がかかりすぎである。 (2)紙資源の浪費である。 また、大学教員の待遇を具体的な金額で提示するのは、雇用の公正性を確保する上で不可欠である。	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。					
518	令和3年2月15日	令和3年3月9日	公務員宿舎の廃止	今、公務員住宅が必要と考えてもらいたい。	公務員が、同じ住宅に住まなければならないほどの公務が常にあるのでしょうか。個人が負担する金額もひっくりするほど低価です。住宅手当を支給して賃貸住宅を個人で借りることをしてほしいです。 一般市民は自分で住宅を探しています。会社員であれば住宅手当を支給している人もいるし、支給されない人もいます。 住宅に困窮している人のことに思いを馳せることは公務員として必要なことだと思います。	個人	財務省	国家公務員宿舎は、国家公務員宿舎法に基づき、国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的として設置しております。 現在、国家公務員宿舎への入居は、真に公務のために必要な職員に限定しており、宿舎に入居することが認められる職員の類型は以下の5類型となっております。 ①離島、山間へき地に勤務する職員 ②頻度高く転居を伴う転勤等をしなくてはならない職員 ③居住場所が官署の近接地に制限されている職員 ④災害、テロ、経済危機、武力攻撃等を含め、政府の迅速な対応が求められる事件・事故等が発生した際、各省庁が定める業務継続計画(BCP)等に基づき緊急参集する必要がある職員 ⑤国会対応、法案作成及び予算等の業務に従事し、深夜・早朝における勤務を強いられる本府省職員	国家公務員宿舎法	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
519	令和3年2月15日	令和3年3月9日	文部科学省の縦割り	文部科学省では学則の作成を私立学校に義務付けしている。学則に学校に支払う費用を記載する事も義務付けしている。その学則の作成には事細かな決まりを作り作成させ、保護者に安心感を持たせて支払い義務を課すのに、いざ学校が学則に記載していないお金を学則に記載しているかの様に騙しても文部科学省の指導担当課は指導を学校にしない。同じ文部科学省の学則作成担当課がホームページに記載している内容に抵触していても課が違うから関係無いと言う事を平気で言う。同じ文部科学省が出している学則の作成の決まりについて実際に守らなくても良い様に担当課を変えているように見える。	学則を作成の担当課が学則の内容に反する事を学校がした時に指導すべき。学則は社会への約束と言ったところで、保護者に義務だけ課して守らないなら文部科学省の指導担当課はいらない	個人	文部科学省	学則は、学校教育法施行規則第三条において、学校の設置についての認可申請書又は届出書に必ず記載しなければならない事項として規定されています。また、学校教育法施行規則第四条において、少くとも記載しなければならない事項が示されています。	学校教育法施行規則	その他	学則には、法令上、授業料、入学料その他の費用徴収に関すること等を定めることとされているほか(学校教育法施行規則第4条)、在学関係設定の目的と関連し、その内容が社会通念に照らし合理的と認められる範囲で、学校により様々な事項が定められていると承知しています。お示しの内容だけでは詳細がわかりかねますが、それぞれの学則に基づく学校の運営に疑義がある場合には、まずは当該学校の設置者(国立学校については各国立大学法人、公立学校については各教育委員会(大学・高専は各自治体)、私立学校については各学校法人)に御相談ください。また、当該運営が学校教育法等の行政規制に反するおそれがある場合には、個別の具体的な状況を添えて、当該学校の所轄庁(国立学校・公立大学・私立大学については文部科学省、私立高校等については各都道府県)に御相談ください。その内容に応じ、各所管部局において、所管法令及び行政実例等を踏まえて対応させていただきます。	
520	令和3年2月15日	令和3年3月9日	妊娠・出産の保険適用及び居住地外での支払いについて	(1)妊婦健診と出産費用を保険適用してほしいです。 (2)自分の居住する自治体以外で(例:里帰り出産)妊婦健診や出産、こどもの受診をした場合の一時的な立て替えをなくしてほしいです。	(1)そもそもなぜ妊婦健診と出産費用は保険適用ではないのでしょうか。「病氣」ではないですが、妊娠と出産を保険適用から外したのはなぜでしょうか。少子化対策と矛盾している気がします。 (2)里帰り出産等で居住地外で妊婦健診を受診した場合、まず全額自分で負担します。その領収書を持って、今度は自分の住む自治体へ請求をし振り込まれるという流れですが、生まれたばかりの子どものいるのに、自治体に請求しに行くのがどれだけ大変かわかりでしょうか。おそらく、この制度自体を構築された方はこの一連の流れをご自分で体験された事がないのかなと推察します。 直接病院から各自治体へ請求すればよいのではないのでしょうか。そうすれば他の通常業務とさほど変わらない業務フローで行えると思います。 ですが、現行のフローでは、(1)全額自己負担する。余分に現金などを準備する無駄(地方の病院ではなかなかクレジットは使わせてくれません) (2)居住地の自治体の窓口で妊婦健診券と領収書を提出する。わざわざ出向かなければならない無駄、その場で請求書をコピーする無駄、妊婦健診券を突合する無駄、申請書を記入する無駄、印鑑を押す無駄、口座情報を記入する無駄 挙句の果てには、振り込みは何ヶ月も先と言われます。また、上記(2)の無駄の反対側には、行政側での確認作業がすべてに付随しています。 これ、保険適用すればすべて解決できませんか。保険適用できなくても、出産して体がボロボロ、赤ちゃんを抱えてわざわざ出向かなくても済むように、せつかくマイナンバーがあるのだからできませんでしょうか。 未来のすべての出産する女性のためにお願いします。	個人	厚生労働省	妊婦健診の実施主体は、母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条第1項により、各市町村とされています。 そして、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」(平成27年厚生労働省告示226号)において、「市町村は、里帰り先等において妊婦健康診査を受診する妊婦の経済的負担の軽減を図るため、妊婦の居住地以外の病院、診療所又は助産所と事前に契約を行う等の配慮をするよう努めるものとする」とされています。 健康保険制度においては、出産に要すべき費用の経済的負担の軽減を図るための保険給付として、原則42万円の出産育児一時金を支給しています。出産育児一時金制度においては、医療機関の窓口で出産費用を一旦全額支払うという妊産婦の負担を軽減するため、保険者から医療機関等へ直接出産育児一時金を支給する直接支払制度等の制度を設けています。	母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条第1項等	対応	厚生労働省としては、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」を踏まえ、「里帰り出産等における妊婦健康診査公費負担に関する各自治体の取組事例について」(令和2年2月12日厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡)を自治体宛に発出し、好事例の周知を行ったところです。 健康保険制度における出産育児一時金の支給については、制度の現状欄に記載の通りです。	
522	令和3年2月15日	令和3年3月9日	レジデントラックについて	検疫所では現在海外からの入国者に対し抗原検査を行っているところだが今後入国人数が増えるにつれより効率的な検疫業務を行う必要がある。ただ外務省がレジデントラックやビジネストラックを始めたことにより必要書類が多くなり手続きが煩雑になり効率的に業務が遂行できていない。については検疫エリアに外務省からの職員を常駐させ旅客の振り分けなどを行っていただけないだろうか。	時間の短縮になることはもちろん旅客からの質問に対して的確に回答できるようになると考える。現場では判断しかねる事象に関しても解決出来ると考えられ、より効率的に検疫業務を遂行できるようになるのではないか	個人	厚生労働省	新型コロナウイルス感染症については、令和2年2月1日以降、感染が拡大している国・地域を対象に、外国人の入国を拒否したり、検疫での検査を実施したりするなどして、政府全体で水際対策を講じてきました。そうした中で、令和2年6月以降、感染状況が落ち着いており、日本と協議が整った国・地域との間で、レジデントラック・ビジネストラック制度として、ビジネス上必要な人材等の国際的な往来が再開されました。また、令和2年10月1日から、レジデントラックについて、ビジネス上必要な人材等に加え、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とするとともに、全ての国・地域における同様の対象者についても、新規入国を許可することになりました。さらに、令和2年11月1日から、日本在住のビジネスパーソンを対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、ビジネストラックと同様の14日間待機の緩和を認めることとしました。なお、緊急事態宣言が解除されるまでの間、ビジネストラック等の制度は一時停止されており、	なし	検討を予定	レジデントラック・ビジネストラック等の制度についての対応要領を共有するなどして、空港の窓口にいる検疫所職員の習熟を深めるとともに、職員の雇い上げ等による増員により、円滑に対応できるように努めてまいります。	
523	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国勢調査について	日本に住んでる人、世帯に回答の義務がある調査なのですが、統計法となっております。やり方、古くないですか？住民票とか、納税証明とか、各役所で、把握できないんですかね。 なにかしら、自分達のデータや、情報は、各役所に、ありますよね。 情報あるのに、もう一度、名前からすべて書くと効率悪いな。って思いました。法律に今なってるからしょうがないんですけど。	法律に今なってるので、改正するしかないんですけど、昭和、または、その前からのものって、その時は、その方法が最善だったんだと思います。 各役所の毎年のデータを活用や、各世帯の把握、まとめをするとかはどうでしょうか？ そんなに、簡単なことではないのかもしいないけど、ちょっと、また、これきたなーまだ、これやってるんだーという思いになったもので、できれば、よろしく思います。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
524	令和3年2月15日	令和3年4月16日	日本学術会議会員の任命方法について	(1)会員の推薦による任命でなく各分野毎に学者の選挙で選出の方がよい (2)立候補可能は准教授以上からとする	(1)日本学術会議の推薦や首相の拒否が国民に疑念を持たれないようにするため。 (2)若い優秀な学者を採用できるように ※ただし、この組織に税金をかける費用対効果がなさそうなので廃止でもいいと思う。又は新組織の設置	個人	内閣府	日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とし、内閣総理大臣の所轄とされています。 会員は、日本学術会議が優れた研究又は業績がある科学者のうちから候補者を選考して内閣総理大臣に推薦し、この推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命することとされています。	日本学術会議法	検討に着手	令和2年12月16日に中間報告を公表し、日本学術会議のより良い役割発揮に向けて、日本学術会議において検討を始めています。 日本学術会議のより良い役割発揮に向けて(中間報告) http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kanji/pdf25/siryos305-tyukanhoukoku.pdf	
525	令和3年2月15日	令和3年3月9日	学振特別研究員の手続きの押印廃止	学術振興会の特別研究員が行う手続きのほとんどで、根拠の不明瞭な押印が要求されるので、廃止をお願いしたいです。 特別研究員が行う手続きの様式は40あり、うち37に押印が必要です (https://www.jps.go.jp/~pd/pd_tebiki/yoshiki/index.html)。中には、指導教員や、大学院研究科長の印が必要な手続きもあります。 押印の根拠は必ずしも明確ではありません。 研究員や大学教員が研究に専念するため、押印の廃止をお願いします。	(1)研究員を研究に専念させる:押印が必要なために、様式の印刷・押印・(必要な場合)手元に保管するための書類のスクリーン・郵送が必要になっており、手続きのたびに、多大な時間を割きます。法的根拠のないものについては、押印を廃止することで、この時間を省き、研究に専念させることができます。 (2)大学教員を研究に専念させる:手続きの中には、指導教員の押印が必要なものもあるため、その廃止により、大学教員の研究時間を確保することができます。 (3)研究員が将来研究職を目指すことを促進する:学振研究員に要求される、押印をはじめとする煩瑣な手続きが、研究員が研究職を目指す意欲に水を差しているとの声を聞きます。日本で研究するにせよ、科研費その他で、学術振興会と付き合うこととなります。研究員として煩瑣な手続きを経験すると、大学教員に要求される雑務の多さが想像され、日本で研究者をしても研究に専念できないだろうという懸念を抱かせます。 (4)留学生・外国人研究員を招く際の障壁をなくす:押印をはじめとする煩瑣な手続きが、学振研究員の留学生を当惑させています。手続きは、本国内で研究をするよりもはるかに煩瑣であるため、留学生を日本に招く際の障壁になります。	個人	文部科学省	特別研究員本人は、署名をもって押印を省略できるため、基本的に押印は不要ですが、受入研究者(指導教員)及び研究機関長(大学院研究科長)は、基本的に押印が必要で(令和2年度中に新たに設けた様式等については、特別研究員本人のほか、受入研究者についても、署名をもって押印を省略できます。)	なし	対応	独立行政法人日本学術振興会の特別研究員に関する手続きについては、令和3年度から、ウェブシステム及び電子媒体での提出を可能とするスキームを導入し、同年度中のできるだけ早い段階で、特別研究員本人、受入研究者(指導教員)及び研究機関長(大学院研究科長)の押印を不要とします。	
526	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国勢調査のデジタル化	紙を担当者が各世帯を訪問して対面で説明して記入後回収するのを基本としているのを、インターネットでの回答を基本にして、希望者にだけ紙を送付するように改定する。	国勢調査が行われていますが、何故か人が紙を持って各世帯を訪問して、対面で説明をして、紙を集めて集計することが基本となって進められているとのこと。例外として、インターネットや郵送による回答ができるとのこと。 是非下記の様にして頂きたい。 1. 住民基本台帳のデジタルデータを基本として活用してもらいたい。 2. 転居しても住民票を移動しない国民が居て使えないとの説があるが。 主に学生のようなが、大学と連携して住民票を正しくさせて欲しい。 それ以外は、誤差範囲であろうから無視してもいいと思います。 3. 収入などの付いては国税庁のデータと連携すればいい。 4. 上記はすぐにはできないだろうから、それまではインターネットでの回答を基本として、希望者には紙を使うようにしてもらいたい。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。				
527	令和3年2月15日	令和3年3月9日	使途を特定しない一般財源としての地方財政措置について	平成29年から「学校図書館図書整備等5か年計画」策定にともなう地方財政措置があるが、確実に学校図書館の充実につながるようできないか。各自自治体内の学校間で資料共有システムを作ることをする等できないか。	平成29年から「学校図書館図書整備等5か年計画」として学校図書館を充実させるための財政措置がされている。ただ、使途を特定しない一般財源として地方自治体に措置しているため、財政が厳しい各自治体では中々学校図書館の充実につなげられない。学校図書館図書標準達成のため、廃棄本については厳しく規制されるが、古くなった本の更新がままならない。せつかくの多額の財政措置が本来の目的に使われないのであれば意味がない。	個人	文部科学省 総務省	「学校図書館図書整備等5か年計画」(平成29年度～令和3年度)を踏まえ、同計画に基づく学校図書館の図書整備、学校図書館への新聞設備及び学校司書の配置に必要な経費について、地方交付税措置を講じております。 文部科学省においては、学校図書館の図書の整備充実、新聞設備の促進、学校司書の配置促進に努めていたきたい旨を各都道府県・指定都市教育委員会に毎年、通知を発出するとともに、リーフレットを作成して、全国の教育委員会や学校現場に配布するなど周知を図っています。また、例年9月に「各都道府県・指定都市教育委員会学校図書館担当指導主事連絡協議会」を開催し、行政説明の中でこの「5か年計画」や地方財政措置の内容について説明を行っています。	なし	現行制度下で対応可能	地方交付税については、地方交付税法において、「使途を制限してはならない」と規定されており、具体的な使途についてはそれぞれの地方団体の判断に委ねられておりますが、図書は児童・生徒の学習を進めるうえで必要不可欠なものであり、今後とも、関係会議の場などを活用しながら、各学校の設置者において必要な予算が確保されるよう促してまいります。 また、各自自治体内の学校間の資料共有システムについては、地域の実情に応じて、各学校の設置者が判断していただくものと考えています。	
528	令和3年2月15日	令和3年3月9日	官公庁に出す見積書や請求書について	官公庁との取引・契約における「見積書」「請求書」等の様式の策定や事業者向けマニュアルの公開	官公庁に見積書や請求書を出す際に、フォーマット等が存在せず必要な記載項目が不明で混乱します。例えば見積書の宛先は支出負担行為担当官で、請求書が官署支出官宛等は説明されない限りわかりません。また住民取引では代表者の役職・氏名を省略しているため、官公庁用にはハンコで代表者を記載しなくてはなりません。少なくとも必須項目があるのなら、すべての官公庁にまたがる「統一的なマニュアル」や「フォーマット」を作成すべきです。そうすることでしり込みしている新規の事業者の参入が促され、経費の削減につながると思います。また法的根拠がないのなら、見積書等にも代表者の記載は省略しても差し支えないと考えます。社会通念上、見積書や請求書に代表者の氏名が記載されなくても、権限の行使は可能と考えます。	個人	財務省	官公庁へ見積書・請求書の提出や代金の請求方法(見積書・請求書の宛先、代表者名の記載の要否等)については、会計法令上定められていません。	なし	現行制度下で対応可能	官公庁へ見積書・請求書の提出や代金の請求方法(見積書・請求書の宛先、代表者名の記載の要否等)については、会計法令上定められておらず、必須の記載事項も特にはありません。そのため、見積書・請求書への代表者の氏名の記載の要否も各府省の判断となっております。	
529	令和3年2月15日	令和3年3月9日	マイナンバーカードの充実による国勢調査の簡素化	マイナンバーカードの充実とマイナンバーカード利用による国勢調査のインターネット回答	今回の国勢調査内容であればマイナンバーカードの充実により行政サービスとの連携で不要になる部分があり、インターネット回答であれば国勢調査事務も簡素化され経費の削減となると考える。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
530	令和3年2月15日	令和3年6月16日	外国人労働者新法案	外国人労働者を一旦全て祖国に帰ってもらって、日本国内を整理する。その後受け入れるのであれば、国別制限、人数制限をする。 外国人労働者が妊娠した場合、労働で来ているのだから、祖国に帰ってもらう。 受け入れる場合、厳重に審査を行う。 コロナで職を失った日本人がたくさんいます。まず、日本人から雇うべきです。このままでは自殺者が増えます。	農作物、家畜等の盗難が続いています。外国人のコミュニティで売買されているのも確認されています。 また、種苗なども流出しています。 これらの犯罪に外国人が関わっているのは明白です。 農作物、家畜、種苗などの損害額が多大な事になっています。 技術的な事も流出して、経済的ダメージも計り知れません。 職を失った日本人を雇う事によるメリットは、経済的に余裕が出来れば子供を作ろうと思えます。経済的不安から子供を育てられないと諦める人が多数です。 外国人ばかりが犯罪をしているとは言いませんが、やはり習慣などが違うので、治安悪化も懸念されるので、子供を安心して育てられないと思っている人達も多いのは確かです。 国別制限、人数制限をし、受け入れに厳重な審査をすることで治安悪化を阻止する事にもつながります。 また、労働で来ているのだから、妊娠で働けないのであれば祖国に帰ってもらうのは仕方ないと思います。犯罪を犯した実習生も強制送還し、再入国は禁止。 入国時に書面で契約すべきです。	個人	法務省 厚生労働省	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号) 出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成22年法務省令第16号)において定められています。 さらに、懲役又は禁錮に処せられた者については、出入国管理及び難民認定法第五條第一項において上陸の拒否、第24条において退去強制の対象として定められています。 技能実習生の妊娠については、技能実習生には日本人労働者と同様に労働関係法令等が適用されることから、妊娠等を理由として技能実習生を解雇等不利益な取扱いをすることは法律により禁止されています。	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号) 出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成22年法務省令第16号)	その他	外国人労働者の受入れの在り方に関する政府の基本的な方針は、専門的・技術的分野の外国人については、我が国の経済社会の活性化に資するという観点から、積極的に受け入れていくというものです。 一方、専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人の受入れについてはニーズの把握や受入れが与える経済的効果の検証はもちろんのこと、教育、社会保障等の社会的コスト、労働条件など雇用全体に及ぼす影響、日本人労働者の確保のための努力の状況、受入れによる産業構造への影響、受け入れる場合の適切な仕組み、受入れに伴う環境整備、治安など、幅広い観点からの検討が必須であると考えています。 なお、刑法等の罪により懲役又は禁錮に処せられた外国人等については、出入国管理及び難民認定法第五條第一項において上陸の拒否、第24条において退去強制の対象としています。 技能実習生の妊娠については、技能実習生には日本人労働者と同様に労働関係法令等が適用されることから、妊娠等を理由として技能実習生を解雇等不利益な取扱いをすることは法律により禁止されています。	
531	令和3年2月15日	令和3年3月9日	東京国税局におけるコピー用紙の統一について(行政改革)	東京国税局査察部において、局長及び次長等への決裁文書を印刷する際、通常使用する再生紙よりも上質な紙(以下、「上質紙」と呼ぶ)を使用することとなっている。 国税局全体で用紙を統一すべきである。	提案理由は以下の2点 1 次のとおり、コストが削減できること (1)在庫管理が容易になる(人件費削減) (2)印刷時の事務が単純化する(人件費削減) (3)調達時に規模の利益が働く(備品費削減) 2 次のとおり、上質紙を使う理由がないこと (1)書類の保存に関して、他決裁文書は再生紙で印刷することから、当該決裁文書のみ上質紙である必要がない (2)局長及び次長等も国税局内部の人間であり、納税者や国会議員等に向けた書類ではない	個人	財務省	東京国税局においては、温室効果ガスの排出抑制のため財務省が定める計画に基づき、コピー用紙として再生紙を一括購入し使用しております。 一方、個別・例外的に、各部課で上質紙を使用することが必要な場合は別途購入しており、上質紙の使用を禁止するような規定はないため、使用するコピー用紙の種類については各部課において必要性等の観点から判断をしております。		対応	東京国税局においては(制度の現状に記載のとおり)、温室効果ガスの排出抑制のため財務省が定める計画に基づき、コピー用紙として再生紙を一括購入し使用しております。 内閣府より連絡のあった令和3年2月15日以降、査察部において作成する資料についても、財務省が定める計画に基づき一括購入している再生紙を使用することとしました。	
532	令和3年2月15日	令和3年9月10日	学内郵便の費用対効果	学内郵便で回すものを個人間のもものはオンラインに切り替えてほしい。 捺印のためだけに、封筒に入れポストに入れ、学内郵便の集配を待つ時間は無駄です。	起案書や決済書類などの捺印が一通り集まらないが故に、学内郵便内で同じ書類がぐるぐる回り、その度に郵便物の仕分けを大学職員がしなければいけない理由がわかりません。 仮に自分が携わっている起案書ならまだしも、他人の起案書を持ち運びさせ、学内郵便を待って仕事しなければいけない理由がわかりません。 ましてや、学内郵便の仕分け作業を障害者雇用枠の人に一概に振って、どんなハンディキャップがある人に対しても郵便物の仕分けをお願いしているあたりに蔑視や差別を感じました。 ダイバーシティを全面に押し出している割に、中身は大学職員の面倒な仕事の押し付けにしか見えなかったです。 判子作業が減らせるなら、オンラインでの起案書のやりとりを増やして学内郵便を減らしてほしいです。	個人	文部科学省	規制改革の番号518(文部科学省)の回答を参照してください。				
533	令和3年2月15日	令和3年3月9日	防衛大学校におけるネットワーク環境	防衛大学校のネットワーク環境と防衛省のネットワークシステムとの分離をお願いします。	防衛大学校では機密情報を扱っていないにも関わらず、すべての教官が防衛省の共有システムを使用する必要があるため、Web会議やオンラインストレージ等のクラウドサービスを使用することができません。 そのため、オンライン開催の学会や会議等の出席、運営に支障をきたしています。 このままでは、教育研究機関としての機能を維持できません。	個人	防衛省	現在、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成30年7月25日。サイバーセキュリティ戦略本部決定)等に基づき、防衛省では、接続するインターネット接続口を統合・集約し、集中的なセキュリティ監視を行うなどの取組を行っており、その一環として、防衛省本省に置かれる施設等機関の一つである防衛大学校の電算機システムも、防衛情報通信基盤(DII)に加入し、セキュリティを確保しています。DIIに加入するシステム上では、原則として、ウェブ会議サービス等の約款による外部サービスの利用は認められておりません。	なし	対応	令和2年秋より、部外学会等へのオンライン参加が可能なタブレットを本省内部部局より貸与するとともに、防衛大学校内においても学会参加のための専用端末及びWi-Fiの整備を開始し、令和2年10月末時点で既に一部利用可能になっています。 令和3年度当初からは、すべての教官が部外学会等へオンライン参加可能となるようWi-Fiネットワークを利用することのできる環境が整備される予定となっております。更に引き続き利便性の向上を検討していきます。	
534	令和3年2月15日	令和3年3月9日	防衛大学校教官の業績評価	防衛大学校における教官の業績を評価する方法を研究機関として国際的に妥当なものにしたい。	防衛大学校での教授職等への昇進には、論文の数を基準にして行われていますが、実際には日本語の論文や、国際論文誌としては認識されていないような評価の低い英語の論文も業績として評価されています。 そのため、論文の質を無視し、数だけを稼げばよいと考えている教官も多数おり、内容の薄い日本語の論文ばかりで、文科省科学技術政策研究所が公表している科学技術論文数にカウントされるような国際論文を1本も書いたことがないという教官も多数存在します。 すでに教授になっている教官の多数がそのような状況のため、現状の評価制度が変えられることなく、危機感もありません。 また、科研費等の競争的研究資金の獲得は、研究者として一人前になるための登竜門となっていますが、教官の研究業績の質が低いため、獲得が難しい教官が大多数です。さらに、一般的には科研費の実績は研究者としての評価に繋がりますが、評価する側の教授が獲得した経験がないため、科研費を獲得しても防衛大内での評価につながっていません。 国内の大学でも研究水準の高い大学では、日本語の論文は教員の業績として扱わないところもあり、科研費の獲得実績は教員の評価対象となっています。 防衛大学校でもそのような高い水準の評価方法を導入する必要があると考えています。 このまま世界の研究水準から大きく遅れることになってしまい、防衛大学校の掲げるグローバル人材の育成も難しいと思われれます。	個人	防衛省	教官の評価にあたっては、論文や科研費の実績を含む研究業績、教育の実績及び能力、人物等を総合的に審査しているところであります。 このうち、論文の評価については、研究業績として計上した論文について、所属学会(学協会名や会員数、学会の特権等)や論文の規模等(掲載誌、発刊所、査読の有無、掲載誌の特権等)も十分に考慮した上で、評価しているところであります。 また、科研費の評価については、科研費を含む競争的研究資金を取得した実績を評価しているところであります。 なお、防衛大学校における科研費(平成21年度より応募を開始)の採択率は、平成29年度、過去最高の約40%(29件/72件、全国第5位)となりましたが、近年は約30%と減少傾向にあります	なし	検討を予定	教官の評価については、将来の幹部自衛官となる学生を育成する機関として、グローバルな人材育成の視点等を含め、引き続き、適切に評価を実施して行く所存です。 また、科研費については、校内の科研費採択実績がある複数の教官による説明会実施や、科研費の採択率の高い大学、採択実績のある国立研究所へ研修に行くなど、応募件数及び採択率の向上を目指し、研究者に対して科研費の応募を呼び掛ける働きを実施し、優秀な教官を安定的・継続的に確保していく所存です。	
535	令和3年2月15日	令和3年3月9日	自転車防犯登録の透明化	自転車購入時に1台いくらと取られている自転車防犯登録制度があるが、どのような事業をしているかわからない。 放置自転車があって警察へ連絡すると、道路管理者の方に連絡するよと言われて埒が明かない。 自転車防犯登録を管理している団体に通報すれば一度で対応してくれるようにしてもらいたい。	自転車防犯登録を管理している団体自体の連絡先が広く市民に知られていない。 盗難された場合団体に連絡すれば、番号で検索し警察と連携して早く発見してもらえと考えられる。	個人	警察庁	自転車防犯登録の制度は、自転車の盗難の防止及び盗品である自転車の回復に資するため、都道府県公安委員会から指定を受けた団体(以下「指定団体」という。)が、自転車を利用する者の申出により、登録カードを作成するとともに、当該申出に係る自転車で登録番号を表示して、登録カード又は登録事項を都道府県警察に送付し、又は通知する制度です。 登録事項等は、指定団体から都道府県警察に通知等され、警察において、放置自転車等の盗難された可能性のある自転車を見出した際に迅速な盗難被害の確認や自転車の還付等のため活用されているところであります。	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第12号)第1条	現行制度下で対応可能	引き続き、警察において、自転車の盗難の防止及び盗品である自転車の回復に努めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
536	令和3年2月15日	令和3年3月26日	NHKの分割民営化	NHKを民間部門と公共部門に分割する。必要最低限の公共放送を維持し、受信料を300円程度にする。公共部門は、広告収入で運営する。	提案が実現した場合、受信料が劇的に減少し、国民に多大なメリットが生じる。 NHK等の反対に合い、この改革は非常に困難だと思うが、河野大臣の手腕に期待したい。	個人	総務省	NHKは、放送法の規定に基づき、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送を行うことなどを目的とした特殊法人として設立されています。	放送法第15条及び第16条	対応不可	公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割は、引き続き重要であると考えます。		
537	令和3年2月15日	令和3年3月26日	公共交通機関等の多言語表示の見直しについて	現在、公共交通機関等では4か国語表示が多いですが、煩雑で見づらいです。これを日本語と英語表示に替えるべきです。外国人にも行先や地名なら英語で分かります。実際、外国人のほとんどは、スマホアプリで調べてるので表示自体シンプルでも支障ありません。	電車や駅、道路等の表示や掲示で4か国語は、かえってごたごたして見づらくさせています。4か国語表記のうち、特に韓国人は、日本人より英語ができますし、地名はハングルでなくてもローマ字で理解できます。中国人は、ローマ字のほか漢字もあります。これからオリンピックや万博で世界中から観光客がくるので、ハングルと中国語表示は、ほかの外国人や他県の日本人から見ると、かえって複雑にさせてしまうので、なるべくシンプルに表示すべきです。英語は世界共通語なので大半はこれで済みます。実際の外国人はスマホアプリで調べていますので、支障ありません。 多言語表示が必要なら別途、駅や観光地、宿泊施設にガイドマップやガイドブックというかたちで、駅構内、観光施設、ホテル、街中案内所等に設置配布すれば済みます。この方が親切です。 4か国語表示の理由は、訪日に中国人や韓国人が多いかもしれませんが、世界を見れば、スペイン語、アラビア語、フランス語の方がハングルより普及しています。また中国と韓国は、政治問題や経済問題で訪日拒否もあるので、公共施設に恒常的に表示する必要はありません。 中国語とハングルに特化して、町中表示することは治安と安全保障上も問題があります。実際これで窃盗がしやすいと言ってますし、スパイ活動も容易らしいです。 最後に、日本人旅行者として言わせてもらいますと、地方から東京、他県に行った際も、4か国語表示は煩雑でわかりずらし、地名は地域独特の呼び方があるので、漢字だけだと読めないためローマ字併記のほうが分かりやすいです。	個人	国土交通省	観光庁では、平成26年3月に「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」を策定し、訪日外国人旅行者への情報提供の指針を定めているところです。 ガイドラインでは、情報提供に係る言語は英語を併記することを基本とし、「施設特性や地域特性の観点から、中国語又は韓国語等の表記の必要性が高い施設については、視認性や美観に問題がない限り、中国語又は韓国語その他必要とされる言語（例えば、タイ語、ロシア語等）を含めた表記を行うことが望ましい」としており、公共交通機関等における多言語による情報提供については、各事業者が必要に応じて導入を判断しているものとなります。	なし	現行制度下で対応可能	本ガイドラインでは情報提供に係る言語は英語を併記することを基本とし、その他の言語の記載については事業者の判断に委ねられています。		
538	令和3年2月15日	令和3年3月26日	農林と国土交通省の工事の積算単価	工事の積算単価の違いや書類の整備の無駄	同じような工事で各々の管理の仕方や積算金額が違う。また、写真を撮って資料をいくつも作成しているが、今はビデオや音声データで十分気がします。管理者は工事を行うより書類を作成の方が重要と思われる。作成した書類は本当に必要か？また、どのような時にどの位の頻度でそれを活用したか調べてもらった方が良いでしょう。もし頻度が過小ならなくても解かる方法を考えれば、無駄な作業が無くなります。また、建設業法で資格者の専任などありますが優秀な人間であれば現場を複数管理しても良いのでは？それぞれ能力は違うのですから生産性の向上になると思います。	個人	農林水産省 国土交通省	<農林水産省> 【管理方法及び積算金額】 同じ種類の工事であっても、工事目的物の規模や現場条件は異なり、それにより発注にあたっての積算金額(予定価格)や施工中の管理方法は異なります。 【資料作成】 工事情報共有システムの活用により、書類の作成・管理における業務効率化の推進に取り組んでいます。 その他にも業界団体との意見交換等により工事書類の削減のための検討を進めています。 <国土交通省> 【管理方法及び積算金額】 国土交通省の中の、一見同じ種類に見える工事であっても、工事目的物の規模や現場条件が1つ1つ異なるので、発注にあたっての積算金額(予定価格)や施工中の管理方法は一般的に異なります。 【資料作成】 工事書類は、施工中・完成後に、確実に施工されたことを確認するために必要なものです。写真管理基準(案)においては、「写真を映像と読み替えることも可とする」等、工事書類簡素化のために必要な基準類の改定を進めています。 その他にも業界団体との意見交換等により工事書類の削減を進めると共に、検査において確認する書類を限定する「検査書類限定型モデル工事」の取組を進める等、工事書類簡素化を進めています。 【建設業法第二十六条の規定により専任が求められる監理技術者又は主任技術者について】 公共性のある施設等に関する重要な建設工事で建設業法施行令で定めるものについては、適正な施工をより厳格に確保する必要があるため、建設業法において監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)の専任配置を求めているところですが、一定の要件を満たした場合には、監理技術者等が2現場を兼務することも可能としています。	<農林水産省> 土木工事共通仕様書、施設機械工事共通仕様書、森林整備保全事業工事標準仕様書、漁港漁場関係工事共通仕様書等 <国土交通省> 建設業法第二十六条	<農林水産省> 検討に着手 <国土交通省> 【資料作成】 検討に着手 【建設業法第二十六条の規定により専任が求められる監理技術者又は主任技術者について】 監理技術者については、今後、兼務活用現場の実態やICT技術の活用方策等について調査・検証し(令和3年度予算案に計上中)、安全や品質を確保した上での拡充のあり方について検討してまいります。また、主任技術者の職務の実態やICT技術の活用状況等については、今後、調査・検証が必要であり、監理技術者の専任に関する調査・検証の状況も参考にしつつ、専任要件のあり方やテレワークの導入等による業務の効率化について検討が必要になります。	<農林水産省> 【資料作成】 今後も受発注者の業務負担軽減のため、引き続き基準類の改定等による工事書類簡素化を進めていきます。 <国土交通省> 【資料作成】 今後も受発注者の業務負担軽減のため、引き続き基準類の改定等による工事書類簡素化を進めていきます。 【建設業法第二十六条の規定により専任が求められる監理技術者又は主任技術者について】 監理技術者については、今後、兼務活用現場の実態やICT技術の活用方策等について調査・検証し(令和3年度予算案に計上中)、安全や品質を確保した上での拡充のあり方について検討してまいります。また、主任技術者の職務の実態やICT技術の活用状況等については、今後、調査・検証が必要であり、監理技術者の専任に関する調査・検証の状況も参考にしつつ、専任要件のあり方やテレワークの導入等による業務の効率化について検討が必要になります。		
539	令和3年2月15日	令和3年3月9日	P T A適正化に向けた行政への要望	今は地縁型でなくテーマ型の活動団体が増えている。行政と社会教育関係団体の相互依存関係が変わらず残っているが、やめるべき。親が感じる問題を話し合ったりできる団体に変わるべき。そのためには、学校単位の団体で十分であり、地域や全国の上級組織は不要。廃止して下さい。	東京都墨田区です。 区から P T Aに適正化を働きかけてもらっても改善されない。P T Aや町会に全員加入が前提でシステムが出来ている。学校ごとに対応にばらつきがある。任意周知も加入意思確認が行われていない。未加入だと、P T A主催のイベントに参加できない、配布物が貰えない。学校が子どもにも名簿を渡し、個人情報条例違反をした。子ども会を退会したら登校班で通えなくなった。その場合、保護者が付き添わなければならない学校がある。校長が P T Aを退会させてくれない学校もある。くじ引きで委員を強制的に割り当てる、非民主的な手法が行われている。退会方法が規約にない。文科省から通知が各自自治体へいっているはずだが、守られていない。強要、人権侵害とも感じる。	個人	文部科学省	番号242の回答を参照してください。					

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
540	令和3年2月15日	令和3年9月10日	介護処遇手当配分について	介護処遇手当や特別処遇手当を施設判断の配分ではなく、介護職種、資格所有者をきちんと分別した配分になるようにできないか	<p>現在介護処遇手当や特別処遇手当は施設判断での配分となっておりますが、家族経営等の施設では、不平等な配分になっている事が多く、介護福祉士を取得してもあまり給料差がないのが現状です。</p> <p>先日の介護慰労金のように個別に給付する、もしくは配当分配を明確にしたものを国から提示し、今回の施設への手当分では資格保有者で役職の方にはこの金額を、役職なし資格保有者にはこの金額を、資格保有者なし介護職員にはこの金額を…といった形にしてみたいでしょうか</p> <p>現状として介護福祉士を取得する際にも今は実務者研修で10～20万円近くの費用がかかる為、取得後も給料差があまりなく、ならば受けなくてもいいやという職員が増えております。</p> <p>また処遇手当の恩恵が施設判断配分のため処遇手当開始後とどの職員も大差ない状況であり、離職も多く新しい人材も来ない状況が続いております。</p> <p>アルバイトよりも少し多いかなというぐらいの月給者が多く、まとまった休みも取れず、疲弊している職員も多い仕事なので金銭的にも余裕がないと将来の介護業界は先が見えない状況かと思えます</p> <p>処遇手当や特別処遇手当にはとても感謝しておりますのでより有効なものになってほしいと思ひ提案させていただきました。</p>	個人	厚生労働省	<p>介護職員の処遇改善については、これまでの累次にわたる改善に加え、令和元年10月からは、公費1000億円を投じ、経験・技能のある介護福祉士の資格を有する介護職員に重点化を図りつつ、更なる処遇改善を実施しています。</p> <p>この更なる処遇改善においては、 ・経験・技能のある介護職員において、最大8万円相当又は役職者を除く全産業平均水準までの給与増を行うことや、 ・平均の賃金改善額の配分ルールについて、経験・技能のある介護職員は、その他の介護職員より高くすることとし、介護職員以外の職種は、その他の介護職員の2分の1を上回らないこと といったルールを設定しています。</p> <p>なお、処遇改善に関する加算については、事前に事業所から処遇改善に向けた計画の提出を求め、事後に実績報告を求めることにより、介護職員の賃金改善を担保しています。</p>	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等	現行制度下で対応可能	<p>処遇改善に関する加算について、取得支援をよりきめ細かに進めていく観点から、令和3年度予算において、加算を未取得の事業所に対し、賃金体系の整備や届出手続等に係る個別の支援等を強化していくこととしています。</p> <p>介護職員の賃金は、労使間で自律的に決定されるべきものであり、事業所ごとに職員構成が異なることから、経験・技能のある介護福祉士の資格を有する介護職員に重点化した処遇改善を図ることに加え、国が一律に賃金改善の水準をお示しすることは、適当ではないと考えておりますが、処遇改善加算等の取得促進に向けた取組を進めることで、介護職員の処遇改善を着実に図り、長く働き続けられる環境整備を進めてまいります。</p>	
541	令和3年2月15日	令和3年3月9日	里親認定について	里親認定を全国統一してほしい	<p>子供を助けたいと、県の里親認定研修をうけました。しかし、引越し、転勤で県外に出るたびに、研修は、やりなおし、委託児童とは引き離されるのが現状です。</p> <p>自営や小さな小売店とかじゃない限り、転勤は、あります。公務員だっておなじです。その都度やり直しは経費の無駄だともう。</p>	個人	厚生労働省	<p>「養育里親研修制度の運営について」(平成21年3月31日雇児発第0331009号)等に基づき、各都道府県等にて研修を行っているところです。</p> <p>都道府県等を超えて移動する方については、都道府県知事が適切に養育ができると認定した場合には、研修科目を免除する等の対応を行っています。</p>	児童福祉法第六条の四	対応不可	<p>里親研修は、 ・里親制度をはじめとする社会的養護の現状や ・養育上必要なスキルを学ぶだけでなく、 ・地域における子育て支援サービスのご案内や ・里親会活動等、地域の支援者や先輩里親との関係構築も含まれており、全国統一は困難です。</p> <p>ただし、里親認定に係る里親の負担軽減は重要と考えており、「養育里親研修制度の運営について」(平成21年3月31日雇児発第0331009号)等において、都道府県知事が適切に養育ができると認定した場合には、研修科目を免除する等の対応を示しており、また、研修に係る経済的負担がなくなるよう補助を実施しています。</p>	
542	令和3年2月15日	令和3年7月20日	理学療法士の学生に対する臨床実習指導者がバファハラやネグレクトが多く、手本を見せるような教育的でない現実	医学や看護学の臨床実習では、昔から臨床実習指導者は、手本を見せたり、段階的に優しくアドバイスが多いです。看護では臨床実習者の勉強の場もたくさんあります。しかし理学療法の臨床実習は、教育的ではなく、手本も見せず、まだ、未熟な学生のできない所を載く行動、つまり、否定的な言葉を投げ掛ける事が多く、手本を見せるような教育的でない現実	<p>高齢化の日本で、理学療法の分野は質の良いものになってほしいです。また、志している人に他の医療の分野の教育のように、段階的に成長できるよう学生に責任を負わず指導者自らが、真似される手本になる意識で理学療法教育の意識改革を願います。江戸時代かと思うような、挨拶をしても足りない、挨拶の強要、間違い強要。初日から、邪魔、退いて！と大人数に注意を受けるなど、人権を否定されながら我慢しながら実習している人もいます。専門的な事を教えてほしいのに教えてもらえず、毎日否定の言葉を投げ掛ける知ったかぶりのバファハラが、中にはあり、おとなしい学生には見えないいじめを受ける事も。学校は、学生の気持ちを理解していても、実習させてもらう立場で強く言えないのが、現実で、大きい力で、理学療法臨床実習者の勉強会など実施しないと、変な連鎖を繰り返すと思います。私は、共産党関係の病院で実習した学生に聞きましたが、挨拶しても患者でなく、何十人も勤務者に挨拶の強要で、本当の勉強ができなかったと聞いてます。同級生も、教えてくれず、無視や邪魔など言葉をもらい、人権を無視されて我慢していたようです。中には立派な病院指導者で勉強になる人もいますが、こんな当たり外れで良いのでしょうか、我慢して当然な風潮を変えて学ぶ権利、後輩育成の責任を正しい方向に向けていただきたいです。非常識な知ったかぶりの人に、才能が、埋もれさせられることのないよう理学療法の職としての質の向上も必要だと思ひます。全国に理学療法の学校は、多いですが、臨床実習場所の教育があまりにも場所により差があり、新人がやりがいを感じられるよう配慮の必要性を感じます。</p>	個人	厚生労働省	<p>理学療法士の養成においては、適当な実習指導者のもとで臨床実習を20単位以上行うこととしています。</p> <p>養成施設は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う実習調整者を1名以上配置することとしています。</p> <p>臨床実習は、1単位を40時間の実習をもって構成することとし、実習時間外に行う学習等がある場合には、その時間も合わせて45時間以内としています。</p> <p>実習指導者は、理学療法にに関して相当の経験を有する理学療法士で、免許取得後5年以上業務に従事し、かつ、厚生労働省指定の臨床実習指導者講習会等を修了した者としています。</p> <p>実習人員と実習指導者の対比は、2対1程度が望ましいこととしています。</p>	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第2条第1項第3号、第11号、別表第1 理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン3(6) 理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン5(4) 理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン8(1) 理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン8(2)	対応	<p>理学療法士の養成については、理学療法士を取り巻く環境の変化に対応するため、平成29年度に「理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会」を設置し、教育内容や総単位数、臨床実習の在り方などの見直しを行いました。</p> <p>当該検討会の報告書を踏まえ、平成30年10月に理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則等の改正を行い、令和2年4月1日から適用されています。</p> <p>臨床実習の主な見直し内容としては以下のとおりです。 ・臨床実習1単位の時間数について、課題など時間外での学修が多い状況を考慮し、実習時間外に行う学修も含めて45時間以内と規定。 ・臨床実習指導者の要件について、免許取得後5年以上業務に従事した者で、かつ、厚生労働省指定の臨床実習指導者講習会等を修了した者と規定。なお、臨床実習指導者講習会の開催指針において、ハラスメントの防止を含めた臨床実習指導者の在り方等を講習会のテーマとして扱うこととしています。</p>	
543	令和3年2月15日	令和3年7月20日	75歳時の健康保険料支払い	75歳から後期高齢者健康保険に移行しますが都道府県所管のため74歳までの国民健康保険は基礎自治体所管で縦割り行政です。本人はこれまでの銀行引き落とし契約の再契約手続きが求められます。独居老人は無理かも知れませんが、口座情報を市から県に連携しシームレスにしてください。	75歳の健康状態がどうなっているかわかりませんが、キャッシュレス化に逆行しています。	個人	厚生労働省	<p>口座情報を全国一律で国民健康保険から引き継ぐことができるようにすることについては検討を行いました。主に関の点で課題があると考えています。なお、各地方公共団体が定める個人情報保護条例に基づき、それぞれの地方公共団体で対応いただくことは差し支えありません。</p> <p>・国民健康保険と後期高齢者医療制度では、納付義務者が異なる(国民健康保険：世帯主、後期高齢者医療制度：被保険者本人)ことに加えて、納付義務者と実際の納付者は同一でないことから、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の納付義務者と実際の納付者から同意を得る必要が生じること ・口座振替の申込書の提出を省略する場合であっても、後期高齢者医療制度への移行時において口座振替を継続するためには、本人同意書の提出はなお必要であり、書面での手続が必要という点では、必ずしも被保険者の負担軽減は図れないこと</p>	高齢者の医療の確保に関する法律第108条第1項 国民健康保険法第76条第1項	その他	<p>地方公共団体宛てに、被保険者が75歳に到達する前に、口座振替の申込書を郵送するとともに、郵送による口座振替の申込書の提出を受け付けるなど、口座振替手続きの簡素化に向けた取組を推進してもらうように通知しています。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
544	令和3年2月15日	令和5年4月14日	【選挙費用のムダ削減】投票用紙をマークシート形式にしてOCR化	投票用紙をマークシート形式にしてOCR化 →投票開票にかかる人件費などの削減↓ →開票に伴う人為ミスの減少↓ →投票者の記述ミスの減少↓	投票開票について、確かに曲がりにく紙を使うなど、投票用紙の改良や、一部機械化が勧められています。しかし、基本は、手書きなので、読み取る機械自体が高額で、人手による開票が多いのが実情です。 しかし、センター試験のように、投票用紙をマークシート形式にすれば、開票の人件費も削減でき、今よりスピーディーに開票でき、なにより、選挙の度におきる、開票の伴う人為ミスも減るものと思われれます。 さらに、投票者にとっては、塗りつぶすだけなので、漢字などの記述ミスがなくなります。 いずれ、電子投票になるのかもしれませんが、それまでの間は、長年の実績があるマークシート形式にして、投票開票の効率化を勧め、選挙費用のムダを削減いただきたいと思います。	個人	総務省	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、その条例で定めるところにより、記号式投票を採用できることとされています。記号式投票は、あらかじめ投票用紙に候補者の氏名が印刷されており、これに対し○の記号を記載することによって投票する方法であり、投票の有効無効の判定が比較的容易であり、無効投票の減少、さらには開票事務の簡素化に資するものです。 また、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、条例の制定によって、電磁的記録式投票機を用いて投票する方法(電子投票)を導入することが可能となっています。電子投票は、紙による投票の場合に生じていた疑問票や無効票が生じなくなり、投票の集計も電子計算機を用いることにより大幅に開票作業の迅速化が図られること等のメリットがあると考えられます。	公職選挙法第46条の2 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、総務省においては、令和2年3月に、タブレット端末などの汎用機を用いた電子投票が実施できるよう電子投票システムの技術的条件的見直しを行ったところであり、地方公共団体に対する必要な情報の提供に取り組んでいます。	
545	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国勢調査	住基ネットで高額の運用費を委託しているのだから、住基ネットの印刷等を利用し、転職等々で変更があれば、そこだけ修整できる様に住基ネットを有効利用して欲しい	住基ネットの有効利用及び調査員の労務、経費削減	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。				
546	令和3年2月15日	令和3年3月26日	国勢調査の電子配布による調査用紙配布の無駄削減	記入用紙には市町村コード、調査区番号、世帯番号があることから、住民票に基づく調査リストがあるはずですが、マイナンバーによって世帯主が電子入力するよう事前に登録し、ログインIDやアクセスキーを電子配信してもらえば紙が無くても回答できます。調査票を配る手間が大きく削減されるはずですが、将来的には、マイナンバーカードを持っている世帯主に積極的にアナウンスし、電子媒体で調査票を見てもらうこともできるはずですが、紙不要、調査員へのプライバシー・漏洩リスクの排除、いつでもどこからでも入力できる電子調査を推し進め、簡便にすることで回答率を上げて下さい。	今回の国勢調査では10月6日に市役所に調査用紙が届いていないことを市役所に連絡し、10月7日にポストに投函され、インターネットで入力しましたが、危うく調査されないところでした。調査票封筒の中には9月30日に不在だったと記載されていることから、その日にたまたま不在だったのかもしれませんが、不在の時には帰宅時にここに連絡してほしいとか郵便配達みたいにしてほしいかもしれませんが、電子化すればもっと楽になるはずですが、コロナのこともあり調査員の方も大変だったとは思いますが、調査世帯数が減ればもっとちゃんとやってもらえると思います。	個人	総務省	国勢調査は、5年に1度、我が国に住む全ての世帯を対象に実施しており、住民票などの届け出に関係なく、実際にふだん住んでいる場所で把握することとしております。(住民基本台帳に基づいて調査を行っているものではありません。) なお、マイナンバーは、国勢調査その他の統計調査に利用することは認められていません。	その他	今回の実施状況を検証し、回答者の利便性の向上、調査員の負担軽減に鋭意取り組んでまいりたいと考えています。		
547	令和3年2月15日	令和3年3月9日	関税法違反の捜査機関	現在、違法薬物の輸入等関税法違反の事件は税関職員がやっているようだが、違法薬物の取り締まり、例えば覚醒剤取締法違反等の捜査は警察がやっている。事実上同じ輸入の事実の捜査を財務省と警察がやっているのは無駄ではないか。	人件費、捜査費用の無駄の削減。	個人	財務省 警察庁	税関では、不正薬物や銃砲、知的財産侵害物品、偽造クレジットカード等の密輸入、盗難自動車や大量破壊兵器関連物資等の不正輸出、更には関税等の脱税といった関税法等の罰則に該当する違反事件について、その事実を明らかにし、犯則行為者に対して、刑事責任を追究すべく検察官に告発する、若しくは情状が罰金刑に相当する場合には罰金相当額の納付を求める通告処分を行うための犯則調査を実施しています。また、犯則調査にあたっては、事案に応じて、警察とも連携・協力して取り組んでいます。	関税法第11章	対応不可	それぞれの専門性を活かし、税関は水際における調査を、警察は国内の捜査を主に行っており、業務の重複はなく、不正薬物の密輸取締りを効率的に行っています。今後とも、事案に応じ、連携・協力して取り組んでまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
552	令和3年2月15日	令和3年3月9日	日本年金機構の紙申請の多さ	年金関係が複雑すぎて、毎回紙での申請が多すぎる。 スマホから申請するとか、今の電子申請は複雑だったりマイナンバーカードが必要だったりするので、スマホでも簡単に申請できるようにしてほしい。 あと、もし電子申請してるものを紙で打ち出しているなど、無駄な紙を使っているのであればペーパーレスではないので変えるべき。 また、年金手帳が欲しいのに20分以上待たされるのは苦痛。 そして、年金事務所に行ったときに対面で話さなくてはいけないうえにコロナ感染等が心配です。テレビモニター越しとかできるようにしてほしい。	コロナ対策・紙を使わないためエコであるとともに完全非接触型役所を作るモデルになれば、未来志向的にも良いかと。	個人	厚生労働省	公的年金に関する手続きの多くは、電子政府の総合窓口(e-Gov)による電子申請が可能となっており、e-Govによる電子申請では、スマートフォンから、申請自体はできませんが、申請した手続きの事務処理状況の確認等を行うことが可能です。日本年金機構においては、より多くの方に電子申請をご利用いただけるよう、利用方法を紹介する動画やパンフレットの作成など利用環境の改善を図っています。また、日本年金機構内における事務処理については、現在、電子申請で提出された電子データについては、紙に打ち出さず画面審査・電子決裁によりペーパーレスで処理しております。 年金手帳については、新たに国民年金の被保険者となった方等に対して、基礎年金番号をお知らせするために送付しています。年金手帳の再交付手続きは、郵送や電子申請により行うことが可能です。 日本年金機構における新型コロナウイルス感染拡大防止対策については、「日本年金機構における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を定め、当該ガイドラインを確実に運用することにより、お客様への感染拡大防止に取り組んでいるところです。		対応	電子申請については、デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)に基づき対象手続きの拡大等に取り組むとともに、ペーパーレスでの処理の拡大に向けた対応を進めてまいります。 国民年金手帳については、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)により、令和4年4月1日以降は廃止され、代替措置として同日以降は、必要な情報のみを記載した基礎年金番号通知書の送付に切り替える予定です。 日本年金機構においては、引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組むとともに、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、日本社会やライフスタイルが急速に非対面・非接触型のビジネス環境に移行してきていることを踏まえ、日本年金機構においても来訪・訪問型のビジネスモデルから、基本的な申請・届出手続きや制度説明会の受講などがオンライン環境で可能となるようなビジネスモデル(オンラインビジネスモデル)への転換を図っていくことが急務であると考えており、具体的な施策を検討しております。	
553	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国勢調査	国勢調査のリンク等の案内を各省庁、都道府県、市町村等の目立つところに強制的に貼る。	国勢調査の案内が、行政のサイトにない。e-GOVにない。内閣府にもない。住んでる自治体にもない。回収率が低いと報道されているが、そもそも政府ができるところから対応していない。管轄の総務省は小さくリンクがあるだけ。縦割りどころか、縦に通っているかも怪しい。	個人	総務省	番号263の回答を参照してください。				
554	令和3年2月15日	令和3年7月20日	超高齢者の医療について	胃ろう増設に関しては厳格に適應を絞るべきだ。	意識のない患者に胃ろう増設を行い経管栄養を行っても肺炎を繰り返すおそれが高い。医療としては無駄に積極的に行われすぎていると感じる。	個人	厚生労働省	胃瘻の造設にあたっては、胃瘻造設の必要性、管理の方法などについて患者や家族に丁寧に説明した上で実施することとされています。また、年間の胃瘻造設件数が多い医療機関であって、経口摂取回復率等の要件を満たさない場合には、報酬を減算することとしています。	診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)」(令和2年3月5日保医発0305第1号)「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発0305第3号)	現行制度下で対応可能	今後も適切な制度の運用に努めてまいります。	
555	令和3年2月15日	令和3年3月9日	メタボ健診	メタボ健診は効果がないにも関わらず効果検証もされず数百億円の予算を使っています。周囲で役に立ったという声は聞かれず無駄と思えません。即刻廃止すべきです。	数百億円のコスト削減になります。	個人	厚生労働省	高齢者の医療の確保に関する法律では、内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病等の生活習慣病の予防・改善を図ることを目的に、加入者に特定健康診査を実施し、その結果、一定の基準に該当する者に特定保健指導を実施することを保険者に対し義務付けています。また、特定健康診査・特定保健指導に要する費用の一部について、保険者に対し、国庫により補助を行っています。	高齢者の医療の確保に関する法律第20条、第24条	その他	事業効果の検証については、今年度から予防・健康づくりの政策効果に関するエビデンスを確認・蓄積するための実証事業を開始しており、この事業の1つとして、特定健診・保健指導の事業効果についても検証を進めています。厚生労働省としては、この実証結果の政策への反映を見据え、まずは着実に実証事業を進めていきたいと考えています。	
556	令和3年2月15日	令和3年4月16日	大阪府公安委員会の自動車免許学科試験のコロナ対応による予約システムの仕様について	私は9月中旬に、大阪府の門真試験場で普通自動車免許の学科試験を受験したのですが、その際コロナ対応の関係で予約が必要とのことで、予約が空いていなかったのに1ヶ月ほど待たされました。友人の情報によると、この予約システムではキャンセルができず、受験が1度で合格しなかった場合のために重複予約が可能とのことです。私が受験した時は、空席が目立つなどはありませんでしたが、より多くの人が円滑に試験が受験できるよう、予約システムにキャンセルのシステムを導入することを提案します。	予約システムにキャンセルのシステムを導入することで、不必要な重複予約の発生を防止することができ、また急な予定変更などで受験ができなくなった場合も、他の人の受験機会を侵害することがなくなる。導入することで、特に夏や春などの特に混雑が予想される時期にも、より多くの人に無駄なく受験機会を提供できることに繋がる。	個人	警察庁	警察庁では、都道府県警察に対し、学科試験、更新手続における予約制の導入等、新型コロナウイルス感染症の予防の徹底に努めることを指示していますが、予約システムは各都道府県警察で構築しています。	なし	その他	今回、このような御意見をいただいたことを大阪府警察へ伝えることとします。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
557	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国勢調査について	五年毎に行われている国勢調査を廃止する。	国勢調査を始めて行った大正9年から100年が経過したが、この調査によって集計される各種のデータは既に他の方法で入手できるものであると思われる。種々のデータや統計が必要であり、行政政策に活用されることは良く理解できるが、地方自治体や各省庁が集計しているもので十分間に合うのではないかと？ 今年は60万人余の臨時調査員を手当てして、各種資料の印刷や調査員に無料で配布する文具や腕章などに巨額の予算を費やしているのは非常に大きな無駄である。調査員に配布されたものが何か承知していますか？ 鉛筆1ダース、消しゴム1個、非常通報ベル、腕章、身分証明書、布製バック等。これを全て準備する為の予算が確保されることによって、業者との癒着、裏金の確保、不透明取引などが生じるのは間違いない。もっと大切なことは国勢調査を実施することによるマンパワーの問題である。公務員の削減を行うためにも100年前に定めたことを今でも続けているのは大問題である。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。					
558	令和3年2月15日	令和3年3月9日	大学での年度をまたいだスムーズな科研費使用の実現	国立大学の科研費使用に関する、大学が独自に設定したローカルルールの改善に関する提案です。(1)補助金を原資とする科研費を、年度末3月31日まで研究者が自由に使うことができるようにする。(2)そして前もって次年度に繰り越した場合には、4月1日より使うことができるようにする。(3)これに反して大学が独自のローカルルールを設定することを禁止する。	私が所属する一橋大学では、補助金を原資とする科研費の使途を1月末までに決定して報告しなければなりません。また次年度へ科研費を繰り越した場合には、それが承認されるのは6月ごろです。我々研究者にとって、授業のない春休み期間中の2月・3月に、新しいアイデアが出て、6月まで自由に研究費を使えないのは致命的な損失です。毎年歯がゆい思いをしています。	個人	文部科学省	一橋大学によれば、以下のとおりということです。 (1)について、本学では、年度末予算執行の都合上、科研費に限らず、全ての財源について物品購入等の締切日を設けております。これは、3月31日までに納品・完了しない当年度予算で執行することができないためです。ただし、ご相談を頂いた場合、可能な限り希望に応じた対応を行う旨を学内に周知しております。 (2)について、繰越分の研究費を4月1日から使用できるように学内手続きを行っております。 (3)研究活動を阻害するローカルルールはありません。	なし	現行制度下で対応可能	一橋大学によれば、今回いただいたご提案は、いずれも既に対応済の内容であり、その取扱いは学内で周知し、活用されているものの、一部に十分に浸透していないことが考えられるため、より確実に情報が伝わるよう、メールによる周知を徹底するなど、工夫していくとのことです。		
559	令和3年2月15日	令和3年3月9日	大学生の自宅での成績評価確認を可能にする	浜松医科大学では成績評価の確認は学内PC又は学内無線LANに接続したデバイスでしかできない仕組みとなっている。コロナ禍でオンライン授業が行われている状況なので、学校に行かずに自宅でも確認できるシステムにして欲しい。	オンライン授業が行われている中でわざわざ成績発表時期に成績確認のためだけに大学へ行くのは非効率。大学が購入しているデータベースへのリモートアクセスサービスは提供されているため、セキュリティ面では成績確認サービス可能はずである。また、例年成績発表日は春休み中のため帰省している学生も多く、自宅で確認できる仕組みが望ましい。	個人	文部科学省	浜松医科大学において成績情報を管理している「学務情報システム」については、できる限り学生が利用しやすいように、シラバスの閲覧、履修登録等の一部の情報は学外からも確認できるようになっているものの、成績情報については個人情報等の機密性が高いため、学内PC又は学内無線LANに接続したデバイスでしかできない仕組みとなっています。一方で、今般の状況等を踏まえ、学外からのリモートアクセス等については、個人情報等の保護のためのセキュリティ確保の観点等を踏まえながら検討していく予定です。	なし	対応	国立大学法人については、規制改革実施計画を踏まえ、全ての手続きのオンライン化に向けて、必要な措置を講じるよう周知を行ったところです。今後も、各法人における各種手続について、実際に足を運ばずにオンライン手続きが出来るよう促してまいります。		
560	令和3年2月15日	令和3年3月26日	音楽隊は公務員がする仕事なのでしょうか	地方にも消防や警察等音楽隊がありますが、そもそも音楽隊は公務員がする仕事なのでしょうか。廃止または関係団体に代わりにやってもらうなどでもいいと思います。	私の地域の警察音楽隊は音楽隊を専務でやっており、要請を受けて行事へ行き演奏すること以外はほぼ演奏の練習ばかりです。(今はコロナで活動できませんが)それだけで公務員の給料を支給されています。音楽活動に関わる以外の仕事はほぼないと思います。事件事故があった現場に関わる仕事をすることはありません。団員の中には10年以上音楽隊に在籍している人もいます。はたから見ている自分たちは演奏だけやっていればいい、それが仕事だからと思っているように見えます。音楽隊の人は警察の仕事を忘れた人のようなのです。また指揮者として技術吏員が一名いますがその人は警察的な仕事は全くしません。団員の使用する楽器も公費で購入、修繕しています。私から見ると警察の本来業務から音楽隊はだいぶかけ離れた存在だなと思います。音楽隊を公務員でやる必要はないと思います。廃止または関係団体に代わりにやってもらうなどでもいいと思います。音楽隊がなくなったときのメリットは楽器に公費を使わなくてよくなる。年に一回コンサート会場で行うコンサートの会場費がかからなくなる、人員を削減した分忙しい、人員が不足している部署に人を投入できる	個人	警察庁 総務省	【警察庁】 警察音楽隊は、警察と市民とを結ぶ「音の架け橋」として交通安全運動や防犯運動等様々な機会を捉えて積極的に広報活動を行うなど、安全で安心な市民生活の維持と警察に対する理解と協力を求める活動等を行っており、警察業務の一部を担っています。 【総務省】 消防音楽隊の要否や活動内容は、市町村の責任において判断されています。消防音楽隊の意義や役割も市町村の考えによるのですが、例えば、音楽活動を通じた防火防災の呼びかけなど、消防活動の一部を担っています。	【警察庁】 なし	【警察庁】 その他	【警察庁】 制度の現状欄に記載のとおりです。		
561	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国勢調査自体の見直し	今回の調査項目、本当に何に役立っているのと聞きたい。 他の省庁の統計を利用して解るのではないのでしょうか。 回答拒否や提出拒否がこんなに多いことを真剣にとらえ、国勢調査自体の見直し(廃止も含め)をしてもらいたい。	昨日で提出期限の終わった国勢調査、回収率はどうですか。総務省統計局を存続させるためにこのような調査続けるのですか。統計局の職員さんは疑問に思わないのでしょうか。 最終学歴、現在住んでいる所何年居住しているとか他の統計調査や住民基本台帳で掴めるのではないのでしょうか。 常に自治体職員が地域の住民に目を向けて、助けてと言えない人々を救ってあげる政策の方が必要だと思います。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。					
562	令和3年2月15日	令和3年3月26日	統計法における調査について	小規模工務店の総務をしています。国土交通省や経済産業省等から統計法に基づく調査依頼が届きますが統計法の調査を辞めて任意調査に変えていただきたいです。	各省庁から統計法に基づく調査依頼がきます。統計法に基づくため罰則付きの事実上強制ですが、調査対象期間が会社の決算期間とずれているため回答にとても時間を必要とするものがあります。(国土交通省の土地調査などは1回で10時間以上かかりました)それは会社本来の業務ではなく利益も生みません。また昨今労働に関する締め付けが厳しくなっており労働時間が非常に厳格に管理されるなか調査の回答に時間を割くのは難しいです。	個人	総務省	統計法に基づき報告義務が生じる統計調査(「基幹統計調査」といいます。)は、全国的な政策の企画立案や民間の意思決定の基盤となる特に重要な統計の作成を目的としており、正確な統計を作成するため、皆様からの報告が欠かせません。また、国の統計調査の実施に当たっては、統計法に基づき、総務省が事前に内容の審査・承認を行っています。基幹統計調査については、有識者で構成される審議会である統計委員会に諮り、報告者の負担軽減や他の行政情報の活用可能性の観点も踏まえて議論した上で審査・承認を行っており、報告義務が生じない一般統計調査についても、総務省において同様の観点も踏まえて審査・承認しております。調査の内容によっては、会計年度と異なる期間での報告をお願いせざるを得ない場合があるほか、御負担をおかけしてしまう場合もありますが、重要な統計作成のための調査でもございますし、私どもとしても、引き続き、報告者の負担軽減に資するよう努めてまいりますので、御理解いただければ幸いです。	統計法	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載した報告者の皆様の負担軽減に資する取組について、引き続き、対応してまいります。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
563	令和3年2月15日	令和3年4月16日	日本学術会議について	公務員でなく(国民の税金を使用しない)民間の独立機関とすべき	公務員でありながら、任命権者から任命が見送りとなり大騒ぎするのはおかしい。日本学術会議は傲慢である。推薦はあくまでも推薦であり決定権は任命権者にある。総理は国民から選ばれており、学術会議会員は選ばれていない。設立当初のように会員の選挙で選ばれていないので推薦理由が不明瞭である。ただし、たびたび任命権者が拒否すればこれも問題となるので選挙基準が必要かと思う。なので民間の独立機関とすべきです。 共産党や他党は政争に情報操作してるみたいなので……菅総理様「既成事実の打破」応援いたします。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。				
564	令和3年2月15日	令和5年4月14日	デジタル化時代:公務員も人員整理可能等を含め雇用の流動性を持たせる公務員法改正が必要	AI時代に入り、現行の定型業務に類する職業に関し、民間企業では、すでに人員整理の嵐が始まっている。その先頭が、銀行業界である。当然、弁護士業界や税理士業界、そして、行政機関に普及するだろう。管政権が最初に掲げる「政府行政機関のデジタル化」に伴い、必ず起こる公務員の余剰人員の対策が必要になる。政府のデジタル化は5年以内に完成するとのことであるから、これと並行して今から、公務員法の改正に着手しなければならない	コロナ禍で行政機関のデジタル化の遅れが表面化し、世界的に笑いものになり、非効率化による日本の国力低下が表面化した。管政権は、早急に対策が必要といわれる中央・地方を含めた総合的デジタル化を進めるため、直ちに着手し、約5年以内に完成させると公表した。それが完成すると、国民への行政サービスは、迅速さと効率化が期待できる。 しかし、その暁には、現在の定型業務に類する公務員の職種に関し、すでに民間企業では、人員整理が表面化しているように、余剰公務員発生は、当然、予想されることである。 デジタル化が本格的導入されれば、各省庁で個別に実施されている業務のうち、多数存在する重複する分野は、もちろん、AI化で従来の業務の効率化が大幅に進むため、大量の中央、地方の公務員が、職をなくすことが予測される。もちろん、AI化に順応できる公務員も考慮しても、必ず、溢れることは明白である。 今でも、役所に行けば、テキパキと対応してくれる多くの職員は、だいたい非正規の方が多く、他人事のような仕事ぶりの正規公務員は、当選、落ちこぼれになることは確実である。 定年退職で吸収できる時間的余裕はない。そこで、表題の法改正を行わないと、吸収できない。三公社五現業の民営化にみられるトラブル対策は、今から準備しておかなければならない。そのためにも今から、公務員法の改正に着手しなければならない。	個人	内閣官房 人事院 総務省	職員の免職等は法律等に従い、職員の任命権者が行うものであり、一般職の国家公務員は、法律または人事院規則で定める事由による場合でなければ、その意に反して免職されないこととされています(国家公務員法第75条)。 これは、採用された者が、恣意的、かつ不利益にその職を奪われることが無いよう制限することが、成績主義の任用及び公務の公平性、安定性確保のために必要とされるためです。 また、職員の勤務実績不良又は心身の故障、定員の改廃又は予算の減少等の理由により公務能率を阻害することがある場合は、人事院規則の定めるところにより、職員をその意に反しても免職することができます(国家公務員法第78条)。 なお、一般職の地方公務員の分限についても、基本的に国の分限の取扱いと同様になります。	国家公務員法第75条、第78条 地方公務員法第27条第2項、第28条第1項	現行制度下で対応可能	国及び地方公共団体の行政運営上、職員の人事管理において、成績主義の任用及び公務の公平性、安定性の確保は重要であり、身分保障の原則は引き続き維持されるべきであると考えます。 また、現行制度下においても、定員の改廃を理由とした分限免職は認められているところであり、行政機関のデジタル化が進む状況下においても、現行制度の適切な運用を行うことで対応可能と考えております。	
565	令和3年2月15日	令和3年3月26日	民泊コールセンターは何の為にあるのでしょうか?	近隣で別荘地規約に違反して民泊をしている家がありますが、度々迷惑行為があります。何度かコールセンターに連絡していますが、人によって対応がまちまちです。	『苦情をうけつける』という記載があるのに、「指導します」と言ってくれる方もいれば、今日連絡してきた 様は、あからさまに「面倒な人がまた連絡してきた」という言い方でした。 一部、内容が違うかもしれませんが、私の記憶している内容は以下の通りです。 ・(歩道に資材等を放置しているに対し)私道なので、当方 の管理ではない。 ・(歩道は私道ではないに対し)では自治体に連絡してください。 ・(平日、日中勤務しているので無理に対し)時間を作って連絡して下さい。 ・(なぜそちらで受付しないのか?以前、迷惑行為があったら 連絡しろと言われたに対し)では連携しますが、対応結果等は、こちらからは連絡しません。 通報内容をただ自治体に連携するだけの部署が必要なのですか?税金の無駄使いです。 それに、あからさまに不愉快だという言い方で連絡してくる方を、このような部署に配属しているにもおかしいです。	個人	国土交通省	住宅宿泊事業制度の正しい理解と健全な普及を目指して、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間にわたり、問合せや相談のためのコールセンターを民間事業者に委託し運営しています。住宅宿泊事業に関する制度の問合せ、苦情相談等を受付けし、事業者・自治体・消防・地方整備局等への対応依頼連絡をしています。	なし	対応	今回の件は「住宅宿泊事業に関する苦情」の受付は可能だが、「住宅宿泊事業に関係ない、事業者に対する苦情」は受付できない、と入電者様に伝える意図でしたが、苦情自体受付できないと誤認させてしまうような対応になってしまいました。ご意見を全オペレーターで共有するとともに、苦情入電に対する応対フローの見直し等を行い改善を図るなど、再発防止に努めさせていただきます。	
566	令和3年2月15日	令和3年7月20日	起立性調節障害(OD)による不登校児の支援について	ODの症状により小中学校に通えず自宅療養中の子供に義務教育を保障してください。文科省の特別支援教育・不登校支援関係部署、厚労省の地域医療計画・子育て支援担当、日本小児心身症医学会など、教育・医療分野が連携した対策チームでODの実態、実態、ニーズの調査を行い、将来的には発達障害者支援法のような法令を定める。 ・病弱教育や適応指導教室、夜間中学、定時制高校、フリースクール等の教育施設を柔軟に利用できるよう法令や規定を改訂 ・OD症状が和らぐ午後～夜間の居場所づくり ・教育コーディネーターの配置 ・教職員・関係機関向けガイドラインの策定 ・専門的な医療機関の確保 ・ODに関する医学的研究の発足	日本小児医学会によると不登校の3、4割にODが併存すると言われ、ODの子供の実態把握と対策は不登校対策に不可欠だが、行政による対策はほとんどない。 ODは倦怠感や頭痛、朝起き不良など外からは症状がわかりづらい上、教育・医療現場で正しい知識の理解が広がっていないため「怠け」と誤解されやすい。不適切な扱いによる精神的なストレスが加わると、不登校が定着しがちである。 重症ODでは強い倦怠感等で全日制の学校に通うのは著しく困難になる。通信制や定時制の高校なら何とか通える子供が多いが、義務教育期間中は公教育に選択肢がない。障害者福祉の対象からは外れ、入院しない限り院内学級も利用できない(できる自治体もある)。現状では、時間外の特別指導や家庭訪問など担任教師らの個人的な努力に依存しており、教員に負担がかかっている。 思春期が終わる頃にはほとんどが回復し、本来の能力を発揮することが可能である。ODの罹患中も症状に応じた適切な教育・支援を保障するのは国家の義務であり、将来の日本を支える有為な人材を育てる上でも有用である。 ODの診療には時間と手間がかかり、専門医は非常に少なく、地域によって偏在している。小児科以外の医師ではODの認知度も低く、高校以上で発症した子供は医療機関にかけづらい。適切な診断・治療を受けられないまま不登校状態が続いている子供が相当数おり、専門的な医療機関の確保が求められる。 また、ODは兄弟姉妹、親子での発症など約半数に遺伝傾向が認められる。着効を示す薬や治療法はなく、重症になると成長期の数年間を療養に要する。ODに関する医学的研究の推進は大きな意義がある。	個人	文部科学省 厚生労働省	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)において、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等のため、学習支援を行う教育支援施設の整備や、特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備、学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握等について定められています。 また、30文科初第837号「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)」(平成30年9月20日)にて、病院や自宅等で療養中の義務教育段階の病気療養児に対して、一定の要件の下で同時双方向型授業配信を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすることができる旨を通知しています。 さらに、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」(平成17年8月23日付雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める「子どもの心の診療ネットワーク事業」において、様々な子どもの心の問題等に対応するため、都道府県及び指定都市における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等と連携した支援体制の構築を図っています。	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律(平成28年法律第105号) 「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」(平成17年8月23日付雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	現行制度下で対応可能	個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うため、特別の教育課程に基づく不登校特別校の整備等を通じて多様な教育機会の確保に努めているところです。また、不登校児童生徒に対する効果的な支援が学校においてなされるよう、各学校において中心的かつコーディネーター的な役割を果たす教員も明確に位置付けることの必要性について周知しているところです。 起立性調節障害により病気療養中の児童に対し、一人一人の状況に応じた支援等を行うため、平成30年から、同時双方向型授業配信の指導要録上の取扱の整備等を通じて多様な教育機会の確保に努めているところであり、引き続き本制度が活用されるよう周知してまいります。 さらに、「子どもの心の診療ネットワーク事業」を通じて、引き続き、子どもの心の問題等に関する多角的な支援に取り組んでまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
568	令和3年2月15日	令和3年3月9日	認知症の家の年金相談を夫の私が電話で行えない	家内は初老期痴呆症の59歳です。いま障害年金を頂いております。来年以降の年金額についての相談を電話でしようとしたところ、委任状を持って年金事務所に来るか、電話相談は本人しか出来ないかと断られました。認知症で精神障害1級である家内が電話で話せる訳はなく、委任状なども絶対に書けません。夫である私が書いて行くかありません。簡単な相談ですが、おかしいと思います。本人確認の方法を設定して、家族でも電話相談出来る方法を作してほしいです。	年金事務所は遠いです。混んでいて相談に時間がかかります。行って話をして帰って来るのに半日がかかります。時間はコストです。電話も混んでいてなかなか繋がりませんが、電話で相談出来れば、遠方まで交通費と時間をかけて出かける必要がありません。	個人	厚生労働省	年金事務所の窓口で年金相談をされる際、相談窓口においてになる方がご本人の代理人である場合(家族を含みます)、ご本人の委任状と代理人の方の本人確認が出来る書類をお持ち頂いております。また、相談窓口においてになる方がご家族である場合(委任状がない場合)で、ご本人が身体の障害などにより窓口において出来ないときは、委任状がなくても、次の書類があればご相談ができます。 ・本人の身体障害者手帳、要介護認定の通知書、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳など ・施設、療養機関に入所されているときは施設長の証明(写し可) ・窓口においてになる方ご自身の本人確認ができる書類 また、電話で年金相談をされる際、電話をされる方がご本人のご家族(※)である場合、本人とお電話をされた方の基礎年金番号がわかるものをご用意いただき、本人確認のため、いくつかご質問をさせていただいております。また、この場合にご相談できる内容は、個人情報保護の観点から、日本年金機構からお送りした通知書の内容に関するものとさせていただきます。 (※)「2親等以内の親族、又は3親等以上の同居の親族」を言います。		対応不可	電話で年金相談をされる際、電話をされる方がご本人のご家族(※)である場合、ご相談できる内容は、個人情報保護の観点から、日本年金機構からお送りした通知書の内容に関するものとさせていただきます。その他のご相談については、年金事務所等の相談窓口や出張相談等にて承ります。 なお、日本年金機構に法定代理人であることの登録をしている法定代理人につきましては、本人確認を行った上で、ご本人に代わって電話相談を行うことが可能です。 (※)「2親等以内の親族、又は3親等以上の同居の親族」を言います。 また、年金相談につきましては、文書による相談も受け付けており、文書を出される方がご本人の代理人である場合(家族を含みます)、ご本人の委任状(原本)と代理人の方の本人確認が出来る書類の写しを相談文書に同封していただくようお願いいたします。 なお、文書を出される方がご家族(委任状がない場合)の場合で、ご本人が身体の障害などにより相談することができない理由があるときは、委任状がなくても、次の書類があればご相談ができます。 ・本人の身体障害者手帳、要介護認定の通知書、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳などの写し ・施設、療養機関に入所されているときは施設長の証明(写し可) ・相談者の本人確認ができる書類の写し ・本人との関係に関する申立	
569	令和3年2月15日	令和3年4月16日	日本学術会議に若手枠を作る	日本学術会議の委員任命拒否問題が上がっているが、日本学術会議の委員の選出自体が不透明であり、ブラックボックス化している。また、若手の研究者が含まれておらず、若手の意見が吸い上げにくい。現行の日本学術会議を改組するか類似の新しい会議を設立するかは別として、若手の意見が科学政策に反映される仕組みを作りたい。	日本の科学技術を相当する新しい会議を設立する。「学術」の各分野から均等に委員が選出されるように、科研費の大区分あるいは中区分ごとに、採択数にほぼ比例するように委員数を決定する。委員内には、若手枠(おおむね45才以下)も用意する。一流の科学者が自分の分野で複数の委員候補を推薦する。一流の科学者とは、科研費では特別推進研究、新学術領域研究(研究領域提案型)、基盤S等、他にはCREST、ERATO等の超大型予算の研究代表者のうち、選考に加わりたい者と定義する。大区分あるいは中区分で定員の数倍の候補者(若手枠の候補者含む)を提案・選考してもらい、その区分以外の者の投票により、会議の議員を決定する。他分野の者が投票を行うことで、議員が他分野の研究者の評価に耐えることが担保される。また、学会ごとに事実上の枠ができ、その枠が談合で決まることを避けることができる。	個人	内閣府	番号524の回答を参照してください。				
570	令和3年2月17日	令和3年3月26日	建築・設備等の図面の押印の廃止希望	建築・設備等の図面の押印の廃止を希望します。(特に都道府県や市町村や国公立大学等が図面への朱肉での押印を求めています)	設計事務所に勤めている雑用をやる女子職員です。この図面は私が書いたので責任持たしますよ！と押印するのでしょうかが現状めんどくさい作業として雑用女子が押印しています。大体どこの事務所もそうです。「私が見ましたよ」「責任取りますよ」の書類上の押印が廃止になる流れであれば同様に扱って欲しいです。昔は手で書いていましたので書き終わって書いた本人が押印というパターンもあったと思いますが、現在はパソコンで書いて出力してまとめて雑用女子に押印の作業が押し付けられます。図面を書いていない人がひたすら何時間もかけて押印します。これって、必要ですか？図面への押印も設計事務所の枠が入っておりそこに事務所の一級建築士の記載もあります。それでも図面だけ押印する必要がよくわかりません。特に都道府県や市町村や国公立大学等の仕事は押印が当たり前に求められますので改めて欲しいです。	個人	国土交通省 文部科学省 内閣府 総務省	<建築士法における設計図書への押印規制の見直しについて> 建築士法においては、建築士が設計を行った場合には、設計図書に建築士である旨の表示をして記名及び押印をしていただくこととなっております。 <国立大学法人等における押印等の見直しについて> 企業から国立大学等に対して提出される書面・押印申請の要否については、国による定めはありません。 <地方公共団体における押印規制一般の見直しについて> 地方公共団体における押印を求めている手続には、国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続及び地方公共団体が独自に実施する手続があります。	建築士法第20条第1項	検討に着手	<建築士法における設計図書への押印規制の見直しについて> 建築士法における建築士の設計図書への押印を不要とする改正を含む「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」を令和3年2月9日に国会に提出しました。 <国立大学法人等における押印等の見直しについて> 国立大学法人等に対しては、規制改革実施計画を踏まえ、書面・押印手続の見直しについて、必要な措置を講じるよう周知したところです。 <地方公共団体における押印規制一般の見直しについて> 地方公共団体における押印規制一般の見直しについては、「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」(令和2年7月17日付け総務省自治行政局長通知)において、 ・国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続については、各府省から発出されるガイドライン等の内容を踏まえ、適切に対応することが考えられること ・地方公共団体が独自に実施する手続については、国の取組に準じた対応を実施することが考えられること を示し、各地方公共団体に対して押印規制の見直しに積極的に取り組んでいただくようお願いしているところです。 また、地方公共団体が押印見直しを実施する際の参考として、推進体制、作業手順、判断基準等を示した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を令和2年12月18日に公表しました。	
571	令和3年2月17日	令和3年3月9日	省庁間異動者の給与返納・追給処理の一本化	月中異動者にとって、前任庁から日割りて給与返納の納入告知書が発行され、銀行に出向いて取めなければならない、その同額が後任庁から給与追給される。これを、同じ国家公務員の枠として会計間振替処理をすれば、事務の削減となる。	同額が振り込まれ返納する仕組みは非合理的。削減効果は、本人が銀行に出向かなくて良い、銀行窓口の来客が減る、銀行から国への通知がいらない、国での収納確認が不要、未納者への督促が不要、納入告知書の発行が不要、前任庁・後任庁双方の日割り計算書の作成不要。また、本人の安定収入にも繋がる。	個人	人事院	給与法第7条において、各庁の長は、それぞれの所属の職員が、俸給の支給を受けるよう給与法を適用しなければならないとされており、人事院規則9—7第3条において、職員が月の中途にその職員の給与の支出について定められた予算上の部局間での移動をした場合には、発令日の前日までの給与について日割計算による額を従前所属していた部局で支給し、発令日以降の給与について従前所属していた部局での既支給分を差し引いた額を新たに所属する部局で支給することとなっております。この際の会計処理において、追給・返納が生じる場合があるものと承知しております。	人事院規則9—7(俸給等の支給)	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
573	令和3年3月4日	令和3年3月26日	育児取得強制の排除	<p>国土交通省において(国家公務員全体のおそれあり)は、男性職員の育児取得1ヶ月以上の強制化(形式上は強い推奨となっているが、半強制と なってしまっている)を止めるべきである。</p> <p>国土交通省において(国家公務員全体のおそれあり)は、男性職員の育児取得1ヶ月以上の強制化(形式上は強い推奨となっているが、半強制と なってしまっている)を止めるべきである。</p> <p>国土交通省において(国家公務員全体のおそれあり)は、男性職員の育児取得1ヶ月以上の強制化(形式上は強い推奨となっているが、半強制と なってしまっている)を止めるべきである。</p>	<p>男性職員の育児については、職員の権利であり、義務ではないはずである。それが、現在の国土交通省では以下のような形の運用がされている。.....</p> <p>4月から6月までに子が生まれた職員のうち、公表基準日(8月1日時点)において計画が1か月未満であった職員がいる機関におかれましては、ご提出いただいた「育児等取得計画」について1か月以上の計画となるよう見直しの上、再提出願います。</p> <p>1か月未満の職員がいない場合は、お手数ですがその旨ご報告願います。</p> <p>・原則、全ての職員の計画を1か月以上としていただくことを想定しておりますが、特段の事情により1か月未満となる職員がいる場合は、その理由をご教示ください。(1か月未満となる場合は省内幹部に報告する必要があります。)</p> <p>「全ての子どもが生まれた男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることを目指す」との方針徹底については、公表同日に閣僚懇にて菅官房長官(当時)から取組を促す発言がされていることもあり、第1四半期の取得予定のみならず、第2四半期以降の取得予定や、実績の状況把握等について、引き続きしっかり取り組む必要があります。</p> <p>次官連絡会議においても杉田副長官から「コロナ対応や災害対応などで先の見通しが立たないために1か月未満となっている計画については、適宜計画を見直し、1か月以上とすることを検討されたい」との指示もございます。』</p> <p>これは強制に他ならない。男性職員の権利であることを明確化し、それにふさわしい施策となるように提案するものである。</p>	個人	国土交通省	<p>国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得については、「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」(令和元年12月女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。以下「取得促進方針」という。)等に基づき(1)管理職員及び人事担当課による対象職員の把握、(2)管理職員による対象職員に対する情報提供及び育児に伴う休暇・休業の取得の勧奨、取得計画の作成、(3)管理職員における対象職員の取得状況の把握、計画に沿った取得の促進、取得計画の見直し等を行うこととしています。</p> <p>このうち取得計画の作成については、取得促進方針において「取得に関する本人の意向に基づき、取得計画を作成する」「人事担当課は、管理職員からの報告により対象職員の取得予定を確認し、取得意向がない又は期間が1か月に満たないといった場合には、管理職員又は当該職員に対し、理由の確認や勧奨を行う。」と定められ、「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」に定める標準的な取組及び人事評価の実施について(依頼)「(令和2年1月内閣官房内閣人事局人事政策統括官通知)において「人事担当課は、管理職員が提出した取得計画を確認し、取得予定の記載がない場合や取得日数の合計が1か月に満たない場合には、管理職員に対しその理由の確認を行う。その上で、取得日数が少ないこと等の理由が必ずしも合理的でなかったり、明確ではないと思われる場合には、対象職員本人への確認を行う。この際、例えば、管理職員から取得計画提出時等に対象職員が取得しない理由について家庭事情等の個別具体的な説明があった場合には、対象職員への人事担当課からの再度の確認は、慎重に対応する。」と定められ、「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」に定める標準的な取組 Q&A)において「取得計画については、対象となるすべての職員について、当該職員の管理職員が作成することとしています。対象職員に対し、育児に伴う休暇・休業を合計1か月以上取得することについて管理職等から勧奨した上で、対象職員や当該家庭の事情等により取得意向が全くないことが確認された場合については、その旨を取得計画に記載してください。」と定められているところ、これらについては、人事担当課を通じて管理職員及び対象職員に適切に周知されています。</p>	なし	事実誤認	<p>国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得については、「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」(令和元年12月女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。以下「取得促進方針」という。)等に基づき、「取得に関する本人の意向に基づき、取得計画を作成し、取得予定がない場合等は「理由の確認や勧奨」を行うこととして、適切に運用しているところです。したがって、本人の意向に反して休暇・休業の取得を強制することはありません。いずれにしましても、引き続き、取得促進方針等に基く適切な運用を継続してまいります。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
574	令和3年3月4日	令和3年6月16日	在留カードの活用と不正防止策ならびに技能実習制度について	外国人の日本国内のビザ取得および技能実習生の扱いについて提案。 1: 技能実習制度について 2: 在留カードの不正防止について 3: 在留カードの使い道の拡大について 4: 在留外国人の賃貸契約と土地の購入について 5: ビザ申請の費用について	1: 技能実習生の逃亡を避けるべく、国でも彼らを雇うべきだと考えます。例えば、国土交通省において、河川国道事務所などの業務は、まさに技能実習ができる場所だと思います。民間で安い賃金で働かせても何もこの制度の利点を生かしていません。その上で、技能実習生は国でも雇うべきだと思います。 2: 在留カードの不正や模造品が出回る理由の一つにセキュリティの甘さがあると思います。その為、在留カード取得時に、指紋登録と指紋ナンバーの登録。在留カードにも二つの番号を掲載し、照合の際、在留カードのナンバーで名寄せした時に、照合先で指紋と指紋ナンバーも表示し一致しなければ不法滞在になるというシステムの構築をすべきだと思います。 3: 一度、在留カードが発行されると、その後の就職した後、何年も在留カードの在留期限を確認しない事業者がいます。その為、保険証の更新や発行時に在留カードナンバーを提示を義務化し、厚生労働省側でも不正を防ぐ対策をすべきだと考えます。 4: 不法滞在を防ぐべく外国人のアパート等の賃貸契約は、原則1年とし、パスポートの提出と在留カードの確認を義務化すべきです。また、近年、中国人が日本の土地を購入することが多発しています。他国では、外国人は在住国の土地を買うことができない法律がありますが、日本では、永住権がなくとも購入できます。これは将来、日本の土地が奪われる可能性がありますので、他国同様、コンドミニアムしか買えないよう法整備をすべきです。 5: ビザ申請値段は、もっと高価にすべきです。人口減少中、税収の一部として収益も上がり、日本のビザは貴重な物として扱われるようになります	個人	法務省 厚生労働省 国土交通省 内閣官房 外務省	1. 技能実習制度は、技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としており、実習実施者との雇用契約に基づき、技能実習生を受け入れています。 2. 在留カードの偽変造対策については、在留カードの券面に、見る角度を変えることで色が変化する特殊なホログラムや、カードを傾けると絵柄の色が変化する特殊なインクなどが用いられており、その見方については、出入国在留管理庁のホームページに掲載するなどして周知を図っています。 また、出入国在留管理庁ホームページ上に、在留カードの番号の失効情報を確認することができる「在留カード等番号失効情報照会」ページを設置しており、この画面上で在留カードの番号と有効期間を入力することにより、当該番号が失効していないかについて確認することができますようにしています。 さらに、令和2年12月25日から、在留カードのICチップ内に保存されている身分事項や顔写真等の情報を読み取り、その情報が偽造・改ざんされたものでないことを確認するための機能を提供する在留カード等読取アプリケーションを無料配布しています。 3. 健康保険制度においては、被保険者資格取得届等の提出に際し、記載内容に誤りが生じないよう、事業主において住民票や在留カード等により本人確認を徹底するよう周知しているところです。 4. (前段) 民法(明治29年法律第89号)及び借地借家法(平成3年法律第90号)には、賃貸借契約に関して、国籍等によって契約期間や身元確認に係る制約を課す規定はありません。 4. (後段) 外国資本等による土地買収については、骨太方針2020において、「安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる」とされたことを踏まえ、内閣官房において検討を進めています。 5. 査証手数料を含む領事手数料は、法令により、徴収根拠や手数料額が定められています。	1. 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号) 2. なし 3. 健康保険法第48条等 4. なし 5. 外務省設置法第11条 領事官の徴収する手数料に関する政令 領事官の徴収する手数料を定める省令	1. 対応不可 2. 対応不可 3. その他 4. (前段) 対応不可 4. (後段) 検討に着手 5. 対応不可	1. 技能実習法(以下、法という。)において、実習実施者とは、法第2条第7項及び第8項の規定により、法第8条第1項に規定する技能実習計画に基づき、技能実習を行わせる者とされています。 法第8条第1項に規定する技能実習計画は、技能実習を行わせようとする本邦の個人又は法人が作成し、出入国在留管理庁及び厚生労働大臣の認定を受けるものであり、個人又は法人に国は含まれないため、国が実習実施者となることは想定していません。 2. 在留カードの偽変造対策については、在留カードの券面に、見る角度を変えることで色が変化する特殊なホログラムや、カードを傾けると絵柄の色が変化する特殊なインクなどが用いられており、その見方については、出入国在留管理庁のホームページに掲載するなどして周知を図っています。 また、出入国在留管理庁ホームページ上に、在留カードの番号の失効情報を確認することができる「在留カード等番号失効情報照会」ページを設置しており、この画面上で在留カードの番号と有効期間を入力することにより、当該番号が失効していないかについて確認することができますようにしています。 さらに、令和2年12月25日から、在留カードのICチップ内に保存されている身分事項や顔写真等の情報を読み取り、その情報が偽造・改ざんされたものでないことを確認するための機能を提供する在留カード等読取アプリケーションを無料配布しています。 出入国在留管理庁では、券面の偽変造防止対策や在留カード等番号失効情報照会の運用に加え、このアプリケーションの幅広い利用により、偽変造在留カード対策をより一層進めていきたいと考えています。 3. 健康保険制度においては、被保険者資格取得届等の提出に際し、記載内容に誤りが生じないよう、事業主において住民票や在留カード等により本人確認を徹底するよう周知しているところです。 なお、出入国在留管理庁においては、不法就労外国人問題に対処することを目的に、例年「不法就労外国人対策キャンペーン月間」を定め、外国人を雇用する事業主等を対象に不法就労の防止について理解と協力を求めるため、リーフレットを用いて外国人雇用の際の注意点を説明し、不法就労防止を呼びかけるキャンペーンを行っています。その際、在留カードの「就労制限の有無」を必ず確認し誤って雇用することのないように注意を喚起するほか、在留カードの真偽判断のポイントについて紹介しています。また、事業主団体(中小企業団体、商工会議所等)、関係行政機関及び地方公共団体等に対して、不法就労防止に関する啓発活動の協力を依頼しています。 4. (前段) 国籍等によって賃貸借契約における契約期間に一律に制約を課すことは適切ではないと考えています。 なお、住宅の賃貸借契約に係る入居審査において、一般的には身元確認が行われています。 4. (後段) 現在、内閣官房において、骨太方針2020を踏まえ、安全保障上重要な土地の利用・管理等の在り方について課題を精査し、検討を進めているところです。 5. 査証の目的は、外国人の入国について事前に審査がされ、旅券に付与されることで、善良な外国人に対する円滑な入国審査実施に寄与すること及び我が国の利益を害する行為を行う外国人の入国を阻止することです。 また、査証手数料は外務省設置法第11条や政令、省令で、事務に要する実費及び為替相場を勘案して徴収することや手数料額が定められており、在外公館は、これらの法令に基づき、適切に査証手数料を徴収しています。	
575	令和3年3月4日	令和3年9月10日	国立大学における不必要な捺印の要求について	筑波大学において、不必要な捺印を要求されるケースが散見される。Wi-Fiルーター貸出時の誓約書に捺印が必要だと言われた。自署であれば捺印がなくても誓約書の法的効力に影響しないため、捺印を拒否したところ、大学本部が必要だというから捺印が必要だ、との返答が担当者からあった。	「外国人のSmithさんにも捺印を要求するのですか?」と尋ねたところ、「外国人は印鑑がないから不要だ」との返答だった。これでは、日本人と外国人の間に差別的待遇が生じてしまう。国立大学においてこのような外国人差別を行っていることは看過できない事態である。当該事例において捺印が必要となる根拠法はないため、捺印の要求は慣例によるものである。	個人	文部科学省	規制改革の番号518(文部科学省)の回答を参照してください。				
576	令和3年3月4日	令和3年8月18日	日本学術会議について	どうしても必要ならば、専門家等は、ボランティアで参加すべき。	廃止でいいと思います。必要ない。報酬が多すぎる。	個人	内閣府	日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とし、内閣総理大臣の所轄とされています。 独立して次の職務を行っており、日本学術会議に関する経費は国庫が負担することとされています。 ①科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。 ②科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。	日本学術会議法	検討に着手	令和3年4月22日に「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」を公表し、日本学術会議のより良い役割発揮に向けて、日本学術会議において検討を始めています。 「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」(日本学術会議HP) http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-s182-2.pdf	
577	令和3年3月4日	令和5年5月17日	戸籍と住民基本台帳の一本化と国での一元管理	市町村の住民台帳と、法務省の戸籍台帳を一本化し、国または国の外郭団体で一括管理できないものではないでしょうか。	現状はたかだか1億3千万人弱の「顧客基本情報」を管理するため、全国で推定3400市(市町村数×住民台帳&戸籍システム)以上の高性能サーバを利用し、毎年膨大な管理コストを支払っています。 住民台帳は自治事務、戸籍は国の法定受託事務ですが、統合しても総務省と法務省の管轄以外に特に問題になることは無いと思います。また自治体が独自色を出すような事務でもありませんから、国または地方公共団体情報システム機構の様な外郭団体でシステムを準備し、各自治体はLGWAN経由でそれを利用するようになれば、かなりの経費節減になるのではないのでしょうか。 統合により、マイナンバーカードを使い、全国どの自治体でも住民票と戸籍をプリントアウトできるようになると嬉しいですね。 デメリットは、住民台帳と戸籍システムで稼いでいた地方のSlerの仕事が無くなることかと思います。	個人	総務省 法務省	【戸籍台帳について】 戸籍制度は、日本国民の親族的身分関係を登録・公証する制度であり、住民基本台帳制度は、住民の居住関係その他の住民に関する記録を登録・公証する制度で、戸籍制度は戸籍法、住民基本台帳制度は住民基本台帳法においてそれぞれ登録・公証する内容が法定されており、また、戸籍謄抄本等の交付請求は本籍地の市区町村に行う必要があります。 【住民台帳について】 本人からの請求であれば、住所地市町村以外でも請求を受け付け、氏名、住所等の記載された住民票の写しを交付することができます。 また、マイナンバーカードを利用して住民票の写しのコンビニ交付サービスを行っている自治体もあります。	戸籍法 住民基本台帳法	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、それぞれの制度の根拠となる法令、登録・公証する内容が異なることから御要望に応じるのは困難です。 なお、令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍の謄抄本を取得することができるようになりました。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
578	令和3年3月4日	令和3年3月26日	国内で使用されている簡体字とハングル表記の廃止について	現在、国内では至る所で、中国語(簡体字)と韓国語(ハングル)表記が使用されていますが、日本は多民族国家ではありませんので、これらの言語を国民に押し付けることは許されず、従来の日本語と英語表記に戻すべきです。なお、JR東海は、日本語と英語表記のみであり、何の問題もないと聞いています。	今は、空港、鉄道、道路、市役所、バスターミナル、飲食店、デパート等、あらゆる場所で簡体字とハングル表記が使用され、国民はやる必要のない余分なコストを負わされているとともに、これらの言語の表記は、小さくて日本国民には見えづらく、不便を強いられているのが現状であり、景観上も、国民感情からも納得できるものではありません。日本には、多くの中国人が居住しており、中国の国防動員法が発動された場合は、国内で使用されている簡体字が悪用される恐れがあります。また、ハングル表記は、北朝鮮による工作活動に悪用される恐れがあります。中国人も、韓国人も、英語学習はやっているはずであり、敢えて日本のみが世界の常識に反した言語表記をする必要は全くありません。多くの国民は、以前のような日本語と英語表記の簡潔なものを望んでいると考えられますので、来年のオリンピック・パラリンピックを前に、是非、以前のような簡潔な姿に戻すよう、国民として強く要望する次第です。	個人	国土交通省	番号537の回答を参照してください。				
579	令和3年3月4日	令和3年4月16日	幼稚園・小学校での現金集金廃止について	幼稚園や小学校の雑費は、現金集金ではなく、口座引き落としにしてほしいです。	キャッシュレス化が進み現金を扱う機会が減っています。そのため、保護者が指定された金額を用意するのは、大変な手間がかかります。時にはすぐに買う必要の無い物を現金で購入することもあります。現金を用意する、集めた現金を集計する、金融機関に持ち込んで再度確認するなどさまざまな手間がかかります。また現金には、途中で紛失するリスクもあります。あらゆる方の仕事量の削減のためにも、現金での集金は廃止してほしいです。地域によっては口座引き落としの学校もあるかもしれませんが、提案先が分からなかったのですが、こちらに連絡させてもらいました。よろしく願います。	個人	文部科学省	各学校で管理されている徴収金については、それぞれの学校で管理方法を決められているものと承知しています。	なし	現行制度下で対応可能	徴収金の管理については、各学校で定められているものであり、運用の仕方によって改善が図れるものと考えます。また、文部科学省としては、様々な機会に業務の効率化や事務負担の軽減に関する取組を促しています。	
580	令和3年3月4日	令和3年8月18日	学術会議	学術会議現役会員の科学技術、教育、医療技術などの向上に会員それぞれの英知を結集して積極的、具体的な提言を必ず年一回行う事を義務付けるべき。	具体的、積極的な提言を出すことを義務付ける事により曖昧で学識者以外でも言えるような意見が減るのではないだろうか。例えば戦争反対なら戦争をしないように相手が好戦的な態度に出ないようにするためにどのような政策を打っていくべきかが出てくるようになると思う。学識者なら具体的な事が言えるはず。学術会議現役会員は、専門分野の研究で得られた知識を活かして国の向上、発展に貢献することに関与することを義務付けるべき。会員任命を拒否された学識者は、政府の提出した法案に異議をとなえただけで法案の問題点の改善策を提示出来なかったのてわ。研究者なら具体的な改善策と改善策を実施した後どのような効果があるかと言えなければならないと思う。学識者代表としてはどうかだと思ふ。	個人	内閣府	番号576の回答を参照してください。				
581	令和3年3月4日	令和3年3月26日	国立大学の公募の電子化について	お茶の水女子大学の公募方法(署名、捺印入り、A4用紙を用いて郵送。返信葉書入り)を改善して電子化(アップロード)にして欲しい。	現在、米国に居住しているが、ここではA4用紙も返信葉書用の日本の切手も手に入れるのが困難である。私は日本にいる親族に頼んで送付してもらったが、日本に親族のいない研究者もいる。海外でグローバルに活躍する研究者の雇用機会を失わないためにも、海外からの応募に優しい仕組みを作って欲しい。お茶の水女子大は印刷書類を送付、という形態だったが東京大学のある研究室では学内サーバーへのアップロードで書類を受け付けてくれてありがたかった。国立大学全体でアップロードによる提出に対応していただくと、さらには履歴書や業績リストの書式なども統一していただくと多くの研究者が非常に助かると思う。	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。				
582	令和3年3月4日	令和3年4月16日	国立大学法人試験事務室の廃止	例年実施している国立大学法人職員統一試験を廃止する。廃止することで、法人試験事務室が不要となり、そこに在籍する各大学からの出向もなくなり、人的コスト・関係経費の削減に繋がる。	国立大学は職員採用のため、各ブロックごとに統一試験を実施しているが、公務員志望の学生が併願先として国立大学の試験を受ける形になっており、せっかく合格・内定を出しても、辞退されるケースが非常に多い。また、そもそも受験者数が減少しているため、大学が定める合格ラインに1人も達さないケースすらある。この統一試験を実施するには、センター試験の様に、事前に多くの準備があり、当日も職員が土日出勤して対応するため、人的コストもかかる。一番の問題は、法人試験事務室が、このような厳しい採用状況の中、例年通りの仕事しにくい事。約半数の国立大学が、この試験以外に、大学独自の試験をする事で、職員の補充に努めているが、正直、独自試験の受験生の方が、かなりレベルが高い。法人試験事務室・統一試験を廃止する事で、各大学の負担軽減が図られるとともに、大学ごとの色を出した採用が可能になり、特色ある大学の創生に繋がるのではないかと。せめて、統一試験に対する各大学の思いを述べるアンケート調査だけでも、実施してほしい。	個人	文部科学省	国立大学法人等における職員採用試験は、それぞれの法人の採用方針に基づいて行われているものであり、統一採用試験からの採用を行うか否かは各法人において判断すべきものです。	なし	現行制度下で対応可能	制度の原状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
583	令和3年3月4日	令和3年4月16日	自衛隊の高速道路等通行料金常時無料化	自衛隊の平素の教育訓練に伴う人員・装備品の輸送、及び部隊移動等に係る高速道路等の有料道路通行料金の無料化	移動時間の短縮による教育訓練に配当する時間の確保、高速道路等利用料金コストの削減、高速道路等の利用に係る調整部署、人員の削減によるコスト削減・業務の効率化及び実働部隊の人員数の増加等の効果が期待	個人	防衛省 国土交通省	【防衛省】 自衛隊の平素の教育訓練のための高速道路等の有料道路通行においては、利用料金を支払う必要があります。 【国土交通省】 高速道路の料金を徴収しない車両については、道路整備特別措置法において、道路交通法に規定する緊急自動車その他政令で定める車両はこの限りではないとされており、同法施行令において、災害救助、水防活動その他の特別の理由に基づくものであるため料金を徴収することが著しく不相当であると認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとされています。 国土交通大臣が定める車両については、「料金を徴収しない車両を定める告示」で定められており、自衛隊車両については、自衛隊車両の活動に応じて告示の該当の有無を判断しており、告示に該当する場合、料金を徴収していません。	道路整備特別措置法	対応不可	【防衛省】 自衛隊が訓練で使用する有料道路利用のために必要な経費について、優先順位を踏まえつつ、必要な教育訓練を行えるよう十分な予算確保に努めてまいります。 【国土交通省】 有料道路は、道路の建設等に係る債務を利用者の料金により償還することを前提とした制度であり、利用者の料金負担の公平性等の観点から、料金を徴収しない車両については、緊急自動車等特別の理由がある車両に限定されているところ、ご意見のような利用について無料の対象とすることは困難と考えています。	
584	令和3年3月4日	令和3年3月26日	財務省主査説明等のオンライン化(明日にでもできます)	現在、各省庁が財務省へ分厚い紙束をもって、説明をし、それを手書きでメモを取っているのが現実である。大学院を卒業したばかりの小職にとってはとて時代遅れであると感じた。財務省説明をオンラインのみとすることにより、紙の無駄遣いをなくすとともに、テレワークも推進することができ、双方にとってもプラスとなる。	現在は、主査説明とし、各省が財務省に説明をすることになっている。そのための印刷の部数、枚数はゆうに100ページを超える。これを深夜まで印刷をしているのが現状である。また、主査説明のために、出勤しなければならない職員もいることを忘れてはならない。メモ取りもタイピングの音が気になるという暗黙の了解のもと、手書きで行っているのが現実である。 そこで、財務省説明をオンラインのみと制限することにより、紙の無駄遣いを無くす、テレワークを推進することができ、メモもPCで取ることが可能となるほか、新型コロナウイルス感染症対策にもなり、良いことしかない。 オンラインでは、うまく伝わらないという幹部の声も聞かぬが、オンラインでもうまく伝わるように場数を踏むというのも大切であると感じている。 よく、議員レクのオンライン化が叫ばれるが、まず、身近なところから原則ではなく、「オンライン化のみ」とすることにより、強制力を持って改革を進めなければ日本は変わらないと強く感じる。ご検討を頂ければ幸いです。	個人	財務省	財務省における主査説明時の説明方法等は、各予算係と各府省庁との間で調整し決定しているものと承知しています。 また、令和2年9月以降、業務効率化のために各府省庁と利用できるビデオ会議システムを全職員に導入し、ヒアリング等への活用を推奨しているところです。	なし	現行制度 下で対応可能	今後とも、ヒアリング等へのビデオ会議システムの活用を進めてまいります。	
585	令和3年3月4日	令和3年4月16日	消防団の寄付強制について	消防団員から年一度訪問され、寄付金2000円請求される	私は茨城県に住んでいます。いつも疑問ですが消防団が毎年消防団協力金として一戸世帯を周り2000円請求されます。これはほぼ消防団旅行費や宴会代だそうなんです。このようなことをやるように国から通達していただけないか	個人	総務省	地方財政法第4条の5において、地方公共団体は住民に対し、寄付金を割り当てて強制的に徴収するようなことをしてはならないとされています。	地方財政法第4条の5 消防組織法第9条	その他	消防団は、消防組織法に基づき市町村に設置される消防機関の1つであり、消防団を設置する各市町村において、適切に対応すべきものです。 法律の趣旨については、茨城県にお伝えします。	
586	令和3年3月4日	令和5年4月14日	共済について	学校に勤務すると公立学校共済、市役所だと市共済に加入しなければならず、異動の支障となっている。 また、学校事務という採用ポストを残すことにもつながり、無駄な採用事務コスト、狭い異動範囲による人材育成の困難さなど、課題が多い。 採用当初の共済を維持し、勤務先が変わっても共済は変わらないようにしたい。	大きな影響はない。投資も特段不要。 メリットは、採用ポストの効率化、異動に伴う人事異動業務の軽減など考えられる。	個人	総務省 文部科学省	地方公務員等共済組合法第3条第1項において、地方公務員共済組合のうち、「公立学校共済組合」は「公立学校の職員並びに都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関(公立学校を除く。)の職員」、「市町村職員共済組合」は「都道府県の区域ごとに」、「指定都市以外の市及び町村の職員(第二号に掲げる者を除く。)」によって組織すると規定されています。 また学校事務職員は、学校教育法第37条等において、原則必置の職とされており、任命権者である各自治体が実態を踏まえて採用方法を決定しています。	地方公務員等共済組合法第3条	事実誤認	地方公務員等共済組合法第3条により、各組合を組織する職員が規定されており、公立学校共済組合と市町村職員共済組合の間の異動は日常的に行われていることか、所属する共済組合が異なることが異動の支障とはなっていません。また、職員の採用や異動は任命権者である各自治体の実態を踏まえて適切に行っていると承知しており、所属する共済組合とは関係ありません。	
587	令和3年3月4日	令和3年4月16日	研究分野における大学および独立行政法人の公募に各種申請を電子化すること	1. 典型的な応募書類の書式を統一すること(履歴書・職務経歴書・研究業績など) 2. 電子応募を基本にすること(書類送付の廃止)	私は研究者をしています。国立大学や国の研究機関(独立行政法人等)の公募に応募する際には、毎回書式の違う応募書類を作成し、印刷し、それを郵送で送付しなければなりません。 文部科学省の方針に従った結果、任期付きのポストが増え多くの研究者は何度も公募に応募することになりますが、書類作成や送付に貴重な研究の時間を割かざるを得ないのが現状です。また、書類を送付するというスタイルは海外からの応募を減らしている一因であり、日本人が海外に出て行かない要因の一つでもあろうと思います。 すなわち、単純なこの2つの改革により 1. 研究時間の捻出 2. 海外からの応募を増やす 効果が考えられます。 理想的には履歴書や研究業績はe-Rad等のシステムに登録しておいたものをそのまま使用できる形が望ましいと思います。 JSTが主管しているJrecinでは電子応募の機能はありますが、それを使用可能としている機関は圧倒的に少ないと言わざるを得ません。これらは機関内の前例主義が原因であろうと考えられますが、様々なものが電子化されていく現代に沿った形にすべきであり、改革を希望します。	個人	文部科学省	各大学における教員等の人事は、各大学がその責任において適正に行うことが基本ですが、文部科学省では、「研究力向上改革2019」において掲げた「求人公募における海外からの応募に係る負担の軽減」等を踏まえ、各大学等において、特に国外の研究者が応募・面接に当たり不利益の被ることのないよう、求人公募における応募・面接のオンライン化の推進に努めるよう好事例を示しながら依頼(令和元年5月事務連絡)したところです。 文部科学省が所管する国立研究開発法人については、全ての法人において、応募書類を電子的に提出可能としています。 また、イノベーション創出を担う研究人材のためのキャリア支援ポータルサイト「JREC-IN Portal」においても、各大学等における電子応募導入を推進すべく、「大学等における求人公募に係る申請手続きのオンライン化等の推進について」(令和3年2月12日付文部科学省事務連絡)を踏まえた積極的な対応を呼び掛けています。		現行制度 下で対応可能	令和元年5月事務連絡で示した取組事例を更新するとともに、オンライン化を活用した公募申請手続きを取り入れるなど、教員等の求人公募手続きの不断の検証を求める事務連絡を改めて発出・周知を行ったところです。 また、引き続き、JREC-IN Portalにおいても、サイトの更なる充実に取り組んでまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
588	令和3年3月4日	令和3年3月26日	地方支分部局の長の任期の長期化	私が所属する国の地方出先機関では、キャリア官僚が局長として赴任してきますが、1年で異動し、毎年新しい局長になります。部長級も1年異動が多いです。これを最低2、3年の任期にすることを提案します。	新局長・新部長の都度、業務説明、関係各所への挨拶回り、前局長が始めた施策の見直しなどが行われます。異動が2年毎であれば、上記業務は2年に1度ですみます。そもそも1年で方針が変わる組織、トップが毎年新任の挨拶回りを行っている組織では、管轄する地域の信頼は獲られません。トップが1年で変わる組織は健全なんでしょうか？これは霞ヶ関各省庁のトップにも言えることだと思います。1年で異動している理由が、国民や管轄する地域のためであれば喜んで働きますが、私にはよく分かりません。ただ、キャリア官僚の異動事情や前例踏襲のように見えます。トップの任期が延びれば、異動に伴う「提案の具体的内容」で記載した業務量削減に繋がります。また組織の安定による国民の信頼も高まります。どうぞよろしくをお願いします。	個人	内閣官房	国家公務員法において、職員の転任は人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとされています。また、採用・昇任等に当たり従うべき基本的な方針である「採用昇任等基本方針」では、多様な勤務機会の付与、多岐にわたる行政課題や業務の繁閑への的確な対応、同一官職に長期間就けることに伴う弊害の防止等を勘案しつつ行うこととされており、これらを踏まえ人事異動を実施しています。	国家公務員法第54条、第58条	現行制度下で対応可能	国家公務員の人事管理については、引き続き適切に行ってまいります。	
589	令和3年3月4日	令和3年4月16日	法務省・裁判所における横書きコマの使用撤廃	法務省・裁判所では、「公用文作成の要領」に従い、横書き文書にテン「、」ではなく、コンマ「、」を用いています。しかし、民間は勿論、他の省庁でも、日本語の文章にコンマを使うことはなく、法務省・裁判所関係だけが、コンマを使うことを強制しているのは異常です。法務省・裁判所における横書きコンマを使用を撤廃し、民間・他の省庁と同様に、テン「、」を使うよう改めて下さい。	日本において、横書き文書を書くにあたり、法務省・裁判所関係（検察庁、弁護士会、裁判関係用語）だけ、テン「、」ではなく、コンマ「、」を使っています。これは、この世界が一般市民社会からかけ離れた非常識なことであることを示していません。裁判員制度の導入など、市民に開かれた裁判制度を目指しているにも関わらず、用語の使い方を見ても、市民社会の常識を見ようとしてもしなない姿勢には憤りを感じます。横書き文書で、テンではなく、コンマで表記するよう、裁判官・検察官・弁護士、法務省職員の方は、パソコンを設定しているのだと思いますが、普通の人はそんなことはしません。テンで表記された文書を受け取らない職員の方もいるようですが、全くの無駄で、合理性に欠けています。制定から50年以上経過した「公用文作成の要領」において、コンマ「、」を使うよう定めているのは、戦後の混乱期における間違っただけの日本語改革の一つです。これを機に、「公用文作成の要領」を正式に改め、横書きであっても、日本語文章はテンを使うようにきちんと定めて下さい。	個人	文部科学省 法務省 内閣官房	「公用文改善の趣旨徹底について」(昭和27年内閣閣内第16号依命通知)で「これを関係の向に周知徹底せしめることは、公用文改善の実をはかるため適当なことと思われる」として示された「公用文作成の要領」(昭和27年内閣閣内第16号依命通知別紙)は、公用文、感じのよく意味のとおりやすいものとするともに、執務能率の増進をはかるため、その用語字・文体・書き方などについて、示したものです。その「第3書き方について」の5注2で「句読点は、横書きでは「、」および「。」を用いる。」と示されています。ただし、「公用文作成の要領」が通知されて既に70年近くを経ており、現状の公用文の作成においては、言葉に対する意識の変化や和文タイプライターを使用しないなどの社会状況の変化に合わせて省庁ごとに柔軟に運用されるようになり、読点についても、「、」の使用を許容している省庁もあります。なお、法務省においては、上記「公文書作成の要領」に基づき、「、」を使用しているところでは、	「公用文改善の趣旨徹底について」(昭和27年内閣閣内第16号依命通知)、「公用文作成の要領」(昭和27年内閣閣内第16号依命通知別紙)	検討に着手	文化審議会国語分科会において、令和3年3月12日に「新しい「公用文作成の要領」に向けて(報告)」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/92968501_01.pdf)が取りまとめられたところであり、その中では読点には「、」ではなく、「。」を用いることを原則とすることについても内容に盛り込まれております。当報告を踏まえ各府省庁における取扱いについて関係府省庁と検討を行う予定です。	
590	令和3年3月4日	令和3年4月16日	「公用文作成の要領」の廃止、現代に即したものの制定	法務省・裁判所では、「公用文作成の要領」に従い、横書き文書にテン「、」ではなく、コンマ「、」を用いています。しかし、民間は勿論、他の省庁でも、日本語の文章にコンマを使うことはなく、法務省・裁判所関係だけが、コンマを使うことを強制しているのは異常です。法務省・裁判所関係の異常な慣習の根拠となっている「公用文作成の要領」を廃止し、現代に即した適切なものを制定して下さい。(内閣官房、文化庁)	日本において、横書き文書を書くにあたり、法務省・裁判所関係（検察庁、弁護士会、裁判関係用語）だけ、テン「、」ではなく、コンマ「、」を使っています。裁判員制度の導入など、市民に開かれた裁判制度を目指しているにも関わらず、用語の使い方を見ても、市民社会の常識に沿っていない状況に憤りを感じます。横書き文書で、テンではなく、コンマで表記するよう、裁判官・検察官・弁護士、法務省職員の方は、パソコンを設定しているのだと思いますが、普通の人はそんなことはしません。この根拠となっているのが、制定から50年以上経過した「公用文作成の要領」です。コンマ「、」の使用以外にも、今となってはおかしな部分が多岐あります。「充当」や「即応」は使っても良いのでは。「経本」「連調」ははるか昔になくなっていて、地名・人名をかな書きにして良いとはどういう意味、数字表記のルールなど。このような不適切なルールが、未だに通用しているのは信じられません。これを機に、「公用文作成の要領」を正式に改め、横書きであっても、日本語文章はテンを使うように現代に即した適切な日本語表記のルールをきちんと定めて下さい。(内閣官房、文化庁)	個人	文部科学省 法務省 内閣官房	番号589の回答を参照してください。				
591	令和3年3月4日	令和3年3月26日	局、課の数の規制の撤廃、必要な局や課は措置すべき	国の行政組織の管理において、局(官房を含む)と課の数の規制を置いて効率化を図っていることになっていますが、実際には、局長級、中二階、課長級、室長級の総括整理職、分掌官の乱立を招き、意味がないどころか、分かりにくく、有害です。必要なのは、局や課の数を減らすことではなく、階層を減らすことであり、むしろ必要な局や課は措置すべきです。局、課の数の規制は撤廃して下さい。	国の行政組織の管理にあたり、大臣官房・局の数の規制と、課の数の規制が行われていますが、局長級、中二階、課長級、室長級の総括整理職、分掌官の乱立を招くだけの結果となっています。むしろ、次の例のような混乱を招き、分かりにくくなっているだけです。 ・内閣府政策統括官(〇〇担当)付参事官(△△担当)が乱立しているが、局と課と何ら変わらず、分かりにくいだけ。 ・〇〇局△△審議官の部下の職員を、△△審議官グループ、△△審議官組織のような形にして、実質的には局と同じ扱いにしている。 ・大臣官房参事官(〇〇局△△担当)の形で、単に〇〇局△△を担当している課と同じ。大臣官房に属している意味はない。 ・△△課企画官兼〇〇室長の形で、実質的には△△課本課と〇〇室は独立して仕事をしている。(〇〇室は訓令室) 局や課の数を規制しても改革には繋がりにくいです。局や課の数を増やすと、階層が増えることは繋がりが、それは決裁ルートを長くして、責任の不明確化や意思決定の遅れに繋がります。むしろ階層を減らす観点からは、必要な局や課は措置すべきです。 人件費抑制の観点からは理由になりません。なぜならば、総括審議官、審議官、参事官、企画官など、局や課がなくとも、同じ人件費が措置されているからです。 局や課の数を規制する仕事をしていること自体が無駄です。もっと行政の活性化に繋がる他の仕事に人材を充てて下さい。	個人	内閣官房	「局」の数については、中央省庁等改革基本法第47条第1号において「府省の内部部局として置かれる官房及び局の総数をできる限り九十に近い数とすること」とされ、これを受けて、国家行政組織法第23条において、「官房及び局の数は、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数と合わせて、九十七以内とする。」と規定されています。 「課」の数については、中央省庁等改革基本法第47条第3号において「府省の編成以後の五年間において、課等の総数について、十分の程度削減を行うことを目標とし、できる限り九百に近い数とするよう努めること。」と規定されています。 「局長級分掌職」については、国家行政組織法第20条第1項において「特に必要がある場合においては、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置くことができる」と規定されています。 「総括整理職」「課長級分掌職」については、国家行政組織法第21条第4項において「官房、局若しくは部(実施庁に置かれる官房及び部を除く。)又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課(課に準ずる室を含む。)の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができる」と規定されています。	国家行政組織法第20条第1項、第21条第4項、第23条 中央省庁等改革基本法第47条第1号・第3号	その他	① 現状において、業務遂行に係る体制は、必ずしもシンプルな「局一課」という形態ではなく、両者の間に総括整理職(審議官級・課長級)が入り、あるいは、「局」「課」の事務の一部を分掌職が担い、あるいは「局」「課」を置かず一定の塊の事務を複数の分掌職がその時々状況に応じ分担し合うなど、様々な組織が上下・左右相互に関係し合う形で業務を遂行する体制になっているものが多いですが、それは、省庁再編以降、内外の環境が刻々変化し、時に相互に矛盾する多様な政策課題に直面する中で、引き続き個別分野だけを考えていたのでは解決できず、高い視点と広い視野による総合的・戦略的な判断、大胆な価値選択・政策立案を行いながら、課題に対処しなければならぬ必要性が高まっていることによるものが多いと考えています。 ② 「局」「課」については、中央省庁等改革基本法において「官房及び局の総数をできる限り九十に近い数とする」(これを受けて国家行政組織法で「九十七以内」と規定)とされ、また、同基本法において「課等の総数について…できる限り九百に近い数とするよう努める」とされていることから、こうした法定数との関係で「局」「課」を増やしづらいつながりがあることは否定されるものではありませんが、この法定された趣旨も、政府全体の政策の企画立案の総合性・機動性・弾力性を確保する点にあることを考えると、むしろ、分掌職・総括整理職の新設は、①のとおり、「局一課」という単一の関係で全てを解決できる政策課題が僅少となり、局長級の判断・調整について、単一の「課」を超えて局内・府省内全体を幅広い視点で見渡しながサポートする機能、あるいは、個々の政策テーマ・業務の状況に応じて府省内で所掌関係を変更できるようにする柔軟性が求められていることが主因と考えています。 ③ 当局としては、多様な政策課題に対し我が国の行政組織が的確に対応できるよう、各府省からの要求に対し、所掌することが想定される業務の内容等に応じ、分掌職又は総括整理職が適切なのか、あるいは「局」「課」かを、法定数との関係も見ながら審査しており、そうした中で、真に必要性が認められる場合には、「局」の法定数を改正して「局」の新設する対応をとっており(例:消費・安全局(農林水産省)、地方協力局(防衛省))、また、「課」についても、同様に、必要に応じて新設する対応をとっています(例:カンジ管理委員会の新設時に、必要な「課」を新規で措置)。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
592	令和3年3月4日	令和3年3月26日	財務省と金融庁の統合	我が国の経済成長を加速させる好循環を作るため、財務省と金融庁を統合して下さい。経済成長の加速には、国の予算(財務省主計局)、財政投融資(財務省理財局)、銀行・証券・投資会社等民間金融機関による資金の供給(金融庁)、外国からの投資(財務省国際局)が組み合わせることが不可欠です。財源を確保するための税制、国債、関税(主税局、理財局、関税局、国税庁)との連携も、必要です。	かつて大蔵省が日本のマネーの循環を良い形で生み出し、高度経済成長を実現しました。残念ながら、現在は、財務省と金融庁とが分離しており、この体制では、予算や財政投融資による資金供給と、民間金融機関による資金供給をうまく組み合わせ、経済成長を加速させる好循環を生み出せていないと思います。成長著しい外国から資金を日本の成長にどう取り組んでいくのか、という観点から、国際金融行政と国内金融行政との連携も必要です。色々と考えられる、民間金融と税制、国債、関税との連携も不十分です。財務省と金融庁とが縦割りを超えて連携を図ることは当然のことで、本提案の趣旨は、一体となってマネーの循環を良い形で運営することが必要ではないか、という点です。財務省と金融庁との統合は、経済成長の加速に繋がるより良い政策作りのために必要ですが、管理部門の効率化にも繋がります。管理部門で効率化された人員は削減するのではなく、財務総合政策研究所と金融研究センターとを統合した高度のシンクタンク機能を有する組織に充てることが望ましいと思います。	個人	財務省 金融庁	財務省の任務は、健全な財政の確保、適正かつ公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保を図ることです。 金融庁の任務は、金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることです。	財務省設置法第3条第1項 金融庁設置法第3条第1項	現行制度下で対応可能	現行の体制において、国内の経済対策や国際金融情勢への対応など、財政・金融・経済に対する一体的な政策対応が求められる場合は、財務省と金融庁が緊密に協議・調整を行いつつ対応を行っており、今後もこうした取組みを続けてまいります。	
593	令和3年3月4日	令和3年3月26日	教員の部活動について	高校等の部活動について、教諭ではない第三者が行うことを提案したい	高校教諭の養育者を持つ者です。土日も部活動で駆り出され、家族旅行なども姉とその子供のみで行くことが多く、甥っ子らは寂しそうにしていることが多いです。教諭にも家族との時間は必要であるし、また、教諭としての仕事もあると思います。そこで、それらが改善できるよう私が提言したいのは、部活動を教諭ではない第三者が指導することです。これにより、以下の二点の面でメリットがあると思われます。(1)教諭のQOLの改善、余裕ができ、より生徒への指導に時間を割けるようになることから、より教育の質もあがるのではないのでしょうか。(2)余裕をもって生徒と関わるようになることで、いじめ問題なども気づくようになりやすくなるのではないのでしょうか。こういったところから教育の質を上げることは、将来的な国家としての質を上げることにつながり、経済的、社会的な改善もできるのではないかと思います。提案しました。	個人	文部科学省	番号114の回答を参照してください。				
594	令和3年3月4日	令和3年4月16日	格安携帯とマイナンバー	マイナンバーを健康保険証と結びつけようとしたが携帯に合わなく出来ない。zenfone Max m2 Asus_X01AD (ZB633KL) 格安携帯はマイナンバー登録のために新機種を購入したものが出来ない。マイナンバーを推進するのであれば、早く機種を増やすべきである。	デジタル推進をするには、高齢者社会に対応し易くすべき。若者は使うのがあたりまえ、若者よりも、高齢者社会に役立つ。高齢者を対象に広く推進されたい。高齢者に簡単に使えるような社会が必要である。 厚生労働省が推進している、健康保険証が完全に実施など、高齢者社会に役立つ社会として欲しい。まずマイナンバー登録、国の受けを即時に広げることなど当たり前である。。	個人	内閣官房	マイナポータルAPIは、マイナンバーカードを用いてマイナポータルをご利用いただくためのアプリケーションですが、マイナポータルAPIに対応しているスマートフォンについては、マイナポータルの「よくあるご質問」(https://faq.myna.go.jp/)から確認することができます。順次対応機種の拡大に努めております。なお、OSやブラウザで新しいバージョンがリリースされた場合、マイナポータルAPIが対応するまで一定期間要する場合があります。	なし	現行制度下で対応可能	マイナポータルをご利用いただくための環境につきましては、スマートフォンの新機種やOS・ブラウザの新しいバージョンがリリースされ次第、できるだけ早く対応できるよう努めているところです。引き続き、ご利用される皆様のご不便を感じないよう、できる限り早く対応してまいります。	
595	令和3年3月4日	令和3年9月10日	東京大学での科研費の提出のオンライン化の要望	所属の東京大学教育学研究科を例にとって説明します。コロナによって、科研費で物品やアルバイトを雇用した際に必要な書類がオンラインでも提出可能になりました。しかし、実態はオンラインで提出した後、それを印刷して紙媒体で事務所に提出する必要があります。オンラインでの提出は仕事が増えるため、メリットが薄いです。そのため、オンラインでのファイル提出のみで事務処理が簡潔するように改善してほしいです。また、立替払いの書類には印鑑が必要であり、オンライン化の阻害要因となっています。上記の改善と共に、印鑑についても省略的に改善をお願いしたいです。	提案理由としては、コストの削減、研究生産性の増大の2点の効果がありません。まず、コストの削減の観点から説明します。現在の東京大学の制度では科研費の使用の際には、紙媒体での提出が必須となっています。そのため、紙、トナー代といったコストが余分にかかっています。さらに、事務方は膨大な書類を管理する人的コストと共に、置き場の圧迫などが想定されます。合わせて、紙媒体の場合は紛失のリスクもあります。今回提案したオンラインで簡潔するようにした場合に上記のコストの削減が可能になります。次に研究生産性の増大のメリットについて記述します。多くの報道にあるように日本の大学では、事務処理の手間によって、研究時間の確保が困難になっています。紙に印刷して印鑑を押し、事務所に提出するのは、移動時間も研究時間を圧迫する要因になっています。科研費の書類提出がオンラインのみで簡潔するようにすることで、研究時間の確保・生産性の向上が見込まれます。それによって日本の研究の国際競争力の増大が可能になります。	個人	文部科学省	規制改革の番号518(文部科学省)の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
596	令和3年3月4日	令和3年4月16日	公立学校のバリアフリー化	健康上の理由で車椅子での生活を強いられている、知人のお子さんが来年4月から中学校に進学するにあたって、学校の選択に困っています。近隣の公立中学校を訪問し、相談した所、明確に拒否をする学校、入学は可能だが、原則親が車椅子の移動の面倒を全て見なければならぬ学校等、非常に選択肢に限られるもしくは事実上入学が難しい状況とことです。この内容は文部科学省と厚生労働省、更には地方自治体も関与することかと思われませんが、担当省庁が分散されていることにより、結果的に公立学校でのバリアフリー化が進まず、車椅子等の使用が不可欠な子供たちの学問を受ける機会を奪っているのでは無いでしょうか？	パラリンピックの重要性は十二分に理解はしているつもりですが、その前に、少なくとも公立学校(特に公立小中学校)に於いては、全ての学校のバリアフリー化とは言わなくても、希望者の状況に応じた柔軟な対応(ある一定以上の規模の地方自治体に於いては、公立小学校・中学校の一定割合のバリアフリー化の義務付け等、及び学区外の学校に通学する場合の車の登校の受け入れ他)を日本全国の自治体に導入することが先決かと思われまます。「学問の自由」「教育の自由」の観点からも早急に取り組むべき施策と考えます。	個人	文部科学省 国土交通省	令和2年5月にバリアフリー法の一部が改正され、同年11月、同法施行令が改正され、特別特定建築物に公立小中学校等が新たに位置付けられました。特別特定建築物については、一定規模以上の建築等(新築、増築、改築または用途変更)をしようとするときは、バリアフリー基準への適合が義務付けられるほか、一定規模未満の建築等をしようとするときや、既存の建築物についてもバリアフリー基準への適合の努力義務が課せられます。なお、公立小中学校等については令和3年4月以降に建築等されるものが、バリアフリー基準への適合義務の対象となります。また、市町村教育委員会は、障害のある児童生徒の就学先決定に当たり、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の判断を行うこととなります。	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令	その他	学校施設のバリアフリー化は非常に重要であると考えており、令和2年度、文部科学省において有識者会議を設置し、学校施設のバリアフリー化の推進方策について検討した際にも、バリアフリー法を所管する国土交通省の担当者がオブザーバーとして参加するなど、関係省庁と連携して取り組んでいるところです。文部科学省では、令和7年度末までの5年間の緊急かつ集中的な整備を推進するため、公立小中学校等に係るバリアフリー化の整備目標を定めるとともに、学校施設のバリアフリー化や留意点等を取りまとめた「学校施設バリアフリー化推進指針」の改訂を行ったところです。また、令和3年度から、公立小中学校等のバリアフリー化工事に対する国庫補助の算定割合を1/3から1/2に引き上げる予定であり、地方公共団体の取組を積極的に支援することとしています。さらに、文部科学省では、市町村教育委員会が就学先の判断を行う際に参考となるよう、例えば、肢体不自由のある子供の教育における合理的配慮の観点などを示した資料を作成し、周知しているところです。	
597	令和3年3月4日	令和3年4月16日	NHK(日本放送協会)について	NHK本体だけではなく、子会社も含めた経理監査を国会に於いて行う。若しくはNHKそのものの総務省管轄からの完全に民間に移行する。	NHK本体の決算は収支が完全に一致しており、そのような事は絶対にありえない決算内容であり、国会審査が形骸化している様に思える。子会社は莫大な利益を上げており、これを本体に組み込めば国民から受信料を徴収する事無くNHKの運営は可能であり、受信料が無くなれば消費に繋がるものと思われる。民間放送も充実しており、最早NHKの公共放送としての役割は終えたもの考えられる。	個人	総務省	NHKの財務諸表については、NHKにおいて作成した上で、放送法第74条第3項の規定に基づき、会計検査院による検査を経て、国会に提出されることとされています。 NHKは、放送法の規定に基づき、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送を行うことなどを目的とした特殊法人として設立されています。	放送法第74条3項及び第79条 放送法第15条及び第16条	その他 対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。 公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割は、引き続き重要であると考えます。	
598	令和3年3月4日	令和3年3月26日	農水省における「一太郎」を完全廃止してほしい	農水省から各都道府県、市町村宛に送付される通知や要綱、様式等に「一太郎ファイル」が未だ存在している。「一太郎」の拡張子には対応していない市町村が多いため、マイクロソフトの「ワード」に完全統一願いたい。	提案内容にもあるとおり、「一太郎」を開くことができない市町村が多く、都道府県の事務担当レベルで、いちいち「一太郎」ファイルからコピーアンドペーストでWordファイルに張り付けなおし、送付するというような余計な手間がかかっている。また、上記のような対応をすると、フォーマットが崩れることも多く、市町村は崩れたフォーマットを逐一直しながら業務に使用している。特に、県市民が実際に利用する申請書類の様式が「一太郎」ファイルであると大変困っている。農水省がWordに統一してくれば、上記問題は解決され、都道府県、市町村職員の事務負担も軽減し、かつ国民にも適切な行政手続きの案内も実現できる為、是非これを機に完全統一願いたい。	個人	農林水産省	農林水産省では、「ワード」の使用が主流となっている民間企業等との文書のやり取りの円滑な実施等の観点から、平成30年より、「ワード」の使用を原則化しております。	なし	現行制度下で対応可能	農林水産省では、「ワード」の使用が主流となっている民間企業等との文書のやり取りの円滑な実施等の観点から、平成30年より、「ワード」の使用を原則化するとともに、既に「一太郎」で作成済みの文書ファイルもその更新時に「ワード」形式で保存する取組を実施しております。改めて省内周知し、「ワード」使用の徹底に努めてまいります。	
599	令和3年3月4日	令和3年7月20日	在庁時間にかかる超過勤務代について	どこにお送りしてよいわからず、こちらにお送りさせていただきました。ここ数年、内閣官房の期間業務職員で、勤務時間よりだいぶ早く出勤し早く出勤することがいけないとは言っていません)仕事をするわけではなく、朝食を取ったり、化粧したりと自分の時間を過ごしているにもかかわらず、毎日出勤した時間を在庁時間で報告し、その分も超過勤務代(残業代)を受け取っている人がいます。多くの人は朝早くきても、勤務時間は決められた開始時間で報告しているはずですが、言い方が適切でないかもしれないませんが、水増しですよね。明らかに詐欺だと思えます。わからないと思い、やりたい放題です。	一度きちんと調査をしてください。しかるべき対応(返納させるなどの)を切に望みます。真面目にしている方が馬鹿をみます。職員からの依頼で、勤務時間より早く出勤して業務を手伝ってほしいと言われない限りは、例え早く出勤しても、その時間を在庁時間と報告できないシステムに変えるべきです。よろしく願います。	個人	内閣官房	内閣官房における期間業務職員の勤務時間の管理等については、各部局における任命権者の下で、規定に従って適切に取り扱うよう指導しています。	なし	対応	個人が特定できないため、個別の対応は困難ですが、引き続き、任命権者において適切に取り扱うよう、各部局に対して指導を徹底したところです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
600	令和3年3月4日	令和3年4月16日	「国立大学法人」と「大学共同利用機関法人」の制度を改正し、「高等研究教育法人」として制度統合する提案	国立大学法人法の定める法人制度（「国立大学法人」と「大学共同利用機関法人」）について提案致します。 国立大学法人法の制定時は、「国立大学法人」と「大学共同利用機関法人」に法人制度において差異がありました。 しかし、国立大学法人法の改正により、法人制度に差異がほとんど無くなりました。 にもかかわらず、「国立大学法人」と「大学共同利用機関法人」で、対応する部署（分科会・委員会など）を、文部科学省は別々に設けており、無駄で非効率であると言わざるを得ません。 「国立大学法人」と「大学共同利用機関法人」の制度を統合し、「高等研究教育法人」とすることを提案致します。	国立大学法人法は、「国立大学法人」と「大学共同利用機関法人」を定めています。 国立大学法人法の制定時は、「国立大学法人」は「1法人1大学」であり、「大学共同利用機関法人」は「1法人複数機関」でした。 しかし、国立大学法人法の改正により、「国立大学法人」が「1法人複数大学」となったため、「国立大学法人」と「大学共同利用機関法人」に差異がほとんど無くなりました。 にもかかわらず、「国立大学法人」と「大学共同利用機関法人」で、対応する部署（分科会・委員会など）を、文部科学省は別々に設けており、無駄で非効率であると言わざるを得ません。 「国立大学法人」と「大学共同利用機関法人」の制度を統合し、「高等研究教育法人」とすることを提案致します。	個人	文部科学省	国立大学法人法	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。		
601	令和3年3月4日	令和3年3月26日	石油等危険物を扱う消防行政（総務省消防庁）を、経済産業省へ移管することの提案	現在、石油や可燃物等の危険物は、総務省消防庁の管轄であり、地方自治体では消防署の管轄となっております。 高圧ガス、プロパンガス、火薬等は、経済産業省の管轄であり、地方自治体では都道府県の管轄となっております。 ひとつの事業者で、高圧ガスと可燃物を扱う事業者の場合など、規制官庁が別れることになるため、事務作業が煩雑であるだけでなく、両方の指導を並立させるために、ちぐはぐな安全対策となることがあります。 総務省消防庁を、総務省から経済産業省の外局へと移す行政組織再編を行い、合わせて、地方自治体の消防署が、危険物だけでなく、高圧ガス、火薬等も同時に規制監督できる制度とすることを提案致します。	現在、石油や可燃物等の危険物は、総務省消防庁の管轄であり、地方自治体では消防署の管轄となっております。 高圧ガス、プロパンガス、火薬等は、経済産業省の管轄であり、地方自治体では都道府県の管轄となっております。 ひとつの事業者で、高圧ガスと可燃物を扱う事業者の場合など、規制官庁が別れることになるため、事務作業が煩雑であるだけでなく、両方の指導を並立させるために、ちぐはぐな安全対策となることがあります。 総務省消防庁を、総務省から経済産業省の外局へと移す行政組織再編を行い、合わせて、地方自治体の消防署が、危険物だけでなく、高圧ガス、火薬等も同時に規制監督できる制度とすることを提案致します。 小規模な市町村で、高圧ガスや火薬まで扱えないという場合もあるかと思いますが、小規模な市町村の消防は、都道府県に移管すべきだと思います。	個人	総務省 経済産業省	番号131の回答を参照してください。				
602	令和3年3月4日	令和3年3月26日	公立学校PTAは義務ではないことの周知	公立学校PTAは義務ではなく任意団体であることを全国に広く周知させ、保護者が入会するかしないか選択権を与えるようにする。 または、PTAを廃止する。	公立学校におけるPTAの強制入会は、現場の母親達を疲弊させている。 PTAが任意の団体であることは知られつつあるが、田舎の地方ではまだまだ周知されていない。 全国PTA連合が天下り先として必要だからでしょうか。 PTAがあるから子供を産みたくないと言う女性も多々いて、少子化の一因であることを知ってください。 廃止が無理であれば、最低限以下の2点。 (1)学校からPTAに個人情報渡す際に保護者の同意を得ること。 (2)教育費とPTA会費を銀行口座から引き落とすのも同意を得ること。 詳細は法学者の木村草太さん、PTA問題に詳しい大塚玲子さんの調査や報告をご一読頂ければと思います。	個人	文部科学省	番号242の回答を参照してください。				
603	令和3年3月4日	令和3年3月26日	合同庁舎の管理	外部から見た話。 熊本地方合同庁舎の地下駐車場のフロアに古紙置き場があり、業者へ搬出している。しかし、庁舎の規制で業者の車が入れないため、小さな台車で往復しているため、作業が長時間になり、排出料金も高くなっている。それで、規制を改善して、業者の車が入れるようにすれば、排出料金も削減できるのではないかと。	古紙の搬出料が削減でき、さらに作業員の負担軽減になる。	個人	財務省	熊本地方合同庁舎においては、地下駐車場への搬出入車両の進入規制は行っておりません。 古紙を地下保管場所から搬出する際には、受注者の搬出車両(2t)を保管場所に横付けして古紙の積み込みを行っており、円滑に搬出作業が実施されています。 なお、搬出入車両が大型車(概ね4t超)の場合、地下駐車場の天井高(2.7m)等の物理的要因により、地下駐車場への進入が困難なケースも生じます。	九州財務局所管合同庁舎管理規則	事実誤認	制度の現状のとおり、当合同庁舎では、地下駐車場への搬出入車両の進入規制は行っておりませんが、大型車両については物理的な制限が生じることから、事前の調整が必要となります。 古紙の搬出に限らず、地下駐車場を利用した搬出入作業を発注する各入居官署に対して、制度の現状等を再度周知するとともに、効率的な搬出入作業の実施を要請します。	
604	令和3年3月4日	令和3年3月26日	国勢調査の廃止と代替について	国勢調査を廃止し、それに代わる情報収集は住民票などの自治体やその他公的機関に届け出る情報をもとに統計を取る事を提案したい。ただし、情報提供の同意や個人の特定を避け、利用目的を厳格化し、あくまでも統計上の処理として扱う事が必要である。	・国勢調査実施によるコスト削減。 ・質問内容が自治体に届けている内容と多くが重複し無駄が生じている。 ・回答率が低いとの報道を目にしたが、自治体等への届け出を利用すれば、より高い回答及び情報収集が可能であり、質の高い統計情報を得ることができる。社会への還元となる。 ・国勢調査回答が義務であるなら、必要事項の収集も個人情報の利用として問題ないと考えられる。ただし、現行の個人名や所属企業の収集は用途や聴取理由が不明かつ不要である。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
605	令和3年3月4日	令和5年4月14日	公務員の採用年齢の撤廃	公務員の採用年齢を撤廃して欲しい。 日本の政府機関、都道府県や市町村の採用年齢を撤廃して欲しい。	公務員の採用年齢が、三十歳などに制限されているのが、国家の損失だと思う。 公務員こそ、一般社会において様々な経験を積んだ社会人を中途採用で採用すべきだ。 新卒で入ってくるような人ばかりが、国や県や市を動かしていることこそが、本質的におかしいと思う。 それはまるで、実際に道路に出ることがない、ペーパードライバーが、いきなり高速道路を運転しているようなものだと思う。 行政を担う人間こそ、様々な社会経験を積んだ多様な人材を採用することで、もっと活力ある社会を実現できると思う。 これをまず一番最初にやるべきだと思う。	個人	人事院 総務省	【国家公務員】 国家公務員の採用の方法としては、新規学卒者に限らず、一定の受験資格の下で採用した者を長期に部内で育成することを目的とした総合職試験、一般職試験等の採用試験のほか、民間企業での実務の経験等を有する者を係長以上の官職に採用することを目的とした経験者採用試験やその者が有する専門的な能力・経験を活かせる官職への選考採用などの中途採用もあります。国家公務員の官職は様々であるところ、個々の官職の職制上の段階や職務内容等に応じた方法で、任命権者が採用を行っています。 【地方公務員】 地方公務員の採用については、競争試験又は選考によることとされています。地方公務員の採用については、各地方公共団体の任命権者が、その職の職制上の段階や職務内容等に応じた方法で行っているところです。各地方公共団体の実情に応じ、中途採用試験も実施されているものと承知しています。	【国家公務員】 国家公務員法 第36条、第45条の2、第57条等 【地方公務員】 地方公務員法 第17条、第17条の2等	【国家公務員】 現行制度 下で対応可能 【地方公務員】 現行制度 下で対応可能	【国家公務員】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【地方公務員】 制度の現状欄に記載のとおりです。	
606	令和3年3月4日	令和3年4月16日	個人住民税と所得税の課税・徴収事務を同時に	個人住民税の課税事務と所得税の課税事務がほぼ同じ内容にもかかわらず、国税庁、地方自治体の双方で課税計算を行っており、無駄が多い。法人市民税の課税標準が法人税額のように、個人市民税の課税標準を所得税額とすべきである。また、税の徴収においては、所得税は現年徴収、個人住民税は翌年徴収で、一般市民には分かりにくい。年度のズレを解消し、所得税と同時に個人住民税も源泉徴収を行う方が効率的である。	個人住民税の課税計算は、確定申告書などの所得税の課税情報等の提供を受けて、個人住民税の課税計算を一から行っている。法人市民税においては、法人税額が課税標準とし、単純に税率をかけるだけで、法人市民税が算出できる仕組みとなっている。法人市民税のように、個人市民税も所得税額を課税標準として、算出するようなくみとらないものか。課税計算が複雑で、時代とともに特例措置や税額控除も増加しており、これらの制度が残ったままで、減ることはない。個人住民税を独自に計算したところで、所得税における納税者の応能性、応益性の割合は、さほど変わりはない。 徴収方法においては、所得税と同じように、源泉徴収で現年中に徴収することにより、確実に収入が確保され、滞納者を減らすことができる。翌年度課税では、前年に比べて収入が減った人が滞納者になりやすく、翌年度課税といえども、「6月から翌年5月まで」の徴収期間であり、理解されにくい。一方で、年金特別徴収は、「4月から仮徴収」であり、これも十分ににくい制度となっている。源泉徴収で、所得税と住民税を集め、確定申告により、所得税と住民税と一緒に、還付したり、徴収する方法が効率的である。	個人	総務省	個人住民税は、前年の所得を基準として翌年度に課税する仕組みとなっています。この仕組みは、課税団体毎に税率が異なり得る中で、その課税団体を明確化しつつ、所得税における確定申告等を活用し、個人住民税の課税を効率的に行うことで、納税義務者や企業、地方団体の税務事務に過大な負担が生じないように配慮して講じられているものです。	地方税法第32条、第313条	検討に着手	ご提案の個人住民税の現年課税化については、学識経験者や企業、地方団体等を構成員とする検討会を設置し、議論を行ってきたところですが、その中で、企業において、業務が多忙になる年末に、所得税の年末調整事務に加えて、所得税と計算の異なる個人住民税の年末調整事務が生じるなどの課題が指摘されています。 また、地方団体において還付事務が多く発生すること、現年課税への切替時に、移行前年分と当年分の2年分の課税が発生するといった点のほか、現在、個人住民税を賦課する過程で得られている所得の情報が、社会保障等の様々な制度で活用されている中で、こうした所得把握の事務に影響を与える懸念があるなどの課題が指摘されています。 こうしたことを背景に、現年課税化については、企業や地方団体から慎重な対応を求める声が上がっているところであり、引き続き丁寧な議論が必要と考えています。	
607	令和3年3月4日	令和3年3月26日	かんぼ生命だけ給付金請求には他社の「入院・手術証明書」のコピーが使えない不合理と契約者の損失の不条理	私は経験から他社コピーでも請求可能と知ったので良いけど、郵便局窓口で冷たくあしらわれ診断書を2枚書いて横断する被保険者が一体どれくらいいるのでしょうか？無意識の被害者が増えるのをこれ以上放置してはならないと考えます。かんぼ生命の書式ではできない、初診・通院・入院・手術・リハビリ通院を一括で請求可能な他保険会社の普通のフォーマットを利用でき、かんぼ生命には原本証明したコピーで良いとすべきです。	理由が判り易い様に私事の説明を少しさせて頂きます。2020年9月23日、妻が2週間の入院・手術をしたため、給付金の申請に申請書類関係を取りに行きました。過去に経験があったので念のため「他保険会社の入院・手術証明書のコピー」で受け付け可能かを確認したところ、にべもなくかんぼ生命の書式しか受け付けないとの事。つまり、他保険会社のほとんどは他社の「入院・手術証明書」のコピーでも申請受付可能なのに、相変わらずかんぼ生命だけは頑として自社書式原本じゃないとダメ、これが未だ常識の様です。対応はかんぼ生命コールセンターに問い合わせたが、頭はかんぼまで尻尾が郵便局でその間には分厚い壁があるという、「縦割の極致」と言える対応です。郵便局は委託されて契約確保優先だけに走り、給付金他のサービスの不具合はかんぼ生命コールセンターでしか対応できないと逃げののなら、昨年の大きな不祥事発生もある意味当然かと呆れています。さて、2015年の過去の経験です、手間は取りましたが結局「他保険会社のコピー」で申請受付されました。最終的にかんぼ生命お客様相談室室長の丁寧な書式での反省とお詫びそして改善意志を感じ矛を収めました。(願末は保存してます)私も、今回の手続きでかんぼ生命お客様センターとやり取りしなければならず、お互い時間と手間の浪費・郵送料など無駄な経費の発生はそのまま社会資本と税金の無駄遣いと考えます。かんぼ生命・郵便局職員皆さんが本来業務とサービス向上に集中し、顧客である私達も安心して任せられる体質改善を今度こそお願い致します。	個人	金融庁	保険業法等において、保険金支払請求書に関する規定はありません。各保険会社においては、適切な保険金等支払管理態勢の整備を行い、各社の責任において、その手続き方法を規定し、お客様への対応を行っているものと承知しています。	なし	その他	保険金請求手続きに関しては、各社の規定に基づき実施されているため、かんぼ生命に確認したところ、ご提案頂いた保険金支払請求書面の件については、既に改定を行い、他社書式のコピーでも要件を満たせば使用可能である旨確認致しました。	
608	令和3年3月4日	令和3年8月18日	科学技術政策の諮問・審議機関を1つにまとめる	今何かと話題になっている「日本学術会議」は、大雑把に言って我が国の科学技術政策について意見を述べる場だと承知している。これと同じような組織として、文部科学省に科学技術・学術審議会、内閣府に総合科学技術・イノベーション会議がある。内容を見ても、似たり寄ったりである。1つにまとめてしまえばいいのではないのか？	限られた予算を有効に使うために、組織を1つに統合した方が余計なコストを減らせると思う。 縦割り行政をやめて、科学技術立国としてやっていくには、内閣府に「科学技術政策会議」といった会議体を設けて、そこに3組織を統合すればよいのではないかと。 研究者の意見も、科学技術・学術審議会には多数の分科会・部会、総合科学技術・イノベーション会議にも多数の専門調査会・懇談会がある。これを通じて、十分聞くことが可能だろう。 バラバラにやっているよりも、まとめて取り掛かる方が何かと効率も良いし、集まる情報も豊富になる。 全省庁にまたがる科学技術政策については内閣府が担うのだから、意思決定はそこに集中させ、文部科学省の科学技術・学術政策局もそこに統合すればよいと思う。 デジタル庁と同様に、科学技術庁を復活させるのも手だろう。いずれも内閣府直轄にするのか、この際IT・イノベーション担当の省を設けてそこで扱うのか、そのあたりは議論がいるとしても、バラバラの縦割り行政よりは良いと思う。	個人	内閣府 文部科学省	【文部科学省】 総合科学技術・イノベーション会議は、我が国全体の科学技術イノベーション政策を俯瞰し、各省より一段高い立場から、総合的・基本的な科学技術イノベーション政策の企画立案及び総合調整を行うものとして、内閣府設置法に基づき「重要政策に関する会議」の一つとして内閣府に設置されたものです。 科学技術・学術審議会は、科学技術・学術の現場により近い立場からきめ細かいニーズに対応した施策を進める文部科学省の重要政策に関し、文部科学大臣の諮問に応じて調査審議し、意見を述べる組織として設置されたものです。 日本学術会議は、我が国の人文・社会科学、生命科学、理学・工学の科学者の内外に対する代表機関であり、内閣総理大臣の所轄の下、「特別の機関」として設立されたもので、独立して職務を行うこととされており、主に政府に対する政策提言、国際的な活動、科学者間ネットワークの構築、科学の役割についての世論啓発に係る取組を実施しています。 総合科学技術・イノベーション会議、科学技術・学術審議会及び日本学術会議はそれぞれ役割が異なるため、統合するのは適切ではありません。 【内閣府】 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とし、内閣総理大臣の所轄とされています。 独立して次の職務を行っており、日本学術会議に関する経費は国庫が負担することとされています。 ①科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。 ②科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。	【文部科学省】 文部科学省設置法 科学技術・学術審議会令 【内閣府】 日本学術会議法	【機関の統一について】 対応不可 【日本学術会議について】 検討に着手	【文部科学省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【内閣府】 令和3年4月22日に「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」を公表し、日本学術会議のより良い役割発揮に向けて、日本学術会議において検討を始めています。 【日本学術会議のより良い役割発揮に向けて】(日本学術会議HP) http://www.saj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-s182-2.pdf	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考		
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要			
609	令和3年3月4日	令和3年3月26日	税務署での税金の現金払いについて	税務署窓口で源泉税を支払うときに、現金のみしか受け付けてくれず、しかもお札何枚、硬貨何枚といちいち用紙に記入し、しかも支払ってお釣りの領収書が出てくるまで5分はかかる。商店のレジでこんなことしたら普通キレるでしょ。	時間の無駄。事務処理の無駄。 現金払いでも、もっと普通に受け付けられないのか。税務署窓口でも、クレジットカードや電子マネーでも支払い可能にしておかないと、政府の進めようとしていることは真向反対のこととなる。	個人	財務省	税務署領収窓口では現金と証券による納付に対応しています。その領収に当たっては、署内収入整理票(金種内訳表)や紙幣計数機を使用して、納税者が持参した金額と職員が窓口で受領した金額を明確にした上で行うこととしています。	国税通則法第34条	現行制度下で対応可能	的確な領収業務を担保するためには、署内収入整理票(金種内訳表)の作成が必要であると考えております。なお、国税の納付に当たっては、ダイレクト納付やインターネットバンキング等による電子納税、クレジットカード納付など税務署に外向くことなく、ご自宅等にいながら納付手続きができる方法がありますので、これらの納付手続について引き続き周知・広報に努めてまいります。			
610	令和3年3月4日	令和3年3月26日	道路管理の一元化	災害時における、修復作業やトラブルに対応する窓口を一つにまとめる。	地震や大規模火災、先の東北震災などにおける、大規模な修繕工事、問い合わせ、予算執行などをまとめ、トップダウンに必要な予算を編成し早急に対応ができる。今までは、これは市道、県道、または国道の為に問い合わせさえも国民には返答が出来ない状態となっています。管轄が違うからとの一言です。それでは、目の前に陥没していても修理が出来ない状態です。まずは一元化で予算をつけ修理し、後に費用等は管理元に請求なり行うシステムを構築し、国民に迷惑を掛けずに修復を早期に行えるメリットとなります。	個人	国土交通省	番号412の回答を参照してください。						
611	令和3年3月4日	令和3年8月18日	日本学術会議は廃止を	存在意義がわからない。税金の無駄であり国政の障害とも思えるので、存在意義は無くなったとして廃止を求めます。学術的意見は都度諮問委員会などを招集し意見を求めれば良い。	国家予算の無駄の削減し、その分を戦略的技術開発に集中的に注入する。 日本学術会議法 第五条 日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。 一 科学の振興及び技術の発達に関する方策 二 科学に関する研究成果の活用に関する方策 三 科学研究者の養成に関する方策 四 科学を行政に反映させる方策 五 科学を産業及び国民生活に浸透させる方策 六 その他日本学術会議の目的の遂行に適當な事項 存続させるなら、上記に明記されているとおり、(自然)科学系の学者に限り、少なくとも文化系学者は除外するべきである。現状の文化系学者が在籍していることは既に違法状態といえるのではないか。	個人	内閣府	番号576の回答を参照してください。						
612	令和3年3月4日	令和3年4月16日	救急の場合のGPSの利用	救急アプリを作ってほしいです。急に具合が悪くなって居場所を話す余裕が無い、脳梗塞で喋れなくなった時、外出して自分のいる場所の住所が判らない時は自分の所を説明するのが困難です。そこでスマホのGPSと連動して簡単に居場所が特定できるあればすごく便利だと思います。	以前から救急車を呼ぶ場合にGPSが利用出来たら良いのにと感じていました。技術的にも問題ないのでは。 病気の場合だけではなく山や海で遭難した時、そのアプリで通報すれば居場所の特定が出来、大人数で捜索する必要もなくなるかと思えます。また山で登山ルートから外れている人には自動で警告したり、マップアプリと連動して帰るべき方向を指し示す機能もあれば自分で下山できる場合もあるかと思えます。 応用で110番アプリもあれば警察の方も早く現場に行けると思います。	個人	総務省警察庁	緊急通報番号を使用した消防や警察への通報(以下「緊急通報」という。)において、GPS情報を消防や警察へ通知する機能は既に提供されています。具体的には、電気通信事業法に基づく事業用電気通信設備規則により、携帯電話用設備は、消防や警察への緊急通報において、発信に係る位置情報もしくは発信を受けた基地局に係る位置情報を、当該発信に係る情報として消防や警察に送信する機能を持つことを義務づけられています。この規律に基づき、携帯電話からの緊急通報においては、携帯電話のGPS情報等を活用し、位置情報もしくは発信を受けた基地局に係る位置情報を消防や警察が受信しています。	事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三十五条の二十	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。			
613	令和3年3月4日	令和3年8月18日	日本学術会議等の民営化	日本学術会議に国費公費の投入を止め、同時に、科学研究助成金の交付などに、政策を反映させ、それに反する研究には経済的助成をおこなわない。	いわゆる「学問の自由」は、学術研究の経済的独立によるもので、時の政府から経済的支援を受ければ、必ず、軋轢が生じる。政権の交替によって、政策は変わるが、学術研究は不変であるからである。故に、「学問の自由」を維持するには公的支援を不要としなければならない。よって、自由な研究者は、国などに頼らず、自らの才覚で、すなわち、特許金を得る、寄付を募るなどにより、研究費を調達する必要がある。極端な例をいえば、いくら学問の自由だと言え、現政権下では、原爆の開発に公的助成の対象とはならないだろう。だから、学問の自由を確立するためには、時の政府より金を得ているのに、自由が享受できるという欺瞞的な(幻想的な)現状を改め、公費は時の政府の政策に従うものだけに使われることを明示し、研究者ならびに社会に、「学問の自由」の方策がいかにあるべきかを自覚させるべきである。もし、それによって、自由な学術研究に停滞が生じ、政策に反する研究が消滅し、御用研究のみが残るならば、所詮、それまでの民度の国であるか、その研究自体に価値がないかである。 欧米先進国の「学問の自由」は、independent scholar を尊敬する伝統の結果である。Independent とは、大学等の組織に属さず、経済的に独立していることを意味する。ダーウインもマルクスもフロイドも independent scholars だった。 わが国もそのような社会を目指してもよいレベルになったと信じる。	個人	内閣府	番号576の回答を参照してください。						

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
614	令和3年3月4日	令和3年3月26日	脱はんこと公務員の勤怠管理	○ 公務員の勤怠管理のデジタル化 ・押印形式による出勤簿の廃止 ・IC身分証(マイナンバーカード)の入退庁時間による勤怠管理の実施	公務員の勤怠管理は、出勤簿及び超過勤務命令簿への押印により行われているところ。 しかし、民間事業者においては、いわゆるタイムカードを活用して機械的な勤怠管理を長らく行っており、官民の認識に大きく乖離している。 昨今の働き方改革により人事院規則にて超過勤務時間の抑制がなされたところ、現状の勤怠管理では、違法を回避すべくある種人為的な操作を可能としている。 ここで公務員の勤怠管理においても脱はんこと化し、代替として、公務員の勤怠管理は、原則としてパソコンの起動・終了時間やIC身分証の入退庁時間により行うことを提言したい(在宅勤務や出張時など、在庁せずに勤務するときは除く)。 IC身分証の導入状況は様々であることが、少なくとも中央省庁においては実現可能であると考えられる。 また、現行業務でパソコンを使わないことは極めて稀であるため、全省庁、全出先機関において可能であると考えられる。 労基法の下、民間事業者に対しては厳格な勤怠管理を求めのに対し、公務員が未だ押印形式により勤怠管理を行う事実は、令和の時代においては許されるものではない。	個人	人事院 内閣官房	番号417の回答を参照してください。				
615	令和3年3月4日	令和3年3月26日	残業規制強化による経費削減	民間に求めている残業規制が適切に行われる風潮を助長すべく、国家公務員の残業時間は、一人当たり、係単位、部署単位、省庁単位での残業時間を見える化して、どの断面でも一定水準以下(具体的には20時間以下)にすることを提言します。 行政改革の効果もこれがひとつの指標になると考えます。	民間では働き方改革で、労働基準法改正に伴い、残業は減らす状況になっています。 実態としては、残業代は減らして、COVID-19禍で在宅勤務となり、仕事を自宅に持ち込み、私費でのリモート化の環境を整え、今までと違う非対面・ペーパーレスでも、効率よく残業時間は減らす努力をして、成果は今まで以上に求められます。 国民の道徳となるべき、国家公務員は、民間でのこういう状況を率先してお手本を示すべく、残業規制を徹底して、固定費(経費)を一気に削減するようお願いしたいと思います。 業務量が多く、緊急性もあり、残業しないと仕事は終わらないというのは、もう過去の話であって現在の常識ではありません。 そのもととなる、業務の必要性はおそらく半分は慣例、前例などによる不要なものでやらないでいいものです。 そのために国民の税金を無駄に使う必要はありません。 もし、残業規制が無理なら、残業時間を増やすのではなく、追加採用により人員を増やして、一人あたりの残業は減らすことを志向ください。	個人	人事院 内閣官房	国家公務員の超過勤務については、平成31年4月から、人事院規則により、超過勤務命令を行うことができる上限を、原則、1箇月について45時間、1年について360時間などと設定しており、各府省においては、この人事院規則等の規定の下で、超過勤務の縮減に取り組んでいます。 なお、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和3年1月29日一部改正)において、各府省等は、勤務時間管理をシステム化し、職員の勤務時間の「見える化」に取り組むこととなっております。	人事院規則15-14第16条の2の2	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
616	令和3年3月4日	令和3年3月26日	Go to トラベル	JTBや日本旅行に配分した枠を直ちにインターネット旅行者(じゃらんなど)へ配分し直すべし。 今時オンラインで予約が完結しない業者は、今後、このような援助から排除すべきである。 この事態を予見できなかった無能な観光庁の幹部は更迭されるべきである。(早くデジタル庁が発足し、時代に適応できない国会・政府の無能者は排除されることを願うばかりである。)	インターネット旅行者は予算枠が不足しているのに、人気のないJTBを筆頭とした業者にたくさん枠が残っているのは、税金の無駄であり、これを予見しえなかったのは行政の無知(不勉強・怠慢)である。 直ちに謝罪して、修正すべきである。 予算を有効活用しえない無能な業者からすべての配分を取り上げて、枠が足りない業者に再充当して、さらなる観光需要惹起を促進すべきである。 国民をないがしろにするのも、大概にすべきである。	個人	国土交通省	GoToトラベル事業における予算枠は、当初は、各事業者からご提出いただいた販売計画を基に配分していたところですが、令和2年9月から10月にかけて、大手予約サイトを中心に予約が好調に伸び、一部の事業者において、当初配分した予算枠が不足する状況となったため、全ての事業者に対し、販売状況を丁寧に聞き取りながら、随時、必要な予算枠を追加して配分しているところ です。	なし	対応不可	GoToトラベル事業については、コロナ禍により失われた旅行需要を取り戻すため、宿泊の割引による旅行需要の喚起だけでなく、地域共通クーポンの利用を通じて、観光地周辺における消費を喚起し、厳しい経営環境に直面する土産物店、飲食店等の事業者も含め、幅広く地域経済を支えることを最大の狙いとして開始したものです。 本事業の狙いを達成するためには、様々な販路を確保し、多様な形態の旅行商品で本事業を活用いただくことが求められることから、例えばオンラインで予約が完結しない事業者であっても、本事業を利用して旅行商品を販売いただくことが重要であると考えております。	
617	令和3年3月4日	令和3年4月16日	証紙の廃止について	すべての行政手続き時に使用する証紙の廃止	行政が主管となる講習会や免許更新、道路使用許可申請、自動車保管場所申請など行政機関に申請する書類には証紙が必要となっている。 普段一般人に証紙は馴染みがない。 許可申請をする際にいちいち証紙を購入する手間がある。 申請者からすれば払う額が同じなのになぜいちいち証紙を購入する必要があるのかと思う。 エコを推奨する行政機関がお金を納付するのに現金で事足りるところを証紙を購入させるのはおかしいと思われる。証紙の作成会社に支払う作成料も馬鹿にならない。 都道府県によっては職員の証紙横領事件も発生しておりそもそも証紙がなければ発生しないもしくは早期に見えさせるものである。 また、職員が証紙の確認をする時間を他に優先されるべき業務に時間をあてられる。 証紙を貼付する用紙代についても無駄なものである。 証紙を保管する場所の確保等全都道府県で換算すればかなりの額になり税金の無駄としか言いようがない。 証紙がなければそれを監査する無駄な職員も必要なくなり他に人員をまわすことができ、それが国民のニーズにも迅速に対応することにつながる。 証紙=お金であれば必要性がないしそれを管理する職員がおり給料が発生するのであれば税金の無駄としか言いようがない。 印鑑と同様即刻廃止し、節税並びに国民のニーズに必要とされる場所に職員を配置するべきである。 国民は証紙を管理する職員は求めていない、証紙制度は印鑑制度よりも弊害をもたらしており無駄としか言いようがない。 証紙にかかる税金を公務員の人員確保もしくは給与を増額させ有能な職員の確保に努めて欲しいと思う。	個人	総務省	地方自治法第231条の2第1項の規定により、普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができるとされています。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第1項	その他	地方自治法第231条の2第1項に規定されているとおり、地方公共団体の収入証紙は条例で定めるところによるものであるため、地方公共団体の住民の要請等に応じて各地方公共団体の判断によりその導入や廃止を決定していただくことができるものです。現金によらない収入証紙による収入は郵送による申請等を容易にすることができるものであり、収入証紙の必要性は地方公共団体の実情等により様々ですので、国の法令において一律に廃止することとすべきものではないと考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
619	令和3年3月4日	令和5年4月14日	公立大学化した元私立大学の設立根拠の違い	近年の地域活性の観点から、私立大学から公立大学へ変換された大学は、元からの公立大学の根拠となる文科省法令ではなく、総務省法令に基づくため、不利益な点があるためその区別を無くしていただきたい。	1番の事例は、元私立大学は公立化後も、公立大学共済には設立根拠が違うということで加盟させてもらうことはできない。そのため、健康保険は協会けんぽ、年金は地方公務員共済という歪な状態である。その他、参加させてもらえない会などがある。公立大学ではあるが、ちゃんとしたメンバでないという状態です。その辺が是正してもらえれば、していただきたいです。	個人	文部科学省 総務省	【公立大学法人制度について】 私立大学から公立化した大学を設置する法人も含めた公立大学法人制度は、地方独立行政法人法において定められています。 【共済制度について】 地方公務員である公立大学の職員については、地方公務員等共済組合法第3条の規定により公立学校共済組合の組合員となります。 自治体が設立した公立大学から公立大学法人に移行した公立大学法人の職員については、同法第141条の2の規定により公立学校共済組合の組合員となります。一方、自治体直轄からの移行ではなく新たに設立された公立大学法人の職員については、同法第144条の3が適用され、地方職員共済組合の組合員となります。	地方独立行政法人法 地方公務員等共済組合法 第3条、 第141条の2、 第144条の3	事実誤認	【公立大学法人制度について】 公立大学法人制度は、地方独立行政法人法において定められていますが、同法においては、私立大学から公立化した大学を設置管理する公立大学法人と元からの公立大学を設置管理する公立大学法人との間に差異は設けておりません。 【共済について】 公立大学の職員から公立大学法人職員に替わった者は、地方公務員等共済組合法の規定に基づき、元々が公立学校共済組合に加入しているため、法人職員になっても公立学校共済組合に加入しますが、自治体直轄からの移行ではなく新たに設立された一般地方独立行政法人である公立大学法人の職員については、元私立大学から公立大学へ転換された大学であるか否かに関わらず、地方公共団体関係団体の職員として地方職員共済組合の組合員として地方公務員等共済組合法が適用されており、元私立大学であることによる不利益の取扱いはありません。		
620	令和3年3月4日	令和3年3月26日	情報開示請求に対する開示の黒塗りは最低限に	国民が行政に対して行う情報開示請求において開示される資料に処置する黒塗りは最低限にすべきである。せっかく情報が開示されても、そのほとんどが黒塗りでやられていることに全く意味がなくなってしまう	私は過去に2回、行政に対して情報開示請求を行い、最終的に数10ページの資料が開示された。しかし、その内容はほとんど黒塗り、いわゆるのり弁状態であった。私は、時間、工数、そして費用をかけてやっとの思いで請求にたどり着き、さらに相当の待ち時間を要して情報を入手したものである。しかしながら、そのほとんどが黒塗りでは、それまでの行為を全て否定された感じすらある。当然ながら、保護しなければならない情報は隠してもいいと思っている。しかし、出された資料は、その項目全てが真っ黒であるものが多すぎる。果たして、この1文字1文字全てが個人情報等、開示できない情報なのか？甚だ疑問である。行政側にとって隠すのは最小限、依頼した国民にとっては最大限の情報を1回の作業で開示していただきたい。	個人	総務省	番号258(情報公開について)の回答を参照してください。					
621	令和3年3月4日	令和3年3月26日	公営住宅の縦割り解消	同じ市区町村に存在する公営住宅でも広域自治体が管理する都道府県営住宅と基礎自治体が管理する市区町村営住宅が存在するので基礎自治体が管理する市区町村営住宅に一元化する。	公営住宅法の改正により、1種、2種の区分が無くなり、都道府県と市区町村が同じ公営住宅を管理している。また、高度経済成長などの時期は住宅不測の解消に公営住宅整備を行ってきたものの、住宅不足は解消されており、低所得、高齢化等の入居者が多いことから福祉施策の役割が多くなっている。さらに、住民からすると窓口が2つあり、わかりにくくなっている。よって、福祉サービスを担っている基礎自治体が公営住宅を管理することにより、住民ニーズに合った施策を提供できる。	個人	国土交通省	公営住宅法において、地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならないとされており、市町村及び都道府県が地域の実情に応じて公営住宅の整備及び管理を行っています。 公営住宅の整備後に、管理の効率化等を図る観点から、公営住宅法第46条(事業主体の変更)に基づき、公営住宅を他の地方公共団体に譲渡することができ、都道府県営住宅を市町村に譲渡している事例があります。 また、公営住宅法第47条(管理の特例(管理代行制度))に基づき、他の地方公共団体又は地方住宅供給公社に家賃の決定等を除いた管理事務を代行させることができ、都道府県営住宅と市町村営住宅を地方住宅供給公社があわせて管理している事例もあります。 このほか、地方自治法第252条の17の2(条例による事務処理の特例)に基づき、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができ、都道府県営住宅の管理事務を市町村が処理している事例もあります。	公営住宅法 第46条、第47条 地方自治法第252条の17の2	現行制度 下で対応可能	事業主体の変更や管理の特例(管理代行制度)、条例による事務処理の特例の制度を活用するかどうかは地域の住宅事情や財政事情、事務の負担等を踏まえて各地方公共団体において総合的に判断されているところです。		
623	令和3年3月4日	令和3年3月26日	国民、利用者目線による国庫補助金申請等の運営業務の弊害解消について	国土交通省ではユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)の導入支援助成を実施しています。補助要望調査から交付決定までの一連の補助金事務作業に多くの日数を要する。UD車両は誰にでも優しい車両であることから、中でも車椅子が必要な障害をお持ちの方からは、全国への早期普及促進、年度のうち、早い時期からの利用開始を期待しています。当該年度内に登録された車両を対象にした予算の範囲内で交付決定する事で、年度当初の車両登録、使用開始、利用者サービスの早期運用開始が可能になります。財務省の補助事業管理を利用者目線で改善することで、また、国土交通省の補助金事務手続きの運用変更について、省庁間の縦割りを解消する事で心のこもったバリアフリー対策が実現します。財務省の補助事業管理と国土交通省他他省庁の補助金事務の縦割り解消が多くの利用者のサービス改善に繋がる事になり、補助金の目的がより一層国民、利用者目線に沿った方向で改善できます。更には国土交通省における補助金事務の年度末集中、業務繁忙の解消にも効果があり、公務員の働き方改革の一助にもなります。	全国の要望台数がかなり多いこと、予算との関係で配分基準の決定、財務省との折衝等国土交通省他行政サイドの手続きが必要になるなど、補助要望調査から交付決定までの多くの日数を要する。UD車両は誰にでも優しい車両であることから、中でも車椅子が必要な障害をお持ちの方からは、全国への早期普及促進、年度のうち、早い時期からの利用開始を期待しています。当該年度内に登録された車両を対象にした予算の範囲内で交付決定する事で、年度当初の車両登録、使用開始、利用者サービスの早期運用開始が可能になります。財務省の補助事業管理を利用者目線で改善することで、また、国土交通省の補助金事務手続きの運用変更について、省庁間の縦割りを解消する事で心のこもったバリアフリー対策が実現します。財務省の補助事業管理と国土交通省他他省庁の補助金事務の縦割り解消が多くの利用者のサービス改善に繋がる事になり、補助金の目的がより一層国民、利用者目線に沿った方向で改善できます。更には国土交通省における補助金事務の年度末集中、業務繁忙の解消にも効果があり、公務員の働き方改革の一助にもなります。	個人	国土交通省	国庫補助金は、予算成立後、限られた財源を基に、適正かつ平等に補助金を交付するため、事業者からの申請内容に基づき、交付決定を行い、当該決定を受けた事業者が補助事業を実施することを原則としています。また、事業者は、具体的(どの程度補助金が交付されるかを踏まえて、当該補助対象事業の実施を決定することが一般的であるため、交付申請の事前の手续として、要望調査を行い、事前に予算の配分の整理・内示を行っています。	憲法 第86条 予算編成、 国会議決の要 財政法 第29条 補正予算 第31条 予算配賦 (UDタクシーを補助対象とした補助金交付要綱) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 訪日外国人旅行者 受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱 観光振興事業費補助金交付要綱	現行制度 下で対応可能	当該事業においては、交付決定の後、各事業者が補助事業に着手することを原則としていますが、交付申請の事前手続としての要望調査の実施時期を予算成立前に実施するなど早期の事業着手が可能となるよう改善を行なっているところです。なお、令和2年度第三次補正予算においては、当該予算の閣議決定日である令和2年12月15日以降に事業着手されたものを補助対象とすることとしており、令和3年度内に登録された車両は全て補助対象となることから、提案の御趣旨を踏まえた対応が可能となっております。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
624	令和3年3月4日	令和3年4月16日	小学校のランドセル	<p>行革に当たるかは分かりませんが、ランドセルの廃止を検討して頂きたい。 あんな重い靴を持って毎日通学する子供達が可哀想。</p>	<p>・重過ぎる (子供の負担軽減を謳った軽量モデルが出るなど、ランドセルが重いという認識はある様ですが、そもそもランドセルを廃止すれば解決する。) ・教育現場のデジタル化の妨げになっている。(ランドセルの存在意義としては、教科書の持ち運びの理由もあると思いますが、デジタル化すれば良い。) ・高額過ぎる (子供に数万円のバッグを持たせる意味が分からない。ただの既得権益としか思えない。義務教育システムに入学するだけで、金銭的負担が大き過ぎる。A地点からB地点まで物を運ぶだけの靴では無く、教育にお金を掛けられる環境を作るべき。) ・皆同じ物を持つことによる集団心理。子供たちの個々の個性を育む大切さが囁かれている昨今で、逆行的。</p>	個人	文部科学省	<p>文部科学省においては、通学の際に用いるカバンを統一的に定めておらず、通学時のカバンをランドセルとするか否かも含め、通学の際に用いるカバンは各学校において適切に判断すべき事柄であると考えております。 なお、家庭の経済状況が厳しい児童生徒の保護者に対しては、入学時に必要となる費用について、市町村が就学援助を実施しております。その中で、生活保護に規定する「要保護者」については、経費の1/2を国が補助し、市町村が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める「準要保護者」については、市町村が単独で事業を実施しているところです。</p>	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
625	令和3年3月4日	令和3年3月26日	PTAについて	<p>PTA会費やPTAという組織は本当に必要なのか？ 公立の小学校で、児童全員に必要な物は、PTA会費ではなく、学校が保護者から徴収すべき。また、こどもの学校ではPTAで全国漢字テストが実施されていますが、これはPTAでやらなくてもよいのでは？この漢字テストは、個人でも受験できるものです。このような形で、結果的に、PTAに加入すれば、漢字検定を受けられますよ、と言われていたようなスタンスになると思います。PTAは任意の社会教育関係団体なので、加入と未加入の両方があります。全員加入を前提で、システムができてPTAは不要と思います。</p>	<p>PTA未加入世帯の児童は、卒業証書を入れる筒を買えない等あるため。 学校内で、貰える児童と貰えない児童がいたら、子どもたちがどう感じるか？教育的配慮に欠けるのでは？全国的にPTAはこのような運営なので、見直すべきです。住んでいる自治体に意見しても改善されないため、国からの指示を明確に示して欲しい。</p>	個人	文部科学省	番号242の回答を参照してください。				
626	令和3年3月4日	令和3年3月26日	消防行政のスリム化	<p>全国に点在する726消防本部をトップダウンで警察同様に都道府県単位とする令和の大改革を実施して大規模災害に強い消防組織を誕生させてほしい。</p>	<p>全国に消防本部が大小様々な規模の消防本部が多数存在することで、近年多発・広域化する激甚災害への備えが各種不足(連携不足、情報共有不足、指揮命令系統の確立不足、資器材の格差による不足、人員格差による不足、その他組織の大小による様々な弊害等)により後手に回っていると感じる。災害場所は消防本部の規模を選ばないので管轄エリアは広く指揮命令系統は少ない都道府県単位のスリムな消防組織作りが必要と感じる。消防本部数をスリム化することで、コストの削減、事務作業の効率アップに繋がる。</p>	個人	総務省	番号410の回答を参照してください。				
627	令和3年3月4日	令和3年4月16日	学校対応等苦情受付を文部科学省に設置する	<p>学校対応110番を設置。</p>	<p>子供が担任から不審者と言われたり、怒鳴り散らされたりした挙げ句、心身症を思い不登校になってしまったため教育センターに相談したが、教師を守る言い方しかしない。当時の教頭はじめ、学校内の教師達からは厳しい視線を受け、うちが悪いことをしたかのような対応をされ続けた。教育委員会も特に問題にすることなく、スルーされた感じだった。子供が同じ教育委員会管轄の学校へ通っている以上、親は強くでれない。結局、転校することになった。学校や教育委員会で揉み消されることが多い現状を知った。 子供の不登校が増えていく現状に教師が原因を作っていることは避けなければいけないと思う。当事者家族だけが追い込まれ辛い思いをすることがあってはいけない。</p>	個人	文部科学省	<p>文部科学省のホームページにおいて、文部科学省に関する御意見・お問合せ窓口を設けています。</p>	なし	現行制度下で対応可能	<p>文部科学省ホームページに設けている「文部科学省に関する御意見・お問い合わせ窓口」において、生徒指導に関するものも含め施策の内容や当サイトで提供している情報等に対する御意見・御要望や御質問を受け付けています。</p>	
628	令和3年3月4日	令和3年3月26日	労働基準監督署の廃止	<p>実際に相談する労働者にとって、主体としての権利がなく、ただ、労基署へ通報するだけのものしかありません。 労基署は、会社側と労働者の仲裁の機能もなく、権限も少ないのが実情です。 労働者は、結果、労働審判で解決するしか方法がありません。 廃止して、各警察署に、4.5人の監督官を置いて、基準法を有効せしむるために、動かす方が効率的です。</p>	<p>労基署の機能不全は、多くの労働者や弁護士が感じているところです。今は、労働審判という制度が、とてもよくできていて、効率的に調停や審判が行えるので、労働者にとっても、会社側にとっても、実質的に効率的です。 労基署や、その上の労働局や厚労省の労働部局の人員や、物的な組織を改廃すれば、かなりの行政費が削減できると思います。 労基署は、司法警察権を有していますが、それが発揮されることはごくごく稀です。 特に、民事的な紛争には全く機能しません。 それは、裁判所へ任せて、法的な監督に傾注した方が良いと思います。</p>	個人	厚生労働省 警察庁	番号324(1について)の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
629	令和3年3月4日	令和3年3月26日	道路の修繕箇所申し出の一元化	国道、県道、市道、町道の穴やくぼみがあった場合、建設省国道工事事務所や県道路課や市道課、町の建設課等に連絡しているが、道路はこの道路が国管理か県管理かまで住民は知らない人が多い。都道府県に1か所道路修繕に関する連絡先電話を設置してもらいたい。	国道、県道、市道、町道がありそれぞれが管理している。穴やくぼみ、傷みなどが放置されている。道路パトロールもしているようだが、毎日利用している住民からの通報が大切だと思います。早期修繕で交通事故防止になります。	個人	国土交通省	道路の管理は、道路法第13条、第15条、第16条にて国道の管理については国土交通大臣又は都道府県、都道府県道についてはその路線の都道府県、市町村道についてはその路線の市町村がそれぞれ管理することとしております。	道路法第13条、第15条、第16条	現行制度下で対応可能	「道路緊急ダイヤル#9910」では道路の穴ぼこ、路肩の崩壊などの道路損傷、落下物や路面の汚れなど道路の異状を全国共通電話番号#9910で24時間受け付けています。道路利用者が幹線道路の異状等を発見した場合に、上記電話番号に連絡することで道路管理者は迅速に道路の異状への対応を図り、安全を確保してまいります。		
630	令和3年3月4日	令和3年6月16日	日付の表記について	各種書類の日付欄に記入又は表記されている日付の「年」表記を和暦ではなく西暦に変更・統一してほしい。	現在、手元に「平成34年」まで有効な運転免許証があります。この期限は「平成天皇陛下在位34年まで有効」となります。しかし、既にご退位されている状況で「在位34年」はあり得ないものとなりました。(昭和・平成改元当時も同じ) 厳密論で言えば、「すでに有効ではない」又は「永遠に失効しない」となります。ゴールド免許の有効期間5年という期間は、陛下の在位年数とは関係ありません。また、その有効期限は国民(利用者)が各自で元号変換を行わなくてはならず、国民に負担を強いています。運転免許は更新の通知が来る為、リスクは低いです。同様に利用期限のあるもの(市の施設の利用期限など)は、通知などが来ない為、失効してしまうものがあります。このことから、陛下の在位年数と関係なく継続されるもの(「有効期間」など)は、一律「絶対値」(西暦)で表記すべきだと考えます。ただ、西暦と和暦の混在は混乱のもととなる為、特段の事情がない限り、全ての日付の記入・表記を西暦で統一すべきだと考えます。	個人	警察庁	改元日前までに交付された運転免許証で、有効期間の末尾部分に「平成」を用いて改元以降の年を記載している場合であっても、引き続き有効なものとして使用することが可能です。また、運転免許証の記載事項については、道路交通法(昭和35年法律第105号)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)において定められており、運転免許証の有効期間の末日の年の部分については、西暦の次に括弧内に元号を用いて記載することとしています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第19条及び別記様式第14	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、有効期間の末尾部分に「平成」を用いて改元以降の年を記載している場合であっても、引き続き有効な運転免許証として使用することが可能であり、改元に伴って当該運転免許証が「すでに有効ではない」又は「永遠に失効しない」ことはなりません。また、運転免許証の有効期間の末尾に関する表示は西暦と元号の併記となっておりますが、これは、平成30年に行った意見募集の結果も踏まえ、多くの運転免許保有者に分かりやすい表示とするために定められたものであることから、御理解ください。		
631	令和3年3月4日	令和3年3月26日	自衛隊殉職者追悼式について	自衛隊殉職者追悼式に防衛省職員以外の人を式典実施要員又は支援要員として従事させるのはやめてほしい	政府主催行事として表記の行事は毎年防衛省本省にて実施されているが、式典支援要員として防衛省職員・自衛隊員ではない共済組合職員が駆り出されている。政府主催行事に公務員でない人間に支援依頼をするのはおかしいのではないか	個人	防衛省	自衛隊殉職者追悼式は、任務遂行中に不幸にして職に殉じた隊員を追悼するため、防衛大臣主催により、御遺族の方々、総理大臣、防衛大臣等が参列し、毎年、防衛省市ヶ谷地区において実施しています。自衛隊殉職者追悼式における防衛省共済組合の職員の支援にあたっては、殉職隊員を追悼するために執り行う追悼式の目的は、「国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する」との共済組合の目的と共有するものであることから、防衛省から共済組合に対して支援依頼を実施しています。	国家公務員共済組合法第1条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、自衛隊殉職者追悼式の共済組合職員への支援依頼は、共済組合の目的に反するものではありませんが、支援依頼を実施する場合は、支援業務を実施することになる共済組合職員に対し、職員本人の業務の影響等をあらためて確認するなどして、適切な業務の配分に努めてまいりたいと考えています。		
632	令和3年3月4日	令和5年5月17日	印鑑登録について	居住地変更に伴い、印鑑登録も変更することになっておりますが、その必要性をお尋ねします。コンビニなどで印鑑登録証明書を取得することができます。印鑑を変更する場合は、最寄りの自治体に届け出ることで問題はないのでしょうか。よろしくご検討ください。	現在、政府が推し進めようとしている行政改革の一つとして、国民の手間軽減・役所の業務軽減・経費の削減などを考慮したものです。	個人	総務省	印鑑証明の事務については、市町村固有の事務として実施されており、各市町村の条例等を根拠として行われているものです。総務省は、印鑑登録及び証明に関する窓口手続が正確かつ迅速に処理されるために「印鑑登録事務処理要領」を作成し、市町村に技術的助言として通知を发出しています。	なし	対応不可	印鑑登録は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者が登録の対象となっており、住民基本台帳と同様に、印鑑登録原票も各市町村ごとに管理されているため、他の市町村に転出した場合には再度印鑑登録を行う必要があります。		
633	令和3年3月4日	令和3年3月26日	情報公開制度によるコストを踏まえた改革	各省庁に対する情報公開請求が膨大なものとなり、文書の特定や開示不開示の明認範囲の決定に、若手職員の勤務時間が割かれている現状がある。国民の知る権利を引き続き保障しつつ、霞が関のブラック化を防ぐためには、情報公開に伴う人件費等の費用を適切に反映させる必要がある。具体的には、現状において請求者には一律300円と特定文書を受け取るための紙面コピー費用のみを求めている現状を改め、文書1枚につき一定のコスト(例えば1000円)を請求者に求める仕組みに改めるべきであると考える。このような仕組みとすれば、請求者からの際限のない請求に応じて膨大な文書特定作業を行うことへの一定の歯止めになると考えられる。	河野行革担当大臣が霞が関の残業時間の把握を各省に求めていること背景は、霞が関の勤務環境がブラック化し、若手職員を中心に勤務を継続することに関する意欲が低下するとともに、職務に対する創意工夫を行う余地が低下していることへの懸念があると考えられる。この点、かかる懸念にアプローチするためには、単に残業時間を把握するのみならず、これの原因となっている実態を変えていくことが必要であるところ、長時間勤務の一つの大きな原因である情報公開請求への対応業務について、費用の適正な負担を請求者に求めることにより合理化し、職員の勤務環境を改善することが適当であると考えたところである。	個人	総務省	番号225(情報公開について)の回答を参照してください。					
634	令和3年3月4日	令和3年3月26日	帰化申請許可厳格化希望	帰化人数データ(法務省:帰化許可申請者数、帰化許可者数及び帰化不許可者数の推移)みています。	中国、韓国が8割占めています。インバウンドで日本に彼らが来て迷惑どころでないルール守らないなど相当問題。国民も怒っています。東京、大阪などの公営団地はチャイナタウン化。なぜ多大な税金を使って帰化、移民など受け入れないといけないのか?彼らはきちんと税金払ってますか?日本人と結婚して(偽装)即離婚してご存じ?武漢肺炎の結果分断された日本国民をまず和を持って幸福度、平和度、安心度をあげてください。日本独自の文化が壊れます。	個人	法務省	帰化の一般的な条件は、国籍法第5条に規定されているところ、帰化許可申請の審査においては、これらの条件の充足性のほか、国家利益の保護の観点から法務大臣の広範な裁量に基づく厳格な審査を行っているため、我が国における帰化の制度は、適正なものであると考えています。	国籍法第5条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
635	令和3年3月4日	令和5年4月14日	期日前投票での理由宣誓書は不要 公職選挙法施行令49条一8改訂	選挙での期日前投票する場合、理由宣誓書を記入提出しているが、選挙管理委員会では、その記入時確認したら後は参照することはない次回改選時まで保管との事。選挙用紙裏印刷、立ち合い職員の経費、また保管経費、処分経費と税金の無駄使いとおもう。公職選挙法施行令改訂し宣誓書廃止願う。	理由の一つに「家事」も有る、このことはどのような理由でも当日投票できない理由になりえて職員が立ち合い確認しても無意味となる。意味のないことに税金を使用することはやめましょう。	個人	総務省	選挙人は、期日前投票をしようとする場合においては、期日前投票の事由のうち選挙の当日自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならないこととされています。	公職選挙法施行令第49条の8	対応不可	期日前投票制度は、選挙人の投票機会を確保するため、選挙の当日に投票することが困難であると見込まれる選挙についての例外的な投票制度であることから、宣誓書の提出を必要としているところです。宣誓書を不要にするについては、投票当日投票所投票主義の抜本的な見直しにつながるものであり、選挙運動期間や選挙運動の在り方をはじめ多方面からの慎重な検討が求められることになると考えられます。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
636	令和3年3月4日	令和3年6月16日	引越しに伴う自家用車の届け出に関して	マンション内で部屋を代わった際に、駐車場の変更も所有する車の変更もありませんでしたが、以下のような手続きが必要でした。 保管場所使用承諾証明書(マンション管理組合発行) 保管場所の所在図・配置図(マンション管理組合発行)を取り寄せ、これらと共に 自動車保管場所証明申請書 保管場所標章交付申請書 を管轄警察署へ提出します。この書類が「車名」「型式」「車体番号」「自動車の大きさ」「自動車の使用の本拠の位置」「自動車の保管場所の位置」「申請者の名前と住所」とほぼ同じ書類を2枚作成の上、提出します。その後、自動車保管場所証明書(車庫証明)を引き取ります。最寄りの役所で住民票を取り寄せ、管轄の陸運局へ持参。陸運局で車検証の住所変更申請書を記入します。この書類でも「車体番号」を記載します。また申請者の住所は独自のコード表を読み解いて記載します。車検証の手続きが済むと隣接の税務署へ行き、自動車税申告所を記載します。ここでは住所氏名と共に「車名」「型式」「車体番号」と車検証に記載されている情報を車検証から転記します。これを提出して終了です。 申請書に記載すべき内容が記入された書類を提出するにも関わらず、同じことを何度も記入する点にバカバカしさを感じます。そのうえ、出張所→警察署→陸運局→税務署とマンションの部屋を変わっただけで、非常に大変でした。住民票の移動と共に一括して手続きができる事が望ましいと思います。	個人	警察庁 総務省 国土交通省	自動車保有関係手続については、自動車の運行に必要な各種行政手続(検査登録、保管場所証明、自動車諸税の納税)が必要となっており、「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、これらの手続と税・手数料の納付をインターネット上で、一括して行うことが可能となっております。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項	検討に着手	現状に記載のとおり、自動車保有関係手続については、引越しの場合も含め、OSSを利用することによって、各種手続と税・手数料の納付をインターネット上で、一括して行うことが可能となっております。 また、OSSの更なる利便性向上のため、令和4年度中にマイナンバーカードに格納されている基本4情報を元に地方公共団体情報システム機構(J-LIS)と情報連携し、住民票コードの記入や住民票の提出を不要とするシステム改修を行うべく関係機関等と調整しているところです。		
637	令和3年3月4日	令和3年4月16日	豚熱対策における野生イノシシの感染抑止・清浄化推進に向けた縦割り行政解消	・野生イノシシの正確な生息状況や生態の把握に基づく形での、①経口ワクチンによる免疫賦与と②捕獲・減数の推進 ③生息地と養豚場の隔離の総合対策が必要である。 ・とくに生息地と養豚場の隔離については、冬の食料を人里周辺に残さない取り組みの必要性が指摘されている。 ・これらの対策には中長期的な戦略が必要であり、年度単位で成果を求めたり、2～3年で担当者が異動する公務員の業務態勢に馴染まない。 ・野生イノシシの感染抑止を実現し、飼養豚におけるワクチンの中止、ひいては日本のCSF清浄国が実現できるよう、農林水産行政と環境行政の省庁縦割り、従来の公務員の仕事の形を切り崩してのプロジェクト構築を提案する。	・国内で26年ぶりに発生した豚熱(CSF)の感染は、ウイルスに感染した豚由来の豚肉・豚肉製品が海外から何らかの形で違法に持ち込まれ、野生のイノシシに食されたことから始まったと推定されている。 ・専門家は、CSFの再清浄化には少なくとも10年、15年の期間を要すると見ており、この間、イノシシ感染域に所在する養豚場ではコスト要因となるCSFワクチンを打ち続けなければならない。 ・ここまでの事態に至った最大の要因は、野生イノシシへの感染を許し、有効なコントロールができないまま感染域を大きく拡大させてしまったことにある。 ・経口ワクチンの散布は、険しい山岳地域が多いという物理的障壁や、予算および人的資源の不足から後手後手に回っているのが現実であり、捕獲による減数も限界に達している。 ・こうした状況の背景には、日本国内における野生イノシシ対策が、野生動物の保護(個体数管理を含む)を管轄する環境省と、農作物への被害対策を管轄する農林水産省に分かれている「縦割り」の弊害がある。	一般社団法人 日本養豚協会	農林水産省 環境省	農林水産省においては、 ①家畜伝染病予防法に基づく、豚熱の浸潤状況確認検査 ②「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく、野生イノシシの捕獲 ③経口ワクチン散布等の措置を講じており、 環境省においては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく、野生イノシシの捕獲等の措置を講じているところです。	家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第三条の第二第一項 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第百三十四号)第四条第一項及び第六条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二条第三項	現行制度下で対応可能	農林水産省と環境省が協力し、 ①豚熱の浸潤状況確認検査を実施 ②「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」を連名で作成 ③経口ワクチン散布の状況等を踏まえて、豚熱発生都府県及びその周辺県に対して、捕獲重点エリアの設定を要請するなどの取組を行っています。 その他、両省において、野生イノシシの捕獲強化に関する取組について予算措置を講じているところです。 上記の取組を通じて、両省は効果的かつ強力に連携しており、引き続き、野生イノシシ対策を適切に行ってまいります。	
638	令和3年3月4日	令和3年3月26日	食肉衛生検査を厚労省から農水省に移行し、農場から食卓に至る安全確保と検査の効率化および検査料金の引き下げ	・ファーム・トゥ・テーブル、農場から食卓に至る食肉の安全を確保するため、食肉衛生検査を農水省消費・安全局に一本化すること ・食肉衛生検査の合理化により、行政獣医師の効率的な配置と、生産者の検査料負担の軽減・競争力アップを図るため、検査の監督以外の作業は獣医師以外の者にも可能とすること(国内でも食鳥検査では既に導入されている) ・と畜場における食肉衛生検査の結果が、生産現場の管理に反映されるよう、疾病名等の用語の統一を図るとともに、データのフィードバックがより効果的かつ効率的に推進されるシステムを構築すること	・生きた家畜については農林水産行政のなかで全国の家畜保健衛生所(家保)を配して、都道府県の獣医師資格を有する職員らにより家畜衛生、即ち健康な家畜の飼養が促されている。 ・一方、生きた豚がと畜場に出荷されたところから、同じ都道府県の獣医師でも、厚生労働省が管轄する食品衛生部門の食品衛生検査所(食検)の管理の下で食品危害の防止が図られている。 ・BSE問題をもち出すまでもなく、人獣共通感染症、抗生物質の残留など食品危害につながる原因の多くは感染症であり、生産農場に由来するものがほとんどである。 ・従って、これらへの対策には、生産現場における防疫・衛生・投薬管理に関わる行政指導と一体となった食の安全の監視が必要であり、そのためには食肉をめぐる農水行政と厚生労働行政の縦割りを除去することが、効果的かつ効率的である。 ・また、日本では食の安全を担保するための、と畜時に行う食肉衛生検査は、その費用を生産者が負担して実施されているが、欧米の生産国では公費負担や食肉業者が負担する形で最終消費者に転嫁されている。 ・さらに、日本の食肉衛生検査は獣医師資格をもつ県職にしか認められていないが、海外では獣医師職員の監督の下で獣医師資格をもたない検査員が実施して人件費の削減や、食肉処理施設の効率的稼働を実現して検査コストと畜経費の低減を実現し、競争力強化に貢献している。	一般社団法人 日本養豚協会	厚生労働省 農林水産省	食品安全基本法において、食品の安全性の確保は、必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより行われなければならないこと、国はそのための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有し、厚生労働省、農林水産省、食品安全委員会などの関係行政機関は施策の策定に当たって緊密に連携しなければならないことを規定しています。その中でと畜検査制度を含む食肉の衛生規制は、と畜場法及び食品衛生法に基づき、「公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ、もって国民の健康の保護を図ること」という共通の目的を達成するため、公衆衛生の向上を任務とする厚生労働省において実施を行っています。 と畜場法において、都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外を解体してはならず、都道府県知事は当該検査を行わせると畜検査員を命ずることとしています。また、と畜場法施行令において、と畜検査員は獣医師であることを規定しています。 と畜検査料は、地方自治法第227条に基づき、地方自治体が条例で定めています。 と畜検査の対象疾病等は、家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病及び届出伝染病、厚生労働省令で定める疾病並びに厚生労働省令で定める異常としています。都道府県等が行った検査の結果、廃棄等の措置が講じられた獣畜の頭数等は、「食肉検査等情報還元調査」により公表されています。	食品安全基本法第1条、第4条、第6条、第15条 と畜場法第1条、第14条、第19条、 と畜場法施行令第10条、と畜場施行規則第14条及び別表第3 食品衛生法第1条 厚生労働省設置法第3条 地方自治法第227条	対応不可	厚生労働省と農林水産省は、食品安全基本法に基づき、食品供給行程の各段階において食品の安全性確保のため、緊密な連携を図りながら、それぞれの任務である公衆衛生の増進、食料の安定供給の確保の観点から施策を実施しています。この取組を引き続き進めることで、農場から食卓までの食品の一体的な安全性確保を図ることが可能です。 と畜検査は、豚を含む獣畜の疾病や異常を、獣医学的知識でもって判定し、食用不可として排除するための検査であり、獣医師が行っています。近年のと畜頭数に大きな変化はなく、と畜検査員数も横ばいとなっており、獣医師による公的検査において、検査費用増に繋がるような大きな支障を生じている状況にはないと認識しています。なお、食鳥については処理施設の食鳥処理衛生管理者による検査補助ができることですが、彼らを監督する獣医師である食鳥検査員の配置が必要であることに変更ありません。 と畜検査手数料は、都道府県等が地域の状況を勘案しながら獣畜のと畜検査に係る経費を積算し、受益者負担の考え方に基づき、負担者と金額を決定していると承知しています。近年の養豚業界を取り巻く状況に大きな変化はなく、手数料の引き下げ等を実施すべき明確な必要性は生じていないと認識しています。 なお、海外におけると畜検査員の身分や検査手数料の取扱いについては、各国の事情に応じて様々な運用がなされていると承知しています。 と畜検査の対象疾病名は家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病等の疾病名と統一させており、検査結果に基づく廃棄等の措置は、主な疾病等ごとに「食肉検査等情報還元調査」により公表しています。また、都道府県等においても、検査結果を農場に還元する事業を行っているところがあると承知しています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
639	令和3年3月24日	令和3年7月7日	地方自治体や法務局、税務署等の国の窓口機関の閉庁日の見直し	地方自治体および法務局、税務署等の国の窓口機関の閉庁日を、水曜日と日曜日に変更する。	国民の利便性の向上が図られる。分散型勤務の一つである。通勤ラッシュの解消につながる。	個人	内閣官房 人事院 財務省 法務省 総務省	<p>(行政機関全般について)</p> <p>国の行政機関は、法令等により、原則として月曜日から金曜日までを開庁していますが、各行政分野の所管省庁の判断により、利用者の利便性の向上や行政需要等を踏まえて個別に変更することが可能となっています。</p> <p>(税務署について)</p> <p>税務署の開庁時間は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)により月曜日から金曜日(祝日等を除きます。の)の午前8時30分から午後5時までとなっております。税務署の開庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、税務署では相談及び申告書の受付は行っておりませんが、申告書は、税務署の時間外取受箱へ投函することにより提出できます。なお、e-Taxによる電子申告や郵便又は信書便による送付いただくことで、税務署の開庁日についても一部の手続きは可能となっております。</p> <p>(法務局について)</p> <p>法務局の開庁時間は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)により、月曜日から金曜日(祝日等を除きます。の)の午前8時30分から午後5時15分までとなっております。なお、インターネットを利用したオンライン申請や郵便又は信書便による送付により、直接窓口にお越しただけなくともほとんどの手続きを行うことは可能となっております。</p> <p>(地方自治体について)</p> <p>地方公共団体の休日については昭和63年の地方自治法の一部改正により、原則として日曜日及び土曜日が休日とされているところですが、当該休日において地方公共団体の特定の機関が開庁することは可能であり、その可否は業務内容・性質・法令上の基準等に応じて執行機関の責任で決すべきものになります。また、地方公務員の週休日(勤務時間を割り振らない日)は、原則として日曜日及び土曜日を週休日として条例で定めることとしておりますが、上記で記載しているとおり、特定の機関が地方公共団体の休日に開庁することを決定した場合には、所属職員の週休日や勤務時間の設定を適切に変更した上で、地方公共団体の休日において勤務を行うことが可能です。</p>	官庁執務時間並休暇に関する件 行政機関の休日に関する法律 地方自治法(昭和22年法律第67号) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)	現行制度 下で対応可能	(行政機関全般について) (税務署について) (法務局について) 制度の現状欄に記載のとおりです。 (地方自治体について) 現行制度では日曜日及び土曜日に閉庁することが原則となりますが、執務の内容等を鑑み、特定の機関について、地方自治体の判断により開庁することは可能と考えられます。		
640	令和3年3月24日	令和3年5月24日	日本学術会議の行政改革について	今後標題の件について、行政改革を行うとのことですが、アカデミズムの良さ(政府からの独立性や真理への探究)を壊さないでほしい。一部では民営化といった議論もあるが、日本という国が知的探究や真理への探究という学問に内在する良さを大切にす国であるようにしてほしい。	菅政権の改革がただの壊し屋になってほしくない。一部の国民には不安に感じている人もいるということを中心にまとめてほしい。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。					
641	令和3年3月24日	令和3年4月16日	年末調整の提出書類の件	年末調整の提出書類をシンプルにしてほしい	<p>毎年、年末調整の書類、給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の書類を提出するが毎年のように書き方がわかりづらく、調べながら何とか記入しております。毎年同じであれば良いのですが、もちろんライフステージも毎年変わるので記入しながら、これで正しいのか、間違って追加徴税になるのではと心配しながら提出しております。提出部署に迷惑をかけてしまうこともあります。</p> <p>配偶者の給与所得が何万円以上だったら(それも秋ごろなので年間の所得を仮定で計算しなければならない、アルバイト、パートには難しいこともある)ここは記入するとか、色々決まりがあったり、世帯主と配偶者、アルバイト収入のある子どもなどそれぞれが提出しなければならず、書き方も個々に違います。</p> <p>色々な事情があるのではと思いますがシンプルに各世帯で1枚にまとめることは出来ないのでしょうか？家族それぞれの給料の総支給額をそのまま記入、加入している保険の金額は各保険会社からの書類をそのまま記入し、証拠としてその書類の提出 その他の事情があるものは単純に〇×で記入し、その金額を記入するなど。(計算式などありますが、それは提出先(役所)で出来ませんか？個人の調整が出来ない部分ではなく、決まった計算だと思うのですが)</p> <p>あと勉強不足もありますが言葉もわかりづらいものが多く、間違って記入してしまいそうです。</p> <p>書き方を説明するサイトが沢山ありますが、その説明が必要な位、シンプルにしてほしいと思います。 正しく、正直に申告したいのです。 よろしくお願いいたします。</p>	<p>毎年、年末調整の書類、給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の書類を提出するが毎年のように書き方がわかりづらく、調べながら何とか記入しております。毎年同じであれば良いのですが、もちろんライフステージも毎年変わるので記入しながら、これで正しいのか、間違っして追加徴税になるのではと心配しながら提出しております。提出部署に迷惑をかけてしまうこともあります。</p> <p>配偶者の給与所得が何万円以上だったら(それも秋ごろなので年間の所得を仮定で計算しなければならない、アルバイト、パートには難しいこともある)ここは記入するとか、色々決まりがあったり、世帯主と配偶者、アルバイト収入のある子どもなどそれぞれが提出しなければならず、書き方も個々に違います。</p> <p>色々な事情があるのではと思いますがシンプルに各世帯で1枚にまとめることは出来ないのでしょうか？家族それぞれの給料の総支給額をそのまま記入、加入している保険の金額は各保険会社からの書類をそのまま記入し、証拠としてその書類の提出 その他の事情があるものは単純に〇×で記入し、その金額を記入するなど。(計算式などありますが、それは提出先(役所)で出来ませんか？個人の調整が出来ない部分ではなく、決まった計算だと思うのですが)</p> <p>あと勉強不足もありますが言葉もわかりづらいものが多く、間違っして記入してしまいそうです。</p> <p>書き方を説明するサイトが沢山ありますが、その説明が必要な位、シンプルにしてほしいと思います。 正しく、正直に申告したいのです。 よろしくお願いいたします。</p>	個人	財務省	<p>年末調整において、扶養控除、配偶者控除又は保険料控除等の所得控除の適用を受けようとする居住者は、勤務先に対して、「給与所得者の扶養控除等申告書」、「給与所得者の配偶者控除等申告書」又は「給与所得者の保険料控除申告書」を提出することとされており、これらの申告書には、配偶者の合計所得金額や保険料控除の金額などを記載することとされています。</p> <p>また、その勤務先は、これらの申告書に記載された事項を基に年末調整を行い、その給与の受給者について、その年中の給与に係る所得税の年税額を計算することとされています。</p> <p>なお、当該申告書等は税務署長から提出を求められた場合以外は税務署へ提出する必要はなく、勤務先が保管しておくことになっています。</p>	所得税法第190条、第194条、第195条の2、第196条、所得税法施行規則第73条、第74条の3、第75条、第76条の3	検討を予定	<p>所得税の計算は、所得者ごとに、各種所得控除の金額を計算する必要があり、年末調整においてはその所得控除の計算に必要な事項を記載した申告書(以下「年末調整申告書」といいます。)を、それぞれの所得者の勤務先に提出することとされています。</p> <p>国税庁ではこの年末調整申告書の作成等の負担を軽減する観点から、令和2年10月より年末調整申告書作成用ソフトウェア(以下「年調ソフト」といいます。)を提供しております。勤務先において年調ソフトで作成した年末調整申告書を受け付けていただけるのであれば、この年調ソフトをご利用いただくことにより、年末調整申告書の記入を簡便に行うことができるほか、控除額の計算を自動的に行うなど便利ですので、この年調ソフトの更なる普及に努めていきたいと考えております。</p> <p>なお、世帯で1枚の年末調整申告書を作成し、そこに各所得者の給与等の収入金額や加入している保険の情報等を記載することについては、一の所得者の所得税の計算において必要ない他の所得者の情報についてまで、当該一の所得者の勤務先に提供してしまうことが懸念されます。</p> <p>また、各勤務先において税額の計算や調整をする必要があるため、(納税者が計算等せずに控除証明書のみを勤務先に提出し)保険料控除の計算までも勤務先において行うという点については、勤務先の負担も考慮する必要があります。</p> <p>おって、年末調整申告書の書き方がわかりづらいという点につきましては、改善すべき事項の見直し等を引き続き行っていきたいと考えております。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
642	令和3年3月24日	令和3年5月24日	国、県、市町村事務の効率化について	国や県の市町村に向けた調査等の効率化を図っていただきたい。現在、国主導で基幹系システムの標準化を行っています。この標準化システムで、国や県に報告する内容をバッチ処理を活用してファイルで出力し、ファイルを提出する仕組みの構築をお願いしたい。また、基幹系システムだけではなく、バックオフィス系(財務、人事給与等)のシステムについても、標準化や提出ファイルの自動出力化を行いさらに効率化を図っていただきたい。	自治体戦略2040の第二次報告にもあるように、今現在の事務を半数の職員で処理していくためには、いかにバックオフィス系の事務の効率化を図るか、いかに住民を窓口に来なくても済み、電話対応を減らしていくが必要になってくる。後者については、マイナンバーカードの有効活用、市区町村が持つ基幹系システムの情報、医療情報、金融機関とマイナンバーの紐づけにより、効率化が図られてくるものと考えている。バックオフィスの効率化については、各自治体で取り組んでいることもあがあるが、国や県から市区町村に届く調査については、国の機関、地方自治体において、他の部署への情報提供依頼、情報収集、とりまとめ、集計、確認、決裁と事務手順や手続きが多い。また、国や県からは、同じような調査項目が、それぞれの担当部署の調査に含まれている事が多く、地方自治体では、何度も同じ内容を提出している上に、既存基幹系システムのデータをEXCELに転記して報告することが多い。また、報告の件数が多ければ多いほど、誤った数字等が贈られることも多い。このため、現在進めている標準化システムで報告用ファイルを作成し、提出するだけの仕組み構築をすることで、相互に事務を省くことができる。また、調査する側も取り込むだけで集計できる仕組みを構築すれば、間違えなく調査を行うことができると考える。現在は、基幹系だけであるが、財務や人事給与においても、標準化を目指すか、提出ファイルの標準化を行うかもあわせて検討していただきたい。他、提出されたデータについては、国の機関においても共有化を図り、相互に重複した作業を省くようお願いをしたい。	個人	総務省	「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日 閣議決定)において、「住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム(基幹系システム)の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成する。これを通じ、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを地方公共団体が利用することを旨とする」とされています。	なし	その他	デジタル・ガバメント実行計画においては、こうした標準化・共通化について、「目標時期を令和7年度(2025年度)」としているところであり、関係府省と連携して引き続き取組を進めてまいります。なお、総務省では現在検討を進めている住民記録システムの標準仕様においては、例えば、各都道府県で実施する独自の住民基本台帳関係の統計調査に対して、ノンカスタマイズで対応できるようにしています。	
643	令和3年3月24日	令和3年5月24日	独立行政法人学生支援機構 引き落とし口座の変更手続きが原始的	独立行政法人学生支援機構では、引き落とし口座の変更を行うためには、書面でないとできません。電話からの変更もできないため、書面の郵送が必須となっています。さらに、酷いのは書面の返信後も2ヶ月は引き落とし口座が変更されないと言っており書面などにしていることで手続きに時間が掛かっているとしが思えません。早急にネットから引き落とし口座の変更ができるようにする必要があります。	ネットから受付できることで、利用者が引き落とし口座の登録を変更することができ、認可等取得期間の短縮。24時間受付ができるため利便性の向上。送られてきた書面の確認をして、入力する人員も不要になるためコスト削減。	個人	文部科学省	日本学生支援機構の実施する奨学金の返還口座の変更手続きは、金融機関において口座開設時の届出印の押印による本人認証を必要としていること等の理由から紙で受付を行っております。	なし	検討を予定	令和4年度以降、順次、インターネット環境での口座変更が実施できるよう、日本学生支援機構で準備を進めていきます。	
644	令和3年3月24日	令和3年5月24日	日本学術会議について	速やかに民営化することが望ましい	日本学術会議は、日本国内で軍事目的のための研究を否定しておきながら、中国科学技術協会との協力覚書を交わしている。東日本大震災時の復興増税や、レンジ有料化など、愚策を提言している。今回、会員の任命拒否に異を唱えているが、それなら、政府から完全に独立し、任命権を手にしたらよい。民営化すれば、10億円のコスト削減につながる。政府から独立すれば、海外のアカデミーのように、真に日本と日本国民のために提言をする機関に生まれ変わるかもしれない。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。				
645	令和3年3月24日	令和3年8月18日	在日外国人を雇用する地方自治体があることについて	いくつかの県で、地方自治体での就職を可能としたり、岩手県では、警察官にも採用しているという。地方自治は、外国人参政権につながる条例を作る動きもあり、国の在り方を変える非常に危険な判断であり、これをやめさせてもらいたい	どの国の出身であろうが、在日外国人を採用すると言う事は、その人が上層部になればなるほど、さらに外国人採用を加速させる可能性があります。特に聞くところでは、生活保護は、日本国民に限られるにもかかわらず、これを支給している憲法違反の地方自治体があります。外国人は同法のために、便宜を図りたいと思うものだという理解になるし、外国人に参政権を与えていないというのも、日本の政治は、日本人のためであるからであり、地方自治体の運営も、それと同じ意味を持つはず。即刻これを是正するようにしてください。これは、差別でもなんでもなく、当たり前のことです。	個人	総務省 厚生労働省 警察庁	【地方公務員の外国人任用について】 2005(平成17)年1月26日の最高裁大法廷判決において、「国民主権の原理に基づき、原則として日本国籍を有する者が公権力行使等地方公務員に就任することが想定されているとみるべきであり、外国人が公権力行使等地方公務員に就任することは、本来我が国の法体系の想定するところではない。」と判示しています。地方公共団体における外国籍職員の任用については、この平成17年最高裁判決において判示された基本原則を踏まえつつ、地域の実情に応じ、個々の職の職務内容を検討して各地方公共団体において具体的に決定されているところです。※「公権力行使等地方公務員」とは、「地方公務員のうち、住民の権利義務を直接形成し、その範囲を確定するなどの公権力の行使に当たる行為を行い、若しくは地方公共団体の重要な施策に関する決定を行い、又はこれらに参画することを職務とするもの」をいいます。 【生活保護制度について】 生活保護制度は、生活に困窮する方が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものです。	該当法令:なし 2005年1月26日の最高裁判決 生活保護法	【地方公務員の外国人任用について】 現行制度 下で対応可能 【生活保護制度について】 外国人は生活保護法による保護の対象ではありませんが、人道上の観点から行政措置として、適法に日本に滞在し、日本国民同様に国内での活動に制限を受けない在留資格等を有する者に限り、法による保護に準じた取扱いをすることとしているところでは、対応不可	【地方公務員の外国人任用について】 総務省としては、公務員に関する制度の現状欄の基本原則の範囲内において、日本国籍を有しない者の採用を行うよう、都道府県・市町村との会議の場などの機会も活用して、各地方公共団体に対して伝達をしているところです。 【生活保護制度について】 外国人は生活保護法による保護の対象ではありませんが、人道上の観点から行政措置として、適法に日本に滞在し、日本国民同様に国内での活動に制限を受けない在留資格等を有する者に限り、法による保護に準じた取扱いをすることとしているところでは、対応不可	
646	令和3年3月24日	令和3年4月16日	連絡をウェブ対応で	プリントは学校ホームページやメール添付、学校連絡はメールなどにしてほしいと考えています。	不登校の子供がいます。ずっとプリントや連絡帳など、近所のお子さんに持ってきて頂いていますが、お子さん達への負担や迷惑を考えるとこちらとしても苦痛です。 プリントを重要な物以外選択的でもウェブ対応にすれば、インク代、紙代のコスト削減になり、連絡帳の手渡しを廃止すれば学校側の電話代、子供達の負担軽減になります。	個人	文部科学省	番号515の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
647	令和3年3月24日	令和3年5月24日	開発行為審査の民間審査機関の活用について	開発行為の審査は現在、行政しかできないが、この審査を建築確認申請と同様に民間の審査期間を活用して審査の効率化を図るものとする	現在、行政による審査はそのマンパワーもあり混み合うとなかなか審査が進捗しない状況である。また、その審査も開発行為自体は建築の用にとするものが対象になっていて、建築の審査機関が民間になると、二つの機関に申請が必要になり、縦割りの状況になっている。現在ではほとんどの民間工事の確認申請は民間の審査機関であり、建築の用に共する開発行為の審査をするのにこの連携が取れていない状況である。また、これらの土質評価や擁壁構造関係の資料については民間の審査機関で出版されていることも多々あり、審査能力自体はさして問題ないと考えられる。また、行政側の人員も削減でき、申請者側からも今までより早く審査を完了でき、その構造に対してそのまま確認申請を行えるので、スムーズかつ包括的に構造物の審査ができるメリットがあると考え、提案いたします。	個人	国土交通省	都市計画法の開発許可は、主として建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更(開発行為)に対して設けられている規制であり、建築行為を伴う開発行為を行う場合には、開発許可に加え、建築物に対する規制として設けられている建築確認を受けることが必要です。	都市計画法第29条	対応不可	都市計画法の開発許可制度では、良好な宅地水準の確保に加え、秩序ある市街地の形成の実現を目的としていることから、周辺の状況や地域の実情に応じて判断する等の一定の裁量をもって開発許可権者である地方公共団体が審査し、処分する必要があり、建築確認のように裁量性のない基準に基づき指定確認検査機関に審査させ、処分させることは異なるため、都市計画法の開発許可を地方公共団体以外の者に審査させ、処分させることは適当ではありません。	
648	令和3年3月24日	令和3年7月7日	雇用保険：電子申請事務センターの所轄ハローワークごとの縦割り解消	所轄という考え方を廃止し、繁忙ハローワークを閑散ハローワークが手伝うことで、無駄な体制強化を行わなくても事務処理日数の平準化を実現する。	【現状の問題点】 雇用保険の電子申請を行った届出について、現状所轄のハローワークの担当が処理を行っているため、同じ種類の届出を行っても、所轄のハローワークによって処理日数に大幅な差が生じている。 例えば、春日部のハローワークでは、どの届出を出しても翌日までは公文書が取得できるのに、品川のハローワークでは資格取得届の公文書取得まで、約1カ月半程度かかっている。 【提案内容】 所轄という考え方をやめ、どこから出された申請でも処理していただくようにする 【期待される効果】 (1)処理日数の平準化 (2)現状、閑散ハローワークがある一方で、繁忙ハローワークが体制強化をはかっていると思いますが、閑散ハローワークの処理能力をうまく活用することで、繁忙ハローワークによる無駄な体制強化が不要となる (3)ハローワークごとの審査基準(いわゆるローカルルール)が統一される	個人	厚生労働省	雇用保険に関する事務のうち、公共職業安定所長が行う事務は、失業等給付に関する事務を除き、適用事業の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長が行うこととしております。	雇用保険法施行規則第1条第5項	現行制度下で対応可能	事業所の所在地を管轄する公共職業安定所毎に届出をさせていただいているため、安定所によって、届出件数等に差異が生じることはありませんが、業務量に応じた人員配置を行うことにより、処理日数の平準化に努めて参ります。	
649	令和3年3月24日	令和3年5月24日	どの法務局でも同じ内容のサービスを受けられるようにしてほしい	1. 不動産関連(登記申請・登記事項証明書など) 2. 成年後見人の登記事項証明書	現行システムが利用者の負担を考えていないからです。施設を限定しているため、不動産の登記を変更するために現地にわざわざ出向かなければならない。インターネットでの証明書発行も、PCに強くても、実際に動かすためには専門にやられている方(司法書士)でしか対応できないシステムになっています。一般人では利用できません。また、同じ法務局管轄にもかかわらず、縦割り行政のため、成年後見人の登記事項証明書を資料で提出しなければならない場合、同じ法務局内のデータをその場で確認できないため、わざわざ専門の施設で証明書を取得して提出しなければなりません。PC1台ですべてのデータを管理できればその場で終わります。経済的効果として、利用者が遠くまで移動しなくても、近くの出張所で気軽に法務局のサービスを一括で受けられるようになります。	個人	法務省	(提案1) 不動産に関する登記事務は、不動産の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局またはこれらの出張所が管轄登記所として取り扱うものとさせていただきます。 不動産登記の申請は、書面により申請書を登記所に提出する方法とオンラインにより申請情報を登記所に提供する方法があり、書面による申請については、郵送による申請も可能です。 また、登記事項証明書の交付等の請求については、請求に係る不動産の所在地を管轄する登記所以外の登記所に対してもすることが可能です。 登記事項証明書の交付等の請求については、書面により請求書を登記所に提出する方法とオンラインにより請求情報を登記所に提供する方法があり、書面による請求については、郵送による請求も可能です。オンラインによる請求については、専用のアプリケーションをインストールすることなく、Webブラウザを利用してどなたでも登記事項証明書の交付等の請求をすることが可能です。 (提案2) 成年後見登記事務のうち、窓口における証明書交付事務は、東京法務局民事行政部後見登録課及び各法務局民事行政部戸籍課・地方法務局戸籍課で取り扱っており、各法務局・地方法務局の支局及び出張所の窓口では取り扱っておりません。なお、証明書の請求方法は、窓口における請求のほか、登記所(東京法務局民事行政部後見登録課)に申請書を郵送する方法と、インターネットを利用してオンラインにより交付請求をする方法があります。	(提案1) 不動産登記法第6条第1項、第18条及び第119条 不動産登記規則第53条及び第194条 (提案2) 後見登記等に関する法律第2条、第10条 後見登記等に関する政令第11条 後見登記等に関する省令第22条第2号	(提案1) 事実誤認 (提案2) 対応不可	(提案1) 制度の現状欄に記載のとおり管轄の登記所に出頭することなく申請等の手続をオンラインや郵送で行うことが可能です。 なお、オンラインによる手続については、より利用者に分かりやすいものとするなど、利便性の向上に努めてまいります。 (提案2) 各法務局・地方法務局の支局・出張所においても登記事項証明書の交付事務を行うことについては、利用者の利便性向上の観点等も踏まえつつ、慎重な検討を要するものと考えているところ、現時点においては、システム対応の可否や費用対効果を考慮すると、御提案に沿った窓口交付事務の拠点を拡大することは困難です。	
650	令和3年3月24日	令和3年4月16日	e-Taxの利用時間を祝日でも使えるようにしてほしいです	e-Taxの利用時間なのですが、現在祝日、休日はログインできない仕様になっていますので、これを出来れば利用できるようにしてほしいです。	文化芸術活動の継続支援事業で書類を用意するにあたって、e-Taxの確定申告をダウンロードしようとしたのですが連休で利用できず、手が止められてしまいました。 自分は自営業でも在宅中心と特殊なので平日まで待って、平日にログインしての提出が可能でしたが、普通に平日忙しんでいる方ですと利用したい休日に利用できない方も多いかと思いました。 今回に関しては募集期間も限られていましたし、早い者勝ちでもありましたがなるべく早く確定申告の書類をダウンロードして提出したかったのですがそれもかなわず焦りが強くなりました。 オンラインの強みは24時間体制だと思いますので何卒よろしくお願いたします。	個人	財務省	現状のe-Taxの利用可能時間は、次のとおりとなっております。 【所得税等の確定申告期】 ・全日24時間(土日祝日等を含む) (メンテナンス時間を除く) 【確定申告期以外】 ・月～金 24時間 (休祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始) ・毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日 8時30分～24時 (休祝日及び12月29日～1月3日を除く) (メンテナンス時間を除く)	なし	検討に着手	制度の現状欄に記載のとおり、e-Taxについては、ニーズの高い所得税等の確定申告期には、土日祝日等を含めて24時間、利用が可能となっております。更なるe-Taxの利用可能時間の拡大に向けては、利用者のニーズのほか費用対効果も踏まえ、検討していきます。	
651	令和3年3月24日	令和3年4月16日	PTA費の徴収方法について	保護者役員が一軒一軒まわって徴収するのを口座振替にする。	保護者と教員(特に管理職)の負担軽減と、生活保護家庭や就学援助家庭の個人情報漏れる可能性をなくするため。(生活保護や就学援助は実費負担がないため、徴収しなくて良い⇒この家庭が保護家庭が容易に露呈している現状がある。)	個人	文部科学省	番号242の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
652	令和3年3月24日	令和3年5月24日	地方公務員を学校へ、教員を地方自治体へ	教員の教育以外の業務負担軽減のため、地方公務員を学校へ配置して、業務にあたらせる。 また教員も、指導に向いていない人員や不適格な人員は、教育と関係のない地方自治体の部門に異動させる。	教員を教育業務に専念させ、それ以外の、教員免許の必要のない業務は、管轄する地方自治体の職員をあてる。それにより、教員の負担を軽減し、働き方改革、教育の充実をはかる。 また、不適格な教員は教育業務から外し、地方自治体の職員として、非学校業務に従事させる。(※) 教員の働き方からみた、教育改革を行う。 ※女性のスカートの中を盗撮し、逮捕された教員が、停職から復帰する際、異動先の学校の保護者らからの抗議により、異動が取り消された事例がある。そういった教員を、教職以外の業務にあたらせることができるようにすべきだと思う。	個人	文部科学省	教員を含む地方公務員の人事異動・人事配置については、関係法令等を踏まえ、各教育委員会等の権限と責任において適切に御対応いただいているところです。	地方公務員法	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
653	令和3年3月24日	令和3年5月24日	学校図書館のバーコードシステム化	未だアナログなカードに手書きで書名、貸出日などを記入して貸出返却している学校図書館へバーコードシステム導入	学校図書館担当の日々の業務負担軽減はもちろんのこと、バーコードシステム化すれば公共図書館や他校の図書館とも資料収集・貸借で連携がスムーズになる。 また、利用者である児童生徒も学校HPから蔵書検索・貸出の不可否の確認や予約ができれば学校図書館内の密を回避する一つの手立てになる。少ない休み時間を有効利用できる。 さらに、カード手書き方式だと誰が何を借りているか、他の児童生徒が容易に分かってしまえるが、バーコードシステムなら貸出情報は管理する司書や学校図書館担当者だけなので、個人情報も守りやすくなる。	個人	文部科学省	学校図書館における情報メディア機器の整備状況については、「学校図書館の現状に関する調査(平成28年度)」結果によると、バーコードシステムの導入など図書館資料の管理等のための情報機器を活用している学校は約4割となっています。	なし	現行制度下で対応可能	文部科学省としては、「学校図書館ガイドライン」に記載されている、 ・図書館資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましい。 ・地域内の学校図書館において同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。 などの周知を行うことにより、学校図書館の情報機器の整備について促してまいります。		
654	令和3年3月24日	令和3年4月16日	学校のPTAを廃止してください	PTA会費で学校の備品を買うために存続している行政から学校に必要なお金を払ってほしい そうすればPTAは廃止できます	PTA活動の基本は資金集めです 会費 ベルマーク ダンボール回収 イベントでの収益 など そのお金で学校の備品を買うのは理解できますがPTA〇〇周年事業に積み立てた数百万を使い近隣の有力者と飲み食いします 文科省から基本廃止の通達を出してもらえないでしょうか	個人	文部科学省	番号242の回答を参照してください。					
655	令和3年3月24日	令和3年5月24日	在外公館での戸籍発行業務について	海外在住者が自身の戸籍謄本(抄本)を在外公館でも取得または取得手続きができるようにしてほしい。	現在海外在住者が自身の戸籍謄本を取得する必要がある場合、日本国内の役所での手続きが必要である。つまり、そのために帰国するのが困難な場合、日本にいる家族等代理人に委任して手続きをしてもらうことになる。これが在外公館で手続きから取得まで、または本籍地の役所へオンライン申請をして在外公館で受け取るなどができれば、日本からの郵送を待つことなく(メキシコ在住ですが、現地の郵便事情は良いとは言えず、また追跡結果も信用できず予定通りに到着することはほぼありません)、また代理手続きをしてもらう必要もなくなる。個人的なことではありますが、私は一人っ子で母は他界しており日本の家族は高齢の父しかおらず、また代理手続きが必要で、異動等で学校や学年も変わります。子どもたちに学びを定着させるためにも、しっかり教材研究・準備する時間を勤務時間内に取れるようにしてほしいです。 また、小学校のほとんどが教科担任制ではないので、自分で次の日の全部の授業の準備が必要で、異動等で学校や学年も変わります。子どもたちに学びを定着させるためにも、しっかり教材研究・準備する時間を勤務時間内に取れるようにしてほしいです。 そして、勤務・労働条件が少しでも改善されることで、教員のなり手が増えるはずですが、ここ最近の教員採用試験の倍率もかなり低いです。なり手が増えることで、競争倍率も上がりより優秀な方を採用できるようになるのではないのでしょうか？ また病休者が減ると代替職員を雇わなくてよくなるので、コストも削減されます。	個人	法務省 外務省	【法務省】 戸籍謄抄本等の交付請求は、本籍地の市区町村に対して行う必要があります。 【外務省】 在外公館における領事手続において、記載事実等の確認のため必要に応じて、戸籍謄(抄)本を日本から取り寄せていただいております。	【法務省】 戸籍法第10条第1項 【外務省】 戸籍法	【法務省】 検討を予定 【外務省】 検討を予定	【法務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍の謄抄本を取得することができるようになります。 【外務省】 在外公館における戸籍の届出や証明申請手続等において、今後、戸籍謄(抄)本の添付を不要とするよう関係省庁とも連携し検討を進めてまいります。		
656	令和3年3月24日	令和3年4月16日	学校のホワイト化	本校小学校の勤務時間:8:20~16:50、8:20~朝の会、6時間授業をし、児童の下校開始は16:10、その後保護者(欠席児童・気になる児童宅・日中にかかってきた保護者への折り返し)や関係機関(他校・学童等)との連絡であったり、日によっては16:15より会議・研修。それが16:50に終わり漸く明日の6時間授業の教材研究・準備や自分の担当である校務の提案準備。これをベテランも新規採用職員もほぼ同時にやります。 カリキュラムを遂行するための授業時数・長期休業・行事等の関係もありますが、8:40から朝の会・15時児童下校ぐらいになると教材準備等の時間も勤務時間内に少し確保できます。	まず、教員のなり手が減ってきています。そして、現場も精神疾患で病休を取られる方・取らないけどギリギリのところまで踏ん張っている方が増えてきています。 一生懸命に働いている若い先生方も自分の職業を自信持ってクラスの子に勧められるかどうか尋ねると躊躇しますとのことでした。 このような現状で教員になってくれる方は貴重だと思っております。 また、小学校のほとんどが教科担任制ではないので、自分で次の日の全部の授業の準備が必要で、異動等で学校や学年も変わります。子どもたちに学びを定着させるためにも、しっかり教材研究・準備する時間を勤務時間内に取れるようにしてほしいです。 そして、勤務・労働条件が少しでも改善されることで、教員のなり手が増えるはずですが、ここ最近の教員採用試験の倍率もかなり低いです。なり手が増えることで、競争倍率も上がりより優秀な方を採用できるようになるのではないのでしょうか？ また病休者が減ると代替職員を雇わなくてよくなるので、コストも削減されます。	個人	文部科学省	公立学校の教員の勤務については、服務監督権者である教育委員会や校長において、関係法令に従って適切に管理いただいているものです。 また、平成31年1月の中央教育審議会の答申で、これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務について、 ①「基本的には学校以外が担う業務」 ②「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」 ③「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」 に分類し、教師の業務の適正化を図るよう提言されており、文部科学省として、その取組が着実に学校現場で進むよう、教育委員会に対して取組状況の調査を実施し、設置者別の結果公表や好事例の展開等を通じて、取組を促しています。 さらに、教員の業務削減に繋がるよう、公立小学校における35人学級の実現をはじめとした教職員定数の改善、外部人材の活用や部活動改革、免許更新制度の検証・見直し、学校向けの調査の精選・削減などの様々な取組を進めています。	なし	対応	学校における働き方改革については、国・学校・教育委員会がそれぞれの立場において、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境を整備することが重要であり、文部科学省として、あらゆる手立てを尽くして取組を進め成果を出していけるよう取り組んでまいります。 なお、今年3月に「全国の学校における働き方改革取組事例集」を公表し、各都道府県・政令指定都市教育委員会に周知いたしました。事例集の中では、例えば、日課表の見直しによる執務時間の創出の事例も紹介しております。引き続き、働き方改革に関する好事例の横展開についても取り組んでまいります。		
657	令和3年3月24日	令和5年7月12日	引越によるマイナンバーカード修正がアナログすぎる	氏名や住所など、マイナンバーカードの記載事項を変更修正する際に裏側の記載欄を使いますが、あの欄が小さくすぐにいっぱいになります。 運転免許証の場合には、上からシールを貼って変更修正に対応しています。マイナンバーカードも、同様な制度を作り記載欄の限界を取り払うべきです。	最近、改姓を伴う結婚と引越をしました。職場に戸籍謄本を提出することになり、マイナンバーカードを使って、コンビニで戸籍謄本を発行しようとした。 しかし、先にマイナンバーカードの記載事項を変更修正しなければ、コンビニ発行できません。 役場に赴き、マイナンバーカードの記載事項の変更修正を頼むと、記載欄が不足しているの新しいカードを発行します。約1ヶ月かかります。とのこと。 お急ぎなら郵送という方法もありますよと、戸籍謄本の取り寄せを楽にするためにマイナンバーカードを作ったのに本末転倒です。 そもそも職場で戸籍謄本を必要としている慣性を改めるべきなんです。が、とりあえずマイナンバーカードの記載欄はシール貼るとか限界突破	個人	総務省	マイナンバーカードの記載欄が不足した場合、シールを貼る措置は行っておりません。	なし	対応不可	マイナンバーカードの有効期間は通常10年とされているところ、追記欄への追記用のシール貼付を認めるためには、長期間利用できる耐久性を有し、偽造防止のための加工等が施されたシールが必要ですが、一般的なシール資材では、利用状況によっては1~2年程度で印刷の擦れ等が生じシール上の文字の識別が難しくなる可能性があること、保管状況によっては温度変化などの影響を受け接着剤が劣化してシールが剥がれやすくなること、スロットイン型のカード読取機器でカードを読み取る際にシールが機器内部で剥がれた場合、機器に詰まるなど機器が故障する可能性があることから、マイナンバーカードにシールを貼付して追記を行うことは技術的な課題が大きいと考えております。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
658	令和3年3月24日	令和3年5月24日	公立学校の教職員の休憩時間の確保について	休憩時間を勤務時間の終わりの設定できるようにし、休憩時間も含めた時間で早めに退勤できるように法改正をすることで、普段ゆとりがない勤務を余儀なくされている教職員に少しでも精神的なゆとりがもたされればと考えます。教職員のゆとりがもたらす社会的な効果をどう考えるかですが、少なくともゼロコストで改革が可能だと思います。	労働基準法で定められている休憩時間が確保できない学校の現状があります。休憩時間を勤務時間の終わりの設定できるようにし、休憩時間も含めた時間で早めに退勤できるように法改正をすることで、普段ゆとりがない勤務を余儀なくされている教職員に少しでも精神的なゆとりがもたされればと考えます。教職員のゆとりがもたらす社会的な効果をどう考えるかですが、少なくともゼロコストで改革が可能だと思います。	個人	文部科学省	休憩時間は、労働基準法に基づき、労働時間の途中に与えなければならないこととされています。	労働基準法	対応不可	労働基準法に基づき、休憩時間は労働時間の途中に与えなければならないとされていますが、これはある程度労働時間が継続した場合に蓄積される労働者の心身の疲労回復や再び作業を行う際の能率増進のためであり、ご指摘のような対応を行うことは現状困難です。		
659	令和3年3月24日	令和3年5月24日	文部科学省の分割	初等中等教育も、高等教育・大学院も、改革が遅れています。その理由の一つが、文部科学省内の連携不足です。そこで、文部科学省の分割にあたっては、子ども省(総合教育政策局、初等中等教育局、子ども家庭局(旧厚労省))と科学省(科学技術・学術政策局、大学教育研究局(旧高等教育局)、研究振興局、研究開発局)に分割し、機動性を高めるにはどうでしょうか。	提案の理由は、次の通りです。 ○子ども省 小学校・中学校・高等学校行政を管理しつつ、一体的な政策対応の必要性の高い保育園・幼稚園・こども園行政を一元管理することで、誕生から高校卒業までの子どもの成長をサポートする。 ○科学省 大学入学後、学部・修士・博士・ポスドク・研究者・教員・社会人という高等教育以降の段階を一元的に管理しつつ、高等教育と研究活動の水準を世界一まで引き上げ、トップレベルの人材輩出を目指す。	個人	文部科学省 厚生労働省 内閣官房	文部科学省設置法において、文部科学省の主な任務は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術の振興、科学技術の総合的な振興並びにスポーツ及び文化に関する施策の総合的な推進を図ることとされています。 文部科学省においては、教育政策全体を総合的・横断的に推進するための教育三局の再編、また、科学技術・イノベーション創出の推進に向け、大学における研究振興の強化等、研究三局及び高等教育局の再編など、不断に組織の見直しを行っています。さらに、部局横断的な政策課題に対して省内にタスクフォースを設置する等、省内外の連携を図りながら文部科学行政を推進してきているところです。	文部科学省設置法	現行制度下で対応可能	教育基本法において規定される人格の育成に当たっては、文部科学省設置法に規定のとおり、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術の振興、科学技術の総合的な振興並びにスポーツ及び文化に関する施策の総合的な推進を図ることが必要であると考えています。今後も引き続き、その時々々の政策課題や行政需要に対応できるよう、必要に応じた体制の見直しや、関係部局・関係省庁との連携強化を図ってまいります。		
660	令和3年3月24日	令和3年4月16日	国家公務員試験矯正心理専門職試験の実施方法改善	昨年度、今年度ともに矯正心理専門職試験を受験し2次試験まで合格した者です。そのあとの管区面接を合格しなければ、最終的な合格はないということで、この管区それぞれに受験者が交通費をかけて赴くこと自体この時代に即していないと感じます。	赴いてもよいが、一箇所で最終面接を実施し、それぞれの管区に振り分けるといった一般企業のような手法ではためなのか、またskypeやIT機器を使用して面接ができるなど、受験者の負担が減るような施策をしていないところに関して疑問に思います。	個人	法務省	国家公務員法(昭和22年法律第120号)第56条では、採用候補者名簿による職員の採用は、任命権者が、当該採用候補者名簿に記載された者の中から、面接を行い、その結果を考慮して行うものとされています。法務省専門職員(人間科学)採用試験の矯正心理専門職区分の採用候補者名簿に記載された者については、採用を希望する旨の意向を示した者の全員に対し、矯正管区等において採用面接の機会を与えることとしています。	国家公務員法第56条	検討を予定	採用候補者名簿に記載された者に対する面接は、公務に従事するに足る意欲や倫理感を有しているか、採用後の職務経験を通じて能力の研鑽を図ることができる素質を有するかなどもできる限り把握するため、各矯正管区等の実情に応じ、採用を希望する矯正管区又は施設において、原則として対面により実施することとしています。御提案いただいたオンラインによる面接については、予算上の措置が必要となることから具体的な開始時期をお答えすることは困難ですが、引き続き、採用希望者の負担軽減に配慮した実施方法に関して検討を進めてまいります。		
661	令和3年3月24日	令和5年7月12日	マイナンバーカード発行手続きに時間がかかりすぎる件について	マイナンバーカード発行までの手続きを簡素化・迅速化していただきたい。具体的に何に時間がかかっているのか不明だが、既にマイナンバー自体は決まっているわけだし、住民票にも記載されているものだから、自治体という無駄な手続きを踏んでいるようにしか思えない。もし人力で確認・審査をしているのであれば、IT化が必要。各自治体で投資することが難しいのであれば、総務省がデジタル庁で情報を一元管理し、各自治体が紹介する形にしてみようか?	当方東京都江東区在住。8月中旬にマイナンバーカードの申し込みをした。昨日(10/15)に公布の案内の連絡がきた(この時点で2カ月も掛かっている)。案内に従い、Webにて予約を入れようとしたが、12月1日までどの会場も予約が入らない状態。結局3カ月半以上要することになる。何に時間がかかり、ここまで長期化するのか意味不明。恐らくマイナンバーと本人情報の照合など、プロセスのかなりの部分を人手で行い、時間がかかっているものと思われる。IT化することで人件費の削減が可能(特に臨時で職員を雇っているのであれば)。自治体は本来業務に専念できる	個人	総務省	マイナンバーカードの発行については、申請をいただいてから、まずJ-LISにおいて、「顔写真の審査」「カードの作成」「電子証明書の発行」などを行い、市区町村に発送いたします。そして、市区町村において、最新の本人確認情報との照合などを行い、交付通知書を送付することとなります。申請から交付を通知するまでの期間は、市区町村において交付準備を行う期間も合わせて、概ね1か月程度を要しておりますが、これまでに、製造工程の見直しや機器の増強により、カード作成期間の短縮を図ってまいりました。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおり、製造工程の見直し等による発行の期間の短縮に取り組んできたところです。さらに、新生児、紛失等による再交付、海外からの転入者など、特に速やかな交付が必要となる場合を対象に、申請からカードが届くまでの期間を1週間以内とする特急発行・交付の仕組みを創設することを検討しております。		
662	令和3年3月24日	令和3年7月20日	児童相談所の情報共有システム	児童相談所が関わった案件について、その対象家族が居住地を転居しても、全国どの児相でも過去のデータを検索できるシステムを構築する。	虐待による子ども達の死亡事件がなくなりません。乳幼児健診に来ない・幼稚園や学校を休みがち・子どもにケガの痕跡が度々ある・学校や近所、病院から連絡が入っている…等々の、素人が聞いても「その家庭では高確率で虐待が起こっている」と思えるケースでも、児相が「案件が多く忙しいから」と家庭訪問や子どもの確認ができないうまにしている間に子どもが次々と亡くなっています。担当児相は子どもが亡くなってから反省の弁を述べますが、一番の問題は児相同士でデータの引継ぎがなされていないケースが多いことだと感じています。虐待をする親は詮索を嫌い居住地をたびたび変えることが多いからです。全国どの児相でも、担当家庭の居住地変更が分かったら移動先の児相にデータをすぐに送れる、また、虐待が疑われる子どもについて生年月日と名前(特に、親が離婚再婚を繰り返す場合があり苗字は変わりがちなので下の名前で)ですぐに過去のデータについて検索できるシステムを作っていただきたいと思っています。この取り組みは必ず国民全体から高く支持されるものだと思います。	個人	厚生労働省	転居した際に自治体間で的確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村において夜間・休日を含め日常的に迅速な情報共有を行うことができるよう「要保護児童等に関する情報共有システム」の構築を行っています。	なし	対応	令和3年度より、全国統一の情報共有システムの運用を開始するとともに、当該システムの利用が進むよう自治体への支援を行ってまいります。		
663	令和3年3月24日	令和3年5月24日	中曽根元首相の葬儀	中曽根元首相の葬儀に9000万円という税金を注ぎ、各自治体へも弔意を強いる。税金の無駄遣い。自民党の自助でやってください。行革の対象にすべきだ。	故人首相・中曽根の内閣と自民党による合同葬に際し、文科省は国立大などに弔旗と弔意を表明するよう求める通知を出した…と。総務省も全国の自治体に同様の通知を出した。ご協力という体ではあるが、黙とうの時間も指定してるし、旗の出し方まで示している…というから、忬度による強制ですか。内閣と合同とは言え、自民党の葬儀だよ。なのにゆえ、公務労働者に弔意を強制するのさ。んで、教育の現場に特定政党の葬儀の弔意を持ち込むのですか？おそろしい話だ。9000万円という税金を注ぎ、各自治体へも弔意を強いる。税金の無駄遣い。自民党の自助でやってください。行革の対象にすべきだ。	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。					
664	令和3年3月24日	令和3年5月24日	官邸入館届のオンライン化	現在、紙に手書きしたものをFAXで送信する必要がある官邸入館届(取材の際に提出するもの)を、オンラインでのフォームにしてほしい。	手書きではなく打ち込む方が情報を正式に伝えられるため、申請書をコピーするのは紙の無駄であるため、申請書のある場所にいらないと申請できないが、オンライン化すればどこからでも可能になり便利のため。報道関係者、それ以外にも官邸に用事のある人が申請する手間、それを受け付ける手間を大幅に削減できる。紙やFAX代も削減できる。	個人	内閣官房	官邸に入館する場合は、警備上の観点から入館届が必要になります。報道関係者が官邸に入館を希望する場合、社名、氏名、連絡先等を記載した「総理大臣官邸取材者等届」を官邸報道室あてにファックスを送信の上、電話で受領確認をすることをもって入館登録としています。なお、入館頻度の高い方については、所属社からの申請に基づき官邸通行証を発行し、入館登録を省略する措置を行っています。	なし	検討を予定	官邸に入館を希望する報道関係者等の、オンライン申請により入館登録を可能とする場合は、入館希望者の属性・用務の確認作業が必須であるという警備上の観点、外部からのアクセスによる情報セキュリティ上の観点、当該作業に専念できる職員の確保の観点から困難であり、入館申請者からの電話を受けた職員がファックス受信の確認をし、申請内容等の確認作業を行う現在の方法が望ましいですが、報道関係者については、例えばファックスに加え、メールでも申請の受取りを可能とするなどの方法を検討することは可能と考えています。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
665	令和3年3月24日	令和3年5月24日	国家公務員法第十六条の履行による、国家公務員の超過勤務時間に応じた適切な超過勤務手当の支給の提案	政府に国家公務員法第十六条を履行させる。具体的には、真の超過勤務時間(各課職員から報告された本来の超過勤務時間のこと、各省の会計課や庶務室が、省内人件費予算枠内に納めるため、各部署・各課から報告された超過勤務時間を改算することで給与明細上に記載されたものではない。)を支払えるよう、各省会計課が財政当局へ、真に必要な額(例えば、昨年の全職員の真の超過勤務時間の実績から積算した見込み額)を要求し、財政当局が認めること(そうした取組が実施されている省も一部ある)。	業務遂行に対する正しい超過勤務手当の支給がなければ、職員の士気は低下し、離職が増加の一途を辿ることが予想されるため。(勿論、超過勤務をむやみに増やす行政運営上不要な業務の見直しなどは並行して必要。それでもなお、超過勤務を実施しなければ、対応できない業務(国会対応等)による超過勤務はなくすことはできない)。実際、下記報道でも見られる通り、国家公務員の退職意向は若手から加速的に増加している(https://www.nikkei.com/article/DGXMZ061897930U0A720C2000000/?lang=ja)。提案者である当人も、不合理・不義理な業務にサービス残業といった形でこれまで勤務していたが、これでは仕事と家庭の両立はおろか、精神衛生上も悪影響が強いことから、数年内に辞職する意向である。このままでは、行政の人数の確保はおろか、質の低下にも歯止めがきかないままである。提案が実現した場合、少なくとも国家公務員の離職や業務の質の低下は抑制・改善されることが期待される。なお、人口当たりの公務員数は先進諸国と比較して日本が少ない(http://www.jinji.go.jp/pamfu/profeel/03_kazu.pdf)。公務員1人当たりに必要な行政サービスをこなす負担は日本が最も高いということが示唆される。見方を変えれば、日本の公務員の労働生産性が高い、とも見えようが、昨今の行政のデジタル化の遅れや、不要不急の業務の多さ等を鑑みれば、労働生産性が高いとは到底言えない。負担が多い中で、提示できるサービスの質が相応のものとなっていると考えた方が適切であると考える。	個人	内閣官房 人事院 財務省	国家公務員の超過勤務は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に、各省各庁の長が命じるものであり、「一般職の職員の給与に関する法律」第16条第1項により、当該命令を受けて、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して超過勤務手当を支給することとされております。 超過勤務に関しては、各省省において、上司の明確な指示、業務終了後の速やかな退庁、超過勤務手当の確実な支払いを徹底するとともに、長時間労働の要因に応じて、廃止を含む業務の徹底した見直し・効率化や、人員配置・業務分担の見直し、管理職の日々の適切なマネジメントの実現に向けて、取り組んでいるところです。 また、本年1月末に、「(国家公務員の)ワークライフバランス推進のための働き方改革に関する指針」を改正し、「業務の効率化・デジタル化の推進」と、管理職の業務や勤務時間管理、人材育成の向上等に取り組む「マネジメント改革」を働き方改革の主軸として位置付け、「長時間労働の是正」と「やりがいの向上」に強力に取り組んでいるところです。	一般職の職員の給与に関する法律	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
666	令和3年3月24日	令和3年6月16日	年金受給者確認について	毎年年金受給者確認書が送られてきて前年と変更の有無を郵送で回答するのですが郵送切手は本人払いになっています。ネット回答で充分で年金事務所の人件費も大幅削減でき受給者も手間が省けると思っています。	年金事務所の人件費削減と受給者側の手間削減のため従来の郵送方式をネット回答可能な方式に変更する。ネット回答出来ない人は郵送方式も可能とせざるを得ないかと思えます。	個人	厚生労働省	規制改革の番号277の回答を参照してください。				
667	令和3年3月24日	令和3年4月16日	NHKを民営化	NHKは個人との受信契約を受信機の設置に強制しており、契約の自由を反する。NHKは設立趣旨の役割はもう終わっており、無理に国営のまま受信料回収をせず、民営化して自由な放送局とした方が発展性がある。	視聴料の徴収をTV受像機の設置者との契約としているが、契約の自由もなく、設置という個人の自由裁量に事実上強制契約と課金を行っている。それならば、NHKとの契約は個人の自由とし、NHKの運営は民営とすれば良い。民営ならば課金の方法も自由である。政府は電子的方法での広報はインターネットを使えば良い。災害時の緊急警報は携帯網で行える。もはやNHKを国営する必要は全くなく、歳費の無駄使いになっていると考えている。是非早急に検討し、NHKによる契約強要や、強制的な受信料回収を止め、無駄な国民との軋轢をなくすべきである。	個人	総務省	NHKは、放送法の規定に基づき、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送を行うことなどを目的とした特殊法人として設立されています。	放送法第15条及び第16条	対応不可	公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割は、引き続き重要であると考えます。	
668	令和3年3月24日	令和3年7月7日	教育研究業績書の仕様の見直し	大学教員の採用の際に求められる文部科学省形式の教育研究業績書の仕様を変更してほしい。実質的に同じ教育研究業績書を、ある大学ではExcelフォーマットで、別の大学ではWordフォーマットでの提出が求められ、若手研究者にとって教育研究業績書作成作業に無駄な時間が使われている。現状、ほとんどの若手研究者は科学技術振興機構が提供しているresearchmapで業績を管理しているため、researchmapに登録した内容を教育研究業績書に反映する方法を開発してほしい。	大学教員として公募に応募する際、履歴書および業績書を審査のために提出する。この様式は、私立と公立に関わらず、いずれの大学も文部科学省形式の教育研究業績書をひながたとしている。しかし、各大学によって書式の細部に違いがあり、毎回書類をイチから作成する手間がある。一方、記載する内容はすべて同一である。とくに若手研究者は多数の公募先に応募することが多いため、研究に使える時間を、この無意味な書類作業に費やす必要がある点が損失である。この教育研究業績書に記載すべき内容は、すべて科学技術振興機構が提供しているresearchmapに各研究者が登録している内容と同一である。なお、researchmapは日本のほとんどすべての研究者が利用しているし、自動的に書誌情報等をクロールしているため、最新の研究者情報が一覧できるものである。researchmapに一元化された情報を、教員採用の際にも転用できると考える。このことにより、応募する研究者には本来の教育・研究にかける時間が大きく増える。また、採用する各大学は個別の履歴書を準備せず、応募者の研究の最新の状況を考慮したうえで採用活動ができ、もっともニーズにあった人材選択ができる。	個人	文部科学省	大学教員の公募書類については、各大学の方針に基づき、各大学の判断でどのような書類をどのような様式で提出するか決定されています。	なし	対応	大学教員の公募にあたり、応募者に対しどのような書類をどのような様式で提出を求めるかは、各大学の方針に基づき各大学の判断で決定すべきものですが、応募者の負担軽減に向けた各大学の取組を促すべく、令和3年6月に各大学指定の様式と異なる応募書類の柔軟な受付やJREC-INポータルに応募書類作成ツールの活用について周知を行いました。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
669	令和3年3月24日	令和3年4月16日	道路整備(農免道路)	(1)農免道路の整備は農水省という区割りですべて国交省か市町村道として道路整備することが望ましい。 (2)道路管理者に取り締まり権限がなく交通管理者たる警察しか権限がないので重量違反した車両も道路管理者は抑止しづらいかできない。	(1)農免道路の利用者である国民には違いがわかりにくい。農家専用道路なのか?国道とか市町村道が工事の時に農免道路に迂回したこともある、これでは違いがない。見た目は同じ道路なのになぜ?農免道路は地図にも詳しく載らない。しかし非常に利便性が高い道路もあり地元の人以外にはわかりにくく位置づけが曖昧。渋滞抑制交通分散にもつながるのでは非国道都道府県道と同じ扱いしてほしい。 (2)高速道路会社の黄色のバトカーでは重量取り締まりすらできないのは悪意のあるクルマが何も怖がらず不都合である。	個人	農林水産省 国土交通省 警察庁	(1)農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(通称「農免農道」という。)は、農林漁業用揮発油税財源措置の一環として、農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図り、併せて農村環境の改善に資することを目的に、昭和40年度に創設された事業ですが、道路特定財源の一般財源化に伴い平成21年度をもって廃止されました。現在は、農免農道の保全対策等を、都道府県や市町村が農山漁村地域整備交付金等により実施しています。 (2)道路は一定の重量・寸法の車両が安全・円滑に通行できるよう設計されているため、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止する観点から、その重量・寸法を超える車両は原則通行できません。そのため、一定の重量・寸法(一般制限値)を超える車両が道路を通行する場合、物流事業者等は道路法に基づく特殊車両通行許可を受ける必要があり、申請を受けた道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行許可を実施しています。 加えて、道路管理者は、上記に違反して車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のために必要な措置を命ずる権限があります。	(1)土地改良法 道路法 (2)道路法第47条、第47条の2、第47条の4	(1)現行制度 下で対応可能 (2)現行制度 下で対応可能	(1)農道は、農業の生産性の向上、農産物流通の効率化等を目的として、土地改良法に基づき整備される農業用道路であり、農地と農地、農地と集落、農地と農業集出荷施設、農業集出荷施設と幹線道路等を結ぶ路線であることから、造成時の交通量の過半を農業用車両が占めると想定されています。一方、一般道路は、都市空間や都市と交通拠点等の連絡を主な目的としており、整備目的やそれに伴う路線配置の考え方、設計基準等が異なります。 農免農道の幅員は、国道・県道に比べ狭く、市町村道レベルの幅員であり、一般に、地図情報システム(Google map、カーナビゲーションの基礎地図等)にも表示されません。ただし、幅員が比較的狭いことや、トラクター等の低速で走行する農業用車両の安全のため、制限速度が低く設定されていることから、経路検索の条件設定によっては経路として表示されない場合もあります。 造成以降の地域の状況の変化に伴い、一般車両の通行量の増加、農地の減少による農業用車両の通行量の減少等の状況の変化があった場合には、市町村道や都道府県道として認定し、一般道として通行量に応じた整備を行うことも可能です。 (2)道路管理者は、道路法上の権限に基づき、道路の構造を保全または交通の危険を防止するため、必要な場合は、現行においても取締りが可能となっているところであり、引き続き本制度に基づき対応してまいります。	
670	令和3年3月24日	令和3年4月16日	航空自衛隊 航空機の整備記録用紙について	現在航空機の整備記録用紙(航空自衛隊では「フォーム(form)」と呼んでいます)は印刷会社に所定の枠や記入欄等を印刷したものを発注し、使用しています(全てではないかもしれませんが)、これに代えて、電子フォーマットを自作し、これに模倣を与え、各部署に配布し、必要数プリントアウトして使用するよう変えたい。	1、プリントアウトすれば作成できるものをわざわざ外注するのは予算の無駄です。 2、調達に係る手間も時間も省けます。また、各自に必要な時、必要な量を作成できるようになれば、消耗品の調達にありがちな過不足の心配もなくなります。(実際に枯渇したことがあります。その時は自分の部署で印刷したのを使いました。ずっとそれでよかったのですが…。原則的に外注した整備記録用紙を使うものだ、という空気があり、結局その用紙が入荷してからは元に戻りました。) 3、データであれば、今まで1枚1枚手書きで行っていた事をパソコンで簡単に済ませることができます(私の部署では航空機1機当たり年間100~200枚使用します。保有機数を考えるとかなりの手間です。そして必要な費用もかなりのものになるかと思われまます。) 整備記録用紙を外注するのはパソコンやプリンター等の環境がない時代の手段であり、現状ではコスト・入手性・利便性、いずれをとってもデメリットしかありません。漫然と前例を踏襲し続けているのか、そうでなければ印刷会社との癒着、天下りなど疑いたくなるほど不合理です。以上の理由により、航空自衛隊の航空機の整備記録用紙の電子フォーマット化、またその規則化を提案します。	個人	防衛省	J. T. O. 00-10-2(航空自衛隊航空機整備基準)別冊 I 整備記録の様式及び記入要領において、各種整備記録の様式を規定しています。 規定した様式を基に、印刷会社が印刷したものを使用しています。	なし	検討に着手	整備記録等は電子化を検討しております。一部の整備記録は、電算機上で入力可能なための検討に着手しています。残りの整備記録等においても、今後、段階的に記録の電子化について検討していきます。	
671	令和3年3月24日	令和3年5月24日	防災災害危険地図	天気、地震、津波、水害、噴火、地層、活断層、放射線、火災、液状化、冠水等々、数多の行政、機関が各々作った地図と掲載ルールを見て回れば、たった一ヶ所のリスクを知ることが出来るのか。なぜ日本列島が一つなのに、一ヶ所ですべての情報にたどり着けないのだろうか。これを国民一人一人が探し回る 経済損失は一体何兆円なんだろうか。内閣府が全部集めて一つで細部までわかる地図を作れば、どれほどの防災効果、社会的損失を減らせるだろうか。新しい指標が出てくれば地図に足せば済む。これ程わかりやすくして簡潔なものはないのではないか。	単純に自分の住んでいる場所上で上記を調べて、日本の形だけが一緒の地図を数十開いてうんざりしたから。たった一人の人間が、これだけのページを開けないと情報にたどり着けない情報って、いくら有用でも、社会的にほとんど役に立っていないに等しい。災害時なんてそれこそ無意味。ここに地図があってもいいけど、ほとんどを網羅した地図が国にあり、国民一人一人が、そこにアクセスして、多くの情報を平均的に得られれば、どれ程の防災になり、災害の死者を減らせるだろうか。	個人	内閣府 国土交通省	自然災害に係るリスクについては、国土交通省のハザードマップポータルサイトにおいて、「重ねるハザードマップ」や「わがまちハザードマップ」の形で情報を集約し、なるべく円滑に様々なリスク情報にアクセスいただけるように整理しています。「重ねるハザードマップ」は、洪水・土砂災害・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示できるもの、「わがまちハザードマップ」は、各市町村が作成したハザードマップへリンクし、地域ごとの様々な種類のハザードマップを選択して閲覧できるものとなっています。 https://disaportal.gsi.go.jp/	なし	検討を予定	より多様な災害リスクについても一覧性をもって御確認いただけるような形の情報提供について検討を進めるなど、引き続き、国民の皆様にとってわかりやすい情報提供に努めてまいります。	